# 名古屋市公報

平成19年 2月15日号　第696号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246
編集兼発行人　名古屋市総務局行政システム部法制課長


目　次　ページ

名古屋市告示第38号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日を変更します。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

1　有料公園施設の名称

東山公園　テニスコート

2　変更内容

平成19年 4月 9日(月)、同年 7月 9日(月) 及び同年10月 9日(火)を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第39号

名古屋市荒池土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市荒池土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成19年 2 月 5 日

名古屋市長　　松　原　武　久

| 氏　名 | 住　所 |
| --- | --- |
| 須　賀　繁　和 | 名古屋市天白区平針一丁目 807 番地 |

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第40号

名古屋市大高南特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第１項の規定により、名古屋市大高南特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成19年２月５日

名古屋市長　　松　原　武　久

氏　名　　　　　住　所
近　藤　昭　彦　　名古屋市緑区大高町字東植松94番地

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第41号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

1　訪問介護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 福祉の幸鶴里訪問介護事業所 | 名古屋市南区扇田町 3番地の 4 | 平成18年 9月 1日 |
| リトル・トゥリーみずき | 名古屋市名東区新宿二丁目17番地 | 平成18年 12月 1日 |

2　介護予防訪問介護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 訪問介護ステーション「トント」 | 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地 | 平成18年 4月 1日 |
| ハートサービス近藤 | 名古屋市北区杉栄町 2丁目43番地 | 平成18年 9月 1日 |
| 福祉の幸鶴里訪問介護事業所 | 名古屋市南区扇田町 3番地の 4 | 平成18年 9月 1日 |
| 極楽苑訪問介護事業所 | 名古屋市名東区大針一丁目 265番地 | 平成18年 4月 1日 |
| リトル・トゥリーみずき | 名古屋市名東区新宿二丁目17番地 | 平成18年 12月 1日 |
| のなみ訪問看護ステーション | 名古屋市天白区福池二丁目 362番地の 2 | 平成18年 11月 1日 |

3　訪問看護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 内科和田クリニック | 名古屋市千種区千代が丘 5番50号 | 平成18年 10月10日 |

4　介護予防訪問看護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 訪問看護ステーション「トント」 | 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地 | 平成18年 4月 1日 |
| 訪問看護ステーションまごのて | 名古屋市千種区今池三丁目16番12号 | 平成18年 9月 1日 |

5　居宅療養管理指導

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| まさき歯科 | 名古屋市中村区乾出町 1丁目 3番地 | 平成17年 8月 1日 |
| さくら歯科 | 名古屋市中村区太閤通 9丁目10番地の 2 | 平成18年 12月 1日 |
| めぐみ歯科 | 名古屋市中川区助光三丁目 101番地 | 平成18年 10月 2日 |
| アリーナ薬局 | 名古屋市守山区大森一丁目1203番地の 1 | 平成18年 8月28日 |
| アリーナ薬局吉根店 | 名古屋市守山区深沢一丁目 703番地 | 平成18年 8月28日 |

6　介護予防居宅療養管理指導

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| さくら歯科 | 名古屋市中村区太閤通 9丁目10番地の 2 | 平成18年 12月 1日 |
| めぐみ歯科 | 名古屋市中川区助光三丁目 101番地 | 平成18年 10月 2日 |
| アリーナ薬局 | 名古屋市守山区大森一丁目1203番地の 1 | 平成18年 8月28日 |
| アリーナ薬局吉根店 | 名古屋市守山区深沢一丁目 703番地 | 平成18年 8月28日 |

7　介護予防通所介護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 藤美苑デイサービスセンター | 名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地 | 平成18年 7月 1日 |
| 瑞穂ケアセンターそよ風 | 名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁目36番地 | 平成18年 4月 1日 |
| デイサービス友 | 名古屋市南区三吉町 6丁目17番地 | 平成18年 10月 1日 |

| 天子田デイサービスセンター | 名古屋市守山区天子田三丁目1201番地 | 平成18年 4月 1日 |
|---|---|---|
| デイサービスセンター極楽苑 | 名古屋市名東区大針一丁目 265番地 | 平成18年 4月 1日 |

8　通所リハビリテーション

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 介護老人保健施設セントラル堀田 | 名古屋市瑞穂区田光町 1丁目 4番地 | 平成18年11月13日 |

9　介護予防通所リハビリテーション

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 北病院デイケア | 名古屋市北区上飯田南町 2丁目78番地 | 平成18年 9月 1日 |
| 名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院 | 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2 | 平成18年 4月 1日 |
| 介護老人保健施設セントラル堀田 | 名古屋市瑞穂区田光町 1丁目 4番地 | 平成18年11月13日 |
| 医療法人三恵会服部病院 | 名古屋市熱田区沢上一丁目 3番20号 | 平成18年 4月 1日 |

10　介護予防短期入所生活介護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 特別養護老人ホーム藤美苑 | 名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地 | 平成18年 7月 1日 |
| 特別養護老人ホーム極楽苑 | 名古屋市名東区大針一丁目 265番地 | 平成18年 4月 1日 |

11　短期入所療養介護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 介護老人保健施設セントラル堀田 | 名古屋市瑞穂区田光町 1丁目 4番地 | 平成18年11月13日 |

12　介護予防短期入所療養介護

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 介護老人保健施設セントラル堀田 | 名古屋市瑞穂区田光町 1丁目 4番地 | 平成18年11月13日 |

13　福祉用具貸与

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 有限会社豆ランプ緑福祉用具サービスセンター | 名古屋市緑区相原郷二丁目 905番地 | 平成18年 6月16日 |
| リンクス | 名古屋市名東区平和が丘二丁目 235番地 | 平成18年 11月 1日 |

14　介護予防福祉用具貸与

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 有限会社豆ランプ緑福祉用具サービスセンター | 名古屋市緑区相原郷二丁目 905番地 | 平成18年 6月16日 |
| リンクス | 名古屋市名東区平和が丘二丁目 235番地 | 平成18年 11月 1日 |

15　居宅介護支援事業

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| あいりケアプラン | 名古屋市西区玉池町 217番地 | 平成19年 1月 1日 |
| あいち労協在宅生活センター | 名古屋市中区平和二丁目 2番 4号 | 平成18年 12月 1日 |
| 樹ネットワーク | 名古屋市熱田区神宮二丁目 3番 4号 | 平成18年 12月 1日 |

16　特定福祉用具販売

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| リンクス | 名古屋市名東区平和が丘二丁目 235番地 | 平成18年 11月 1日 |

17　特定介護予防福祉用具販売

| 介護機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| リンクス | 名古屋市名東区平和が丘二丁目 235番地 | 平成18年 11月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第42号

生活保護法による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

1　訪問介護

| 介護機関名 | 所在地 | 休止年月日 |
| --- | --- | --- |
| ツーエムシー訪問介護事業所 | 名古屋市中村区宿跡町 2丁目12番地の 6 | 平成19年 1月31日 |
| アイアイサービスみなと | 名古屋市港区七反野二丁目1309番地 | 平成18年11月30日 |

2　介護予防訪問介護

| 介護機関名 | 所在地 | 休止年月日 |
| --- | --- | --- |
| ツーエムシー訪問介護事業所 | 名古屋市中村区宿跡町 2丁目12番地の 6 | 平成19年 1月31日 |
| アイアイサービスみなと | 名古屋市港区七反野二丁目1309番地 | 平成18年11月30日 |

3　居宅介護支援事業

| 介護機関名 | 所在地 | 休止年月日 |
| --- | --- | --- |
| 医療法人清水会清水会ケアプランニングセンターまこと | 名古屋市緑区鳴海町字藤塚53番地 | 平成18年 7月31日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第43号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

1　訪問介護

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 福祉の幸鶴里訪問介護事業所 | 名古屋市南区鶴田一丁目11番 7号 | 平成18年 8月31日 |
| にじのさと南サービスセンター | 名古屋市南区内田橋一丁目 7番19号 | 平成18年 9月30日 |
| ドリームヘルパーステーション鳴海 | 名古屋市緑区鳴海町字京田 105番地の 2 | 平成18年 3月31日 |

2　介護予防訪問介護

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 福祉の幸鶴里訪問介護事業所 | 名古屋市南区鶴田一丁目11番 7号 | 平成18年 8月31日 |
| にじのさと南サービスセンター | 名古屋市南区内田橋一丁目 7番19号 | 平成18年 9月30日 |

3　訪問看護

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 伏屋内科・外科クリニック | 名古屋市中川区富田町大字長須賀字才ヶ前 531番地の 1 | 平成18年12月17日 |

4　介護予防訪問看護

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 伏屋内科・外科クリニック | 名古屋市中川区長須賀三丁目 704番地 | 平成18年12月17日 |

5　居宅療養管理指導

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
| --- | --- | --- |
| まさき歯科 | 名古屋市中村区乾出町 1丁目 3番地 | 平成17年 7月31日 |
| さくら歯科 | 名古屋市中村区鳥居西通 2丁目55番地 | 平成18年 11月30日 |
| 伏屋内科・外科クリニック | 名古屋市中川区富田町大字長須賀字才ヶ前 531番地の 1 | 平成18年 12月17日 |
| めぐみ歯科 | 名古屋市中川区助光三丁目 101番地 | 平成18年 10月 1日 |
| 福井薬局 | 名古屋市南区柴田本通 2丁目16番地の 1 | 平成18年 9月30日 |
| 眼科広川クリニック | 名古屋市守山区大字吉根字仲田 2741番地 | 平成15年 6月30日 |
| アリーナ薬局 | 名古屋市守山区大森一丁目1203番地 | 平成18年 8月27日 |
| アリーナ薬局吉根店 | 名古屋市守山区大字吉根字越水 519番地 | 平成18年 8月27日 |

6　介護予防居宅療養管理指導

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
| --- | --- | --- |
| さくら歯科 | 名古屋市中村区鳥居西通 2丁目55番地 | 平成18年 11月30日 |
| 伏屋内科・外科クリニック | 名古屋市中川区長須賀三丁目 704番地 | 平成18年 12月17日 |
| めぐみ歯科 | 名古屋市中川区助光三丁目 101番地 | 平成18年 10月 1日 |
| 福井薬局 | 名古屋市南区柴田本通 2丁目16番地の 1 | 平成18年 9月30日 |
| アリーナ薬局 | 名古屋市守山区大森一丁目1203番地 | 平成18年 8月27日 |
| アリーナ薬局吉根店 | 名古屋市守山区大字吉根字越水 519番地 | 平成18年 8月27日 |

7　福祉用具貸与

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
| --- | --- | --- |
| 有限会社豆ランプ緑福祉用具サービスセンター | 名古屋市緑区曽根三丁目2508番地 | 平成18年 6月15日 |

8　居宅介護支援

| 介護機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
| --- | --- | --- |
| にじのさと南居宅介護支援事業所 | 名古屋市南区内田橋一丁目 7番19号 | 平成18年 9月30日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第44号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　松　原　武　久

| 医療機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| むらもとクリニック | 名古屋市千種区神田町31番17号 | 平成18年10月 1日 |
| こばやし整形外科 | 名古屋市中区栄三丁目 7番12号 | 平成18年11月 1日 |
| 医療法人白寿会<br>阪井クリニック | 名古屋市緑区六田一丁目 214番地 | 平成18年11月 1日 |
| 鳴海クリニック | 名古屋市緑区浦里五丁目50番地 | 平成18年12月 4日 |
| 砦前クリニック | 名古屋市緑区青山三丁目23番地 | 平成18年12月 1日 |
| まつうら歯科・歯科口腔外科 | 名古屋市東区砂田橋一丁目 1番10号 | 平成18年12月 1日 |
| 医療法人愛美会<br>めぐみ歯科 | 名古屋市中川区助光三丁目 101番地 | 平成18年10月 2日 |
| クロダ歯科 | 名古屋市天白区境根町 150番地 | 平成18年10月30日 |
| 松山ファミリー歯科 | 名古屋市天白区植田南二丁目 415番地 | 平成18年12月 1日 |
| いりなか調剤薬局 | 名古屋市昭和区隼人町12番地の15 | 平成18年12月 1日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢薬局尾頭橋店 | 名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番24号 | 平成18年11月 1日 |
| 平成薬局南陽店 | 名古屋市港区船頭場五丁目 825番地 | 平成18年12月 1日 |

| | | |
|---|---|---|
| ジップファーマシー白沢港明調剤薬局 | 名古屋市港区港明一丁目 1番 2号 | 平成18年11月 1日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢調剤薬局港東海通店 | 名古屋市港区七番町 2丁目 4番地の２ | 平成18年11月 1日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢調剤薬局名港店 | 名古屋市港区名港二丁目 918番 2号 | 平成18年11月 1日 |
| アリーナ薬局 | 名古屋市守山区大森一丁目1203番地 | 平成18年 8月28日 |
| アリーナ薬局吉根店 | 名古屋市守山区深沢一丁目 703番地 | 平成18年 8月28日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢白山薬局 | 名古屋市守山区白山三丁目 502番地 | 平成18年11月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第45号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

| 施　術　者　名<br>施　術　所　名 | 所　　在　　地 | 指　定　年　月　日 |
| --- | --- | --- |
| 平岩　弘光<br>ひまわり治療院 | 名古屋市千種区大久手町 5丁目 8番地 | 平成18年12月25日 |
| 高橋　淳<br>高橋治療院はり・灸・まっさーじ | 名古屋市天白区平針一丁目2101番地 | 平成18年11月 2日 |
| 西﨑　邦雅<br>鍼灸東京漢法院 | 名古屋市南区豊田三丁目15番 9号 | 平成18年12月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第46号

生活保護法による指定医療機関等の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり変更の届出がありました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

| 医療機関名 | | 杉下歯科医院 |
|---|---|---|
| 所在地 | | 名古屋市守山区幸心三丁目 501番地 |
| 変更事項 | 新 | 幸心三丁目 501番地 |
| | 旧 | 大字幸心字中畑38番地の 1 |
| 変更年月日 | | 平成10年 2月16日 |
| 医療機関名 | | Ｚｉｐファーマシー白沢薬局尾頭橋店 |
| 所在地 | | 名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番24号 |
| 変更事項 | 新 | 株式会社ジップドラッグ |
| | 旧 | 株式会社ジップ・ホールディングス |
| 変更年月日 | | 平成18年11月16日 |
| 医療機関名 | | ジップファーマシー白沢港明調剤薬局 |
| 所在地 | | 名古屋市港区港明一丁目 1番 2号 |
| 変更事項 | 新 | 株式会社ジップドラッグ |
| | 旧 | 株式会社ジップ・ホールディングス |
| 変更年月日 | | 平成18年11月16日 |
| 医療機関名 | | Ｚｉｐファーマシー白沢調剤薬局港東海通店 |
| 所在地 | | 名古屋市港区七番町 2丁目 4番地の 2 |
| 変更事項 | 新 | 株式会社ジップドラッグ |
| | 旧 | 株式会社ジップ・ホールディングス |
| 変更年月日 | | 平成18年11月16日 |

| 医　療　機　関　名 | | Ｚｉｐファーマシー白沢調剤薬局名港店 |
| --- | --- | --- |
| 所　在　地 | | 名古屋市港区名港二丁目 918番 2号 |
| 変　更<br>事　項 | 新 | 株式会社ジップドラッグ |
| | 旧 | 株式会社ジップ・ホールディングス |
| 変　更　年　月　日 | | 平成18年11月16日 |
| 医　療　機　関　名 | | Ｚｉｐファーマシー白沢白山薬局 |
| 所　在　地 | | 名古屋市守山区白山三丁目 502番地 |
| 変　更<br>事　項 | 新 | 株式会社ジップドラッグ |
| | 旧 | 株式会社ジップ・ホールディングス |
| 変　更　年　月　日 | | 平成18年11月16日 |
| 施　術　者　名 | | 山田　貴文 |
| 施　術　所　名 | | 水野マッサージ治療院 |
| 所　在　地 | | 名古屋市守山区笹ヶ根二丁目 207番地 |
| 変　更<br>事　項 | 新 | 笹ヶ根二丁目 207番地 |
| | 旧 | 大字吉根字笹ヶ根 557番地の22 |
| 変　更　年　月　日 | | 平成18年11月25日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第47号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　松　原　武　久

| 医療機関名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 村元医院 | 名古屋市千種区神田町31番17号 | 平成18年 9月30日 |
| 伏屋循環器科 | 名古屋市中川区長須賀三丁目 704番地 | 平成18年12月17日 |
| 医療法人白寿会阪井病院 | 名古屋市緑区六田一丁目 214番地 | 平成18年10月31日 |
| 鳴海クリニック | 名古屋市緑区鳴海町字向田 151番地の 1 | 平成18年12月 3日 |
| 中垣医院 | 名古屋市天白区八事山 220番地 | 平成18年10月31日 |
| めぐみ歯科 | 名古屋市中川区助光三丁目 101番地 | 平成18年10月 1日 |
| クロダ歯科 | 名古屋市天白区境根町 148番地 | 平成18年10月29日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢薬局尾頭橋店 | 名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番24号 | 平成18年10月31日 |
| 平成薬局南陽店 | 名古屋市港区八百島一丁目 906番地 | 平成18年11月30日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢調剤薬局港東海通店 | 名古屋市港区七番町 2丁目 4番地の２ | 平成18年10月31日 |
| Ｚｉｐファーマシー白沢調剤薬局名港店 | 名古屋市港区名港二丁目 918番 2号 | 平成18年10月31日 |
| ジップファーマシー白沢港明調剤薬局 | 名古屋市港区港明一丁目 1番 2号 | 平成18年10月31日 |

| Ｚｉｐファーマシー白沢白山薬局 | 名古屋市守山区白山三丁目 502番地 | 平成18年10月31日 |
| --- | --- | --- |
| アリーナ薬局吉根店 | 名古屋市守山区大字吉根字越水 519番地 | 平成18年 8月27日 |
| アリーナ薬局 | 名古屋市守山区大森一丁目1203番地 | 平成18年 8月27日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第48号

生活保護法による施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の２の規定により、同法による指定を受けた施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

| 施術者名<br>施術所名 | 所在地 | 廃止年月日 |
| --- | --- | --- |
| 高橋　淳<br>高橋治療院 | 名古屋市中川区戸田三丁目1413番地 | 平成18年10月31日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第49号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 4第 1項の規定による応急入院指定病院の指定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第33条の 4第 1項の規定による応急入院指定病院として、次の医療機関を指定しました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

| 医療機関名 | 所在地 | 指定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 医療法人生生会松蔭病院 | 名古屋市中川区打出二丁目70番地 | 平成19年 2月 1日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第50号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の 4第 4項後段
及び第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることができる
精神科病院の認定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第22条の 4第 4項後段及び第33条第 4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次の医療機関を認定しました。

平成19年 2月 5日

名古屋市長　　松　原　武　久

| 医療機関名 | 所在地 | 認定年月日 |
| --- | --- | --- |
| 医療法人生生会松蔭病院 | 名古屋市中川区打出二丁目70番地 | 平成19年 2月 1日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第51号

自転車等放置禁止区域の変更

平成19年名古屋市告示第 1号（自転車等放置禁止区域の指定及び変更）の一部を次のように訂正します。

平成19年 2月 7日

名古屋市長　　松　原　武　久

2　自転車等放置禁止区域の変更の表中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成19年 3月 1日 | 有松自転車等放置禁止区域 | 緑区有松町大字有松字往還北、有松町大字有松字往還南、有松町大字有松字橋東北、鳴海町字有松裏、鳴海町字米塚及び鳴海町字細根 | 別図 6のとおり |
| 平成19年 4月 1日 | 一社自転車等放置禁止区域 | 名東区高社一丁目、高社二丁目、一社一丁目及び一社二丁目 | 別図 7のとおり |

」

を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成19年 4月 1日 | 有松自転車等放置禁止区域 | 緑区有松町大字有松字往還北、有松町大字有松字往還南、有松町大字有松字橋東北、鳴海町字有松裏、鳴海町字米塚及び鳴海町字細根 | 別図 6のとおり |

| 一社自転車等放置禁止区域 | 名東区高社一丁目、高社二丁目、一社一丁目及び一社二丁目 | 別図 7のとおり |
|---|---|---|

」

に訂正します。

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

名古屋市告示第52号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第70条第１項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

平成19年２月９日

名古屋市長　　松　原　武　久

１　建築協定の名称

高峯町住宅地区建築協定

２　建築協定区域

名古屋市昭和区高峯町１３3番１　外

３　縦覧期間

平成19年２月９日から平成19年３月９日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成３年名古屋市条例第36号）第２条第１項に規定する本市の休日を除きます。

４　縦覧時間

午前８時45分より午後５時まで。ただし、正午から午後１時までを除きます。

５　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎２階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市教育委員会告示第 4号

教育委員会定例会の開催について

平成19年 2月 9日午後 2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成19年 2月 5日

名古屋市教育委員会委員長　川　村　洋　司

平成18年度補正予算について
名古屋市入学準備金条例の一部改正について
名古屋市立学校設置条例の一部改正について
名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について
指定管理者の指定について
平成19年度当初予算について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市消防局告示第１号

防災センター要員に対する講習の実施について

消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件（平成６年消防庁告示第10号）に規定する本講習（平成19年度第１回から第14回まで）及び再講習（平成19年度第１回から第13回まで）は、次のとおりです。

平成19年２月５日

名古屋市消防長　田　中　辰　雄

１　日時、場所及び定員

(1) 本講習

| 区分 | 講習日 | 講習時間 | 講習場所 | 定員 |
|---|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年４月26日(木)及び同年４月27日(金) | 午前９時00分から午後５時15分まで | 名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ６階防火管理研修センター | 各回48名 |
| 第２回 | 平成19年５月21日(月)及び同年５月22日(火) | | | |
| 第３回 | 平成19年６月21日(木)及び同年６月22日(金) | | | |
| 第４回 | 平成19年７月12日(木)及び同年７月13日(金) | | | |
| 第５回 | 平成19年８月21日(火)及び同年８月22日(水) | | | |
| 第６回 | 平成19年９月４日(火)及び同年９月５日(水) | | | |
| 第７回 | 平成19年９月26日(水)及び同年９月27日(木) | | | |
| 第８回 | 平成19年10月４日(木)及び同年10月５日(金) | | | |
| 第９回 | 平成19年11月１日(木)及び同年11月２日(金) | | | |
| 第10回 | 平成19年11月14日(水)及び同年11月15日(木) | | | |
| 第11回 | 平成19年12月３日(月)及び同年12月４日(火) | | | |

| 第12回 | 平成20年１月23日(水)<br>及び同年１月24日(木) | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第13回 | 平成20年２月13日(水)<br>及び同年２月14日(木) | | | |
| 第14回 | 平成20年３月11日(火)<br>及び同年３月12日(水) | | | |

(2) 再講習

| 区　分 | 講　習　日 | 講　習　時　間 | 講　習　場　所 | 定員 |
|---|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年５月24日(木) | 午前９時00分から<br>午後５時15分まで | 名古屋市中区栄<br>一丁目23番13号<br>伏見ライフプラ<br>ザ６階防火管理<br>研修センター | 各回<br>36名 |
| 第２回 | 平成19年６月４日(月) | | | |
| 第３回 | 平成19年７月６日(金) | | | |
| 第４回 | 平成19年８月３日(金) | | | |
| 第５回 | 平成19年８月28日(火) | | | |
| 第６回 | 平成19年９月10日(月) | | | |
| 第７回 | 平成19年10月12日(金) | | | |
| 第８回 | 平成19年10月25日(木) | | | |
| 第９回 | 平成19年11月12日(月) | | | |
| 第10回 | 平成19年11月27日(火) | | | |
| 第11回 | 平成19年12月６日(木) | | | |
| 第12回 | 平成20年１月15日(火) | | | |
| 第13回 | 平成20年２月１日(金) | | | |

2　受講申込手続

(1) 申込期間及び申込先

ア　本講習

| 区　分 | 申　込　期　間 | 申　込　先 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年２月13日(火)から<br>同年３月２日(金)まで | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄一丁目23番13号<br>伏見ライフプラザ６階防火管理<br>研修センター<br>財団法人名古屋市防災管理公社 |
| 第２回 | | |
| 第３回 | 平成19年４月９日(月)から<br>同年４月27日(金)まで | |
| 第４回 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 第５回 | | |
| 第６回 | 平成19年６月18日(月)から<br>同年７月６日(金)まで | |
| 第７回 | | |
| 第８回 | | |
| 第９回 | 平成19年８月20日(月)から<br>同年９月７日(金)まで | |
| 第10回 | | |
| 第11回 | | |
| 第12回 | 平成19年11月12日(月)から<br>同年11月30日(金)まで | |
| 第13回 | | |
| 第14回 | | |

イ　再講習

| 区　分 | 申　込　期　間 | 申　込　先 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年３月26日(月)から<br>同年４月６日(金)まで | 〒460-0008<br>名古屋市中区栄一丁目23番13号<br>伏見ライフプラザ６階防火管理研修センター<br>財団法人名古屋市防災管理公社 |
| 第２回 | | |
| 第３回 | 平成19年５月14日(月)から<br>同年５月25日(金)まで | |
| 第４回 | | |
| 第５回 | 平成19年７月２日(月)から<br>同年７月13日(金)まで | |
| 第６回 | | |
| 第７回 | 平成19年8月20日(月)から<br>同年８月31日(金)まで | |
| 第８回 | | |
| 第９回 | 平成19年９月10日(火)から<br>同年９月28日(金)まで | |
| 第10回 | | |
| 第11回 | | |
| 第12回 | 平成19年11月５日(月)から<br>同年11月22日(木)まで | |
| 第13回 | | |

(2)　申込方法

ア　申込期間内に限り、受講申込の受付を行います。

イ　市内各消防署に備付けの受講申込書、所定の封筒及び返信用封筒により申込をしてください。

ウ　受講申込書には必要事項と受講希望日を第3希望まで記入してください。

エ　返信用封筒には切手をはり、郵送先の住所とあて名を記入してください。

オ　所定の封筒に切手をはり、受講申込書と返信用封筒を同封して郵送してください。

(3) 受講決定

申込期間終了後10日以内に、受講日等を郵送にてお知らせします。

なお、申込みが定員を超える場合は、申込時において受講義務のある防火対象物に勤務されている方を優先させていただきますのでご了解ください。

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第２号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第３条第１項第１号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第２号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

平成19年２月５日

名古屋市消防長　田　中　辰　雄

１　日時、場所及び定員

(1)　甲種防火管理講習

ア　甲種防火管理新規講習

| 区分 | 講習日 | 講習時間 | 講習場所 | 定員 |
|---|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年５月７日(月)及び同年５月８日(火) | 午前９時30分から午後４時30分まで | 名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ５階名古屋市鯱城学園鯱城ホール | 各回322名 |
| 第２回 | 平成19年５月28日(月)及び同年５月29日(火) | | | |
| 第３回 | 平成19年６月18日(月)及び同年６月19日(火) | | | |
| 第４回 | 平成19年７月21日(土)及び同年７月22日(日) | | | |
| 第５回 | 平成19年８月７日(火)及び同年８月８日(水) | | | |
| 第６回 | 平成19年８月30日(木)及び同年８月31日(金) | | | |
| 第７回 | 平成19年９月13日(木)及び同年９月14日(金) | | | |
| 第８回 | 平成19年10月１日(月)及び同年10月２日(火) | | | |
| 第９回 | 平成19年10月16日(火)及び同年10月17日(水) | | | |
| 第10回 | 平成19年10月29日(月)及び同年10月30日(火) | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第11回 | 平成19年11月19日(月)<br>及び同年11月20日(火) | | | |
| 第12回 | 平成19年12月10日(月)<br>及び同年12月11日(火) | | | |
| 第13回 | 平成20年1月10日(木)<br>及び同年1月11日(金) | | | |
| 第14回 | 平成20年1月28日(月)<br>及び同年1月29日(火) | | | |
| 第15回 | 平成20年2月16日(土)<br>及び同年2月17日(日) | | | |
| 第16回 | 平成20年3月3日(月)<br>及び同年3月4日(火) | | | |

イ　甲種防火管理再講習

| 区 分 | 講　習　日 | 講 習 時 間 | 講 習 場 所 | 定員 |
|---|---|---|---|---|
| 第1回 | 平成19年5月16日(水) | 午後1時30分から<br>午後4時50分まで | 名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ5階<br>名古屋市鯱城学園鯱城ホール | 各回<br>187名 |
| 第2回 | 平成19年6月7日(木) | | | |
| 第3回 | 平成19年7月17日(火) | | | |
| 第4回 | 平成19年8月24日(金) | | | |
| 第5回 | 平成19年9月20日(木) | | | |
| 第6回 | 平成19年11月29日(木) | | | |
| 第7回 | 平成20年1月31日(木) | | | |
| 第8回 | 平成20年3月6日(木) | | | |

(2) 乙種防火管理講習

| 区 分 | 講　習　日 | 講 習 時 間 | 講 習 場 所 | 定員 |
|---|---|---|---|---|
| 第1回 | 平成19年5月10日(木) | 午前9時30分から<br>午後4時30分まで | 名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ5階<br>名古屋市鯱城学園鯱城ホール | 各回<br>187名 |
| 第2回 | 平成19年6月10日(日) | | | |
| 第3回 | 平成19年7月10日(火) | | | |
| 第4回 | 平成19年9月7日(金) | | | |
| 第5回 | 平成19年11月22日(木) | | | |

| 第６回 | 平成19年12月15日（土） | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第７回 | 平成20年１月21日（月） | | | |
| 第８回 | 平成20年２月26日（火） | | | |

2　受講申込手続

(1)　申込期間、申込先等

ア　甲種防火管理講習

(ｱ)　甲種防火管理新規講習

| 区分 | 申込期間 | 申込時間 | 申込先 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年２月５日（月）から同年４月27日（金）まで | 午前８時45分から午後５時15分まで | 市内各消防署及び消防署出張所 |
| 第２回 | 平成19年２月５日（月）から同年５月18日（金）まで | | |
| 第３回 | 平成19年２月５日（月）から同年６月８日（金）まで | | |
| 第４回 | 平成19年２月５日（月）から同年７月11日（水）まで | | |
| 第５回 | 平成19年２月５日（月）から同年７月28日（土）まで | | |
| 第６回 | 平成19年２月５日（月）から同年８月20日（月）まで | | |
| 第７回 | 平成19年２月５日（月）から同年９月３日（月）まで | | |
| 第８回 | 平成19年２月５日（月）から同年９月21日（金）まで | | |
| 第９回 | 平成19年２月５日（月）から同年10月６日（土）まで | | |
| 第10回 | 平成19年２月５日（月）から同年10月19日（金）まで | | |
| 第11回 | 平成19年２月５日（月）から同年11月９日（金）まで | | |
| 第12回 | 平成19年２月５日（月）から同年11月30日（金）まで | | |

| 第13回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年12月31日(月)まで | | |
|---|---|---|---|
| 第14回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年１月18日(金)まで | | |
| 第15回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年２月６日(水)まで | | |
| 第16回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年２月22日(金)まで | | |

(ｲ) 甲種防火管理再講習

| 区　分 | 申　　込　　期　　間 | 申　込　時　間 | 申　込　先 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年５月６日(日)まで | 午前８時45分から<br>午後５時15分まで | 市内各消防署及び消防署出張所 |
| 第２回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年５月28日(月)まで | | |
| 第３回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年７月７日(土)まで | | |
| 第４回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年８月14日(火)まで | | |
| 第５回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年９月10日(月)まで | | |
| 第６回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年11月19日(月)まで | | |
| 第７回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年１月21日(月)まで | | |
| 第８回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年２月25日(月)まで | | |

イ　乙種防火管理講習

| 区　分 | 申　　込　　期　　間 | 申　込　時　間 | 申　込　先 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年４月30日(月)まで | 午前８時45分から<br>午後５時15分まで | 市内各消防署及び消防署出張所 |
| 第２回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年５月31日(木)まで | | |
| 第３回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年６月30日(土)まで | | |
| 第４回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年８月28日(火)まで | | |
| 第５回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年11月12日(月)まで | | |

| 第６回 | 平成19年２月５日(月)から<br>同年12月５日(水)まで | | |
|---|---|---|---|
| 第７回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年１月11日(金)まで | | |
| 第８回 | 平成19年２月５日(月)から<br>平成20年２月16日(土)まで | | |

(2) 申込方法

ア　市内各消防署及び消防署出張所に備付けの受講申込書により申し込んでください。

イ　申込みに際しては、写真（申込み前６箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身及び無背景の縦４センチメートル、横３センチメートルのもの）２枚を持参してください。

ウ　甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市交通局管理規程第１号

カード乗車券取扱規程（平成１０年名古屋市交通局管理規程第１７号）の一部を次のように改正する。

平成１９年２月７日

名古屋市交通局長　吉　井　信　雄

別表第１名古屋鉄道株式会社の項範囲の欄中「巽ケ丘駅」の次に、「、白沢駅、坂部駅」を加える。

附　則

この規程は、平成１９年２月１４日から施行する。

平成19年監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成19年2月8日

名古屋市監査委員　小　島　七　郎
同　　　　　　　　田　中　里　佳
同　　　　　　　　加　藤　雄　也
同　　　　　　　　本　田　俊一郎

## 平成17年監査報告第2号関係分（平成18年11月30日現在の措置状況）

### 健康福祉局

1　社会福祉施設における備蓄食料の管理について検討すべきもの

（指摘事項）

社会福祉施設においては、消防法に基づく消防計画を作成しなければならないと定められており、その消防計画では備蓄食料品等を確保するとともに、定期的に点検することが必要であるとされている。

局として各社会福祉施設における備蓄食料品の基準を定めるよう検討されたい。

（措置状況）

社会福祉施設における災害用備蓄食料品の基準につきましては、3 日分以上を備蓄することなどを定め、各施設に周知した。

## 平成17年監査報告第3号関係分（平成18年11月30日現在の措置状況）

### 環境局

1　職員宿舎について検討すべきもの

（指摘事項）

環境局では、緊急出動用として下表の通り職員宿舎を設置している。職員宿舎は、当初、遠隔地からの雇用確保を目的として設置されたものであるが、近年の雇用状況は逼迫しておらず、また事故発生時や災害発生時の出動実績もないことから、職員宿舎の必要性は薄れてきている。資産の有効活用の観点からも、今後の職員宿舎について廃止・縮小を含め検討されたい。

| 名称 | 所在地 | 建設年 | 全戸数 | 入居戸数（注） |
|---|---|---|---|---|
| 福徳 | 北区 | 平成3年 | 12 | 11 |
| 吹上 | 昭和区 | 昭和49年 | 12 | 8 |

（注）入居戸数は平成17年4月1日現在である。

（措置状況）

福徳・吹上両職員宿舎は、当初遠隔地からの雇用対策として設置し、その後は、緊急出動用の宿舎として位置づけ、管理・運営を行ってきた。しかし、いずれもその必要性が薄れてきていることから、平成21年3月末に両職員宿舎を廃止することとした。

また、新たな住居の準備のため入居期間を延長する必要性のある入居者については、環境局職員宿舎取扱内規に基づき、平成21年3月31日を期限とした居住期間の延長の手続きを行った。

## 平成18年監査報告第1号関係分（平成18年11月30日現在の措置状況）

### 住宅都市局（工事）

1　土工機械の運搬費及び分解組立費について検討すべきもの

（指摘事項）

公共住宅建築工事積算基準では、バックホウなどの土工機械を使用する場合、その土工機械の運搬費及び分解組立費を計上することとしているが、2 件の市営住宅新築工事でその費用を計上していなかった。この基準に準じて作成した市営住宅建築工事標準単価表に土工機械の運搬費及び分解組立費の単価を記載していないことが、その費用の計上もれを生じやすくしているため、それらの単価を標準単価表に記載するなど、必要な費用の計上について明確にするよう検討されたい。

（措置状況）

土木機械の運搬費及び分解組立費については、平成 18 年 8 月に改定した市営住宅建築工事標準単価表に計上すべき費用として記載した（平成 18 年 8 月 1 日施行）。

交通局

1　特殊勤務手当の支給について検討すべきもの

（指摘事項）

自動車工場に所属する技術職員が車両検査等の業務に従事した場合、特殊勤務手当を支給しているが、研修等により対象業務に直接従事していない場合にも、業務に関連があるとして当該手当を支給している。しかし、特殊勤務手当は特殊な勤務条件に対して支給されるものであるので、対象業務に直接従事した場合にのみ支給するよう検討されたい。

（措置状況）

車両検査等の業務に係る特殊勤務手当の支給については、手当の支給対象となる業務に直接従事した場合に限り手当を支給することとした（平成 18 年 9 月 1 日施行）。

**平成 18 年監査報告第 2 号関係分（平成 18 年 11 月 30 日現在の措置状況）**

緑政土木局

1　都市公園の占用許可事務について改善すべきもの

（指摘事項）

都市公園に工作物等を設置し占用する場合には、名古屋市都市公園条例によって使用料を徴収している。

この事務について調査した結果、使用許可期間に工作物等の設置日を含めていなかったため、使用料が徴収不足になっている事例が見受けられた。前回監査においても指摘したところであるので、速やかに改善されたい。

（措置状況）

事務の適正な処理について関係課公所へ注意喚起を行ったとともに、事務手続きにおいて誤りを未然に防ぐため、申請書様式の中で、許可期間に設置・撤去の期間を含

める旨の注意書きを加えた。

2　資金前渡に係る事務について改善すべきもの

（指摘事項）

資金前渡に係る事務について調査した結果、前渡金出納簿に記載されている残高に比べ、実際の現金残高が不足している事例が見受けられたので、原因を調査し、是正されたい。

（措置状況）

指摘事項については、原因を調査し、原因となった数件の事務の誤りを特定したうえで、それぞれの誤りに対応した是正措置を行った。

3　優良農地保全利用対策事業について検討すべきもの

（指摘事項）

優良農地保全利用対策事業では、朝市・青空市販売促進用施設・資材についても補助対象としている。

この事務について調査した結果、朝市・青空市販売促進用施設・資材の補助範囲が要領では明確に定められておらず、野菜の料理レシピや農業地域の散策マップの作成経費を補助対象としている事例が見受けられた。

補助対象の範囲を明確に定めることを検討されたい。

（措置状況）

「優良農地保全利用対策事業実施要領」を改正し、補助対象の範囲を明確に定めるとともに、事業の円滑な推進を図るため、関係者に対して説明会を開催した。

4　オアシスの森づくりにおける事務及び保全協力奨励金について検討すべきもの

（指摘事項）

オアシスの森づくりに協力する土地所有者に対し保全協力奨励金を交付している。

契約事務と奨励金交付事務が異なる課で行われているが、契約変更の手続が遅れていたため、交付時において契約者と奨励金の受領者が一致していない事例が見受けられた。

両課において、連携の強化や事務の一元化を図るなど、より適正に事務処理がなされるような体制を検討されたい。

（措置状況）

交付時における契約者と奨励金受領者との不一致については、公共用地課と緑地施設課において、分担業務を明確にし、適正な事務処理がなされるよう改善した。

### 上下水道局

1　関連工事費の算定について検討すべきもの

（指摘事項）

下水道条例施行規程及び要綱に基づき、床面積等が一定基準を超える下水道使用者

から計画汚水排出量等を基準に算出した関連工事費を徴収することとしている。　しかし、実際には計画汚水排水量等について要綱と異なる方法で算出していたので、実態に即した要綱とするよう検討されたい。

（措置状況）

関連工事費の算出については、要綱を廃止し、「関連工事費の算出に係わる取扱い基準」を新たに制定し実態に即した対応となるよう措置した（平成18年10月1日施行）。

2　廃液処分委託について検討すべきもの

（指摘事項）

下水処理場で発生する廃液については、各施設管理事務所で必要の都度、総価契約により処分している。この業務の委託料は、廃液の重量と運搬回数に応じて算定しており、契約の実態は単価契約と同様であるので、効率性の観点から各施設管理事務所の契約を一括した上で、単価契約とするよう検討されたい。

（措置状況）

平成18年度下期から施設管理課で一括し単価契約とした（平成18年10月1日実施）。

3　局用地の有効利用について検討すべきもの

（指摘事項）

上下水道局が所有する局用地のうち、未利用となっているものが見受けられたので、売却も含め有効活用を検討されたい。

| 名称 | 所在地 | 面積（㎡） | 現況 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| 旧内浜ポンプ所 | 瑞穂区 | 2,363 | 未利用 |
| （略） | | | |

（措置状況）

旧内浜ポンプ所については、駐車場を開設し、有効活用を図っている（平成18年8月1日実施）。

4　汚水濃度使用料の算定について検討すべきもの

（指摘事項）

中央卸売市場本場については一日のうちに濃度が著しく変化するため、2時間おきの24時間採水を年2回、計24回の採水を実施しているが、その特殊性を考慮しても、他の事業所と比較し均衡を失していると考えられる。過去の実績も考慮して採水回数を減らすよう検討されたい。

（措置状況）

平成18年度より2時間おきに採水した3試料を混合して1試料とし、24時間採水を4試料で分析することとした。従って、1採水箇所の分析試料数は3分の1となった（平成18年8月30日実施）。

**平成18年監査報告第3号関係分（平成18年12月31日現在の措置状況）**

市民経済局（工事）

1　分電盤設置工事における接地線について改善すべきもの

（指摘事項）

「中央卸売市場本場青果仲卸棟分電盤設置工事」において、低温加工施設を設置するために、青果仲卸棟２階に分電盤を設置することとしていた。変電室の配電盤から新設分電盤まで敷設する接地線（アース線）の太さの選定に当たり、配電盤の既設遮断器の定格電流が200アンペアであり、その場合、国土交通省の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）では接地線の太さは 14 平方ミリメートル以上としている。しかし、設計では８平方ミリメートルの接地線としており、施工においても８平方ミリメートルの接地線を敷設していた。標準仕様書に適合するよう改善されたい。

（措置状況）

変電室の配電盤から新設分電盤まで､太さ14平方ミリメートルの接地線を敷設した（平成18年6月21日施行)。

2　絶縁抵抗値を省令に適合するよう改善すべきもの

（指摘事項）

高畑市場及び工業研究所で、保安規程に基づく自家用電気工作物の点検業務を委託していた。この委託で提出された報告書で、配線等の絶縁抵抗値が「電気設備に関する技術基準を定める省令」の数値を下回るとの指摘があったにもかかわらず、改修などの対策を行っていなかった。配線等の絶縁抵抗値を省令に適合するよう改善されたい。また、その他に、分電盤を固定していないなどの指摘に対しても対策を行っていないものが見受けられたので、あわせて改善されたい。

（措置状況）

高畑市場においては、不要な配線の撤去及びと室２階電撃室の配線を改修し絶縁抵抗値を基準値に適合させるとともに、と室２階分電盤内の漏電遮断器を固定した（平成18年5月20日施行)。

工業研究所においては、分電盤及び露出ケーブルを固定し、露出 600V ビニル絶縁電線のケーブルへの張り替えを実施した（平成18年7月13日施行)。

平成 19 年外部監査公表第１号

外部監査人黒澤歳昭から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第２５２条の３８第３項の規定により公表します。

平成１９年２月６日

名古屋市監査委員　小　島　七　郎
同　　　　　　　　田　中　里　佳
同　　　　　　　　加　藤　雄　也
同　　　　　　　　本　田　俊一郎

平成１８年度

# 包括外部監査の結果報告書

名古屋市包括外部監査人

公認会計士　黒　澤　歳　昭

# 目　次

## 水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

## 保育事業の財務事務の執行について



（注）当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
　また、平成17年度における名古屋市の保育事業の主管局は健康福祉局であったが、平成18年度に子ども青少年局が新設され主管局となったため、当報告書では現在の主管局である子ども青少年局に表記を統一している。

「水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行
及び経営に係る事業の管理について」

## 第１章　外部監査の概要

### 第１．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### 第２．特定の事件（監査のテーマ）

水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 第３．監査対象年度

平成１7 年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

### 第４．監査対象部局

名古屋市上下水道局

### 第５．監査の実施期間

平成 18 年 6 月 26 日から平成 19 年 1 月 31 日まで

### 第６．包括外部監査人及び補助者

| 区分 | 氏名 | 資格等 |
|---|---|---|
| 包括外部監査人 | 黒澤歳昭 | 公認会計士 |
| 補助者 | 近藤克麿 | 公認会計士 |
| 補助者 | 轟芳英 | 公認会計士 |
| 補助者 | 近藤繁紀 | 公認会計士 |
| 補助者 | 坂野健 | 公認会計士 |
| 補助者 | 下條俊幸 | 公認会計士 |
| 補助者 | 山本亜紀 | 公認会計士 |
| 補助者 | 高橋英明 | 公認会計士 |
| 補助者 | 鈴木恵 | 会計士補 |
| 補助者 | 杉村和哉 | 会計士補 |

## 第７．特定の事件を選定した理由

水道事業は市民の生活に直結しており、その健康を守るために不可欠なサービスである。よって、地方公共団体は「当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない」（水道法 2 条の 2）とされている。

名古屋市の水道事業においては、平成 17 年度末時点で 3,122 億円と多額の固定資産を有しているが、昭和 30 年代に整備した多くの施設が老朽化し更新時期を迎えている。一方、企業債及び独立行政法人水資源機構からの借入金の合計額が 1,349 億円と多額の借入金を抱えている。また、名古屋市の人口は将来的には減少傾向を示すことが予想され、水道事業の収入が減少する可能性がある。

また、工業用水道事業についても、水需要の伸び悩みにより、より一層の効率化が求められている。

このような状況から、水道事業及び工業用水道事業に関する財務事務の執行について、合規性・経済性・効率性の視点から検討する必要性は高いものと判断した。

## 第８．外部監査の方法

（１）監査の要点

① 地方公営企業法第３条の規定に従って運営されているか。
② 一般会計からの繰出金は、法令等に準拠しているか。
③ 水道料金は適正な原価を基礎として適正に設定されているか。
④ 水道料金の徴収は適切に行われているか。
⑤ 固定資産の取得、管理、処分は適切に行われているか。
⑥ 契約事務は適切に行われているか。
⑦ 発生主義に基づき、会計処理が適正に行われているか。

（２）主な監査手続

① 関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
② 比率分析等の分析的手続
③ 関係法令等への準拠性の検証
④ 内部管理文書等の閲覧
⑤ 証拠書類との突合
⑥ 固定資産等の実査

## 第９．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第２章　監査対象の事業内容

### 第１．上下水道局の機構図（平成 17 年 4 月 1 日現在）

局長――次長

- 総務部
  - 総務課　庶務係　人事係
  - 主幹(渉外)
  - 労務課　給与係　労務係
  - 主幹(委託・嘱託推進)
  - 安全衛生課　厚生係　安全衛生係
  - 調査課　事務管理係　調査係
  - 経営システム課　会計システム係　営業システム係
  - 職員研修所
  - 主幹(研修体制の調査研究)
- 経営本部
  - 企画部
    - 経営企画課　経営企画係　技術調整係
    - 主幹(技術調整・統合)
    - 主幹(防災・危機管理)
    - お客さまサービス課　お客さまサービス係　広報係
    - 主幹(広報)
    - 情報企画課　情報企画係　情報管理係
  - 経理部
    - 経理課　水道財務係　下水道財務係　会計係
    - 主幹(資金・財政計画)
    - 契約課　契約第一係　契約第二係
    - 管財課　管財係　用地係　資材管理係
    - 主幹(用地)
  - 営業部
    - 営業課　事務係　営業推進係
    - 料金課　料金係　検針係　利用促進係
    - 主幹(利用促進・汚水排出量認定)
    - 給排水設備課　事務係　給水装置係　審査係　排水設備係　量水器係
    - 主幹(給水サービス)
    - 主幹(排水設備)
    - 営業所(16)

―技術本部――┬―計画部――┬―下水道計画課　事務係
計画第一係
計画第二係
計画第三係
├―主幹(新事業推進)
├―主幹(緊急雨水整備計画)
├―主幹(水に係る施策の調整)
├―水道計画課　計画係　利水係
├―主幹(水資源)
├―技術管理課　基準第一係
基準第二係
技術支援係
├―主幹(技術審査)
├―主幹(技術支援)
└―技術システム課　技術システム管理係
図面情報第一係
図面情報第二係

├―建設部――┬―工務課　事務係
設計第一係
設計第二係
設計第三係
├―施設課　建設係　電気係
機械係
├―主幹(設計・工事調節)
└―建設工事事務所

├―管路部――┬―配水課　事務係
配水計画係
管理係
├―保全課　事務係　保全係
├―主幹(管路更新)
├―設計第一課　設計第一係
設計第二係
設計第三係
占用調整係
├―主幹(占用調整)
├―設計第二課　設計第一係
設計第二係
設計第三係
├―配水事務所(4)
└―管路事務所(4)

├―浄水部――┬―浄水課　事務係　浄水係
水質管理係
工業用水係
├―主幹(工業用水)
├―主幹(水質管理)
├―浄水場(3)
└―東山管理事務所

└施設管理部―┬―管理課　事務係　管理係
├―主幹(汚泥処理処分)
├―水質管理課　管理係
工場排水指導係
水質試験係
├―主幹(工場排水指導)
├―施設整備課
├―排水管理事務所(2)
└―施設管理事務所(4)

## 第２．上下水道局の沿革

| 年月 | 沿　革 |
|---|---|
| 1906年 6月 | 上水道布設施行に関する議案を市会において議決 |
| 1907年 4月 | 水道布設事務所を設置 |
| 1913年12月 | 名古屋市水道給水条例、同市外給水条例案を市会において議決 |
| 1914年 9月 | 鍋屋上野浄水場より給水開始 |
| 1934年 2月 | 市外（西枇杷島町）給水開始 |
| 1936年 4月 | 水道部、水道局に昇格 |
| 1952年10月 | 地方公営企業法の施行により地方公営企業として発足 |
| 1957年12月 | 水道法施行 |
| 1969年 4月 | 春日井浄水場通水開始 |
| 1973年 3月 | 東山管理事務所完成 |
| 1976年11月 | 岩屋ダム完成 |
| 1980年 4月 | 集金制度を廃止し、全面納付制を実施 |
| 1991年 1月 | 窓口業務のオンライン化実施 |
| 1994年 4月 | 財務会計オンラインシステム化実施 |
| 1995年 5月 | 長良川河口堰本格運用 |
| 1996年 8月 | 味噌川ダム完成 |
| 2000年 4月 | 上下水道局発足 |

## 第３．水道事業の概要

１．概要

| | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給水人口（千人） | 2,272 | 2,283 | 2,293 | 2,303 | 2,315 |
| 年間給水量（千㎥） | 309,223 | 304,952 | 299,054 | 299,145 | 298,474 |
| 有収水量（千㎥） | 283,620 | 280,619 | 276,047 | 277,081 | 277,148 |
| 給水収益（百万円） | 49,620 | 48,744 | 47,320 | 47,492 | 47,354 |

２．給水量

（単位：㎥）

| | 給水量 | １日平均給水量 |
|---|---|---|
| 17 年 4 月 | 24,097,510 | 803,250 |
| 5 月 | 24,987,540 | 806,050 |
| 6 月 | 25,486,120 | 849,537 |
| 7 月 | 27,435,380 | 885,012 |
| 8 月 | 27,483,840 | 886,575 |
| 9 月 | 25,043,590 | 834,786 |
| 10 月 | 25,180,590 | 812,277 |
| 11 月 | 24,032,360 | 801,079 |
| 12 月 | 24,514,110 | 790,778 |
| 18 年 1 月 | 24,271,910 | 782,965 |
| 2 月 | 21,773,230 | 777,615 |
| 3 月 | 24,168,266 | 779,621 |
| 合計 | 298,474,446 | 817,738 |

（※）１日最大給水量　1,023,550 ㎥（8 月 5 日）

３．水資源について

新しく水利権を得るためには、ダムや堰を建設し、新たに利用できる水を作り出す必要がある。従来、名古屋市の水道の水利権は、木曽川自流の毎秒 7.56 ㎥のみであり不十分であったため、岩屋ダムや木曽川大堰などからなる木曽川総合用水事業により毎秒 11.94 ㎥、長良川河口堰建設事業によって毎秒 2.00 ㎥、味噌川ダム建設事業によって毎秒 0.5 ㎥の水利権を確保している。

さらに、徳山ダム建設事業に参加するなど将来に向けた水資源の確保にも努めている。

（水利権）

| | |
|---|---|
| 木曽川自流 | 7.56 ㎥ / 秒 |
| 木曽川総合用水 | 11.94 ㎥ / 秒 |
| 長良川河口堰 | 2.00 ㎥ / 秒 |
| 味噌川ダム | 0.50 ㎥ / 秒 |
| 合　計 | 22.00 ㎥ / 秒 |

４．水道施設について

木曽川の表流水を水源とする名古屋市の水道は、岩屋ダム・味噌川ダムなどを水源施設とし、犬山取水場と朝日取水場で取水している。

犬山取水場で取り入れた水は、春日井浄水場及び鍋屋上野浄水場へ送られ、朝日取水場で取り入れた水は大治浄水場へ送られる。

浄水場で作られた飲み水は、名古屋市内 11 箇所の配水場・ポンプ所を経て、市民に供給されている。

（１）水源施設

①堰について

| | 木曽川大堰 | 長良川河口堰 |
|---|---|---|
| 所在地 | 左岸 / 愛知県稲沢市馬飼川田及び同地先<br>右岸 / 岐阜県羽島市桑原町前野及び同地先 | 左岸 / 三重県桑名市長島町駒江<br>右岸 / 三重県桑名市福島 |
| 型式 | 可動堰　鉄筋コンクリート造、フローティングタイプ | 可動堰　越流型シェル構造 2 段式ローラーゲート |
| 延長 | 堰長 587m<br>堤防間距離 735m | 661m（可動部 555m、固定部 106m） |
| 調節ゲート | 3 門 | 10 門 |
| 魚道 | 3 箇所 | 5 箇所 |
| 機構管理開始 | 昭和 58 年 4 月 1 日 | 平成 7 年 4 月 1 日 |

②ダムについて

| | 岩屋ダム | 味噌川ダム |
|---|---|---|
| 所在地 | 岐阜県下呂市金山町 | 長野県木曽郡木祖村小木曽地先 |
| ダム型式 | ロックフィル式 | ロックフィル式 |
| 総貯水量 | 1 億 7,350 万㎥ | 6,100 万㎥ |
| 有効貯水量 | 1 億 5,000 万㎥ | 5,500 万㎥ |
| 堤高 | 127.5m | 140m |
| 堤長 | 366m | 446.9m |
| 機構管理開始 | 昭和 52 年 4 月 1 日 | 平成 8 年 12 月 1 日 |

（２）取水場

取水場では、木曽川の水を取水口より取り入れ、水に混じった砂やごみを取り除き、ポンプで圧力をかけて浄水場へ送っている。

| | 犬山取水場 | 朝日取水場 |
|---|---|---|
| 所在地 | 愛知県犬山市大字犬山字北古券2番の1 | 愛知県一宮市上祖父江字川田21番地 |
| 主な施設 | 第1取水口、共同（第2）取水口、沈砂池、圧送ポンプ所 | 朝日取水口、沈砂池、圧送ポンプ所 |
| 導水先 | 春日井浄水場、鍋屋上野浄水場 | 大治浄水場 |

（３）浄水場

| | 春日井浄水場 | 鍋屋上野浄水場 | 大治浄水場 |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 愛知県春日井市鷹来町4957番地 | 名古屋市千種区宮の腰町1番33号 | 愛知県海部郡大治町大字堀之内字上六反地983番地 |
| 給水開始年 | 昭和44年 | 大正3年 | 昭和21年 |
| 給水能力 | 590,000㎥／日 | 290,000㎥／日 | 544,000㎥／日 |

（４）配水施設

配水場・ポンプ所を集中管理するため、昭和48年3月に東山管理事務所が建設された。貯水量の維持、水圧の調整、停電時の連携運転などに必要な一切のデータをコンピュータを利用して監視制御している。主な配水場は、東山管理事務所に設置してある遠方制御装置により遠隔操作で管理されている。

市内には、8箇所の配水場と3箇所のポンプ所がある。

（５）職員数

各年度末の職員数は以下のとおりである。

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理者 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 事務職員 | 527 | 514 | 501 | 488 | 482 |
| 技術職員 | 1,127 | 1,095 | 1,040 | 1,025 | 1,002 |
| 合　計 | 1,655 | 1,610 | 1,542 | 1,514 | 1,485 |

（６）営業所

| | 給水人口 | 給水栓数 |
|---|---|---|
| 千種営業所 | 153,586 | 49,925 |
| 東営業所 | 68,517 | 21,166 |
| 北営業所 | 165,654 | 56,935 |
| 西営業所 | 179,461 | 65,647 |
| 中村営業所 | 202,688 | 73,750 |
| 中営業所 | 70,351 | 26,964 |
| 昭和営業所 | 104,599 | 34,269 |
| 瑞穂営業所 | 105,186 | 34,623 |
| 熱田営業所 | 63,391 | 20,015 |
| 中川営業所 | 215,912 | 78,002 |
| 港営業所 | 151,566 | 51,880 |
| 南営業所 | 143,187 | 50,992 |
| 守山営業所 | 160,511 | 52,715 |
| 緑営業所 | 216,669 | 69,847 |
| 名東営業所 | 156,062 | 45,360 |
| 天白営業所 | 157,667 | 48,718 |
| 合　計 | 2,315,007 | 780,808 |

※給水人口及び給水栓数は平成 17 年度末の数値である。

（７）名古屋市上下水道事業中期経営計画における予測値

| 年度 | 年度末給水人口<br>（人） | 平均給水戸数<br>（戸） | 年度末給水栓数<br>（栓） | １戸１か月<br>有収水量<br>（㎥） | １人１日<br>使用水量<br>（ℓ） |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 2,272,191 | 1,122,519 | 715,426 | 21.06 | 373 |
| 14 | 2,283,381 | 1,128,174 | 733,963 | 20.73 | 366 |
| 15 | 2,293,321 | 1,138,359 | 748,880 | 20.21 | 356 |
| 16 | 2,303,608 | 1,150,073 | 764,883 | 20.08 | 356 |
| 17 | 2,315,007 | 1,161,997 | 780,808 | 19.88 | 353 |
| 18 | 2,345,900 | 1,182,000 | 806,000 | 19.97 | 356 |
| 19 | 2,356,100 | 1,192,000 | 822,000 | 19.95 | 354 |
| 20 | 2,366,400 | 1,203,000 | 838,000 | 19.76 | 352 |
| 21 | 2,376,800 | 1,214,000 | 854,000 | 19.62 | 351 |
| 22 | 2,387,100 | 1,225,000 | 870,000 | 19.47 | 349 |

１３年度から１７年度までは実績。
１８年度以降は計画。

| 年度 | １日平均給水量<br>（ｍ$^3$） | 年間総給水量<br>（ｍ$^3$） | 有収率<br>（%） | 有収水量<br>（ｍ$^3$） | 平均売価<br>（円） | 給水収益<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 847,186 | 309,223,072 | 91.7 | 283,620,629 | 174.95 | 49,620,042 |
| 14 | 835,486 | 304,952,559 | 92.0 | 280,619,966 | 173.70 | 48,744,638 |
| 15 | 817,089 | 299,054,433 | 92.3 | 276,047,099 | 171.42 | 47,320,672 |
| 16 | 819,578 | 299,145,984 | 92.6 | 277,081,177 | 171.40 | 47,492,848 |
| 17 | 817,738 | 298,474,446 | 92.9 | 277,148,450 | 170.86 | 47,354,344 |
| 18 | 834,000 | 303,983,000 | 93.2 | 283,312,000 | 168.90 | 47,850,000 |
| 19 | 834,000 | 305,244,000 | 93.5 | 285,403,000 | 167.14 | 47,703,000 |
| 20 | 834,000 | 304,410,000 | 93.7 | 285,232,000 | 166.05 | 47,364,000 |
| 21 | 834,000 | 304,410,000 | 93.9 | 285,841,000 | 165.61 | 47,339,000 |
| 22 | 834,000 | 304,410,000 | 94.0 | 286,145,000 | 165.17 | 47,264,000 |

１３年度から１７年度までは実績。
１８年度以降は計画。

## 第４．工業用水道事業の概要

### １．配水量

（単位：㎥）

| | 配水量 | 1日平均配水量 |
|---|---|---|
| 17年4月 | 1,648,200 | 54,940 |
| 5月 | 1,703,820 | 54,962 |
| 6月 | 1,673,420 | 55,781 |
| 7月 | 1,726,910 | 55,707 |
| 8月 | 1,552,630 | 50,085 |
| 9月 | 1,477,260 | 49,242 |
| 10月 | 1,555,670 | 50,183 |
| 11月 | 1,511,420 | 50,381 |
| 12月 | 1,532,710 | 49,442 |
| 18年1月 | 1,439,680 | 46,441 |
| 2月 | 1,353,590 | 48,343 |
| 3月 | 1,567,580 | 50,567 |
| 合計 | 18,742,890 | 51,350 |

（※）1日最大配水量　59,580 ㎥（6月27日）

### ２．職員数

各年度末の職員数は以下のとおりである。

| | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理者 | － | － | － | － | － |
| 事務職員 | － | － | 1 | － | － |
| 技術職員 | 30 | 29 | 24 | 23 | 19 |
| 合　計 | 30 | 29 | 25 | 23 | 19 |

## 第５．財務の概要

１．水道事業

（１）比較貸借対照表

過去５年間の要約貸借対照表は以下のとおりである。

（単位：百万円）

| 項目 | H13 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | | | |
| 1　固定資産 | | | | | |
| （１）有形固定資産 | | | | | |
| 土地 | 10,092 | 10,350 | 10,350 | 10,349 | 10,382 |
| 建物 | 19,640 | 19,524 | 19,628 | 18,854 | 18,376 |
| 構築物 | 198,330 | 199,622 | 203,505 | 204,739 | 206,509 |
| 機械及び装置 | 26,511 | 30,010 | 30,819 | 29,392 | 29,309 |
| 車両運搬具 | 177 | 178 | 162 | 138 | 137 |
| 工具器具及び備品 | 313 | 263 | 246 | 231 | 233 |
| 建設仮勘定 | 3,434 | 4,464 | 2,128 | 3,862 | 5,057 |
| 有形固定資産合計 | 258,498 | 264,410 | 266,838 | 267,564 | 270,002 |
| （２）無形固定資産 | | | | | |
| 水利権 | 19,420 | 17,670 | 16,311 | 14,951 | 13,592 |
| 庁舎利用権 | 78 | 75 | 71 | 68 | 64 |
| 施設利用権 | 6,888 | 6,662 | 6,470 | 6,263 | 6,061 |
| その他無形固定資産 | 19,455 | 19,734 | 20,061 | 20,170 | 20,315 |
| 無形固定資産合計 | 45,841 | 44,141 | 42,913 | 41,452 | 40,032 |
| （３）投資 | | | | | |
| 投資有価証券 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 基金 | 1,993 | 2,178 | 2,181 | 2,195 | 2,191 |
| その他投資 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 投資合計 | 2,016 | 2,202 | 2,205 | 2,219 | 2,214 |
| 固定資産合計 | 306,355 | 310,752 | 311,956 | 311,235 | 312,249 |
| 2　流動資産 | | | | | |
| 現金預金 | 28,788 | 6,565 | 27,394 | 22,524 | 15,111 |
| 未収金 | 3,634 | 3,582 | 3,606 | 3,579 | 3,714 |
| 有価証券 | － | 29,000 | － | 3,800 | 20,653 |
| 貯蔵品 | 619 | 563 | 373 | 164 | 126 |
| 運用金 | 1,300 | 1,200 | 11,100 | 16,000 | - |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 前払費用 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 |
| 前払金 | 898 | 442 | 350 | 1,442 | 910 |
| その他流動資産 | 44 | 41 | 51 | 49 | 49 |
| 流動資産合計 | 35,287 | 41,397 | 42,878 | 47,562 | 40,568 |
| 資産合計 | 341,642 | 352,149 | 354,833 | 358,797 | 352,816 |
| | | | | | |
| （負債の部） | | | | | |
| 3　固定負債 | | | | | |
| 水資源機構資金 | 35,142 | 32,265 | 29,387 | 26,506 | 23,967 |
| 引当金 | 3,777 | 3,171 | 4,044 | 5,385 | 7,018 |
| 固定負債合計 | 38,919 | 35,436 | 33,431 | 31,891 | 30,986 |
| 4　流動負債 | | | | | |
| 他会計運用資金 | － | 4,264 | 7,300 | 10,000 | - |
| 未払金 | 8,202 | 10,173 | 8,549 | 8,095 | 8,127 |
| 前受金 | 2,762 | 2,793 | 2,299 | 1,792 | 2,038 |
| その他流動負債 | 3,054 | 3,085 | 2,971 | 2,860 | 2,056 |
| 流動負債合計 | 14,017 | 20,315 | 21,119 | 22,747 | 12,220 |
| 負債合計 | 52,936 | 55,751 | 54,550 | 54,638 | 43,206 |
| （資本の部） | | | | | |
| 5　資本金 | | | | | |
| 自己資本金 | 167,434 | 174,367 | 180,201 | 186,457 | 190,479 |
| 借入資本金 | 117,662 | 118,024 | 115,532 | 112,497 | 110,942 |
| 資本金合計 | 285,096 | 292,391 | 295,733 | 298,954 | 301,421 |
| 6　剰余金 | | | | | |
| 資本剰余金 | | | | | |
| 受贈財産評価額 | － | － | － | - | 20 |
| 工事負担金 | － | － | － | - | 1,252 |
| その他資本剰余金 | － | － | － | - | 971 |
| 資本剰余金合計 | － | － | － | - | 2,244 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| 減債積立金 | 500 | 400 | 500 | 500 | 600 |
| 当年度未処分利益剰余金 | 3,110 | 3,607 | 4,050 | 4,705 | 5,345 |
| 利益剰余金合計 | 3,610 | 4,007 | 4,550 | 5,205 | 5,945 |
| 剰余金合計 | 3,610 | 4,007 | 4,550 | 5,205 | 8,189 |
| 資本合計 | 288,706 | 296,398 | 300,283 | 304,159 | 309,610 |
| 負債資本合計 | 341,642 | 352,149 | 354,833 | 358,797 | 352,816 |

（２）比較損益計算書

過去５年間の要約損益計算書は以下のとおりである。

（単位：百万円）

| 項目 | H13 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　営業収益 | | | | | |
| 給水収益 | 49,620 | 48,745 | 47,321 | 47,493 | 47,354 |
| 工事収益 | 1,701 | 1,334 | 2,150 | 1,224 | 1,117 |
| 他会計負担金 | 2,265 | 2,286 | 2,121 | 2,037 | 2,265 |
| その他営業収益 | 122 | 118 | 114 | 115 | 117 |
| 2　営業費用 | | | | | |
| 原水及び浄水費 | 5,382 | 5,336 | 5,228 | 5,106 | 5,266 |
| 配水費 | 14,939 | 14,117 | 11,329 | 11,123 | 10,693 |
| 消火栓費 | 185 | 189 | — | — | — |
| 量水器費 | 789 | 754 | — | — | — |
| 給水費 | — | — | 4,712 | 4,339 | 4,181 |
| 給水受託工事費 | 799 | 824 | 850 | 754 | 854 |
| 業務費 | 6,405 | 6,093 | 4,867 | 4,731 | 4,672 |
| 総係費 | 3,480 | 3,410 | 4,346 | 4,380 | 4,680 |
| 減価償却費 | 12,902 | 13,034 | 12,087 | 12,394 | 12,486 |
| 資産減耗費 | 457 | 448 | 704 | 324 | 501 |
| 他会計負担金 | 136 | 129 | 119 | 115 | 116 |
| 営業利益 | 8,233 | 8,149 | 7,464 | 7,602 | 7,404 |
| 3　営業外収益 | | | | | |
| 受取利息及び配当金 | 22 | 9 | 9 | 9 | 10 |
| 他会計負担金 | 406 | 412 | 410 | 359 | 244 |
| 雑収益 | 230 | 220 | 546 | 232 | 247 |
| 4　営業外費用 | | | | | |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 4,978 | 4,710 | 4,292 | 3,902 | 3,471 |
| 施設改良費 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 |
| 雑支出 | 32 | 48 | 55 | 25 | 11 |
| 経常利益 | 782 | 932 | 983 | 1,174 | 1,322 |
| 5　特別利益 | | | | | |
| 過年度損益修正益 | 16 | 9 | 22 | 17 | 10 |
| 6　特別損失 | | | | | |
| 過年度損益修正損 | 37 | 43 | 62 | 36 | 92 |
| 当年度純利益 | 761 | 898 | 943 | 1,155 | 1,240 |

（３）水道事業の経営分析

①主な経営分析比率

平成 15～17 年度における主な経営分析比率は次のとおりである。

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 16年度<br>政令指定<br>都市平均 |
|---|---|---|---|---|
| 固定比率 | 168.9 | 162.4 | 157.2 | 185.5 |
| 固定長期適合比率 | 93.5 | 92.6 | 91.7 | 96.3 |
| 流動比率 | 203.0 | 209.1 | 332.0 | 223.5 |
| 現金預金比率 | 129.7 | 99.0 | 123.7 | 352.7 |
| 負債比率 | 92.1 | 87.2 | 77.6 | 132.5 |
| 固定資産構成比率 | 87.9 | 86.7 | 88.5 | 92.3 |
| 流動資産構成比率 | 12.1 | 13.3 | 11.5 | 7.6 |
| 固定負債構成比率 | 42.0 | 40.2 | 40.2 | 55.3 |
| 流動負債構成比率 | 6.0 | 6.3 | 3.5 | 1.7 |
| 自己資本構成比率 | 52.1 | 53.4 | 56.3 | 43.0 |
| 総資本利益率 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.1 |
| 自己資本利益率 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 0.2 |
| 総収益対総費用比率 | 101.8 | 102.3 | 102.5 | 100.7 |
| 営業収益対営業費用比率 | 116.9 | 117.6 | 117.0 | 112.7 |
| 有収率 | 92.3 | 92.6 | 92.9 | 90.9 |
| 施設利用率 | 57.4 | 57.6 | 57.4 | 58.1 |
| 負荷率 | 78.6 | 78.2 | 79.9 | 85.4 |
| 最大稼働率 | 73.0 | 73.6 | 71.9 | 68.2 |
| 企業債元利償還元金<br>対給水収益比率 | 26.5 | 25.0 | 21.1 | 39.9 |
| 職員給与費対給水収益比率 | 33.6 | 33.1 | 32.6 | 22.4 |
| 配水管使用効率（㎥/m） | 54.3 | 54.2 | 53.7 | 46.3 |
| 固定資産使用効率（㎥/万円） | 11.2 | 11.2 | 11.1 | 8.1 |

（参考）

| 分析比率 | 計算式 |
|---|---|
| 有収率 | (有収水量/給水量)×100 |
| 施設利用率 | (一日平均給水量/一日給水能力)×100 |
| 負荷率 | (一日平均給水量/一日最大給水量)×100 |
| 最大稼働率 | (一日最大給水量/一日給水能力)×100 |
| 企業債元利償還元金<br>対給水収益比率 | ｛（企業債償還金＋企業債利息）/給水収益 ｝×100 |
| 職員給与費対給水収益比率 | (職員給与費/給水収益)×100 |
| 配水管使用効率（㎥/m） | 年間配水量/導送配水管延長 |
| 固定資産使用効率（㎥/万円） | (給水量/有形固定資産)×10,000 |

②他都市との比較（平成 16 年度）

| | 札幌市 | 仙台市 | さいたま市 | 千葉市 | 横浜市 | 川崎市 | 名古屋市 | 京都市 | 大阪市 | 神戸市 | 広島市 | 北九州市 | 福岡市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給水人口(人) | 1,855,419 | 1,003,589 | 1,067,212 | 41,209 | 3,585,745 | 1,306,806 | 2,303,608 | 1,427,560 | 2,619,424 | 1,515,453 | 1,171,669 | 988,480 | 1,341,616 |
| 水利権(㎥／日) | 932,200 | 446,745 | − | − | 1,955,700 | 652,000 | 1,900,800 | 2,079,388 | 2,676,326 | 181,389 | 569,500 | 863,000 | 591,500 |
| 取水能力(㎥／日) | 1,035,200 | 561,593 | 493,460 | 14,410 | 1,955,700 | 1,025,600 | 1,728,000 | 1,155,000 | 2,676,000 | 918,758 | 683,800 | 863,000 | 748,187 |
| 取水量(㎥／日) | 554,233 | 354,758 | 350,086 | 11,730 | 1,255,293 | 338,929 | 904,456 | 621,697 | 1,379,966 | 560,138 | 411,088 | 349,992 | 402,158 |
| 配水量(㎥／日) | 545,053 | 345,940 | 347,043 | 11,567 | 1,207,913 | 482,996 | 819,578 | 598,620 | 1,326,468 | 552,315 | 404,775 | 349,992 | 402,158 |
| 有収水量(㎥／日) | 499,205 | 317,310 | 316,345 | 11,065 | 1,112,371 | 417,238 | 759,127 | 512,949 | 1,172,611 | 510,118 | 372,959 | 304,289 | 384,741 |
| 年間総配水量(千㎥) | 198,944 | 126,268 | 126,671 | 4,222 | 440,888 | 176,294 | 299,146 | 218,496 | 484,161 | 201,595 | 147,743 | 127,747 | 146,788 |
| 1日最大配水量(㎥) | 662,740 | 393,227 | 392,340 | 14,377 | 1,383,000 | 535,500 | 1,048,180 | 671,070 | 1,562,500 | 632,710 | 510,371 | 397,390 | 450,252 |
| 1人1日最大配水量 | 357 | 392 | 368 | 349 | 386 | 410 | 455 | 470 | 597 | 418 | 436 | 402 | 336 |
| 1人1日平均有収水量 | 268 | 315 | 296 | 268 | 309 | 318 | 329 | 358 | 446 | 336 | 317 | 307 | 286 |
| 年間総有収水量(千㎥) | 182,210 | 115,818 | 115,466 | 4,039 | 406,016 | 152,292 | 277,081 | 187,226 | 428,003 | 186,193 | 136,130 | 111,065 | 140,430 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 有収率(%) | 91.6 | 91.7 | 91.2 | 95.7 | 92.1 | 86.4 | 92.6 | 85.7 | 88.4 | 92.4 | 92.1 | 86.9 | 95.7 |
| 負荷率(%) | 82.0 | 87.7 | 88.2 | 80.2 | 87.1 | 89.9 | 78.0 | 89.0 | 84.7 | 87.1 | 79.1 | 87.8 | 89.1 |
| 施設利用率(%) | 65.1 | 63.1 | 73.3 | 40.3 | 66.2 | 48.8 | 57.4 | 62.8 | 54.4 | 61.2 | 64.3 | 45.4 | 53.6 |
| 最大稼働率(%) | 79.4 | 72.0 | 83.1 | 50.3 | 76.0 | 54.2 | 73.6 | 70.6 | 64.3 | 70.3 | 81.3 | 51.7 | 60.2 |
| 配水管使用効率(㎥／m) | 34.86 | 36.68 | 45.25 | 14.10 | 48.47 | 72.69 | 54.16 | 56.71 | 94.18 | 41.31 | 33.87 | 31.67 | 38.25 |
| 固定資産使用効率(㎥／万円) | 7.28 | 7.01 | 7.91 | 1.39 | 9.98 | 13.04 | 11.18 | 7.80 | 11.66 | 7.27 | 6.73 | 8.06 | 5.32 |
| 職員1人当たり給水人口(人) | 2,877 | 2,240 | 2,940 | 3,434 | 1,796 | 1,752 | 1,681 | 1,728 | 1,278 | 2,105 | 2,198 | 2,761 | 4,384 |
| 職員1人当たり有収水量(㎥) | 282,496 | 258,522 | 318,089 | 336,567 | 203,313 | 204,145 | 202,249 | 226,666 | 208,782 | 258,601 | 255,403 | 310,238 | 458,923 |
| 職員1人当たり営業収益(千円) | 66,447 | 56,596 | 76,251 | 76,102 | 41,601 | 42,224 | 36,663 | 38,765 | 35,346 | 48,380 | 43,880 | 51,800 | 107,670 |
| 供給単価(円／㎥) | 219.61 | 211.36 | 219.69 | 202.29 | 180.91 | 158.25 | 171.40 | 158.77 | 168.48 | 176.37 | 162.02 | 149.98 | 232.67 |
| 給水原価(円／㎥) | 231.63 | 229.90 | 222.58 | 463.14 | 199.98 | 193.10 | 178.79 | 167.15 | 162.98 | 201.58 | 167.89 | 160.19 | 245.24 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 有収水量1㎥当たり金額 | | | | | | | | | | | | | |
| 職員給与費(円) | 42.21 | 40.23 | 30.10 | 29.32 | 54.22 | 41.73 | 56.76 | 47.19 | 49.11 | 41.37 | 33.95 | 32.72 | 24.17 |
| 支払利息(円) | 46.11 | 35.66 | 31.12 | 78.06 | 18.07 | 12.19 | 13.89 | 34.23 | 23.63 | 10.02 | 33.52 | 24.03 | 41.84 |
| 減価償却費(円) | 60.48 | 59.21 | 48.68 | 118.11 | 36.89 | 30.63 | 44.73 | 48.39 | 39.14 | 46.07 | 48.61 | 54.48 | 59.39 |
| 動力費(円) | 2.14 | 2.37 | 3.11 | 7.84 | 4.14 | 1.64 | 3.77 | 4.09 | 5.78 | 4.52 | 5.81 | 5.43 | 2.71 |
| 光熱水費(円) | 1.05 | 0.59 | 0.43 | − | 0.36 | 0.16 | 0.52 | 0.40 | 0.58 | 0.42 | 0.41 | 0.20 | 0.29 |
| 通信運搬費(円) | 1.05 | 1.05 | 0.85 | 0.68 | 0.90 | 0.44 | 0.70 | 0.48 | 0.84 | 0.91 | 0.68 | 0.92 | 0.76 |
| 修繕費(円) | 24.95 | 11.37 | 20.01 | 5.39 | 10.95 | 18.29 | 2.87 | 10.83 | 13.58 | 2.81 | 4.07 | 12.89 | 15.54 |
| 材料費(円) | 4.58 | 0.20 | 0.08 | − | 2.44 | 0.98 | 0.50 | 0.22 | 2.77 | 0.73 | 0.77 | 0.56 | 0.14 |
| 薬品費(円) | 1.77 | 1.00 | 0.10 | 0.06 | 1.05 | 0.68 | 0.52 | 1.19 | 0.96 | 0.13 | 0.45 | 1.27 | 1.27 |
| 路面復旧費(円) | − | 1.99 | − | − | 2.26 | 0.20 | 5.04 | 3.24 | 2.22 | 1.31 | 0.51 | 2.58 | 0.03 |
| 委託料(円) | 24.58 | 12.09 | 9.62 | 36.68 | 6.47 | 10.80 | 8.29 | 5.85 | 11.97 | 15.00 | 10.91 | 10.52 | 33.96 |
| 受水費(円) | − | 56.49 | 65.22 | 172.23 | 46.32 | 58.55 | − | − | − | 63.10 | 18.66 | − | 48.03 |
| その他(円) | 22.71 | 7.65 | 13.28 | 14.79 | 15.93 | 16.79 | 41.20 | 11.06 | 12.41 | 15.21 | 9.55 | 14.61 | 17.12 |
| 費用合計(円) | 231.63 | 229.90 | 222.58 | 463.14 | 199.98 | 193.10 | 178.79 | 167.15 | 162.98 | 201.58 | 167.89 | 160.19 | 245.24 |
| 資本費(円) | 106.51 | 141.19 | 118.93 | 289.88 | 82.75 | 82.75 | 58.62 | 82.62 | 62.77 | 98.96 | 94.07 | 78.51 | 135.73 |

（出典：平成16年度　地方公営企業年鑑）

２．工業用水道事業

（１）比較貸借対照表

過去５年間の要約貸借対照表は以下のとおりである。

（単位：百万円）

| 項目 | H13 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| (資産の部) | | | | | |
| 1　固定資産 | | | | | |
| （１）有形固定資産 | | | | | |
| 土地 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 建物 | 133 | 129 | 147 | 137 | 149 |
| 構築物 | 4,289 | 4,310 | 4,409 | 4,450 | 4,454 |
| 機械及び装置 | 962 | 920 | 875 | 809 | 738 |
| 車両運搬具 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 工具器具及び備品 | 3 | 4 | 3 | 5 | 5 |
| 建設仮勘定 | 0 | 0 | 6 | 55 | 102 |
| 有形固定資産合計 | 5,540 | 5,515 | 5,591 | 5,606 | 5,601 |
| （２）無形固定資産 | | | | | |
| 庁舎利用権 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 施設利用権 | 42 | 35 | 27 | 20 | 12 |
| その他無形固定資産 | 3,782 | 4,047 | 4,281 | 4,426 | 4,701 |
| 無形固定資産合計 | 3,825 | 4,082 | 4,309 | 4,446 | 4,714 |
| 固定資産合計 | 9,366 | 9,597 | 9,900 | 10,052 | 10,315 |
| 2　流動資産 | | | | | |
| 現金預金 | 1,028 | 460 | 887 | 1,283 | 804 |
| 未収金 | 156 | 188 | 80 | 111 | 160 |
| 運用金 | － | 700 | 300 | － | 500 |
| 前払費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他流動資産 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 流動資産合計 | 1,185 | 1,349 | 1,268 | 1,395 | 1,465 |
| 資産合計 | 10,550 | 10,946 | 11,168 | 11,448 | 11,780 |
| | | | | | |
| (負債の部) | | | | | |
| 3　固定負債 | | | | | |
| 引当金 | 57 | 66 | 77 | 64 | 68 |
| 固定負債合計 | 57 | 66 | 77 | 64 | 68 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4　流動負債 | | | | | |
| 　他会計運用資金 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 　未払金 | 328 | 392 | 265 | 301 | 255 |
| 　前受金 | ― | 0 | 11 | ― | 1 |
| 　その他流動負債 | 11 | 12 | 15 | 13 | 2 |
| 流動負債合計 | 339 | 404 | 291 | 315 | 258 |
| 負債合計 | 397 | 470 | 368 | 379 | 326 |
| | | | | | |
| （資本の部） | | | | | |
| 5　資本金 | | | | | |
| 　自己資本金 | 9,687 | 10,014 | 10,325 | 10,588 | 10,799 |
| 　借入資本金 | 352 | 331 | 308 | 284 | 259 |
| 資本金合計 | 10,039 | 10,345 | 10,633 | 10,872 | 11,058 |
| 6　剰余金 | | | | | |
| 　資本剰余金 | | | | | |
| 　国庫補助金 | ― | ― | ― | ― | 132 |
| 　工事負担金 | ― | ― | ― | ― | 39 |
| 　その他資本剰余金 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 資本剰余金合計 | ― | ― | ― | ― | 172 |
| 　利益剰余金 | | | | | |
| 　減債積立金 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 　当年度未処分利益剰余金 | 114 | 130 | 166 | 195 | 222 |
| 利益剰余金合計 | 115 | 131 | 167 | 197 | 224 |
| 剰余金合計 | 115 | 131 | 167 | 197 | 396 |
| 資本合計 | 10,154 | 10,476 | 10,800 | 11,069 | 11,454 |
| 負債資本合計 | 10,550 | 10,946 | 11,168 | 11,448 | 11,780 |

（２）比較損益計算書

過去５年間の要約損益計算書は以下のとおりである。

（単位：百万円）

| 項目 | H13 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　営業収益 | | | | | |
| 給水収益 | 913 | 886 | 881 | 845 | 848 |
| 2　営業費用 | | | | | |
| 供給費 | 516 | 486 | 443 | 420 | 438 |
| 減価償却費 | 268 | 282 | 283 | 287 | 280 |
| 資産減耗費 | 16 | 6 | 10 | 7 | 7 |
| 他会計負担金 | 38 | 36 | 34 | 31 | 31 |
| 営業利益 | 76 | 76 | 110 | 101 | 91 |
| 3　営業外収益 | | | | | |
| 受取利息及び配当金 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 他会計負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑収益 | 3 | 5 | 4 | 5 | 12 |
| 4　営業外費用 | | | | | |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 |
| 施設改良費 | 46 | 46 | 61 | 61 | 61 |
| 雑支出 | － | － | － | － | － |
| 経常利益 | 14 | 18 | 37 | 31 | 29 |
| 5　特別利益 | | | | | |
| 過年度損益修正益 | 0 | － | 0 | － | － |
| 6　特別損失 | | | | | |
| 過年度損益修正損 | － | － | 0 | － | － |
| 当年度純利益 | 14 | 18 | 37 | 31 | 29 |

## 第３章　外部監査の結果及び意見

### 第１．料金関係

#### １．水道料金の設定

（1）概要

水道料金の設定は、水道事業の運営費用に見合って料金を定める総括原価主義が採られ、料金体系として受益者負担の原則により各サービスの供給に必要な原価に基づいて算定する個別原価主義となっている。

名古屋市の水道料金は、平成 7 年 10 月の水道事業財政調査会「名古屋市水道事業における当面の財政運営のあり方に関する報告」を踏まえて平成 8 年 2 月に料金改定が行われた。料金算定期間は平成 11 年 3 月までの 38 ヶ月であるが、その後は同調査会に対して料金等のあり方について調査委嘱は行わず現在に至っている。水道料金の算定にあたっては、社団法人日本水道協会策定の「水道料金算定要領」を参考としている。

そして名古屋市料金改定後の平成 9 年 10 月、同要領が改定され、資産維持費（名古屋市では施設改良費と称している）の算定方法が従来の純粋な費用積み上げ方式から、一部レート・ベース方式を取り入れた方式に変更され、改善が図られた。この点は要領改正の大きな特徴である。

しかし名古屋市の水道料金は上記要領改定前の平成 8 年 2 月に改定されたまま現在に至っているため、施設改良費(資産維持費)の計上額の妥当性を検討する必要が生じている。

さらに会計処理のうち金額の重要性の高い減価償却費並びに引当金の会計処理の妥当性についても検討を加えることとする。

別項にあるように、検討の結果、①施設改良費は、費用の純粋な積み上げ方式で算定した 3,100 百万円を現行の「水道料金算定要領」で計算した 2,431 百万円へ置き換えることによって 669 百万円を減額し、②減価償却費は、水利権の耐用年数 20 年での計算を本来のダム使用権の耐用年数 55 年で再計算することにより減価償却費の過大計算分 493 百万円を減らし、③引当金のうち、修繕引当金を「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」に基づいて計算した金額へ置き換えることによって約 4 億円を費用から減じる。

（詳細は①.は「本項　２. 施設改良費について」の項、②.は「第５. 固定資産　１. ダム使用権について」の項、③は「第１０．引当金　Ⅱ．監査結果　１．修繕引当金について」の項を参照。）

上記３点を修正した上で修正損益収支を示す。

まず、修正前の平成 17 年度の損益収支と料金改定の際の収支計画額を対比する。これは収支計画額と同期間の実績額の比較ではなく、料金算定期間（平成８年２月から同 11 年３月まで）の計画額がその期間を終えて相当期間を経た平成 17 年度の実績額とどの程度乖離しているのかを比較するものである。

修正前損益収支　（単位：百万円）

| 区分＼年度 | | 38 か月収支計画額 (H8.2 からH11.3まで) | 同左 12 か月換算額 (①) | 平成 17 年度実績額 (②) | 差異 (＝②－①) | 比率(%) (＝②／①) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収益的収入 | 給水収益 | 163,261 | 51,556 | 47,354 | △4,202 | 91.8 |
| | その他 | 17,914 | 5,657 | 4,009 | △1,648 | 70.9 |
| | 計 | 181,175 | 57,213 | 51,363 | △5,850 | 89.8 |
| 収益的支出 | 維持管理費 | 115,080 | 36,342 | 30,565 | △5,777 | 84.1 |
| | 減価償却費等 | 37,063 | 11,704 | 12,987 | 1,283 | 111.0 |
| | 支払利息等 | 19,558 | 6,176 | 3,471 | △2,705 | 56.2 |
| | 施設改良費 | 9,067 | 2,863 | 3,100 | 237 | 108.2 |
| | 計 | 180,768 | 57,085 | 50,123 | △6,962 | 87.8 |
| 損益 | | 407 | 128 | 1,240 | 1,112 | 968.8 |

上記の平成 17 年度実績額のうち、

収益的収入「その他」は、給水収益以外の営業収益、営業外収益及び特別利益である。

収益的支出「維持管理費」は減価償却費等を除く営業費用、支払利息等・施設改良費を除く営業外費用及び特別損失である。

上記の比較により、平成 17 年度は料金算定期間の計画値と比較して需要が減少していることが分かる。そして需要（給水収益）の減少に対応するため定員削減等の経営改善に努めた結果、維持管理費は減少することとなった。また、支払利息等は高金利時代の企業債の償還が進み金利負担の軽減が図られた。以上の結果として、利益において年間 128 百万円の計画値に対して平成 17 年度実績 1,240 百万円（9.69 倍）の計上となった。

次に、平成 17 年度損益収支のうち減価償却費を 493 百万円、修繕費（維持管理費）

を 400 百万円、施設改良費を 669 百万円のそれぞれを減じたものを対比すると、

修正後損益収支　（単位：百万円）

| 区　分 | | 38 か月収支計画額 (H8.2 から H11.3 まで) | 同左 12 か月換算額 (①) | 平成 17 年度実績額 (修正) (②) | 差異 (=②−①) | 比率(%) (=②／①) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収益的収入 | 給水収益 | 163,261 | 51,556 | 47,354 | △4,202 | 91.8 |
| | その他 | 17,914 | 5,657 | 4,009 | △1,648 | 70.9 |
| | 計 | 181,175 | 57,213 | 51,363 | △5,850 | 89.8 |
| 収益的支出 | 維持管理費 | 115,080 | 36,342 | 30,165 | △6,177 | 83.0 |
| | 減価償却費等 | 37,063 | 11,704 | 12,494 | 790 | 106.7 |
| | 支払利息等 | 19,558 | 6,176 | 3,471 | △2,705 | 56.2 |
| | 施設改良費 | 9,067 | 2,863 | 2,431 | △432 | 84.9 |
| | 計 | 180,768 | 57,085 | 48,561 | △8,524 | 85.1 |
| 損　益 | | 407 | 128 | 2,802 | 2,674 | 2,189.1 |

上記の比較により、平成 17 年度実績額のうち減価償却費、修繕費（維持管理費）及び施設改良費の合計 1,562 百万円の費用が減少したため料金算定期間の計画値と比して､利益において年間 128 百万円の計画値に対して平成 17 年度修正後利益金額 2,802 百万円（21.89 倍）の計上となり両者の乖離はますます増大することとなる。

水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第 21 条第 2 項)。

平成 8 年 2 月の料金改定時は、料金算定期間 38 ヶ月の利益を 407 百万円（1 年換算 128 百万円）として見込んで料金設定がなされている。それが、平成 17 年度では年 2,802 百万円（修正前利益では年 1,240 百万円）の利益の計上となっている。この利益水準が適正なものかどうか、少なくとも前回（平成 8 年）の利益計画額年当たり 128 百万円が適正な水準ならば、その 21.89 倍もの利益 2,802 百万円の金額はそれをはるかに上回っていることには違いない。このように利益状況が大きく変化したにも拘らず平成 8 年以降水道料金の見直しを実施していないことは水道料金のあり方からして問題があるものといわざるを得ない。

料金の算定期間は、経済の推移、需要の動向等、不確定の要素を多く含むため、また、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握の妥当性、浄水場や配水管などの水道施設を確保する施設計画の策定など諸々の要素を考慮すると 3 年ないし 5 年を基準とすることが妥当とされている。

名古屋市の平成 8 年の料金改定の料金算定期間は 3 年 2 ヶ月（38 ヶ月）であったことは妥当であったものの、料金算定期間の期限であった平成 11 年 3 月までに新たに料金算定期間を設け料金の見直しを検討することが必要であったものと考える。

（2）結果

名古屋市においては現行の水道料金の維持を前提として水道サービス水準の向上に努めていくこととしているが、現行の水道料金は、平成 8 年に改定されたままであり、現在の経営状況を反映した適正な原価を基礎としているものであるとは必ずしもいえない。

適正な料金のあり方について上下水道事業調査会等へ調査委嘱を行うなどして、妥当な水道料金づくりを検討することが必要であるものと判断する。市民に対して説明責任を果たすことが要請される。

（3）意見

水道料金は適正な原価を基礎として決定するのであるが、上記で検討したとおり適正な原価ひいては適正な経営成績を示すためには、その会計処理の妥当性が維持されていなければならない。

指摘した事項に関し、当局の見解を以下に掲げると、

公営企業としての水道事業者としては、料金の安定性を重視した事業運営を行う必要があると認識している。一定の料金水準において利益が生じた場合には、企業債発行の抑制や繰上償還を行うことにより将来の財政基盤の強化に努めるとともに、耐震管への布設替など高水準の水道サービスを提供するための財源として活用することが必要である。逆に、経営環境が悪化した場合にも安易に料金改定に頼ることなく、経営改善の中で吸収していくよう努力すべきものである。

過大計上との指摘部分は企業債の繰上償還や地震対策などの財源として活用しており、安定した水道事業を実施する上で一定の役割を果たしていると認識している。

収益的収支の状況のみならず、企業債の償還財源や施設の建設改良財源を含めた会計全体としての財務状況を判断しながら、水道事業を安定的、継続的に運営していく必要がある。

当局の見解は上記のとおりであるが、正しい経営成績を表すためには当局独自の見解を採用することが出来ないことは本文で述べたとおりである。

水道料金の算定は、一般に損益収支方式と資金収支方式があり、名古屋市は損益収支方式を用いている。損益収支方式は水道料金算定の根拠が明確であるという長所があるが、課題として減価償却資産の耐用年数と企業債の元金償還金の償還年限を比較した場合、耐用年数のほうが償還年限より長いため減価償却費として内部留保された資金では元金償還金を賄いきれないという点が存在する。

しかし、上記の課題を解消するために内部留保費用を多く計上するための独自の会計処理を行うことは容認できるものではない。

市民の理解を得るために正しい情報を積極的に開示するとともに、企業債や水資源機構資金等の償還年限の、現状より更なる長期間の調達・利用が可能となるように大都市水道事業管理者会議（名古屋市、東京都、大阪市など 15 都市水道事業管理者で構成）等の関係機関と連携してその実現に向けて努力していくことが望まれる。

### ２．施設改良費について

（1）概要

施設改良費とは、社団法人日本水道協会が定める「水道料金算定要領」における資本費用のうちの資産維持費を、名古屋市では施設改良費と称している。

水道料金は、営業費用に資本費用を加えた総括原価で決定される。料金収入＝総括原価となる。

<table>
<tr><td rowspan="4">総括原価</td><td rowspan="2">営業費用</td><td>人件費</td><td>薬品費</td><td>動力費</td><td>修繕費</td><td>受水費</td></tr>
<tr><td>減価償却費</td><td>資産減耗費</td><td>その他<br>維持管理費</td><td>（控除項目）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本費用</td><td colspan="5">支払利息</td></tr>
<tr><td colspan="5">資産維持費（名古屋市では施設改良費と称している）</td></tr>
</table>

名古屋市の水道料金は、平成 7 年 10 月の水道事業財政調査会「名古屋市水道事業における当面の財政運営のあり方に関する報告」の報告に基づき資産維持費を積み上げ方式により算定している。ちなみに料金算定期間は平成 8 年 2 月から同 11 年 3 月までの 38 ヶ月である。

平成 17 年度の施設改良費の内訳

（単位：百万円）

| 震災対策 | 安定給水対策 | おいしい水対策 | 渇水対策 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2,478 | 519 | 56 | 47 | 3,100 |

この資産維持費は事業報酬として、減価償却費等の内部留保資金だけでは物価上昇や震災対策など施設の高度化に対応する資金が確保できないため、料金対象原価に含めて需要家から回収するものである。水道事業を継続して運営するためには必要な設備更新等を行わなければならず、この更新の財源は利子のつかない自己資金でまかなうべきであるとの考え方によって、このために得る水道事業者の必要な利益（事業報酬）を資産維持費と称している。

従来は、資産維持費の算定方法は純粋な費用積み上げ方式であったが、平成 9 年 10 月の「水道料金算定要領」の改定により、一部レート・ベース方式の考え方を採用した方式に変更された。この新たな方式によりややもすれば過剰に見積もられる可能性のある従来の純粋な費用積み上げ方式と比較して資産維持費に上限が設定されることになり、過度な設備投資を抑制する作用を水道事業者に与え水道料金の上昇を抑制する効果が生じた。

しかし、名古屋市の水道料金は上記「水道料金算定要領」の改定前に設定されたまま現在に至っており純粋な費用積み上げ方式を踏襲しているため、平成 9 年の改定の趣旨が反映されていない結果となっている。

改定された「水道料金算定要領」における資本費用の算定式は以下のとおりである。

| 資本費用＝支払利息+資産維持費 |
|---|

| 資産維持費＝対象資産×資産維持率 |
|---|

なお、対象資産は償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高であり、資産維持率は、平均的な自己資本構成比率×繰入率で求められる。平均的な自己資本構成比率は 50%、繰入率は政府引受企業債利率の 5 ヵ年平均の率を基準として適正に定めるものである。

ここで資産維持費を試算してみる。なお、簡便計算のため対象資産は平成 17 年度期首及び期末の償却資産の平均額、繰入率は平成 13 年度から同１7 年度までの 5 年間の財政融資資金の貸付金利 30 年ものを用いる。

対象資産＝（期首+期末）÷2＝(253,352+254,562）÷2＝253,957 百万円
繰入率＝（平成 13 年度平均利率+・・・+17 年度平均利率）÷5
＝（2.017+1.775+1.600+2.150+2.033）÷5＝9.575÷5＝1.915％

計算結果
253,957 百万円×50％×1.915％＝2,431 百万円

以上により、名古屋市の計上している資産維持費（施設改良費）の金額 3,100 百万円と上記の計算結果の金額 2,431 百万円の差額は 669 百万円となる。

（2）結果

市の採用している資産維持費の算定方法は、必ずしも妥当なものであるとはいえない。

資産維持費は建設財源に充当される損益勘定留保資金として利益留保性の性格を有し、また水道料金設定の際、総括原価として用いられるためその計上は慎重になし、計上する場合にはより客観的に検証できるように算定されなければならない。ちなみに、政令指定都市の水道事業で資産維持費を計上している自治体は名古屋市以外には札幌市と静岡市である。

妥当な資産維持費を計上するためには、料金体系のあり方の検討にあわせて調査委嘱を行うなど、現行の「水道料金算定要領」を斟酌して算定することが必要である。

## 第２．漏水率

### １．メータ不感率について

（1） 概要

水道事業において配水量（給水量）の効率性を高めることは重要な経営課題である。効率性の判定の一つとして有収率（配水する水量と料金として収入のある水量との比率）を用いるのであるが、同時に漏水率の推移も有収率に影響を与えるものとして重要な経営指標である。通常、有収率と漏水率は表裏一体であると考えられている。

配水量（給水量）は以下のように区分される。

<table>
<tr><td rowspan="9">配水量</td><td rowspan="6">有効水量</td><td rowspan="3">有収水量</td><td>料金水量</td></tr>
<tr><td>分水量</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">無収水量</td><td>メータ不感水量</td></tr>
<tr><td>局事業用水量</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">無効水量</td><td>調定減額水量</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>漏水量</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
</table>

年間配水量を 1,000 として、過去 3 年間の内訳を示すと、

| | 平成 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|
| 有効水量 | 958 | 960 | 962 |
| 　有収水量 | 923 | 926 | 929 |
| 　無収水量 | 35 | 34 | 33 |
| 無効水量 | 42 | 40 | 38 |
| 年間配水量 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

限られた水資源の有効利用や電力費、薬品費の節減など、効率的な経営をすすめるためには、漏水を含む無効水量を減らすことが課題となる。

ここで過去 5 年間の有収率等の推移をみると、

| | 年間配水量（千㎥） | 有収水量（千㎥） | 有収率（％） | 給水収益（百万円） | 平均単価（円／㎥） |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成 13 年度 | 309,223 | 283,620 | 91.7 | 49,620 | 174.95 |

| 14 | 304,952 | 280,619 | 92.0 | 48,744 | 173.70 |
|---|---|---|---|---|---|
| 15 | 299,054 | 276,047 | 92.3 | 47,320 | 171.42 |
| 16 | 299,145 | 277,081 | 92.6 | 47,492 | 171.40 |
| 17 | 298,474 | 277,148 | 92.9 | 47,354 | 170.86 |

有収率は上昇傾向にあり効率改善の兆しはみられる。有収率を向上させるためには無効水量を低減させなければならない。平成 17 年度の無効水量のうち漏水量は 10,800 千㎥（配水量 298,474 千㎥に対して 3.6%）である。ちなみに、15、16 年度の漏水率は 4.0%、3.8%である。漏水防止対策による漏水率の減少が有収率の逓増傾向となって表れている。

漏水率の推移　（単位：%）

| 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|---|---|---|
| 4.0 | 3.8 | 3.6 |

漏水は主に道路取付管から生じるため、引き続き漏水調査及び計画的な老朽道路取付管の取替や配水管の更新に努める必要がある。さらに、配水施設（配水池）の老朽化による漏水も生じるためその保守、点検並びに改修が必要となる。

漏水率に影響を与える要因として、メータ不感水量についても検討を加える必要がある。「水道メータは、機構部の摩擦抵抗などにより微流量域ではほとんど計量できない。また、始動流量以上でも器差がマイナスの領域がある。このため計量すべきであるのに指示に表れない水量があり、これを不感水量という。この水量の全水量に対する比を不感率といい、一般に経過年数に比例して増加する。金属製メータはこの傾向が特に顕著で、この欠点を改良したのがプラスティック製メータである（「水道用語辞典」社団法人日本水道協会編）。」

不感水量の実績値を測定することは困難なため、名古屋市は以下の方法で不感率を算定し、その率に配水量を乗じたものを不感水量としている。
まず調定戸数 100 件のモデル地区を 2 箇所選定する。そしてモデル地区への全体の配水量を測定し、それと各需要家毎の調定量の合計量との差からそのモデル地区の不感率を算出する。測定期間は平成 14 年、15 年の 2 年間にわたり計 12 回である。この測定の結果得られたモデル地区の不感率 2.9%を平成 16 年以降の全体の不感率として使用している。
需要家約 78 万 8 千戸（年間調定件数 4,732 千件÷年間調定回数 6）のうちの 200 戸（モデル地区 100 戸×2 箇所）の不感率をもって需要家約７８万戸全体の不感率とすることの妥当性については、検証されていない。この不感率の算定方法につい

ては画一的・統一的な手法はなく各自治体によって種々の方式が用いられている。漏水率を検討する際には、この算定方法を念頭におくことが必要である。つまり、漏水量は基本的には全体(配水量)と実測量（有収水量等）との差額であるものの、実際は全体から実測量を控除し、さらにメータ不感率を用いて算出したメータ不感水量（推定値）を控除したものが漏水量となる。

このメータ不感率は有収率に直接影響を及ぼすものではない。しかし、メータ不感水量の妥当性が欠けた場合には漏水量に影響が及び、経営指標としての漏水率の数値に影響が及ぶことになる。

なお、有収率の状況をみると、

平成16年度の政令指定都市の有収率　（単位：%）

| 名古屋市 | 92.6 | 静岡市 | 85.2 |
|---|---|---|---|
| 札幌市 | 91.6 | 京都市 | 85.7 |
| 仙台市 | 91.7 | 大阪市 | 88.4 |
| さいたま市 | 91.2 | 神戸市 | 92.4 |
| 千葉市 | 95.7 | 広島市 | 92.1 |
| 横浜市 | 92.1 | 北九州市 | 86.9 |
| 川崎市 | 86.4 | 福岡市 | 95.7 |

名古屋市の平成17年度の有収率は92.9%（上記の表は16年度分）であり他の政令指定都市のそれと比較すると高いものといえる。今後とも効率的経営によって有収率を高めていくことが必要である。

（2）意見

漏水率を検討する場合には、メータ不感率の算定方式を念頭におく必要がある。

厚生労働省は平成16年度（平成16年6月）において水道ビジョンを公表した。環境・エネルギー対策の強化の項で、平成25年度までに（現況 91.8%平均）の有効率（事業体別）の目標として大規模事業体は98%以上、中小規模事業体は95%以上を目指すとなっている。

名古屋市においても目標達成のため一層の効率化を図ることが望まれる。

## 第３．収納事務

### Ⅰ．概要

#### １．収入金の会計処理

(1) 公営企業の会計処理

地方公営企業は、その経営成績を明らかにするため、全ての収益及び費用を、その発生の事実に基づいて計上し、その発生した年度に正しく割り当てるとともに、財政状態を明らかにするため、全ての資産、資本及び負債の増減及び異動をその発生の事実に基づき整理しなければならないとされている（地方公営企業法第 20 条)。

(2) 収入の調定

調定とは、債権を確定するために、その根拠、所属年度、収入科目、収入金額及び納入義務者等を調査決定することであり、徴収行為の前提として必ず行われる。

前述のように、地方公営企業は発生主義会計を採用しているので、調定は債権の原因が発生した時点で行う。この場合、調定時点では、実際に現金収納がなされていないので、収益と未収金が計上される。

このように調定は通常現金収納以前に行うのが原則であり、これを未収調定という。ただし、状況に応じて、徴収と同時に調定することがあり（給水装置修繕費、手数料等)、これを収入調定という。営業所に係る収入の調定は、営業部料金課長が行う。

#### ２．点検

点検業務は、水道の使用水量を計量し、用途・戸数等の確認により水道料金を確定するという料金調定の根幹をなす重要な仕事である。

メータの点検は、全給水区域において原則として 2 か月ごとに行う。偶数月に点検する区域を甲、奇数月に点検する区域を乙と区分し、そのうち甲は、Ａ・Ｂ・Ｃ、乙はＪ・Ｋ・Ｌの３ブロックに区分して点検する。なお、毎月点検の場合は、Ｘ・Ｙ・Ｚの３ブロックに区分して点検する。

また、メータの検針方法は、主にハンディターミナルによる検針が行われている。点検業務では、メータの検針のみならず、使用水量の状況調査、料金の相談、さらには苦情処理なども行う。

#### ３．収納

料金徴収は、大別して、お客さまが郵送された「納入通知書」により金融機関等に納付する納入通知書扱いと、お客さまが金融機関に設定した預貯金口座より振替納付する口座振替扱いの 2 方法により行う。ただし、局長が特に必要と認めるときは、集金の方法で徴収できる（施行規程第 30 条)。

納入通知書扱いの場合、料金は、各金融機関、コンビニエンスストア及び営業所窓口で納入される。

口座振替扱いの場合、銀行等における口座振替日は、請求ブロックに応じて次のとおり設定されている。いずれも振替日が休業日の場合は翌営業日となる。

Ａ・Ｊ・Ｘブロック……点検月の 26 日

Ｂ・Ｋ・Ｙブロック……点検月の翌月 6 日

Ｃ・Ｌ・Ｚブロック……点検月の翌月 16 日

## ４．未納管理

未納料金については、段階を追って数度の督促を行い、完全徴収を目指している。

（1）未納督促

①納入通知書扱いの場合

各ブロックごとの「納入通知書」第 2 回発行分の納期限から概ね 9 日後、未納のものについて、「上下水道料金納入のお願い」を作成し料金別納郵便で一括発送する。

②口座振替扱いの場合

振替不能コード、振替不能理由及びその内容は次のとおりである。

| コード | 振替不能理由 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 1 | 預金不足 | ・預金残高不足 |
| 2 | 預金取引なし | ・預金取引なし（口座解約済、該当口座なし）<br>・店番号、預金種目、口座番号、名義等相違 |
| 3 | 預金者の都合による振替停止 | ・預金者からの依頼による振替停止<br>・諸届（死亡、相続、代弁、差押等）に伴う振替停止 |
| 4 | 預金口座振替依頼書なし | ・依頼書未提出<br>・依頼書不備返却中<br>・預金口座振替契約解約済 |
| 8 | 委託者の都合による振替停止(依頼返却) | ・委託者（局）からの依頼による振替停止 |
| 9 | その他 | ・請求書、請求ＭＴの不備（データフォーマット上のエラー等） |

③未納管理カード

原則として・Ａ・Ｊ・Ｘブロック分は点検月の翌月 26 日、Ｂ・Ｋ・Ｙブロックは、

点検月の翌々月6日、C・L・Zブロックは点検月の翌々月11日現在未納のものについて、「未納管理カード」、「未納管理カード担当者別集計表」、「未納管理カード不作成リスト」を作成し、営業所へ送付する。

④督促

未納管理カードが出力されたものについては、原則として給水停止予告書の郵送により督促を行うが、過去の滞納状況、倒産のおそれがある場合あるいは大口未納等の事情から必要と判断したときは、早期に電話による督促や現地督促を行う。

(2) 給水停止

水道事業者は、給水を受ける者が料金を指定された期限までに納付しないとき、正当な理由なく給水装置の検査またはメータの点検を拒否または妨害したとき、その他正当な理由があるときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる（水道法第15条第3項、条例第35条、施行規程第34条)。また、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、構造材質基準に適合していないときは、その者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる（水道法第16条、条例第35条、施行規程第34条)。

# 未納料金の督促サイクル

検　　　　　　　針

【納入通知書】

納入通知

納期限10日間

督促状（検針から30～40日後）

【口座振替】

初回請求

検針の当月26日
翌月6日または16日

再振替請求

再振替
（初回請求の20日後）

未納管理カードの作成（検針から概ね60日後）

↓

電話督促

↓

給水停止予告書（検針から概ね75日後）　郵送または現地配布

↓

最終勧告　郵送または現地配布

↓

給水停止（検針から概ね９０日後）　給水停止通知書交付
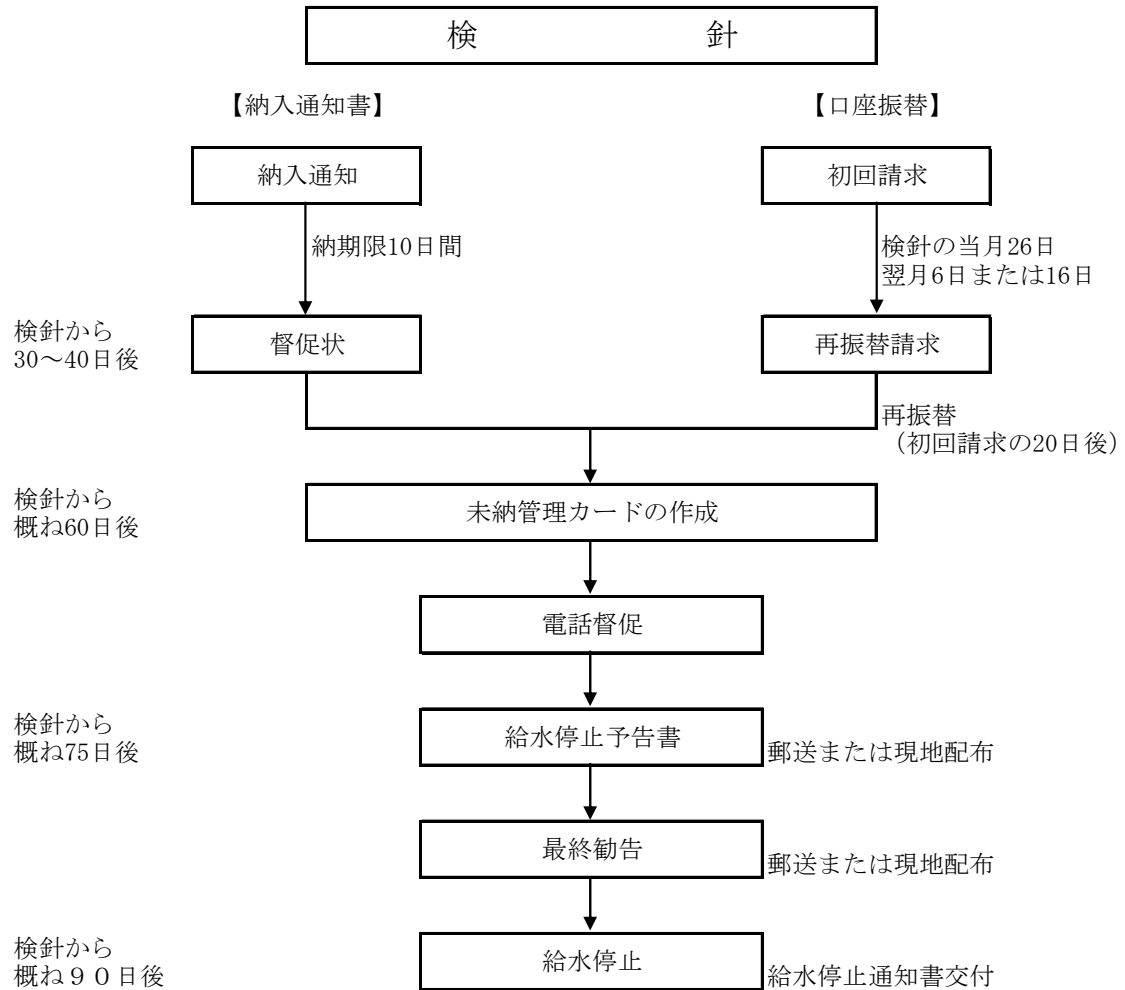
## 未納管理日程表（例3－4月分）

| 検針ブロック | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|---|---|---|---|---|
| A | 検針 ～8<br>納入 通知書 16～26<br>口座 振替 ★26 | □ 督促状（上下水道料金納入のお願い）<br>督促状 12～19<br>★督促状（上下水道料金のご請求について）<br>再振替★16<br>電話による督促 | ■ 給水停止予告書<br>現地督促 | 給水停止 |
| B | 検針 9～18<br>納入 通知書 26～6<br>口座振替 ★6 | □ 督促状（上下水道料金のお願い）<br>督促状 22～29<br>★督促状（上下水道料金のご請求について）<br>再振替★26 | 電話による督促 | ■ 給水停止予告書<br>現地督促<br>給水停止 |
| C | 検針 19～25 | 納入通知書 3～13<br>口座振替★16<br>□督促状（上下水道料金納入のお願い）<br>督促状 27～4<br>★督促状（上下水道料金のご請求について） | 再振替★6<br>電話による督促 | ■給水停止予告書<br>現地督促<br>給水停止 |

## Ⅱ．監査結果

### １．営業所における給水停止保留手続について

（1）概要

名古屋市上下水道局経営本部営業部料金課が作成した「営業事務手続」では、給水停止を保留する際の手続きが以下のように定められている。

Ⅶ未納管理　２給水停止　（２）給水停止　ウ給水停止の保留

| 給水停止を保留することがやむを得ないと認める場合は、原則として、当該お客さまから「誓約書」を徴し、所長の承認後、給水停止を保留することができる。<br>担当者は「未納管理カード」に延期後の給水停止予定日等必要事項を記入し、「誓約書」とともに保管する。ただし、誓約した納期限までに未納料金の納入がない場合等誓約違反が生じたときは、ただちに給水停止の手続を行う。 |
|---|

営業所では、原則として月に 3 回、給水停止日前日に会議を開き、個別事情を勘案して給水停止とするかどうかを検討している。

南営業所においては、給水停止会議において「給水停止中お客さまリスト」を活用している。3 月 14 日に開催された給水停止会議で使用した「給水停止中お客さまリスト」を閲覧したところ、給水停止についてお客さまごとに検討したと思われる書き込みがされていた。

しかし、上記「営業事務手続」に照らして、2 つの問題点がある。第 1 に、給水停止の保留について所長が承認した文書が無い。上述した給水停止会議には所長も参加するとのことであり、実質的には所長も承認していると思われるが、保留という給水停止の例外的処理を行う以上、所長の承認を明確に文書で残しておくべきある。

第 2 に、営業事務手続では、給水停止を保留する場合には、原則として当該お客さまから誓約書を徴することとされているが、実際には誓約書を入手する事例は稀である。3 月 14 日の給水停止会議では、保留となったお客さま 19 名のうち誓約書が提出されているのは 1 名のみであった（ただし、現地での給水停止処分時に、誓約書を書かせて給水停止を保留したケースが 2 件あったため、最終的には保留 21 名のうち誓約書提出は 3 名であった）。

このように、給水停止会議時点では 19 名中 1 名しか誓約書を提出しておらず、原則として誓約書を徴することを求めている営業事務手続に反する結果となっている。この件につき担当者にヒアリングしたところ、以下のような回答があった。

・実際には、誓約書を入手することは稀である。現地まで誓約書を取りに行くかあるいは営業所等の窓口まで来てもらう必要があるが、お年寄りなどで窓口まで来てもらうのが困難な人もいる。

・誓約書が無い場合には、原則的には給水停止にすべきだが、給水停止は慎重に判断している。連絡がつく場合には給水停止を保留することが多い。
・現地で給水停止処分を行う際に、誓約書を書かせて給水停止保留にすることがある。その場合には必ず誓約書を入手している。

現状では営業事務手続と実際の実務とで乖離が生じているといえる。給水停止を保留するか否かの判断には客観性・公平性が求められるため、本来は営業事務手続に従って処理すべきである。しかし、市民生活の重要な基盤である水道の供給停止については慎重に行うべきであり、実務的に運用が困難な手続を定めることは、営業所での判断を難しくさせ、かえって客観性・公平性を損なう結果となる危険性もある。

なお、港営業所においても、給水停止の保留について所長が承認した文書がなかった。また、港営業所でも誓約書を徴していない場合があるとのことであり、3 月 22 日の給水停止会議の資料として使用された給水停止予定者リストを閲覧したところ、給水停止の保留は 25 件あったが、そのうち誓約書が提出されているものはなかった。

（2）結果

給水停止の保留について所長が承認したことを明確に文書化し、保存しておくべきである。

また、給水停止を保留する条件として誓約書を徴することについては、現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。

**２．港営業所における分割納入について（その 1）**

（1）概要

名古屋市上下水道局経営本部営業部料金課が作成した「営業事務手続」では、分割納入となる場合の手続が以下のように定められている。

Ⅵ収納　１料金の収納（1）納入通知書扱い　ウ営業所での収納　（イ）窓口徴収
ｈ分割納入となる場合

（a）基準

お客さまから申し出があり、特にやむを得ないと認められる場合は、営業所長の判断により行うものとする。徴収額の分割をする場合は、原則として 3 回までとし、長期にわたらないように留意するとともに、誓約書を提出させる。

分割後の納期限が経過しても納入がない場合は、早急に督促又は給水停止を行う。

なお、分割納入を認めたときは、未納管理カードが作成済のものについては、担

当者に連絡する。また、次回窓口納入の際、分割納入であることが分かるように、誓約書等により所内関係者に周知しておく。
(b)処理
（中略）収入消込については、最初はエラーとなるため、「収入消込不能リスト」により確認し、＜収納・未納：2 消込不能解決・料金＞で解決する。（中略）

「収入消込不能リスト」は、調定額と入金額とが不一致になった場合に出力される。分割納入の場合、調定額と入金額が不一致となるため、特に処理しなければ、上記「(b)処理」にあるように、収入消込不能リストにより確認できる。収入消込不能リストは所長に承認されるため、収入消込不能リストに計上されている分割納入は所長により承認されることになる。

しかし、分割納入の入力時に「消込不能解決画面」で処理することにより、収入消込不能リストに計上しないようにすることもできる。収入消込不能リストに計上されなければ、所長への報告は口頭によるほかなく、報告・承認漏れが起こる可能性がある。また、未納管理カードに分納の履歴が記載されることになっているとはいえ、多くの未納管理カードから分割納入に該当するものを事後的に把握することは困難である。

未納管理カードを閲覧したところ、お客さま番号 11-1-6●●●●のお客さまについては 6 月○日に×万円分納されているが、収入消込不能リストには計上されていなかった。消込不能解決画面で処理されたと思われる。当該分納については、「営業事務手続」に文書として残す旨の定めがないことから、所長による承認が文書として残されておらず、承認が行われていたか検証することができない。

（2）結果

分割納入については収入消込不能リストに計上することにより、報告・承認漏れを防止し、分割納入の履歴を事後的に検証できるようにすべきである。

### ３．港営業所における分割納入について（その 2）

（1）概要

分割納入となる場合、前述のように、原則として誓約書の提出が必要とされている。しかし、実際には必ずしも誓約書は入手していないとのことであった。実際に、収入消込不能リストに計上された分納のケース（お客さま番号 11-0-0250●●●●）につき、誓約書の有無を質問したところ、入手されていなかった。

（2）結果

現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。

## ４．点検業務の委託について（財団法人水道サービスへの随意契約）

（1）概要

点検業務では、委託検針員が実施した検針の「点検件数・処理結果一覧」を確認し、報告事項等を記入し、使用水量の増減などお客さまへの必要な連絡等を行った後、計量指導員及び計量管理員がチェックし、最終的には営業所長の承認を得ることとなっている。

南営業所では、以下の体制で検針が行われている。

| 名称 | 人数 | 所属等 | 役割 |
|---|---|---|---|
| 計量管理員 | 2名 | 名古屋市上下水道局 | 使用水量等の審査、水量・用途・戸数等の認定、現地再調査、料金調定計上の可否判断、点検業務の進捗管理など |
| 計量指導員 | 2名 | 名古屋市上下水道局から財団法人水道サービスへ派遣した職員及び財団法人水道サービスのプロパー職員 | 委託検針員の検針結果の審査をはじめとする委託検針員の指導管理のほか、委託検針員からの報告に基づく各種異動手続、現地再調査、苦情処理、点検業務の進捗管理、上下水道局との連絡調整など |
| 委託検針員 | 8名 | 原則として検針対象となる区に在住している人を対象に財団法人水道サービスが募集し、個人別に契約する。 | メータ検針をはじめ水量増減の際の声かけ、使用状況の調査、お客さまの申し出の処理や簡易な漏水調査、口座振替勧誘等の付帯業務など |

また、港営業所においては、以下のような体制となっている。なお、計量管理員等の役割については南営業所と同一である。

| 名称 | 人数 | 所属等 |
|---|---|---|
| 計量管理員 | 2名 | 名古屋市上下水道局 |
| 計量指導員 | 3名 | 財団法人水道サービスのプロパー職員 |
| 委託検針員 | 7名 | 原則として検針対象となる区に在住している人を対象に財団法人水道サービスが募集し、個人別に契約する。 |

点検業務は財団法人水道サービスへ随意契約により委託されており、計量指導員は財団法人水道サービスの職員である。計量指導員には、プロパー職員のほか上下

水道局からの派遣職員も含まれている。平成 17 年度においては計量指導員 35 名のうち 9 名が、点検業務に関するノウハウや技術の承継のため、上下水道局から財団法人水道サービスへ派遣されている。なお、職員派遣は平成 17 年度末で終了している。

また、委託検針員は、財団法人水道サービスが原則として検針対象の区に在住している市民から募集する。委託検針員は、検針に使用するハンディターミナルの操作方法、個人情報保護、料金体系、使用水量増減の場合の対処のしかた、簡易な漏水調査、苦情処理、お客さま応対など点検業務の事務手続きについて研修や計量指導員の指導を受けている。

（2）結果

上下水道局の説明によれば、点検業務は公益性を有する業務であり、安定して正確に業務を行うとともに効率的な業務執行が求められるため、財団法人水道サービスへ随意契約により委託し、局職員を派遣して技術移転を進め外部委託による点検業務体制を確立してきたとのことであった。

しかし、上記の点検業務の体制からすると、随意契約により財団法人水道サービスへ委託する必要性について疑問がある。実際の点検作業は財団法人水道サービスが募集した委託検針員が行っており、財団法人水道サービスの職員は計量指導員（南営業所で 2 名、港営業所で 3 名）が関与するのみである。また、その計量指導員も南営業所のように上下水道局から派遣されている場合がある。さらに、上下水道局の計量管理員が点検業務を総括している。このように、財団法人水道サービスの関与の度合い及び上下水道局の指導監督体制からすれば、財団法人水道サービスでなければ点検業務を行うことができないとは考えられない。

随意契約によるのではなく、競争入札による契約を検討すべきである。

## ５．口座振替の普及促進について

（1）概要

名古屋市上下水道局会計規程第 42 条では納入通知書による収納の方法を、同規程第 43 条では口座振替による収納の方法をそれぞれ定めている。平成 17 年度の調定件数は 4,732,459 件であるが、そのうち減免などの場合を除いた、初回請求時の口座振替と納入通知書の件数は、4,600,195 件である。それを請求の方法により分類すると以下のとおりである。

| 請求の方法 | 件　数 | 割　合 |
|---|---|---|
| 口座振替 | 3,808,904 件 | 82.8% |
| 納入通知書 | 791,291 件 | 17.2% |
| 合　計 | 4,600,195 件 | 100% |

このうち、口座振替による請求において再振替請求がなされた件数及び納入通知書による請求において督促状が発送された件数は以下のとおりである。

| 請求の方法 | 件数（①） | 再振替請求件数または督促状発送件数（②） | 未納率（②/①） |
|---|---|---|---|
| 口座振替 | 3,808,904 件 | 98,024 件 | 2.6% |
| 納入通知書 | 791,291 件 | 213,951 件 | 27.0% |

口座振替による請求の割合は全体の約 83%を占め、その未納率は 2.6%である。一方、納入通知書による納入は全体の約 17%であるが督促状発送件数は 213,951 件と多く、未納率は口座振替の場合の 10 倍以上に達している。

営業所ごとに平成 17 年度の口座振替普及率と給水停止予告を行った割合（給水停止予告件数 / 料金調定件数、以下「給水停止予告率」という）の関係をグラフにすると以下のようになる。なお、各年度の口座振替普及率は月ごとの口座振替普及率の平均値を記載しており、赤線は給水停止予告率の平均値を表している。
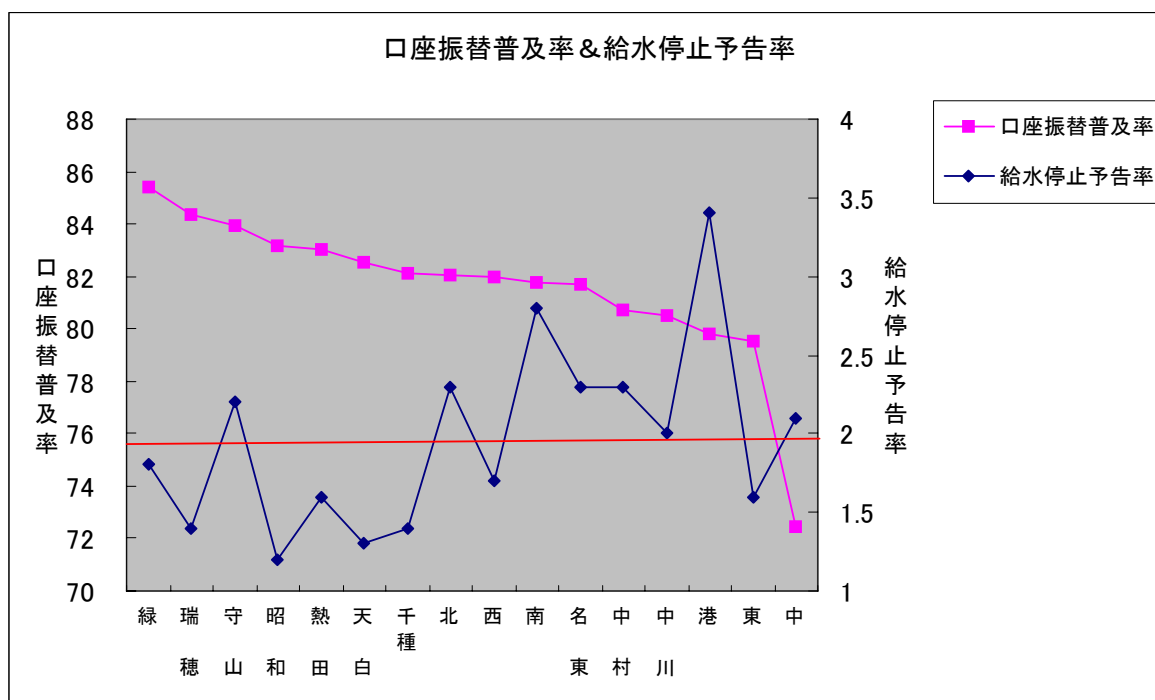


中営業所のように法人が多い地域においては口座振替普及率が低下する傾向にあるため、一概には言えないが、口座振替普及率が低下するにつれて給水停止予告率が概ね上昇する傾向にある。口座振替普及率が低い場合には、給水停止予告率が平均値を上回ることが多い。

過去 5 年間の口座振替普及率の推移を見てみると、口座振替普及率は 80%以上の

高い割合を保ってはいるものの、年々低下する傾向にある。なお、各年度の口座振替普及率は月ごとの口座振替普及率の平均値を記載している。

| | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 口座振替普及率 | 82.2% | 82.0% | 82.0% | 82.0% | 81.8% |

（2）意見

未納率の改善及び事務作業量の軽減のためには口座振替による収納件数を増やすことが有効であり、積極的な広報活動を行うことが望ましい。営業所においても、お客さまから使用開始の申し込みを受け開栓を行う際に口座振替お申し込みはがきを持参し、口座振替の利用をお願いしたり、使用開始後 2、3 か月経過後も納入通知書扱いのお客さまに対して口座振替お申し込みはがきを送付したりするなどの活動を行っている。今後も、口座振替普及率向上のため、積極的な口座推進活動に努められたい。中長期計画において口座振替普及率について目標値を設定することも検討すべきである。

また、名古屋市は口座振替の普及促進を図るため、「みずプラン 22」において、平成 19 年度を目標に口座割引制度を導入することを施策として掲げている。口座割引制度の導入により、お客さまが口座振替を利用するインセンティブを高めることが期待できる。未納率の改善及び事務作業量軽減のため、なるべく早期に口座割引制度を導入して口座振替普及率を高めることを検討すべきである。

なお、従来の地方自治法には、第三者による立替払いについての規定がなく、使用料等のクレジットカード払いは認められていなかった。しかし、平成 18 年 5 月の地方自治法の改正では、第三者による立替払いを認める規定が加えられたため、施行後は水道料金のクレジットカード払いが可能になる。クレジットカードによる水道料金の納付を認めることは、未納率の改善に有効であると考えられるため、導入を検討すべきである。

## 第４．契約

### Ⅰ．概要

私どもは、水道事業及び工業用水道事業の契約事務を対象として監査を実施した。今般監査対象ではないが、名古屋市の下水道事業の発注工事において談合事件が発覚している。私どもは、名古屋市が談合の根絶を目指し、制度、組織、倫理面において徹底した談合防止策を講じることを強く希望する。

#### １．契約締結方法の種類

地方公共団体の締結する契約は、地方自治法により、一般競争入札・指名競争入札・随意契約・せり売りの方法によることと定められている（地方自治法 234 条 1 項）。地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法は、政令で定める場合に限定されている（地方自治法 234 条 2 項）。

（1）一般競争入札について

一般競争入札とは、契約に関し公告し、不特定多数人をして入札の方法によって競争をさせ、地方公共団体に最も有利な条件を提供するものとの間に締結する契約方法をいう。

（2）指名競争入札について

指名競争入札とは、入札者を指名して、特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、地方公共団体に最も有利な条件を提供するものとの間に締結する契約方法をいう。

地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であるが、一定の場合に限って指名競争入札を行うことができる。地方自治法施行令第 167 条によれば、指名競争入札を行うことができる場合は、以下のとおりである。

・ 工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
・ その性質または目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（3）随意契約について

随意契約とは、地方公共団体が契約の相手を競争の方法によらないで選択して締結する契約方法をいう。一般競争入札が原則的方法であるため、一定の場合に限って随意契約を行うことができる（地方自治法施行令第 167 条の 2)。

（4）せり売りについて

せり売りとは、買受者に入札の方法によらず口頭で価格の競争をさせ、地方公共団体に最も有利な条件を提供するものとの間に締結する契約方法をいう。

## ２．契約事務の流れ

契約事務の流れは次のとおりである。

課公所は「設計書・仕様書」を作成

課公所は「施行伺」を作成し、専決区分に応じ決裁を受ける

随意契約　　指名競争入札　　一般競争入札

入札後資格確認型　　通常型（事前審査型）

指名審査会　　指名審査会　　資格委員会：入札参加条件の決定

公　告

業者選定　　指名業者選定　　応募者の資格審査

予定価格調書作成

指名通知　　資格確認通知

入札保証金　　入札保証金

見積徴取　　入札・開札

落札候補者の決定

資格審査

相手方決定　　落札決定

契約書の作成

契約保証金差入（通常は保証書提出）

完了報告

所管課公所による履行確認（完成検査・納入検査）

↓

請求書の提出

↓

支出伺

↓

支出
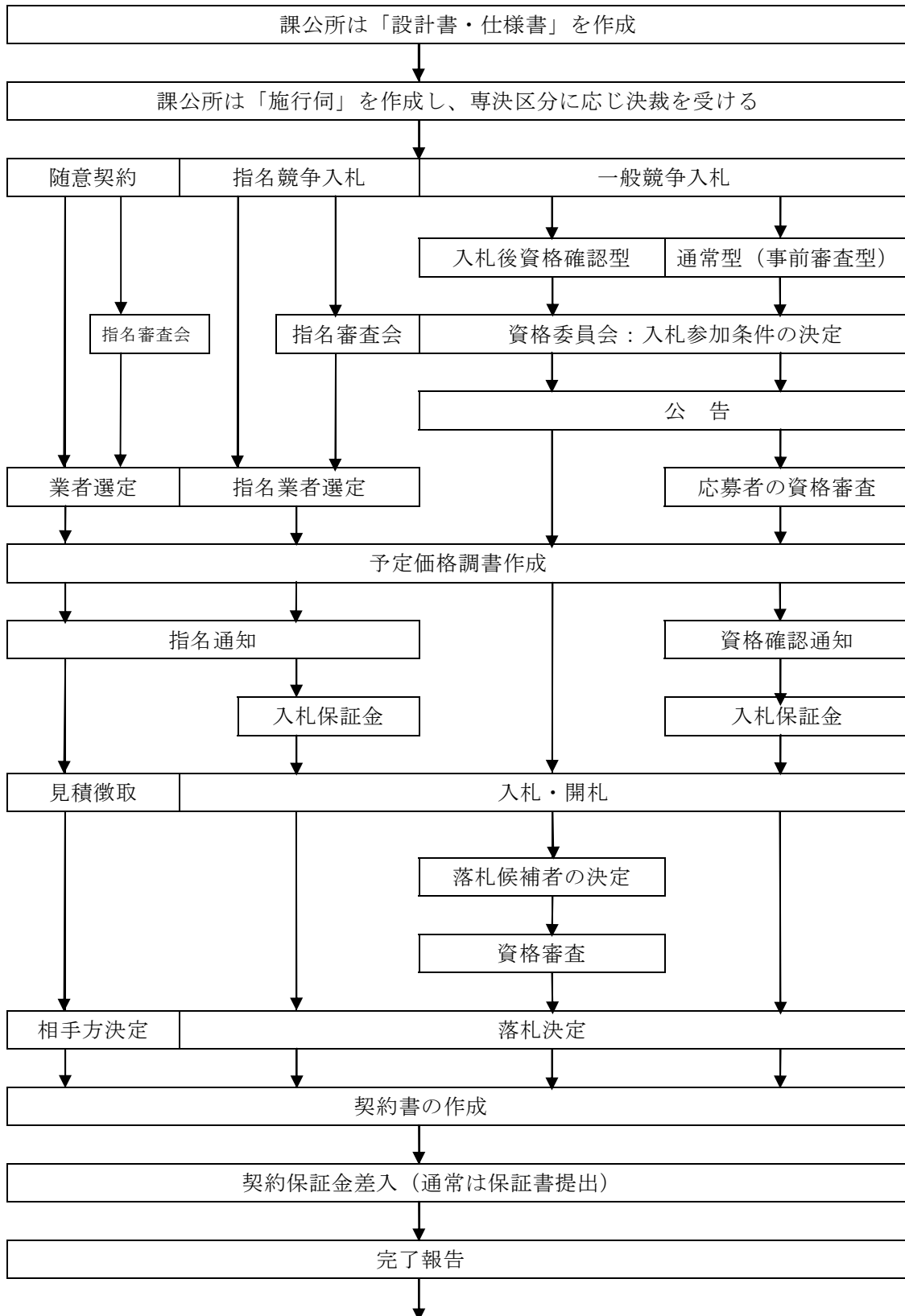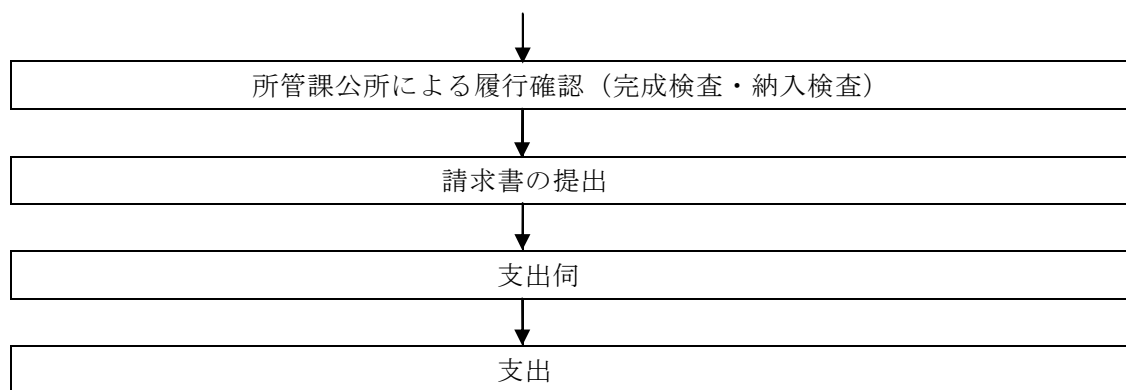
**３．名古屋市の契約の概要**

水道事業における平成 17 年度の契約は、工事請負が 19,354 百万円（578 件）、業務委託が 2,834 百万円（420 件）、物件の購入、借入、売払い（以下、物品購入等という。）が 1,482 百万円（511 件）となっており、その内容は以下のとおりである。

(1) 工事請負

| 区　分 | 予定価格の総額（千円） | 契約金額の総額（千円） | 件数 | 平均落札率 |
|---|---|---|---|---|
| 一般競争入札 | 3,626,990 | 3,374,871 | 53 | 93.3% |
| 指名競争入札 | 9,792,033 | 9,287,344 | 434 | 95.0% |
| 随意契約 | 227,609 | 214,064 | 91 | 95.7% |
| 合計 | 13,646,632 | 12,876,279 | 578 | 94.7% |

（注）１．平均落札率は個々の契約の落札率を合計し、件数で除して計算している。
２．単価契約については、予定価格の単価と契約単価で比較している。
単価契約による総支払額と件数は以下のとおりである。

| 区　分 | 総支払額（千円） | 件数 |
|---|---|---|
| 一般競争入札 | 3,556,822 | 16 |
| 指名競争入札 | 1,165,918 | 24 |
| 随意契約 | 1,756,727 | 10 |
| 合計 | 6,479,468 | 50 |

(2) 業務委託

| 区　分 | 予定価格の総額（千円） | 契約金額の総額（千円） | 件数 | 平均落札率 |
|---|---|---|---|---|
| 一般競争入札 | 18,952 | 6,090 | 1 | 32.1% |
| 指名競争入札 | 1,242,087 | 1,124,003 | 196 | 88.7% |
| 随意契約 | 825,782 | 808,582 | 223 | 95.9% |
| 合計 | 2,086,821 | 1,938,676 | 420 | 92.4% |

（注）１．指名競争入札には、不調であったため随意契約によったものが 15 件（予定価格の総額　102,568 千円、契約金額の総額　101,727 千円）含まれている。

２．平均落札率は個々の契約の落札率を合計し、件数で除して計算している。

３．単価契約については、予定価格の単価と契約単価で比較している。
単価契約による総支払額と件数は以下のとおりである。

| 区　分 | 総支払額（千円） | 件数 |
|---|---|---|
| 一般競争入札 | － | 0 |
| 指名競争入札 | 8,489 | 4 |
| 随意契約 | 890,000 | 45 |
| 合計 | 898,490 | 49 |

(3) 物品購入等

| 区　分 | 予定価格の総額（千円） | 契約金額の総額（千円） | 件数 | 平均落札率 |
|---|---|---|---|---|
| 一般競争入札 | 43,950 | 27,733 | 3 | 70.3% |
| 指名競争入札 | 710,142 | 579,372 | 209 | 81.9% |
| 随意契約 | 676,465 | 665,047 | 299 | 92.6% |
| 合計 | 1,430,559 | 1,272,153 | 511 | 88.1% |

（注）１．一般競争入札には、不調であったため随意契約によったものが 1 件（予定価格　9,815 千円、契約金額　9,765 千円）が含まれている。

２．指名競争入札には、不調であったため随意契約によったものが 7 件（予定価格の総額　5,973 千円、契約金額の総額　5,876 千円）が含まれている。

３．平均落札率は個々の契約の落札率を合計し、件数で除して計算している。

４．単価契約については、予定価格の単価と契約単価で比較している。
単価契約による総支払額と件数は以下のとおりである。

| 区　分 | 総支払額（千円） | 件数 |
|---|---|---|
| 一般競争入札 | － | 0 |
| 指名競争入札 | 207,311 | 16 |
| 随意契約 | 4,807 | 13 |
| 合計 | 212,119 | 29 |

## ４．落札率

落札率の分布状況は次のとおりである。

（1）工事請負　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

| 落札率 | 一般競争入札 | 指名競争入札 | 随意契約 |
| --- | --- | --- | --- |
| 99%以上 | 0 | 5 | 28(10) |
| 98%台 | 4 | 53 | 13 |
| 97%台 | 5 | 178(17) | 9 |
| 96%台 | 14 (8) | 70 (6) | 5 |
| 95%台 | 6 (2) | 22 | 9 |
| 94%台 | 10 (5) | 24 | 2 |
| 93%台 | 5 (1) | 18 (1) | 5 |
| 92%台 | 1 | 15 | 5 |
| 91%台 | 0 | 3 | 2 |
| 90%台 | 0 | 3 | 5 |
| 90%未満 | 8 | 43 | 8 |
| 合計 | 53(16) | 434(24) | 91(10) |

（注）括弧内の数字は単価契約（内数）である。

落札率 95%以上の契約がいずれも 7 割程度に達している。また、落札件数のピークは、随意契約、指名競争入札、一般競争入札の順に高い落札率となっている。

工事請負の落札率分布

200
180
160
140
120
件数
100
80
60
40
20
0
90%未満
90%台
91%台
92%台
93%台
94%台
95%台
96%台
97%台
98%台
99%以上
落札率
一般競争入札
指名競争入札
随意契約
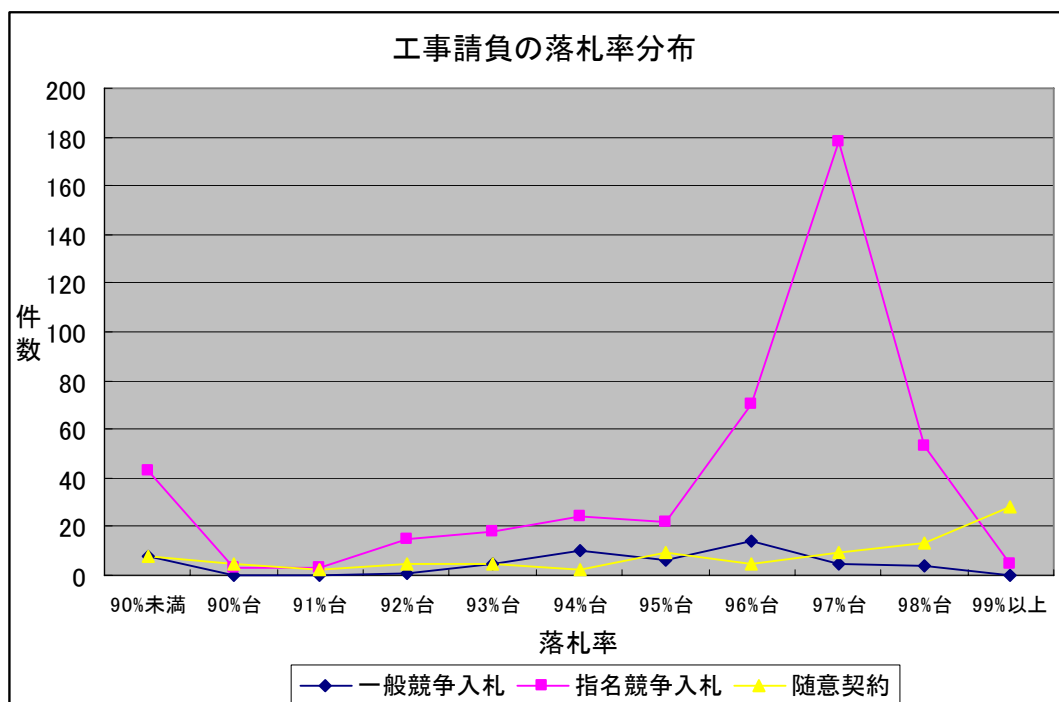
（2）業務委託　（単位：件）

| 落札率 | 一般競争入札 | 指名競争入札 | 随意契約 |
|---|---|---|---|
| 99%以上 | 0 | 34 | 80(28) |
| 98%台 | 0 | 19 | 36 (3) |
| 97%台 | 0 | 20 | 19 (2) |
| 96%台 | 0 | 10 | 24 (3) |
| 95%台 | 0 | 13 | 15 (4) |
| 94%台 | 0 | 10 | 10 (2) |
| 93%台 | 0 | 10 (1) | 10 |
| 92%台 | 0 | 6 | 4 |
| 91%台 | 0 | 8 | 4 (1) |
| 90%台 | 0 | 11 (1) | 2 (1) |
| 90%未満 | 1 | 55 (2) | 19 (1) |
| 合計 | 1 | 196 (4) | 223(45) |

（注）括弧内の数字は単価契約（内数）である。

指名競争入札では、落札率 95%以上の契約の割合は約 5 割を占める一方で落札率90%未満の契約も約 3 割を占め、落札率の分布は二極分化している。

随意契約では、落札率 95%以上の契約の割合が高く、7 割以上となっている。
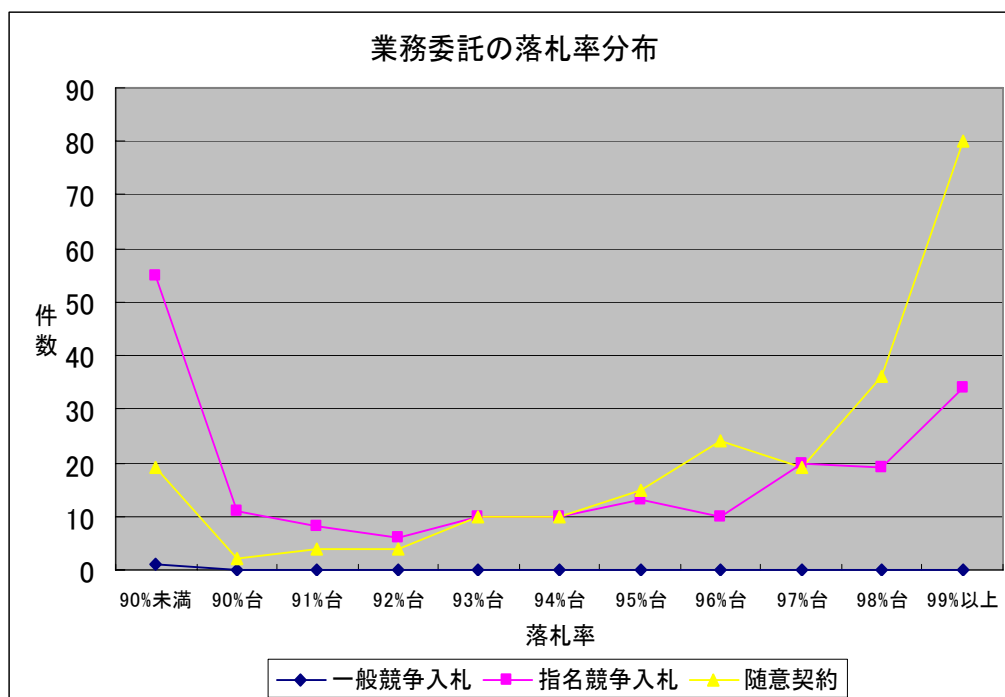
（3）物品購入等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

| 落札率 | 一般競争入札 | 指名競争入札 | 随意契約 |
|---|---|---|---|
| 99%以上 | 1 | 22(10) | 131(10) |
| 98%台 | 0 | 8 (1) | 7 |
| 97%台 | 0 | 5 (1) | 6 |
| 96%台 | 0 | 6 | 6 (1) |
| 95%台 | 0 | 5 (1) | 8 |
| 94%台 | 0 | 5 (2) | 9 |
| 93%台 | 0 | 3 | 11 |
| 92%台 | 0 | 8 | 6 |
| 91%台 | 0 | 1 (1) | 9 |
| 90%台 | 0 | 4 | 11 (1) |
| 90%未満 | 2 | 142 | 95 (1) |
| 合計 | 3 | 209(16) | 299(13) |

（注）括弧内の数字は単価契約（内数）である。

指名競争入札では 90%未満の契約の割合が約 7 割を占めている。随意契約では落札率 90%未満の契約の割合が約 3 割を占める一方で落札率 99%以上の契約も 4 割以上と多く、落札率の分布は二極分化している。

物品購入等の落札率分布
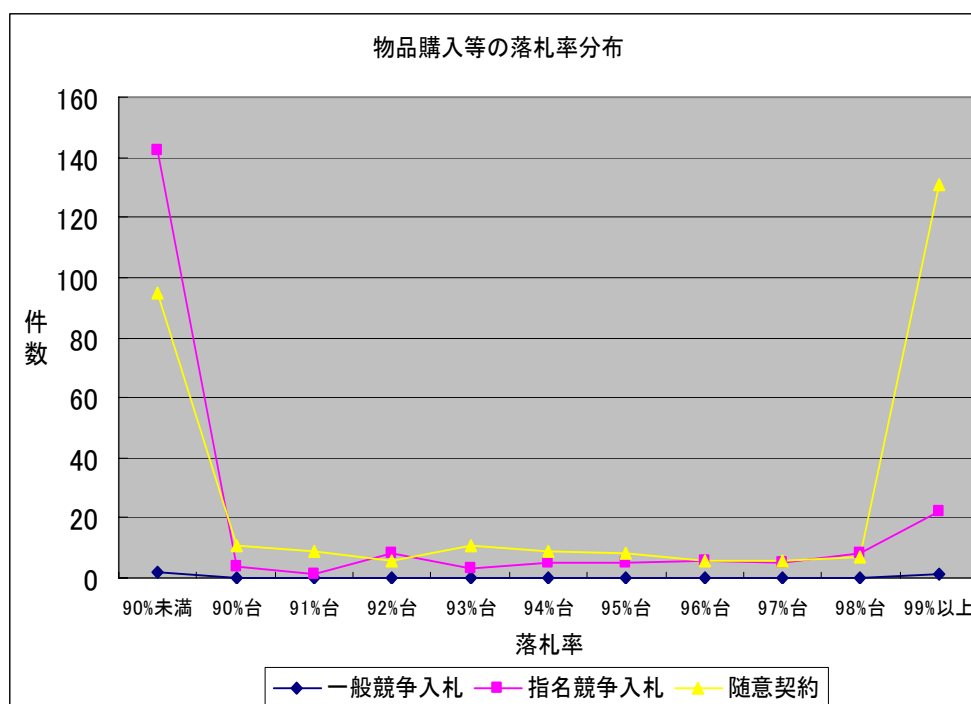
## Ⅱ．監査結果

### １．一般競争入札における金額基準等について

(1) 概要

「名古屋市上下水道局入札後資格確認型一般競争入札（郵送方式）試行要綱」(平成 16 年 7 月 14 日上下水道局長決裁、 改正 平成 17 年 2 月 4 日）では、別表において、一般競争入札に付すべき契約と指名競争入札に付すべき契約を下表のように分類している。

別表

| 区分 | 発注金額 | 選定件数の割合 |
|---|---|---|
| （１）<br>工事請負 | ①250 万円超　　500 万円未満 | ①～⑤の発注件数の合計の 5～10%程度を目標に局長が選定<br>（各金額階層別･工種別の偏りがないよう留意して選定すること） |
| | ②500 万円以上　1000 万円未満 | |
| | ③1000 万円以上 2000 万円未満 | |
| | ④2000 万円以上 5000 万円未満 | |
| | ⑤5000 万円以上　　1 億円未満 | |
| | ⑥1 億円以上<br>（政府調達協定対象案件を除く） | 発注件数の 50%以上を目標に局長が選定 |
| （２）<br>測量･設計等 | ①100 万円超　1000 万円未満 | ①～②の発注件数の合計の 5～10%程度を目標に局長が選定<br>（各金額階層別･工種別の偏りがないよう留意して選定すること） |
| | ②1000 万円以上<br>（政府調達協定対象案件を除く） | |
| （３）<br>（２）以外の業務委託 | 100 万円超<br>（政府調達協定対象案件を除く） | 局長が選定 |

(2) 結果

工事請負契約は全部で 578 件であり、このうち予定価格（税込）が 1 億円以上の 11 件は、全て一般競争入札によっていた。よって、上記別表に従った処理であり、手続上問題とする点はなかった。

しかし、工事請負契約を契約金額（税込）ベースで調査したところ、単価契約のうち総支払額で 1 億円を超える契約が 23 件存在していた。このうち一般競争入札は 16 件、指名競争入札は 2 件、随意契約は 5 件であった。

（単位：円）

| 契約Ｎｏ | 区分 | 予定価格（単価） | 総支払額 |
|---|---|---|---|
| AL11 | 一般競争入札 | 4,450 | 341,006,701 |
| AL3 | 一般競争入札 | 4,230 | 289,854,668 |
| AL14 | 一般競争入札 | 4,470 | 240,155,778 |
| AL9 | 一般競争入札 | 4,530 | 237,640,263 |
| AL15 | 一般競争入札 | 4,480 | 234,089,415 |
| AL1 | 一般競争入札 | 4,310 | 232,851,375 |
| AL16 | 一般競争入札 | 4,460 | 224,936,874 |
| AL5 | 一般競争入札 | 4,240 | 212,560,464 |
| AL4 | 一般競争入札 | 4,260 | 210,097,891 |
| AL8 | 一般競争入札 | 4,250 | 206,004,435 |
| AL13 | 一般競争入札 | 4,460 | 202,864,995 |
| AL10 | 一般競争入札 | 4,460 | 196,970,901 |
| AL7 | 一般競争入札 | 4,260 | 190,121,385 |
| AL6 | 一般競争入札 | 4,250 | 183,411,967 |
| AL2 | 一般競争入札 | 4,250 | 179,292,052 |
| AL12 | 一般競争入札 | 4,480 | 174,963,480 |
| AK16 | 指名競争入札 | 30,960 | 158,278,139 |
| AK12 | 指名競争入札 | 30,960 | 112,611,898 |
| GK1 | 随意契約 | 19,230 | 727,079,589 |
| GK16 | 随意契約 | 28,790 | 334,144,142 |
| GK3 | 随意契約 | 28,770 | 265,076,097 |
| GK4 | 随意契約 | 30,150 | 237,566,265 |
| GK17 | 随意契約 | 30,730 | 149,819,499 |

（注）予定価格及び総支払額は消費税込の金額である。

①　単価契約の場合、事前に総額を見積り、これに基づき一般競争入札とするか指名競争入札とするかを決定し、単価による入札を行っている。このため、事前の見積総額と事後の総支払額にある程度差異が生じることはやむを得ないと思われる。従って、AK12 において１億円を超過しているにもかかわらず指名競争入札とされたことについては、見積差異の範囲内と考えられる。しかし、AK16 においては 58%もの超過をしていることから、見積り方法に問題があったと考えられる。今後、総額を見積るに当たり、より正確を期す必要がある。

なお、平成 18 年度下期からは金額基準を１億円から５千万円に引き下げ、入札後資格確認型一般競争入札による割合を高め、より競争性の向上を図っている。

② GK1、GK16、GK3、GK4、GK17 は随意契約であり、金額基準の問題ではなく、随意契約とすべき合理的な理由があるか否かが問題となる。ここで抽出した随意契約はいずれも財団法人水道サービスを相手先とする契約であり、「9．随意契約の理由の記載等について」で一括して述べている。

**2．一般競争入札における単価契約について**

（1）概要

一般競争入札 57 件のうち、単価契約は以下の 16 件であった。

（単位：円）

| 件名 | 平成 17 年度上期落札業者 | 契約単価／支払総額 | 平成 17 年度下期落札業者 | 契約単価／支払総額 |
|---|---|---|---|---|
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 1 工区 | A 社 | 4,150 | A 社 | 4,260 |
| | | 232,851,375 | | 237,640,263 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 2 工区 | B 社 | 4,080 | B 社 | 4,240 |
| | | 179,292,052 | | 196,970,901 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 3 工区 | C 社 | 4,100 | C 社 | 4,220 |
| | | 289,854,668 | | 341,006,701 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 4 工区 | D 社 | 4,120 | D 社 | 4,230 |
| | | 210,097,891 | | 174,963,480 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 5 工区 | E 社 | 4,100 | E 社 | 4,220 |
| | | 212,560,464 | | 202,864,995 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 6 工区 | F 社 | 4,120 | F 社 | 4,200 |
| | | 183,411,967 | | 240,155,778 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 7 工区 | G 社 | 4,120 | G 社 | 4,250 |
| | | 190,121,385 | | 234,089,415 |
| 道路掘削跡復旧工事（単価契約）第 8 工区 | H 社 | 4,120 | H 社 | 4,260 |
| | | 206,004,435 | | 224,936,874 |

（2）結果

一般競争入札であるにもかかわらず、上半期及び下半期に同一の業者が同一の工区を落札している。あまりに均整のとれた落札結果であり、不自然な印象を受ける。なお、平成 16 年度下期及び平成 18 年度上期も同じ落札状況であったとの回答を得ている。

名古屋市上下水道局は公正な入札を図るべく、過去、通常型指名競争入札から公募型指名競争入札に切替え、さらに平成 16 年度下期から一般競争入札に切り替えたという経緯がある。また、平成 18 年度下期からは、入札後資格確認型一般競争入札

に切り替え、加えて電子入札方式とすることで、参加者の特定をより困難なものにするよう努めている。

なお、入札後資格確認型一般競争入札への切り替えは、資格審査という入札前段階での入札参加者相互の特定機会を無くし、電子入札方式の採用は、入札時での入札参加者相互の特定機会を無くすことができる。

上記落札結果の是非について断定的なことは言えないが、これらの施策や入札方法以外の施策、例えば年度ごとに工区を細分化したりまとめたりすることによって、仮に談合の動きがあったとしても業者間において協調を図りにくくする等の施策を模索することによって、より公正な入札結果となるよう努めていく必要がある。

### ３．指名競争入札における金額基準等について

（1）概要

「１．一般競争入札における金額基準等について」において工事請負に関しては既に述べたとおり、予定価格が１億円以上の契約は一般競争入札によることとなっているため、指名競争入札によることができるものは予定価格が１億円未満の契約である。

業務委託については、発注件数の 5%ないし 10%程度を一般競争入札とする試行が行われているに過ぎないため、原則として指名競争入札によっている。

（2）意見

金額基準による手続上の問題は認められなかったが、一般競争入札の採用を拡大していくことが望ましい。

### ４．指名競争入札における指名業者数について

（1）概要

名古屋市上下水道局契約規程（平成 12 年 4 月 1 日上下水道局管理規程第 47 号）（以下、契約規程という。）では、指名競争入札における指名業者数について、次のように規定している。

| （参加者の指名等）<br>第７条<br>　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち、５人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては、４人以下とすることができる。<br>２　前項の規定による指名は、別に局長が定める基準により行う。<br>３　（省略） |
|---|

第7条第2項を受けて、名古屋市上下水道局指名競争入札参加者指名要綱（平成12年4月1日上下水道局長決裁）（以下、指名要綱という。）では、工事請負契約に係る指名業者数について、次のように規定している。

（工事請負契約に係る参加者の指名数）
第4
工事請負契約に係る入札参加者の指名数は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、名古屋市上下水道局共同企業体取扱要綱（平成12年4月1日局長決裁）第2第3項に規定する特別共同企業体が施工する場合及び災害により緊急に施工する必要があること、契約の性質その他の理由によりこれらにより難い場合においては、この限りではない。
（1）発注予定金額　1億円以上の契約　15者以上
（2）発注予定金額　5千万円以上1億円未満の契約　12者以上
（3）発注予定金額　1千万円以上5千万円未満の契約　9者以上
（4）発注予定金額　1千万円未満の契約　6者以上

平成17年度指名競争入札における応札者数の状況は以下のようであった。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 工事区分 | 予定価格 1,000 万円以上の契約件数 | 289件 | 左のうち応札 9 者未満の契約件数 | 16件 | 5.5% |
| | 予定価格 1,000 万円未満の契約件数 | 145件 | 左のうち応札 6 者未満の契約件数 | 7件 | 4.8% |
| 工事区分以外の契約件数 | | 383件 | 左のうち応札 5 者未満の契約件数 | 67件 | 17.5% |

上記区分の中から応札者の最も少ない契約を2件ずつ抽出して、必要な指名業者数に満たない理由が妥当なものであるか検討を行った。

（2）結果
①工事区分で予定価格1,000万円以上の契約について
（ア）BA26　指名業者数は3者であり、6者不足している。
導水管の電食を防止する工事であり、当該技術を有する業者は3者のみであるとして、工事種類別指名対象事業者リストに掲載されている全3者を指名したものである。本契約において指名可能な全業者を指名していることから、内容上の問題はない。手続上は、指名業者数が不足する旨と理由を記載するべきである。
（イ）BE6　指名業者数は4者であり、5者不足している。
電話回線を介して水道メータの検針を行う自動検針センターの設備を更新する工事であり、当該技術を有する業者は4者のみである旨、理由書に記載されている。手続上、問題はなかった。

②工事区分で予定価格 1,000 万円未満の契約について

（ア）AA215　指名業者数は 2 者であり、4 者不足している。

配水管内に高圧水噴射ヘッドを挿入し、管内を清掃する工事であり、当該技術を有する業者は２者のみである旨理由書に記載されている。手続上、問題はなかった。

（イ）ＢA8　指名業者数は 3 者であり、3 者不足している。

取水場に設置された制御用蓄電池設備の取替を行うもので、当該技術を有する業者は 3 者のみであるとして、工事種類別指名対象事業者リストに掲載されている全 3 者を指名したものである。本契約において指名可能な全業者を指名していることから、内容上の問題はない。手続上は、指名業者数が不足する旨と理由を記載すべきである。

③工事以外の契約について

（ア）LG3　指名業者数は 2 者であり、3 者不足している。

水道メータ（150 PW⑥）を買い入れる契約である。水道メータ承諾済業者一覧表（平成 18 年 1 月 26 日付）によると、当該型式に対応している業者は 2 者だけであり、やむを得ないものと思われる。手続上、指名業者数が不足する旨と理由が記載されるべきである。

（イ）ＬA8１ 指名業者数は 2 者であり、3 者不足している。

応急給水用のポリエチレン容器 5ℓ入りを 3,000 個製造委託する契約である。理由書には、形状により対象物件が絞られる上、当局名入りの取扱説明書が付くため特殊な仕様となり、履行可能な業者は 2 者のみである旨記載されている。

手続は踏襲しているが、当局側で 2 者に絞り込むほどの特殊仕様であるかについて、やや疑問を感じる。履行が困難な場合、業者側で辞退すればよいことから、指名業者数を増加させてもよかったのではないかと考えられる。

平成 18 年度から 7 者を指名している。

## ５．予定価格の事前公表について

（1）概要

名古屋市上下水道局では「名古屋市上下水道局競争入札における予定価格の事前公表要綱」（平成 16 年 7 月 14 日上下水道局長決裁）に基づいて、予定価格の事前公表を行っている。

予定価格を入札前に公表することは、事業者が入札にあたり談合を行うことの意味を失わせ、また予定価格を探ろうとする不正な動きから自治体職員を守り、もって公正な入札を実現しようというものであるが、一方で落札率が高止まりするとの批判もある。

名古屋市上下水道局では、工事請負に係る予定価格を全入札件数について事前公

表するとともに、業務委託のうち測量・設計・調査に係る予定価格については半数程度試行として事前公表し、これら以外の契約については、「局長が特に必要と認めるものについて試行することができる」と定めており、事実上事前公表はしていない。

予定価格の事前公表によって談合等の不正な入札を抑止する観点からは、全ての入札について予定価格を事前公表するべきであるが、これに伴うコストとして落札率の高止まりが著しい場合には、経済的損失も考慮する必要がある。

このため、事前公表の有無による落札率の分布の違いから、予定価格の事前公表をすることの妥当性について、工事及び委託を対象として検討を行った。

（一般競争入札のケース）

| 落札率 | 事前公表有の件数 | 事前公表無の件数 |
|---|---|---|
| 99%以上 | 0 | 1 |
| 98%以上 99%未満 | 4 | 0 |
| 97%以上 98%未満 | 5 | 0 |
| 96%以上 97%未満 | 14 | 0 |
| 95%以上 96%未満 | 6 | 0 |
| 94%以上 95%未満 | 10 | 0 |
| 93%以上 94%未満 | 5 | 0 |
| 92%以上 93%未満 | 1 | 0 |
| 91%以上 92%未満 | 0 | 0 |
| 90%以上 91%未満 | 0 | 0 |
| 85%以上 90%未満 | 3 | 0 |
| 80%以上 85%未満 | 2 | 0 |
| 75%以上 80%未満 | 0 | 0 |
| 70%以上 75%未満 | 1 | 1 |
| 65%以上 70%未満 | 2 | 0 |
| 60%以上 65%未満 | 0 | 0 |
| 55%以上 60%未満 | 0 | 0 |
| 55%未満 | 0 | 2 |
| 合計 | 53 | 4 |

これをグラフ化すると次の図のようになる。

落札率分布（一般競争入札）

件数

16
14
12
10
8
6
4
2
0

55%未満
55%以上～60%未満
60%以上～65%未満
65%以上～70%未満
70%以上～75%未満
75%以上～80%未満
80%以上～85%未満
85%以上～90%未満
90%以上～91%未満
91%以上～92%未満
92%以上～93%未満
93%以上～94%未満
94%以上～95%未満
95%以上～96%未満
96%以上～97%未満
97%以上～98%未満
98%以上～99%未満
99%以上

落札率

予定価格の事前公表有
予定価格の事前公表無
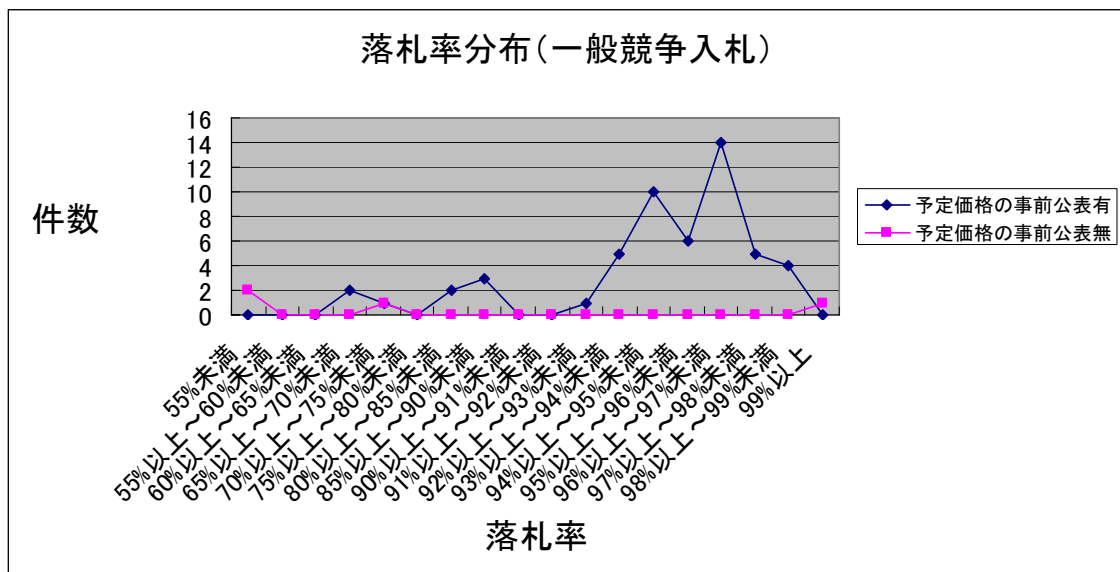
事前公表しない場合のサンプルが少ないため比較が困難だが、事前公表をする場合には落札率が 96%台を中心とした前後数%に偏っていることがわかる。

（指名競争入札のケース）

| 落札率 | 事前公表有の件数 | 事前公表無の件数 |
|---|---|---|
| 99%以上 | 5 | 56 |
| 98%以上 99%未満 | 53 | 27 |
| 97%以上 98%未満 | 178 | 25 |
| 96%以上 97%未満 | 70 | 16 |
| 95%以上 96%未満 | 24 | 16 |
| 94%以上 95%未満 | 26 | 13 |
| 93%以上 94%未満 | 21 | 10 |
| 92%以上 93%未満 | 18 | 11 |
| 91%以上 92%未満 | 5 | 7 |
| 90%以上 91%未満 | 3 | 15 |
| 85%以上 90%未満 | 21 | 40 |
| 80%以上 85%未満 | 5 | 19 |
| 75%以上 80%未満 | 11 | 34 |
| 70%以上 75%未満 | 2 | 34 |
| 65%以上 70%未満 | 3 | 26 |
| 60%以上 65%未満 | 2 | 16 |
| 55%以上 60%未満 | 3 | 14 |
| 55%未満 | 0 | 10 |
| 合計 | 450 | 389 |

これをグラフ化すると下図のようになる。

落札率分布（指名競争入札）

件数

落札率

予定価格の事前公表有
予定価格の事前公表無
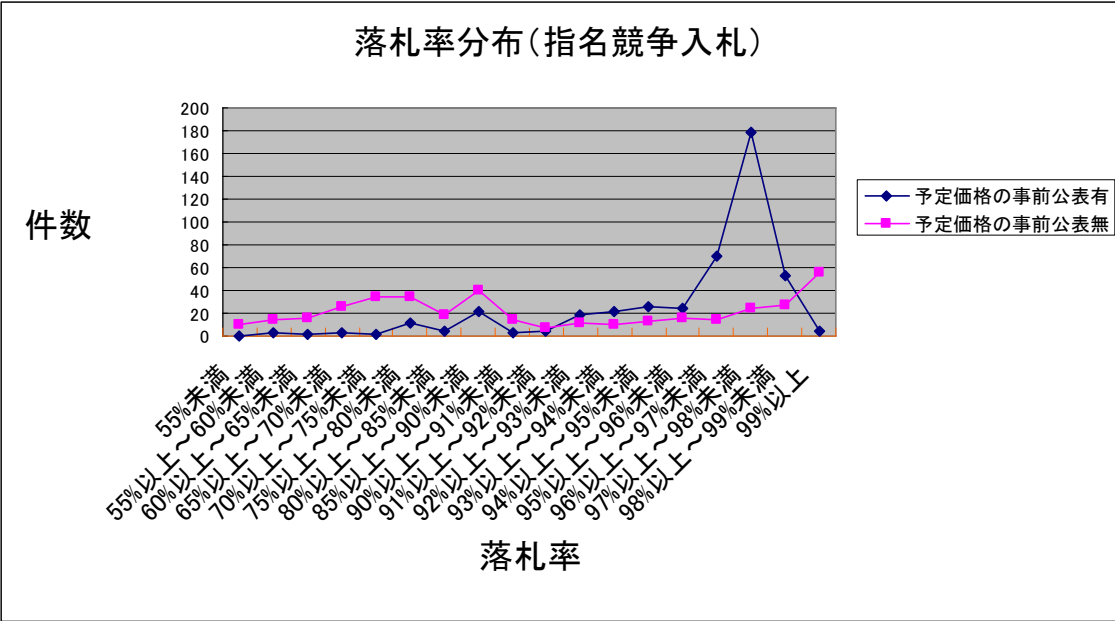
事前公表する場合には 97%前後に偏っているが、事前公表しない場合には 90%に満たない落札率が比較的多く見られる反面、100%に近い落札率も多く見られる。

このように、予定価格の事前公表が行われない場合には、落札率が低く留まる傾向と著しく高くなる傾向という二つの分布が見られるため、さらに契約内容に基づいて工事、測量・設計・調査の委託、保守・点検・修理の委託、清掃・樹木剪定・除虫業務の委託、システム開発の委託、その他の業務委託という 6 グループに分けて、個々のグループごとに落札率分布の傾向を検討した。なお、6 グループの合計と指名競争入札 839 件との差は、物品の購入、借入、及び不用品の売り払いである。

（単位：件数）

| グループ | 工事 | | 測量・設計・調査の委託 | |
|---|---|---|---|---|
| 落札率 | 事前公表有 | 事前公表無 | 事前公表有 | 事前公表無 |
| 99%以上 | 5 | 0 | 0 | 4 |
| 98%以上 99%未満 | 53 | 0 | 0 | 3 |
| 97%以上 98%未満 | 178 | 0 | 0 | 1 |
| 96%以上 97%未満 | 70 | 0 | 0 | 0 |
| 95%以上 96%未満 | 23 | 0 | 1 | 0 |
| 94%以上 95%未満 | 24 | 0 | 2 | 0 |
| 93%以上 94%未満 | 18 | 0 | 3 | 1 |
| 92%以上 93%未満 | 15 | 0 | 3 | 1 |
| 91%以上 92%未満 | 3 | 0 | 2 | 0 |

| 90%以上 91%未満 | 3 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|
| 85%以上 90%未満 | 17 | 0 | 4 | 2 |
| 80%以上 85%未満 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 75%以上 80%未満 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 70%以上 75%未満 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 65%以上 70%未満 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 60%以上 65%未満 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 55%以上 60%未満 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 55%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 435 | 0 | 15 | 13 |

| グループ | 保守・点検・修理の委託 | | 清掃・樹木剪定・除虫の委託 | |
|---|---|---|---|---|
| 落札率 | 事前公表有 | 事前公表無 | 事前公表有 | 事前公表無 |
| 99%以上 | 0 | 23 | 0 | 4 |
| 98%以上 99%未満 | 0 | 9 | 0 | 7 |
| 97%以上 98%未満 | 0 | 12 | 0 | 5 |
| 96%以上 97%未満 | 0 | 8 | 0 | 2 |
| 95%以上 96%未満 | 0 | 7 | 0 | 4 |
| 94%以上 95%未満 | 0 | 6 | 0 | 2 |
| 93%以上 94%未満 | 0 | 4 | 0 | 2 |
| 92%以上 93%未満 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 91%以上 92%未満 | 0 | 4 | 0 | 1 |
| 90%以上 91%未満 | 0 | 7 | 0 | 2 |
| 85%以上 90%未満 | 0 | 6 | 0 | 2 |
| 80%以上 85%未満 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 75%以上 80%未満 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 70%以上 75%未満 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| 65%以上 70%未満 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 60%以上 65%未満 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 55%以上 60%未満 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 55%未満 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | 0 | 94 | 0 | 52 |

| グループ | システム開発の委託 | | その他業務の委託 | |
|---|---|---|---|---|
| 落札率 | 事前公表有 | 事前公表無 | 事前公表有 | 事前公表無 |
| 99%以上 | 0 | 0 | 0 | 2 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 98%以上 99%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 97%以上 98%未満 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 96%以上 97%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 95%以上 96%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 94%以上 95%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 93%以上 94%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 92%以上 93%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 91%以上 92%未満 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 90%以上 91%未満 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 85%以上 90%未満 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 80%以上 85%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 75%以上 80%未満 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 70%以上 75%未満 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 65%以上 70%未満 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 60%以上 65%未満 | 0 | 3 | 0 | 2 |
| 55%以上 60%未満 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 55%未満 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 合計 | 0 | 6 | 0 | 14 |

（2）意見

以上の結果から次のような対応をとるべきである。

①工事

名古屋市の場合、工事全件について予定価格を公表しているため、公表しない場合との比較はできないが、他都市における調査結果を参考にしたところ、予定価格の事前公表が落札率にあまり影響していないことがわかった。これは、積算基準の公表や積算ソフトの利用が進んでおり、予定価格に近い金額で入札されるためと考えられる。よって、入札・契約手続の透明性、公正性を重視して現状どおり、事前公表を継続するべきと考える。

②測量・設計・調査の委託

事前公表していないものは 55%～100%と分散しているのに対して、事前公表しているものは 85%～95%の範囲に集中している。サンプル数が十分に多くないため、落札率の集中化が全体として平均落札率の低下に繋がるものであるかどうかは結論付けることができないが、少なくとも 95%を超える落札率はなくなっている。引き続き予定価格の事前公表を試行として行い、今回の結果が同様に続くようであれば、透明性、公正性の観点から事前公表の割合を増やしていくことを検討すべきである。

③保守・点検・修理の委託
　名古屋市上下水道局は保守・点検・修理の委託について、予定価格を事前公表していないにもかかわらず、97%以上の落札率に 47%の件数が集中している。これは、過去の入札結果を参考にして、積算基準が事実上明らかになっているものと推測される。予定価格を事前公表する、しないに関わらず、落札率は既に高止まりしていると考えられるので、事前公表を行うかまたはその試行に入ることを検討すべきである。

④清掃・樹木剪定・除虫業務の委託
　保守・点検・修理の委託と同様、予定価格の事前公表を行うかまたはその試行に入ることを検討すべきである。

⑤システム開発の委託
　サンプル数は少ないが、明らかな特徴として全般的に落札率が低い。その原因としては、落札業者が落札後のメンテナンス業務での回収を意図して廉価で入札を行った等の理由が考えられる。この場合には予定価格の事前公表を行ったとしても、引続き廉価での入札が予想され、落札率の上昇を招くことはないと考えられる。
　ただし、落札率が低い原因は他にも考えられることから慎重に対応する必要があるが、一部の案件に絞って試行することの意義はあると思われる。

⑥その他の業務委託
　システム開発の委託と同様、一部の案件に絞って試行することの意義はあると思われる。

## ６．契約変更について

（1）概要
　名古屋市上下水道局契約規程第 48 条によると、設計変更、その他必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ、契約変更等ができることになっている。しかし、契約変更がみだりに行われると、当初の予定価格による入札が意味の無いものとなりかねず、競争性を害する危険がある。このため、できるだけ事前調査を入念に行い、工事等の際に計画から逸脱することのないように努める必要がある。
　平成 17 年度において変更が行われた契約は 57 件（一般競争入札 4 件、指名競争入札 41 件、随意契約 12 件）で、このうち契約額の変更による増額率の高い方から 14 件について、変更理由が妥当なものであるかについて検討を行った。

（単位：円）

| 契約No | 件名 | 区分 | 当初の落札金額 | 増加額 | 増加率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| AC3 | 東山配水場侵入防止対策工事（その1） | 指名 | 6,814,500 | 4,153,800 | 61.0 |
| GG26 | 鍋屋上野浄水場汚泥運搬委託 | 指名 | 5,250,000 | 3,159,450 | 60.2 |
| GG50 | 鍋屋上野浄水場設備棟始め 39 棟アスベスト分析委託 | 指名 | 2,415,000 | 876,750 | 36.3 |
| GF19 | 大治水管橋伸縮可とう管取替工事等に伴う設計業務委託 | 指名 | 5,985,000 | 1,597,050 | 26.7 |
| AA149 | 緑区浦里二・三丁目地内 600 粍配水管布設工事（第 2 工区） | 指名 | 70,875,000 | 16,160,550 | 22.8 |
| CC13 | 中区木挽町地内伝馬橋 500 粍水管橋他 2 橋漏水修理工事 | 指名 | 2,394,000 | 508,200 | 21.2 |
| CA18 | 春日井浄水場建物等改修工事 | 指名 | 24,937,500 | 5,092,500 | 20.4 |
| AA75 | 緑区大高町字茨谷山地内 100 粍配水管布設工事（第 18 次工事） | 指名 | 15,645,000 | 2,654,400 | 17.0 |
| AA252 | 清須市阿原宮東地内 300 粍配水管ホースライニング工事 | 指名 | 12,915,000 | 2,119,950 | 16.4 |
| AA146 | 中村区烏森町 8 丁目地内 300 粍配水管布設工事 | 指名 | 12,253,500 | 1,953,000 | 15.9 |
| AA148 | 緑区浦里二・三丁目地内 600 粍配水管布設工事（第 1 工区） | 指名 | 49,770,000 | 7,918,050 | 15.9 |
| AA125 | 清須市西枇杷島町城並一丁目地内 400 粍配水管布設工事 | 指名 | 16,275,000 | 1,776,600 | 10.9 |
| AA2 | 守山区向台一丁目地内 100 粍配水管布設工事 | 指名 | 15,435,000 | 1,647,450 | 10.7 |
| AA59 | 中区正木一丁目地内他 2 か所御器所幹線改良工事（第 1 次工事） | 指名 | 17,220,000 | 1,802,850 | 10.5 |

（2）結果

①変更理由の記載方法について

（ア）契約 AC3 について

変更設計書には、フェンス構造の変更が必要になったため設計変更すると記載されている。なぜフェンス構造の変更が必要になったのかという理由から記載すべきである。

一方、工事内訳書を見ると、主要な増額部分はフェンス設置工の単価であり、ｍあたり単価が 13,556 円から 24,416 円に変更され、これが約 270m あるため直接工事費が 2,927,856 円増加している。直接工事費は直接材料費と直接労務費を含んでいるようであるが、契約変更の理由を明瞭に記載するためにも、材料費と労務費を区別して内訳書を作成するか、それに代わる説明を備考欄等に記載すべきである。

（イ）契約 GF19 について

土質調査の必要が生じたため人件費 59 万円と関連経費を増額している。何故、土質調査の必要が生じたのか変更設計書に記載されていない。契約変更となる根本的な理由を書類として残すべきである。

（ウ）契約 CC13 について

現場条件が当初設計と変化したため変更設計するとあるが、これでは変更設計の必要性を説明したことにならず、変更決裁が通らないのが一般的である。変更決裁を受けるに当たり具体的に理由を記載すべきである。

（エ）契約 CA18 について

契約書には、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第 18 条（必要がある場合設計変更できる）に基づくとあるのみで、変更設計書等には設計変更が必要となった理由が一切記載されていない。これでは形式上、変更理由の説明が無いまま変更決裁がなされたことになってしまう。設計変更の具体的必要性を記載すべきである。

なお、平成 18 年度から、変更設計書に変更理由及び変更内容を記載することとしている。

②事前の検討や見積りについて

（ア）契約 GG26 について

当初の見積りよりも汚泥の量が多かった（500 から 684 立方メートルへ 36.8% 増加）ため、運搬回数、運搬車両等を変更している。契約事務の適正化の観点からは、より精緻な事前見積りが求められる。

（イ）契約 AA146 について

当初設計より撤去管の位置が車道中央側で別穴撤去となったため変更設計する、と記載されている。より正確なデータの蓄積を図るべきである。

(3) 意見

（ア）契約 AA125 について

他企業埋設管の埋設状況に対応して配管方法を変更したため、設計変更を行うと記載されている。変更理由としては妥当と考えられるが、ガス会社等との情報交換により、他企業の埋設管情報についても、できるだけ事前入手すべきである。

（イ）契約 AA59 について

切断した管を活水管として維持管理するため、抜け出し防止用防護コンクリートを設置する必要が生じたためとある。

現場周辺の工事情報について、さらに早期の収集を図るとともに、より広く情報提供を呼びかける活動を行うべきである。

（4）指摘事項無し

（ア）契約 AA149 について

地下水位が高いため、増工や変更設計が生じたとある。監査上特に問題はなかった。

（イ）契約 AA75 について

当初の設計に基づき配水管布設工事を予定していたが（工期、平成 17 年 7 月 11 日から同年 11 月 8 日）、付近において給水受託の申請があり（８月２日）、布設延長の必要が生じたため、設計変更を行う旨が記載されている。明瞭な説明であり、変更理由としても妥当といえ、監査上特に問題はなかった。

（ウ）契約 AA252 について

当初設計より地下水位が高いため、増工や変更設計が生じたとある。監査上特に問題はなかった。

（エ）契約 AA148 について

当初設計より地下水位が高いため、増工や変更設計が生じたとある。監査上特に問題はなかった。

（オ）契約 AA2 について

配水管の布設にあたり、接続する既設管が著しく腐食していたため、この布設替が必要となったため設計変更を行ったとある。監査上特に問題はなかった。

## ７．低入札価格調査制度における調査基準価格の決定方法とその取扱いについて

（1）概要

名古屋市上下水道局では「名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱」（平成 15 年 4 月 1 日改正）（以下、調査要綱という。）を定めて一般競争入札等における低入札者の審査制度を設けている。

この制度は過度に低価格で落札者を出すことにより、契約内容に従った義務が履行されないことや公正な取引の秩序が乱されることの防止を意図したものである。

調査要綱は、調査の対象となる入札金額として調査基準価格を定めている（第４条)。ただし、調査基準価格を計算式で確定的に規定するのではなく、計算式によって算定される金額を基準として、局長が契約ごとに定める旨の規程となっている。つまり、算定結果は調査基準価格を決定するための目安という扱いになっている。

（調査要綱第４条の内容）

| 業務の種類 | 調査基準価格を定める基準（目安） |
|---|---|
| 工事の請負契約 | ①｛直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の 1/5｝×1.05<br>ただし上限は、予定価格×8.5/10<br>下限は、予定価格×2/3<br>②市長等が必要と認めるときは、以下の範囲で定めることもできる。<br>上限、予定価格×8.5/10<br>下限、予定価格×2/3 |
| 製造の請負契約 | 上記②に同じ。 |
| 業務の請負契約 | 上限、予定価格×8.5/10<br>下限、予定価格×1/2<br>ただし、所要人員及び時間等を仕様書等で明示している場合、下限は「最低賃金法」（昭和 34 年法律第 137 号）に抵触しない限度とする。 |

（2）結果

調査要綱において調査基準価格の決定方法は上記のように幅を持たせてある。これは国が示した基準に基づいたものであり、また、幅を持たせることによって入札金額が調査基準価格に揃うことを避け、入札が円滑化される効果を意図したものである。ただし、契約事務における実運用上は、予定価格の一定割合として事前に決定した調査基準価格を予定価格調書に記載する手続を採っていることから、入札後に調査基準価格を定めるといった裁量がはたらく余地はない。よって現行、低入札価格調査制度の適用は適切に運用されているものと認められる。

しかし、制度上は事前に決定した調査基準価格を、同じく入札前に作成される予定価格調書等の関係書類に記載するよう規定されていないことから、年月を経て職員の異動等により運用方針が変化した場合、入札前に予定価格調書に調査基準価格を記載するという実務が採られなくなるおそれがある。この場合、調査基準価格の決定方法に幅があることと相まって、事後的に調査基準価格を決定ないし変更するという裁量がはたらいてしまう危険が生じる。

従って、調査基準価格の決定に幅を持たせる以上は、入札前に調査基準価格が客観的に確定していることを制度上で担保する必要がある。そのためには、契約規程第 26 条(予定価格)において予定価格や最低制限価格と同様に、「設計書、仕様書等によって定める」ことを規定するか、あるいは調査要綱の中で同様の趣旨を明文化する等の改善を図る必要がある。

## ８．低入札価格調査制度の適用範囲及び適用状況について

（1）概要

平成 17 年度の契約において、低入札価格調査の対象となった契約は１件だけであった（契約 NoGG4）。これ以外にも、落札率が例えば 50%に満たない契約を抽出すると以下のとおり、全部で 13 件存在していた。

これらは、上記基準に照らして、その多くが低入札価格調査の対象になり得ると考えられるため、対象とされなかった理由等について質問、検討を行った。

（単位：円）

| 契約No | 区分 | 件名 | 予定価格 | 落札価格 | 落札率（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| GG4 | 一般 | 名古屋市上下水道局お客さまセンター（仮称）運営システム開発委託 | 18,952,500 | 6,090,000 | 32.13 |
| JA93 | 一般 | パソコン等賃貸借（その１） | 20,092,800 | 7,709,520 | 38.37 |
| GG6 | 指名 | 電話施設更新調査委託 | 2,488,500 | 97,650 | 3.92 |
| GG58 | 指名 | 上下水道局市民向けホームページセキュリティ診断委託 | 4,369,050 | 1,207,500 | 27.64 |
| GD1 | 指名 | 千種営業所始め１５か所建物清掃委託 | 9,744,000 | 3,339,000 | 34.27 |
| GD8 | 指名 | 辰巳浄水場始め３か所建物清掃委託 | 865,200 | 304,500 | 35.19 |
| JA94 | 指名 | ネットワークプリンタ賃貸借（その１） | 4,299,204 | 1,591,800 | 37.03 |
| GH36 | 指名 | ５０歳時人間ドック業務委託（単価契約） | 2,740,500 | 1,080,450 | 39.43 |
| GD7 | 指名 | 東山管理事務所始め１３か所建物清掃委託 | 3,276,000 | 1,375,500 | 41.99 |
| GA44 | 指名 | 春日井浄水場始め３か所構内浄化槽等管理委託 | 1,533,000 | 682,500 | 44.52 |
| GE33 | 指名 | 技術情報検索システム開発業務委託 | 31,279,500 | 15,540,000 | 49.68 |
| LA101 | 随意 | Ｋ形ゴム輪　４２０個 | 307,440 | 110,250 | 35.86 |
| HA6 | 随意 | 業務用移動無線機修理 | 598,500 | 241,500 | 40.35 |

名古屋市及び名古屋市上下水道局は、本制度の適用範囲として、一般競争入札による工事請負契約については、原則として適用するが、その他の契約、つまり一般競争入札以外の工事、製造の請負及び業務の請負については、必要に応じて適用す

ることとしている（名古屋市低入札価格調査要領第２条、名古屋市上下水道局低入札価格調査要綱第２条）。

唯一低入札価格調査の対象となった GG4 は業務の請負に区分されるため、必要に応じて適用されたことになる。

一方、GG4 を除く他の全ての件名は適用の検討対象から外されたが、調査基準価格の基準との比較からすれば、業務の請負に該当する GG6、GG58、GD1、GD8、GH36、GD7、GA44、GE33 及び HA6 も予定価格の 1/2 を下回って入札されているため調査の対象になり得たはずであるが、調査対象とされなかった。

（2）意見

GG4 以外の件名が低入札価格調査の対象とされなかった理由は、指名競争入札だからであり、業者を指名する段階で既に業務遂行能力や信頼性等が把握できているためである。一方 GG4 は業務の請負であるが一般競争入札であることから、落札者の業務遂行能力等が未知のため、低入札価格調査制度の対象として一定の審査を行ったものである。

以上より、実運用上は制度に準拠して正しく適用されていることが確認できた。

ただし、制度上は同じ一般競争入札でありながら、工事には原則として適用する一方で、製造の請負や業務の請負には任意適用となっている点が不十分に思われる。契約内容に関係なく一般競争入札において調査基準価格に満たない価格での入札が行われた場合には、一律に低入札価格調査制度の対象とする方向で制度の見直しを検討することが望ましい。

## ９．工事積算内訳書について

（1）概要

入札に参加する各事業者が提出する工事積算内訳書の内容を検討するため、任意の工事件名１件を抽出し、設計書の項目ごとに見積金額を比較したところ、以下のようであった。

（単位：千円）

| 積算内訳項目 | Ａ建設 | Ｂ建設 | Ｃ建設 | Ｄ建設 | 最低額による組合せ |
|---|---|---|---|---|---|
| 管工事 | 24,022 | 20,001 | 26,954 | 26,797 | 20,001 |
| 請負業者持材料費 | 68,214 | 66,814 | 72,730 | 71,727 | 66,814 |
| 鋼管工事 | 2,040 | 897 | 1,108 | 1,102 | 897 |
| 仮給水工事 | 76 | 276 | 75 | 108 | 75 |
| 防護工事 | 2,473 | 1,493 | 2,519 | 2,853 | 1,493 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 土工事 | 11,744 | 11,434 | 12,155 | 12,965 | 11,434 |
| 連絡工事 | 1,292 | 3,977 | 1,359 | 1,329 | 1,292 |
| 仮設工事 | 15,838 | 19,276 | 15,820 | 16,480 | 15,820 |
| 路面工事 | 5,361 | 10,132 | 5,475 | 6,140 | 5,361 |
| 附帯工事 | 1,910 | 865 | 1,700 | 2,000 | 865 |
| 植栽工事 | 230 | 72 | 192 | 150 | 72 |
| 直接工事費計 | 133,203 | 135,241 | 140,088 | 141,654 | 124,128 |
| 運搬費 | 525 | 4,120 | 550 | 813 | 525 |
| 仮設費 | 1,594 | 100 | 1,200 | 1,500 | 100 |
| 事業損失防止施設費 | 300 | 400 | 400 | 300 | 300 |
| 安全費 | 2,430 | 2,025 | 2,150 | 3,000 | 2,025 |
| 技術管理費 | 294 | 1,000 | 350 | 400 | 294 |
| 共通仮設費率分 | 9,970 | 4,400 | 11,100 | 13,000 | 4,400 |
| 共通仮設費計 | 15,113 | 12,045 | 15,750 | 19,013 | 7,644 |
| 現場管理費 | 17,945 | 10,000 | 13,261 | 15,000 | 10,000 |
| 一般管理費 | 6,759 | 17,770 | 9,300 | 4,382 | 4,382 |
| 撤去品等売却価格 | -22 | -56 | 0 | -50 | -56 |
| 諸経費計 | 24,682 | 27,713 | 22,561 | 19,332 | 14,326 |
| 合計 | 173,000 | 175,000 | 178,400 | 180,000 | 146,099 |

（2）意見

４社の各積算内訳書の中から、最も低価格の項目のみを抽出すると、実際の落札金額よりも約 26,900 千円のコストダウンになる。この試算結果の計算上のコストダウンの大きさは、各業者間の積算方法の違いの大きさを示している。上記４社の積算金額は４％の差しかないが、26,900 千円を落札金額で除した割合は 15%以上となる。この結果と予定価格が事前公表されていることを踏まえると、各入札参加者は総額のみを重視した積算を行っている可能性が認められる。

名古屋市上下水道局では、入札参加者から提出される工事積算内訳書について、電子入札による積算データを除き、落札者以外の工事積算内訳書は内容を確認することなく、開札後に業者に返却している。また、電子入札においても落札者以外の積算データについては、内容を確認することなく保有しているのみである。

各指名業者の積算内容を順次査閲することにより、例えば談合を発見する糸口として各積算項目の金額が不自然に一致していないかや、入札参加者の誠実性を計る尺度として、積算金額を最後の値引きだけで大きく調整していないか等の情報収集に役立てることができると考えられる。データの有効活用を図るべきである。

## １０．随意契約の理由の記載等について

（1）概要

契約は公正性、公平性の観点から、原則として入札により締結すべきであり、入札によることが困難な場合、または入札によらない方がかえって望ましい場合に限って、例外として随意契約が締結されるべきである。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項では例外に当たる場合を第1号から第9号までに限定している。従って、随意契約を結ぶ際には第何号に該当するのかを明確にする必要があり、随意契約を結ぶ理由を書類として残すよう義務付けている自治体も多い。

名古屋市上下水道局の場合、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年4月1日上下水道局管理規程第47号）（以下、契約規程という。）第8条において、随意契約が締結できる場合を定めているにとどまり、随意契約とした理由を書類として残すルールにはなっていない。実務上は内規である指名調書（随意契約）作成要領に基づいて、ほとんどの随意契約において契約関係書類に随意契約とした理由が記載されているが、これを徹底するためにも制度上記載すべきことを明文化すべきである。

なお、名古屋市全般に適用される名古屋市契約事務手続要綱（平成18年3月28日、17財監第66号）（以下、手続要綱という。）でも、（随意契約の事由）第56条「市長等は、自治令第167条の2第1項、特例政令第10条第1項及び規則第19条の規定に基づき、契約の内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して随意契約を締結するものとし、その締結にあたっては、その理由を十分に整理しておかなければならない。」と規定しており、「整理」であって、書類の作成を具体的に義務付ける規程にはなっていない。

近年、随意契約のあり方は、行政に対する関心事の中でも極めて重要なテーマの一つであり、手続要綱においても同様に随意契約の理由を書類等の形で残すことを制度として義務付けるべきである。

監査対象とした56件の随意契約資料に対して、まず随意契約の理由が記載されているか、記載されている場合にはその理由は妥当な内容であるかという観点で調査を行った。

その結果、財団法人水道サービスとの契約については随意契約の理由が記載されていないほか、下記のように指摘すべき点が見受けられた。

一方、これ以外の契約先との契約資料については、全て随意契約の理由が記載されていた。理由としての妥当性については1号理由から9号理由に分けて後述している。

（財団法人水道サービスとの随意契約）

| 契約No | 件名 | 予定価格調書 | 契約金額（千円） | 随意契約理由書 | 見積書 | 契約書 | 完了届 | 検査調書 | 支払合計（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| GK1 | 給水装置工事道路分施工工事（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 副申書、承認印無し | 727,079 |
| GK2 | 検針困難メータ改良工事（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 有り 18.3.31 | 28,658 4月分無し |
| GK3 | 配水管移設工事等（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.9.30 | 副申書、承認印無し | 265,076 |
| GK4 | 小口径配水管及び道路取付管漏水修理工事（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.9.30 | 副申書、承認印無し | 237,566 |
| GK5 | 六角空気弁室改造工事等（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 無し | 無し | 0 |
| GK6 | 配水管附属具維持工事（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 無し | 無し | 0 |
| GK7 | 配水管布設工事等調査業務（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.9.30 | 副申書、承認印無し | 21,054 |
| GK8 | 道路区域標保全業務（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.9.30 | 副申書、承認印無し | 53,641 |
| GK9 | 水道メータ点検業務委託（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 無し | 有り 18.3.31 | 618,827 |

| GK10 | 図面情報管理センターの運用業務委託（上期） | 無し | 51,530 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.9.30 | 有り 17.9.30 | 51,530 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| GK11 | 名古屋市上下水道局中村ビル及び旧中村営業所庁舎管理委託 | 無し | 32,328 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 有り 18.3.31 | 32,328 |
| GK12 | 富士見ビル倉庫管理業務委託 | 無し | 375 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.6.30 | 有り 17.6.30 | 375 |
| GK13 | 平和公園配水塔維持管理業務委託 | 無し | 11,990 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 有り 18.3.31 | 11,990 |
| GK14 | 請求金額再通知等処理業務委託（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 無し | 有り 17.6.9 | 626 |
| GK15 | 配水管工技能講習会大口径管実技講師派遣委託 | 無し | 877 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 17.9.29 | 有り 17.9.29 | 877 |
| GK16 | 配水管移設工事等（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 副申書、承認印無し | 334,144 |
| GK17 | 小口径配水管及び道路取付管漏水修理工事（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 副申書、承認印無し | 149,819 |
| GK18 | 六角空気弁室改造工事等（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.2.28 | 副申書、承認印無し | 14,382 |

| GK19 | 配水管附属具維持工事（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 無し | 無し | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| GK20 | 配水管布設工事等調査業務（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 副申書、承認印無し | 22,078 |
| GK21 | 道路区域標保全業務委託（単価契約） | 無し | 単価表 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 副申書、承認印無し | 48,290 |
| GK22 | 図面情報管理センターの運用業務委託（下期） | 無し | 45,316 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.3.31 | 有り 18.3.31 | 45,316 |
| GK23 | 配水管工技能講習会大口径管実技講師派遣委託 | 無し | 643 | 無し | 無し | 承諾書 | 有り 18.2.10 | 有り 18.2.10 | 643 |

（2）結果

① 随意契約においても予定価格を定める必要があるが、他者との契約に見られる「予定価格調書」は、財団法人水道サービスとの間では作成されておらず、他の資料においても予定価格についての記載は発見できなかった。規則に準拠して予定価格を定め、他者との契約と書式を統一するため「予定価格調書」を作成すべきであり、単価契約についても他者との契約と同様、単価表と予定価格調書を割印で結びつけることによって、単価としての予定価格を決定すべきである。

② 契約番号 GK10、GK11、GK13 及び GK22 はいずれも数千万円単位の契約であるにもかかわらず、設計書の内訳には例えば「業務１、一式、21,100,000」などと記載されており、積算根拠としては粗いものとなっている。これらはいずれも業務委託の契約であることから、人件費の単価を見積り、これに人数と日数及び箇所数等を乗じる形式で具体的に積算すべきである。

③ 随意契約理由書が作成されていない。これでは入札によらず相対で契約する必要性が説明されないまま決裁を受けたことになる。随意契約を締結する必要性があるのであれば、その理由を随意契約理由書の形で明確にするべきである。

④　契約規程第 9 条によれば、随意契約によろうとする場合は見積書を徴取しなければならない。次年度から徴取する必要がある。

⑤　上記契約においては、いずれも「契約書」が交わされておらず、「契約書」に代えて「承諾書」が交わされている。「承諾書」には収入印紙が添付されているなど契約書としての用件を多く満たしているが、「契約書」には名古屋市上下水道局長の印が押されているのに対して、「承諾書」にはこの押印が無い点が大きく異なる。

敢えて「承諾書」を交わしている理由が見当たらないことから、他者との契約と同様に「契約書」を交わすべきである。

なお、契約規程第 33 条第 1 項第 4 号には、契約書の作成を省略できる場合の一つとして、「国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。」と定めているが、財団法人名古屋市防災管理公社や財団法人名古屋都市センターとの契約において「契約書」を交わしていることとの均衡から、財団法人水道サービスとの契約についてのみ「承諾書」を交わすことは不適当と考えるべきである。

⑥　契約番号 GK5、GK6 及び GK19 については、契約関係書類中に事業者から提出される完了届が無く、支払いの基礎となる検査調書も見当たらなかったため、検査合格や支払許可の有無について質問したところ、契約は交わしたものの業務指示を出すことがなかったため、工事自体が行われておらず、よって完了届や検査調書は作成されなかったとの回答を得た。

これは GK5、GK6 及び GK19 といった工事は発生頻度が稀な件名のため、業務指示が出ることなく年度が終了することがあるためである。一方、GK3 では GK19 と同じ工事内容が契約内容の一項目として含まれており、必要に応じて業務指示が出され工事が行われている。

今後は GK5、GK6 及び GK19 のように業務指示が稀にしか出されない業務内容については GK3 のケースと同様に、他の契約と一本化することにより、事務の効率化を図ることが望ましい。

また、予算執行の適正化のため、単価契約における業務指示量の事前見積りをより精緻に行うべきである。

⑦　契約番号 GK1、GK3、GK4、GK7、GK8、GK16 から GK18、GK20 及び GK21 に係る契約関係書類には、「検査調書」に代えて「副申書」が添付されていた。

「副申書」は、一つの契約において「検査調書」が多数になる場合に使用される書類であり、「副申書」が使用される場合には「検査調書」は契約関係書類に添付されることなく各所属部署にて保管される。

しかし、「副申書」は制度上の公式書類ではないこと、「検査調書」と記載内容が重複する箇所が多く実際の運用上は承認印欄が使用されていないこと、及び契約相手先への支払業務はオンラインシステム上の検査合格表示に基づいて行われており、

「副申書」に基づいているわけではないことから、「副申書」の果たす役割が明確になっていない。

「副申書」の必要性を再検討し、必要であれば制度化するとともに、定められた記載事項、承認印欄は省略することなく使用するべきである。

⑧　契約番号 GK2、GK9 から GK11、GK13、及び GK16 から GK21 については特に随意契約とする必要性はなく、競争入札で契約できる内容と思われる。
これらが随意契約を必要とするものであるならば、随意契約理由書を添付して根拠を明らかにすべきである。

また、GK13 については建物の管理業務と設備の保守点検業務を一体として契約しているが、別個の契約に分割する方が専門業者への門戸が広がり、より競争性が高まると考えられる。

## １１．随意契約における１号理由（少額の場合）について

（1）概要

これは金額的に少額な件名については、入札によらないで随意契約によることができるというもので、地方自治法 167 条の 2 第 1 項では「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。　一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額または総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。(以下省略)」と規定している。これを受けて、名古屋市契約規程第 8 条でも同様の規程を定めている。

具体的な少額の基準は次のとおりである。

| 契約の種類 | 予定価格 |
|---|---|
| 工事または製造の請負 | 250 万円 |
| 財産の買入れ | 160 万円 |
| 物件の借入れ | 80 万円 |
| 財産の売払い | 50 万円 |
| 物件の貸付け | 30 万円 |
| 前各号に掲げる以外のもの | 100 万円 |

随意契約 472 件のうち、１号理由によるものは 319 件であった。予定価格による金額基準に抵触する契約はなかった。

この内、例えばメーターパッキンの買入れ契約については複数件存在し、購入先

ごとに予定価格を合計すると以下のように財産の買い入れに関する金額基準（160万円）を上回るケースも見られた。

（単価：円）

| 契約No | 契約日 | 件名 | 予定価格 | 契約先別合計 | 契約先 |
|---|---|---|---|---|---|
| KB06 | 5/23 | メーターパッキン15千枚他 | 668,850 | 668,850 | P社 |
| KB08 | 6/6 | メーターパッキン20千枚他 | 611,310 | 2,588,355 | Q社 |
| KB09 | 6/24 | メーターパッキン20千枚他 | 859,950 | | Q社 |
| KB12 | 7/29 | メーターパッキン18千枚他 | 429,345 | | Q社 |
| KB13 | 8/29 | メーターパッキン15千枚他 | 687,750 | | Q社 |
| KB19 | 10/7 | メーターパッキン20千枚他 | 793,170 | 793,170 | R社 |
| KB23 | 11/29 | メーターパッキン20千枚他 | 843,150 | 1,649,130 | S社 |
| KB25 | 12/22 | メーターパッキン20千枚他 | 805,980 | | S社 |
| | | 合計 | 5,699,505 | 5,699,505 | |

②意見

１ヵ月程度ごとに必要量を購入しているものであり、手続上問題はないが、競争性を高める観点からは、例えば単価契約による入札を行うか、あるいは一年分をまとめて入札により購入し、期間で分割して納品を受けることも有効であると考えられる。

## １２．随意契約における２号理由（契約の性質や目的が競争入札に適しない場合）について

（1）概要

２号理由による随意契約267件の内、契約金額上位20件を含む28件について２号理由としての妥当性その他を検討した。
抽出した28件について、以下の表に２号理由を列挙している。

（単位：千円）

| 契約No | 件名 | 契約額 | ２号理由 |
|---|---|---|---|
| JA28 | ハンディターミナル賃貸借 | 9,261 | 現行のハンディターミナルは、前機種の後継機として、平成13年10月に導入し、これまで使用しているものです。賃借料の算定にあたっては、リース的要素を含んでおり、今年度も引き続き使用を継続する必要があります。上記業者は、保守点検・機能保持も迅速確実に行っており信頼がおけますので、17年度においても契約を継続するため推薦します。 |
| LA35 | 脱水機用ろ布 107ｍ×1.475ｍ　6本 | 5,355 | 本件は、大治浄水場排水処理施設の脱水機用ろ布（P96BTS）を購入しようとするものです。脱水機のろ布（P96BTS）は、脱水機の特性に適合したものを使用しなければその機能を発揮することができず、当該脱水機に適合するろ布は上記業者のみが製作しています。 |
| LA87 | 脱水機用ろ布（Ｐ69ＢＴＳ）　6本始め4件 | 8,053 | 本件は、大治浄水場排水処理施設の脱水機用ろ布（P69BTS及びN856）を購入しようとするものです。脱水機のろ布（P96BTS及びN856）は、脱水機の特性に適合したものを使用しなければその機能を発揮することができず、当該脱水機に適合するろ布は上記業者のみが製作しています。 |
| JA9 | 電話設備賃貸借 | 20,333 | 上記業者は、従来より市役所電話設備及び当局専用電話設備における工事、設定及び保守を行っており、当局の電話設備全般に精通している。また、電話関連の専門業者で、当該機器の取り扱いに優れている上、これまでの実績は良好で、信頼できるものと思われるため。 |
| JA10 | ファクシミリ賃貸借 | 12,446 | 本件は電話交換機を利用したFAX通信を行っており、電話設備を借り入れている上記業者と契約する必要があります。また、上記業者は電話関連の専門業者で、当該機器の取り |

| | | | 扱いに優れている上、従来より市役所電話設備及び当局専用電話設備における工事、評定及び保守を行っており、その実績は良好で信頼出来るものと思われる。 |
|---|---|---|---|
| BE1 | 工業用水道量水器取替工事 | 12,915 | 本件は、工業用水道ユーザーに設置された量水器、超過流量積算計、受信機の設置及び改良を行うものであります。使用する電磁式量水器は、口径が小さいため上記業者しか製造していません。また、新規の量水器も旧業者と同一製を使用することにより、量水器周りの改造の必要が無いので、工事や断水期間が短くユーザーにかける負担を最小限にできます。 量水器と受信器及び超過流量積算計は、信号を符合させるなど調整する必要がありますが、製造業者である上記業者は信号用部品などの手配も早くできます。 |
| AB21 | 昭和区妙見町地内始め 43 か所大型制水弁筐補修工事 | 11,340 | 本工法は、特殊工法にて（エポ工法‐人孔鉄蓋維持修繕工法）不陸を生じている大型弁筐の取換工事を行うもので、特殊工法に対する技術、人員資機材を持っているのが、上記業者のみであるため。 |
| GE11 | 水道工事設計積算システム運用保守等業務委託 | 15,120 | 本契約は、平成 10 年 10 月より稼動している水道工事設計積算システムの安定運用を目的とした保守を行うものである。上記業者は、本システムの開発会社であり、システムの障害時には原因の把握、障害の復旧を迅速に行うことができ、その対応に良好な成績をおさめているため随意契約とするものである。 |
| GE20 | 電子調達システム（その 2）保守･運用業務委託 | 16,449 | 上記業者は、電子調達システム（その２）の開発業務に携わっており、当該システムを熟知している。本委託には、高度な専門知識を必要とするとともに、電子調達システムの内容を熟知していることが不可欠であり、他業者では対応が困難である。 |
| ZA87 | 配水ブロック情報管理シス | 19,908 | 本案件は、平成 15 年 6 月以降賃貸借契約を継続しているものであり、上記業者はこれま |

| | テム機器賃貸借 | | で本契約を誠実に履行しており、ソフトウェアの環境設定・調整、ネットワーク構成等にも精通しています。平成17年度以降においても同一の内容で契約を継続する必要があり、信頼性のある上記業者を推薦するものです。なお、長期契約の規定に基づき、契約期間を平成20年5月末日までとします。 |
|---|---|---|---|
| ZA46 | 営業事務オンラインシステム用端末等賃貸借 | 20,210 | 上記業者より平成16年1月から営業事務オンラインシステム用の端末等を賃借しており、上記業者以外から賃借しようとする場合には、既設置機器の連続的使用等の便益を享受することに、著しい障害が生ずるおそれがある。 |
| GE2 | 電子計算機のオペレーション及びこれに付随する業務委託 | 23,385 | ホストコンピュータの操作とこれに付随する業務（プリントアウトした帳票の後処理〔裁断、圧着など〕業務、帳票管理及び媒体管理等の補助業務）については、相当の知識、経験が要求され、その習得には相当の期間を要します。上記業者は、営業事務オンラインシステムなど各オンラインシステムの開発以後、継続して操作等に従事してきており、十分経験を積み、各システムにも熟知しております。また、これまでの実績においても、高い処理能力と融通性があり信頼がもてます。 |
| GE5 | 図面情報管理システムと道路管理システムのデータ入力等業務委託（上期） | 25,620 | 本業務は、当局の図面情報管理システムと（財）道路管理センターの道路管理システムのデータ入力等を行うものですが、上記業者はこれらのシステムの運用開始時から継続的に本業務に携わってきました。本業務は、エンジニアリングワークステーションを使用する特殊な業務であり、本業務を履行するには長期の研修を行わなければならず、上記業者以外の者では従事者研修の間、業務が履行できないという支障が生じます。 |
| GE31 | 図面情報管理システムと道 | 23,940 | 本業務は、当局の図面情報管理システムと（財）道路管理センターの道路管理システム |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 路管理システムのデータ入力等業務委託（下期） | | のデータ入力等を行うものですが、上記業者はこれらのシステムの運用開始時から継続的に本業務に携わってきました。本業務は、エンジニアリングワークステーションを使用する特殊な業務であり、本業務を履行するには長期の研修を行わなければならず、上記業者以外の者では従事者研修の間、業務が履行できないという支障が生じます。 |
| GE29 | 設備設計積算システム改訂業務委託その2 | 30,733 | 本件は設計積算システム（建築.設備.点検委託等）の改定により、当該システムに水道工事設計積算システム（建築.設備.点検委託等）との統合を図るものです。上記業者は設計積算システムの開発に当初より携わっており、当該システムを熟知している上、情報技術に関する高度な専門知識と経験を有しています。本委託には当該システムの内容を熟知していることが不可欠であるため、他業者では対応ができません。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合、本委託に係る設計積算システム（建築.設備.点検委託等）の統合計画に著しい支障が生じます。 |
| GE12 | 市民向けホームページ及び運用システムの保守運用業務委託 | 32,835 | 本件は、当局が管理、運営している「市民向けホームページ（以下「当システム」という。）」についての保守運用業務を委託するものである。当システムは、お客様から収集した個人情報を取扱う（水道中止開始.モニターアンケート.イベント募集.お客様のご意見ご要望等）ため、情報漏えい対策及び情報の完全性確保等、高度なセキュリティを必要とし、かつ、24 時間 365 日の継続稼動を想定した高可用性システムである。標記業者は、当システムの開発業者として、以上条件を満たすべく、プログラム、機器（サーバ及びネットワーク機器等）及び運用環境等について不可分一体的な保護対策を講じた上で開発、導入及び運用環境の構築を行っており（なお、保護対策については、市情報審査委員会 |

|  |  |  | 及び個人情報審議会において承認済み）、当システムのセキュリティを確保した実効的かつ継続的な運用保守が行える唯一の業者である。他の業者による当システムの運用保守及び代替機器の導入は、移行期間におけるシステム全体のセキュリティ確保の観点から妥当性を欠くことになる。 |
| --- | --- | --- | --- |
| GA1 | 春日井浄水場排水処理設備運転保守委託 | 38,010 | 本委託は春日井浄水場排水処理設備の運転、並びにそれに伴う設備の維持管理を委託するものです。当該設備は上記業者の独自の技術で製作、設置されたもので、その構成部品のほとんどは特殊製品であり、汎用性のないものが多数を占めます。そのため、本設備の運転、維持管理には機器製作所が持つ独自の技術を必要とします。従って、当該設備の製作所であり、運転管理にも高い技術と、本設備での豊富な運転実績を有する上記業者のみが本委託を確実に履行できるものであるので推薦します。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合においては、本委託に係る排水処理設備の運転保守に著しい支障が生ずるおそれがあります。 |
| GA2 | 鍋屋上野浄水場排水処理設備運転委託 | 19,950 | 本委託は、鍋屋上野浄水場排水処理設備の運転、並びにそれに伴う設備の維持管理を委託するものです。当該設備は上記業者の独自の技術で製作、設置されたもので、その構成部品のほとんどは特殊製品であり汎用性のないものが多数を占めます。そのため、本設備の運転、維持管理には機器製作所が持つ独自の技術を必要とします。従って、当該設備の製作所であり、運転管理にも高い技術と、本設備での豊富な運転実績を有する上記業者のみが本委託を確実に履行できるものであるので推薦します。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合においては、本委託に係る排水処理設備の運転保守に著しい支障が生ずるおそれがあります。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| GA3 | 大治浄水場排水処理設備運転委託 | 41,160 | 本委託は大治浄水場排水処理設備の運転、並びにそれに伴う設備の維持管理を委託するものです。当該設備は上記業者の独自の技術で製作、設置されたもので、その構成部品のほとんどは特殊製品であり、汎用性のないものが多数を占めます。そのため、本設備の運転、維持管理には機器製作所が持つ独自の技術を必要とします。従って、当該設備の製作所であり、運転管理にも高い技術と、本設備での豊富な運転実績を有する上記業者のみが本委託を確実に履行できるものであるので推薦します。また、仮に上記業者へ本業務を委託できない場合においては、本委託に係る排水処理設備の運転保守に著しい支障が生ずるおそれがあります。 |
| GE15 | オンラインシステム運用保守等の業務委託 | 64,426 | 当課においては、現在ホストコンピュータにより、営業事務、工事事務及び財務会計のオンラインシステムを運用しています。本システムは基幹システムとして重要な役割を果たしており、その運用保守にあたっては高度な信頼性が求められています。上記業者は各システムの開発委託業者であり、システム開発のノウハウを持つシステムエンジニアを有しています。また、ホストコンピュータをはじめ、システムが稼動する電算機システムのハードウェア及びソフトウェアに対する高度な知識と技術力を備えていることから上記業者と随意契約するものです。 |
| GE53 | お客さまセンター（仮称）開設に伴う営業事務オンラインシステムの機能変更及び中間サーバ構築委託 | 80,275 | 本件は、お客さまセンターシステムと営業事務システム間でのデータ連携に必要な、営業事務システム側の機能変更及び両システム間に設置の中間サーバの構築を委託するものである。営業事務システムは基幹システムであり、安全第一で機能変更を実施しなければならず、また中間サーバは、お客さまデータを保護するため高度のセキュリティが要求され、かつ両システム間のデータ連携を確 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 実に行えなければならない。上記業者は営業事務システムの開発業者であり、かつ運用保守にも携わりシステムに精通していること、また、営業事務システムのホストコンピュータはNEC製品であり、その制御機能等については上記業者しか知りえず、機能変更及びホストコンピュータとの連携システム構築を他の業者に委託することは、著しく合理性を欠くとともに、稼働中の営業事務オンラインシステムに多大な影響を及ぼすことから、上記業者を推薦するものである。 |
| ZA39 | 財務会計オンラインシステム用ホストコンピュータ賃貸借 | 113,963 | 上記業者より、平成13年12月から財務会計オンラインシステム用のホストコンピュータを賃借しており、上記業者以外から賃借しようとする場合には、既設置機器の連続的使用等の便益を享受することに、著しい支障が生ずるおそれがあるため、上記業者を推薦するものです。 |
| ZA44 | 営業事務オンラインシステム用ホストコンピュータ賃貸借 | 187,918 | 上記業者より、平成15年10月から営業事務オンラインシステム用のホストコンピュータを賃借しており、上記業者以外から賃借しようとする場合には、既設置機器の連続的使用等の便益を享受することに、著しい支障を生ずるおそれがあるため、上記業者を推薦するものです。 |
| GG2 | 名古屋市上下水道局用地空間利用調査業務委託（その2) | 4,588 | 本調査業務は、上下水道局の処理場、浄水場等を対象に「まちづくり」「パートナーシップ」等の視点を意識した空間利用のあり方を調査研究するものである。名古屋都市センターは、まちづくりに関する調査研究や交流事業を行う機関であり、当該業務を行うのに必要不可欠な名古屋都市内のまちづくりに関する情報、データ及び人的ネットワークを有しており、「名古屋市上下水道局用地空間利用調査業務委託」を請け負っている。このため、本調査業務を名古屋都市センターに委託した場合、データの効率的な活用、経費の低 |

| | | | 減、工期の短縮等において有利と認められるので推薦する。 |
|---|---|---|---|
| GA58 | 防火診断及び消防用設備等の点検委託(水道公所) | 10,797 | 本件は、水道公所で延べ面積 1,000 ㎡以上の材料所始め 28 公所の防火診断及び消防用設備等の点検を委託するものである。上記業者は、消防局所管の外郭団体であるため、災害情報の蓄積があるとともに消防行政についての最新の情報が迅速に入手できる。したがって、消防用設備等の点検に併せた防火診断の実施において、当局の希望する防火管理に関するハード・ソフトの両方からの指導ができるのは、財団法人名古屋防災管理公社だけである。 |
| GH21 | 電子複写サービス委託(単価契約)資材管理係 | 単価表 | 上記業者を選択する理由は、当該課公所の使用実績並びに経済性を総合的に判断して、上記業者製品を選定した結果であります。併せて上記業者は当局との契約実績があり、その機器の取扱いに優れ、保守実績並びにアフターサービスが良好であり信頼できる業者です。 |
| GH25 | 電子複写サービス委託(単価契約)技術管理課 | 単価表 | 上記業者を選択する理由は、当該課公所の使用実績並びに経済性を総合的に判断して、上記業者製品を選定した結果であります。併せて上記業者は当局との契約実績があり、その機器の取扱いに優れ、保守実績並びにアフターサービスが良好であり信頼できる業者です。 |
| ZA56 | パソコン等機器賃貸借(その7) | 6,420 | 本案件は、平成 15 年 10 月以降賃貸借契約を締結しているものであり、上記業者はこれまで本契約を誠実に履行しております。また、ソフトウェアの環境設定・調整、ネットワーク構成等にも精通しています。平成 17 年度においても同一の内容で契約を継続する必要があり、信頼性のある上記業者を推薦するものです。 |

（2）結果

①2 号理由について

（ア）GE5 及び GE31 では、データ入力業務等の特殊性及び長期研修の必要性を理由として、２号理由に基づく随意契約が必要であると述べている。しかし、競争性を高めて公費の節減を図る観点からは、できる限り競争入札により契約を結ぼうとする努力が必要である。データ入力業務が何故特殊業務なのか不明だが、毎期契約している事業者が円滑に業務を遂行している以上、他の事業者にとっても研修の機会さえ与えられれば同様に遂行できるものと考えるべきである。また研修機会の提供については、例えば業務が行われない土曜日や日曜日等の活用を図るといった工夫をすべきである。

毎年特定の事業者と随意契約を結ぶべきか、あるいは競争入札によって落札した事業者に研修を受けさせた上で契約を結ぶべきかは、最終的には費用対効果の問題になるが、仮に５年の長期継続契約を前提とした競争入札を行えば、研修費用も５年に一度発生するだけであり、後者に経済合理性が生まれる余地は十分にあると考えられる。このため、競争入札への移行に向けて具体的に準備を進めるべきである。

（イ）GA58 では、消防用設備点検と防火診断を随意契約により委託している。民間の事業用設備の多くが一般企業によって防火診断や点検を受けていることを考慮すると、点検業務や防火診断は一般企業でも十分実施可能であり、特定の外郭団体と随意契約を交わす理由にはなり得ないと考えられる。むしろ、当該外郭団体も含めて競争入札による方が、様々な視点から診断できるといえる。

（ウ）BE1 について、２号理由は、使用する電磁式量水器は口径が小さく、一つの業者しか製作していないことが、中心に述べられている。しかし、量水器を扱っている業者数は多く、通常、２号理由に該当するとは考えにくい。そのため、具体的な口径を理由書に記載した上で一つの業者しか製造していない旨を述べるべきである。

②契約方法について

（ア）JA9 及び JA10 では電話機やファクシミリの賃貸借契約を１年単位で結んでいる。受話器等の設備を毎年更新することは不合理であり、現行のように毎年度随意契約により賃借期間を更新し続けることは２号理由として妥当と考えられる。

しかし、コスト低減の観点からは電話設備等の新規更新時期に競争入札による長期のリース契約（長期継続契約）とする等により競争性を高めていく必要がある。

（イ）GE2 は、ホストコンピュータの操作とこれに付随する業務について随意契約を行ったものである。一方、操作の対象となるホストコンピュータは過年度に競

争入札の結果として長期の賃借契約を締結し、これに基づいた年度ごとの手続として随意契約を結んでいる(ZA39、ZA44 参照)。ホストコンピュータの選定は、過年度において競争入札の結果として決定されたとしても、その後の保守・運用については、入札によることができず、当該業者またはその系列業者に限定して委託せざるを得ないため、随意契約が結ばれるという状況にある。このためこれらの随意契約は割高に設定される可能性がある。

そこで GE2 のようなホストコンピュータと直接的に結び付けられる業務委託については、ホストコンピュータの導入に合わせて一括して長期継続契約を結び、競争性が働かない随意契約の期間をなくすようにするべきである。

つまり、ホストコンピュータの次回の長期賃借契約に際しては、それを単体で契約するのでなく、オペレーション業務も含めた包括的契約として競争入札にかけるべきである。

なお、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」（16 財用第 25 号平成 17 年 3 月 29 日）によれば、長期継続契約が可能な期間は、物品の借入れについては商慣習上定められるリース期間、役務の提供については原則５年を上限とすると定められている。コンピュータの使用期間は、過去の実績からこれらの期間内であり、オペレーション業務と一体としても支障は無いものと考えられる。

③契約内容について

（ア）GE5 について設計金額の内訳を見ると、端末オペレータ５人（平均 362,100 円／月）の他にサブセンターオペレータ２人（平均 573,750 円／月）とセンターオペレータ１人(671,500 円／月)の合計８人が予定されている(GE31 も同様)。しかし、データ入力業務は通常フラットなメンバー構成で行えるはずであり、名古屋市上下水道局担当者との連絡調整等の業務に当たっている管理職クラスともいえるセンターオペレータ及びサブセンターオペレータを合計で３人必要とする根拠に乏しいといえる。

（イ）GE12 は、平成 16 年度に競争入札によって設置したホームページとその運用システムについて、平成 17 年度分の保守運用業務を委託したものである。

平成 16 年度に支払った開発費 10,878 千円に対して、平成 17 年度の保守運用料 32,835 千円は人件費の合計だとすれば過大であると思われたが、内容について質問したところ、仕様書に以下のような条件が付されており、これに基づいて機器等の賃借料、通信回線やデータセンター設備の使用料といった物件費が 19,347 千円含まれていることがわかった。また、別途追加した項目として、データベースサーバの使用料、負荷分散装置の使用料及び地図サービスの使用料も 4,863 千円含まれていた。

（仕様書に付された条件）

<table><tr><td>第５条（保守運用委託費用の割合等）<br>　委託契約期間における、各種機器、ソフトウェア及びコンテンツ等の保守運用対象期間は、契約期間末日から遡る２か月間とし、当該保守運用に係る費用の委託契約金額に占める割合は、委託契約金額の３割を上限とする。<br>２　前項の保守運用に係る費用の内、甲のシステム専用で設置するサーバー及び通信機器等の使用に関する費用（保守費用を含む。）の割合は、おおむね３割ないし５割程度とする。<br>　ただし、甲は当該機器利用に係る費用について、当該機器の使用実績等を考慮し、乙と減額の協議を行うことができるものとする。</td></tr></table>

本契約はその内容に設備や機器の賃借料といった、保守運用業務とは性格が異なる内容が多く含まれているにもかかわらず、それを示唆する文言が仕様書に条件として記載されているに留まっており、設計価格票にも「委託料」として合計金額が記載されているのみであることから、契約関係書類を通じて契約内容全体を把握することは不可能である。業務委託においては設計書を作成する義務はないとしても、事前に予定価格を算定する以上は一定の算定根拠を有しているはずである。

よって、特に本契約のような設備等の賃貸借の内容と保守運用業務の内容などを包括した契約においては算定根拠に基づいて設計価格票等に項目ごとに内訳を明示する形で記載するべきである。

なお、敢えて包括契約とした理由は、責任回避の要因を無くし業務に広く責任を持たせるためであるとしているが、それらは仕様書や契約書の覚書として謳えば足りるものであり、契約書類において金額を一括表示する根拠にはならないと考えるべきである。

（3）意見

(ア)GE11 及び GE15 は、いずれも過年度に行われたシステム開発に付随して必要となる保守・運用業務の委託である。システム開発は、過年度において競争入札の結果として決定されたとしても、その後の保守・運用については、入札によることができず、当該業者に限定して委託せざるを得ないため、随意契約が結ばれるという状況にある。

しかし、これでは保守・運用というランニングコストまで考慮した場合、十分な競争性が働いているとは言えず、イニシャルコストも含めたトータルコストが必ずしも最小化されているとは限らない状況である。将来的にシステム開発等の投資は増加すると予想されることから、ランニングコストにも競争性を働かせることは重要なテーマである。

よって、将来的にはシステム開発業者以外の者でも運用・保守が可能なように、汎用性の高い仕様でシステム開発を依頼することを検討すべきである。この場合、初期コストは高目となるが、次年度以降の運用・保守において競争入札によりコスト低減を図ることができるからである。

(イ)GA1、GA2及びGA3はいずれも排水処理設備の運転保守委託契約であり、名古屋市上下水道局が保有する３か所の浄水場（春日井、鍋屋上野、大治）全てについて、大手業者一社と随意契約を交わしている。

随意契約の理由として、設備自体がこの事業者によって設置され、独自の特殊製品から構成されているため、運転及び維持管理についてもこの事業者でなければならない旨が記されている。

本事例をとりあげて個別に問題視するものではないが、一社が複数の箇所を受注する場合には、作業効率アップや器具類の共通利用、研修期間の短縮といった規模のメリットが得られる一方で、運転保守等の随意契約においては同業他社がいないこともあり、見積価格が高めに設定されることも考えられる。これに対して箇所ごとに別の業者が受注する結果となった場合には、上記のような規模のメリットは得られないが、運転保守契約等の見積りに際しては同業他社が提出する見積単価を意識せざるを得ないことから、契約金額は適正水準で決まりやすいと考えられる。

どちらのケースが望ましいかは一概に言えないが、あまり規模のメリットが得られない場合には後者により競争性を高めることも有効であると考えられる。

なお、後者は複数の指名競争入札において指名業者の範囲を毎回変更することにより実施することができる。

## １３．随意契約における３号理由（身体障害者更生施設等で製作された物品の買入れ等）について

該当件名無し。

## １４．随意契約における４号理由（認定を受けた新商品を買い入れる場合）について

該当件名無し。

## １５．随意契約における５号理由（緊急を要する契約）について

（1）概要

全18件の内金額の多い方から2件について、緊急性の有無について検討したところ、以下のようであった。

（単位：千円）

| 契約No | 件名 | 予定価格 | 契約金額 | 緊急とした理由 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| CA4 | 中川西配水場建物整備工事（その２） | 40,005 | 36,225 | 平成16年度発注の中川西配水場建物整備工事における請負業者の倒産に伴い、工事途中で完了した建物の耐震補強、外壁改修を引き続いて行うものです。外部足場をかけた状況での工事中止で、天候等により二次災害の恐れもあり、早期に工事継続をする必要があります。 |
| AA292 | 東区相生町地内流量計室築造工事 | 9,124 | 8,977 | 今年度発注された「流量・水圧遠方監視装置設置工事その12」の工事に先行して施工する必要があり、そのために緊急に着手しなければならないため。 |

（2）結果

契約CA4については、工事着手届が平成17年7月12日付で提出されている。業者の倒産情報を同年6月10日に入手、同年6月16日に契約解除していることを考慮すると、これに代わる契約がその後1ヵ月程度で締結されていることから、緊急を要する随意契約という扱いは妥当なものであったと考えられる。

契約AA292については、監視装置設置工事に先立ち、設置スペース等の検討が十分になされるべきであり、事前調査が適切に行われていれば、指名競争入札に付すことができた件名であると考えられる。今後は設備工事等との調整を十分図り、設備工事の発注時期に合わせた設計・発注に努める必要がある。

## １６．随意契約における６号理由（入札に付すことが不利な場合）について

（1）概要

8件中金額の大きい2件について6号理由の妥当性について検討した。

（単位：千円）

| 契約 No | 件名 | 予定価格 | 契約金額 | 6号理由 |
|---|---|---|---|---|
| AB13 | 鍋屋上野浄水場構内配管整備工事その２ | 12,495 | 12,495 | 本工事は、当初の「鍋屋上野浄水場構内配管整備工事」の整備計画では、堀川に放流する作業排水の水質が排出基準を満たすことが困難なため、新たな計画のもと配管整備工事を行うものです。このため本体工事を請け負っている上記業者が、現場状況に精通し、工期の短縮等においても有利と認めます。 |
| BA27 | 工業用水道大治浄水場シーケンサ整備工事その２ | 60,186 | 55,650 | 本工事は、16年度の１期工事で制作・設置したシーケンサ盤に、既設シーケンサ設備から各負荷設備の制御・監視等の機能の移し替えを行うことを内容とした２期工事で、１期工事に引き続いて施工する一連の工事であるため、１期工事で盤を製作・設置して内容に精通している上記業者が、適切に施工でき、経済的にも有利な契約ができるものと考えます。 |

（2）意見

① 契約番号 AB13 については、随意契約の理由を検討する前に、本体工事の設計段階で水質に関する問題を把握できなかったのかという疑問が生ずる。しかし、これは過年度の問題であり、ここでは所与の条件と考えた場合、本体工事との関連が強いことから６号理由に基づく随意契約はやむを得ないと思われる。

② 契約番号 BA27 については、平成 16 年度の第１期工事において盤の製作や据付を行い、平成 17 年度の第２期工事において各種制御機能を新しい盤に移し替える作業を行ったもので、第１期工事は指名競争入札によって、第２期工事は本件契約であり随意契約により実施された。

事実上一体の工事件名が、２回に分割して契約されたことから、第２期工事における随意契約時の契約額が割高なものになっていないかについて、第１期工事の契約内容と比較をおこなった。この結果、人件費の単価等が僅かに上がっていたものの、問題視するほどの内容ではなかった。

工期的には一年間で実施できる工事内容を、予算上の制約から複数年に分割して発注している。第２期工事が割高な契約になりかねないリスクを考えると、このよ

うな分割発注はできるだけ避けるべきと思われる。しかしながら、限られた予算内でバランスのとれた予算執行を行うために分割発注が、やむを得ないものとすると、第２期工事において６号理由に基づく随意契約を行ったことは妥当であったと考えられる。

今回抽出した件名において、６号理由としての妥当性に欠けるものは見られなかったが、入札に付すことが不利であるかどうかは２号理由と同じく恣意性が入り易いケースが多いことから、今後とも６号理由に該当するか否かの見極めを慎重に行う必要がある。

**１７．随意契約における７号理由（時価よりも有利に契約できる場合）について**

該当件名無し。

**１８．随意契約における８号理由（入札により落札されない場合）について**

（1）概要

一般競争入札で１件、指名競争入札で 21 件について入札価格が予定価格を上回り落札者が決まらない、いわゆる不調が生じている。これらはいずれも８号理由による随意契約によって契約が締結されている。

不調となった 22 件の内、予定価格の上位３件について調査したところ、名古屋市契約事務上下水道局入札後資格確認型一般競争入札（持参方式）試行要綱や、競争入札参加者心得などに、入札回数は初度入札を含め３回を限度とするとあり、これに従い適正に実施されており、全ての入札金額が予定価格を超えていたため、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を下回る金額で契約を締結している。

（2）指摘事項無し

手続上の問題は認められなかった。

**１９．随意契約における９号理由（落札者が契約しない場合）について**

該当件名無し。

**２０．一者随意契約について**

（1）概要

随意契約によろうとする場合は、２人以上の者から見積書を徴取しなければならないが、一定の要件を満たす場合には、契約をしようとする者のみからの見積書によることができる旨、名古屋市上下水道局契約規程第９条に規定されている。

ここで、一定の要件とは次の場合をいう。

・予定価格が 30 万円以下である場合。

・特に販売価格が定まっている場合。

・契約の目的、性質等によりその（２人以上から徴取する）必要がない場合。

このように、一者随意契約を行うことができる要件は、随意契約を行うことができる要件（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号乃至 9 号）と類似しているが一部に相違が見られる。

（2）意見

名古屋市上下水道局は、内規である指名調書（少額随契）作成要領に基づいて、随意契約における 2 号から 9 号までの理由に該当する場合は、そのまま一者随意契約の理由に該当するという見解に立って契約事務を行っている。

しかし、例えば 5 号理由（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）では、競争入札を行うだけの時間的余裕は無くても、2 者から見積書を徴取する程度の余裕は有るケースが考えられる。また、6 号理由（競争入札に付することが不利と認められるとき。）でも、見積書を 2 者から徴取することで、より多くの価格情報を入手すること自体は有意義と思われる。この他 7 号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。）や 8 号の一部（入札者がいないとき）においても 2 者からの見積書の徴取は無意味ではないと思われる。

1 号理由（少額随意契約）を除き、随意契約の理由と一者随意契約の理由は多くの場合一致すると考えられるが、上記のようなケースについても対応できるような基準作りの模索が望まれる。

## 第５．固定資産

### １．ダム使用権について

（1）概要

名古屋市の水道の水資源は、従来、木曽川の自流水であったが、これでは不十分なため、岩屋ダム（昭和 52 年 4 月、水資源機構管理開始）や木曽川大堰（昭和 58 年 4 月、水資源機構管理開始）などからなる木曽川総合用水事業、長良川河口堰建設事業（平成 7 年 4 月、水資源機構管理開始)、味噌川ダム建設事業（平成 8 年 12 月、水資源機構管理開始）によって、その水資源を確保してきた。名古屋市上下水道局はこれらのダム建設事業によって確保された水を使用するに当たって、種々の費用あるいは負担金を支払っている。その種々の費用あるいは負担金は、水利権またはダム使用権と経理処理される。

水利権とは以下の費用の額をいう。

| 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 23 条に規定する権利をいい、通常、出願に関する調査費、出願旅費、諸経費のほか、当該水利使用に関連して行う関係河川利用者に対する補償及び流水の貯留に伴い水没する地域にかかる補償に要する金額等 |
|---|

また、ダム使用権とは以下の費用あるいは負担金の額をいう。

| ①特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 17 条によって設定された権利を取得するため、同法第 7 条により負担する負担金及びその申請に要する諸経費の額<br>②独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が築造する水資源開発施設を利用して流水を使用するため独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 25 条の規定により納付する負担金の額<br>③河川管理者が築造するダムにより著しく利益を受けるものとして、河川法第 70 条の規定により納付する負担金の額及び当該使用権の取得に要する諸経費または河川法第 26 条に基づく許可を受けて上記以外の者が築造するダム使用権を取得するために要する費用の額 |
|---|

（2）結果

名古屋市上下水道局では以下の支出金額を水利権として計上しているが、当該支出は上記の水資源機構が築造する水資源開発施設を利用して流水を使用するため独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 25 条の規定により納付する負担金の額に該当するものであり、当該支出は上記のダム使用権の②に該当する。

（単位：千円）

| | 計上年月 | 元金 | 割賦利子 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 長良川河口堰建設事業 | 平成 8 年 3 月 | 8,735,720 | 6,518,481 | 15,254,202 |
| 木曽川総合用水事業 | 平成 9 年 3 月 | 354,520 | － | 354,520 |
| 木曽川総合用水事業（緊急改築） | 平成 14 年 7 月 | 731,244 | － | 731,244 |
| 味噌川ダム建設事業第１次<br>味噌川ダム建設事業第２次<br>味噌川ダム建設事業第３次 | 平成 8 年 8 月<br>平成 9 年 11 月<br>平成 14 年 7 月 | 5,346,260<br>80,364<br>245,504<br>計 5,672,129 | 3,773,867<br>－<br>－<br>計 3,773,867 | 9,120,128<br>80,364<br>245,504<br>計 9,445,997 |

名古屋市上下水道局会計規程第 156 条では取得した償却資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第 2 号に定めるところにより行うと規定している。地方公営企業法施行規則別表第 2 号によれば、無形固定資産としての水利権の減価償却の耐用年数は 20 年であり、ダム使用権の減価償却の耐用年数は 55 年である。

名古屋市上下水道局としては、水資源機構に対する上記の負担金の負担方法が償還期間 23 年の半年賦の元利均等償還のため、その償還期間にほぼ一致する耐用年数である水利権として財産整理することによって、減価償却費を負担金の支払の財源としようとしたものである。

しかし、減価償却は償却資産の取得価額をその耐用年数の各事業年度に配分することによって、企業の経営成績を適正に表示するための会計手法であり、資金調達を目的として償却計算を行うべきではない。上記の上下水道局の処理は、名古屋市上下水道局会計規程第 156 条、地方公営企業法施行規則別表第 2 号に合致していない。

耐用年数 20 年の場合の減価償却費、耐用年数 55 年の場合の減価償却費、両者の差額及び平成 17 年度末までの両者の差額の累計額は以下のようであり、毎年の減価償却費が 493,211 千円過大に計上され、同額だけ当年度純利益が過少に計上されている。

（単位：千円）

| | 耐用年数 20 年の場合の減価償却費 | 耐用年数 55 年の場合の減価償却費 | 両者の差額 | 17 年度末までの両者の差額の累計 |
|---|---|---|---|---|
| 長良川河口堰建設事業 | 436,786 | 158,831 | 277,955 | 2,779,541 |
| 木曽川総合用水事業 | 17,726 | 6,445 | 11,281 | 101,529 |
| 木曽川総合用水事業（緊急改築） | 36,797 | 13,381 | 23,416 | 70,248 |
| 味噌川ダム建設事業 | 283,735 | 103,176 | 180,559 | 1,575,274 |
| 合　計 | 775,044 | 281,833 | 493,211 | 4,526,592 |

## ２．ダム建設事業割賦負担金の処理

（1）概要

名古屋市上下水道局が需要家である各家庭あるいは企業等に給水している水道水は、独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が建設したダム等より導水している。水資源機構はダムの建設に要した事業費（建設費及びダム建設のために借り入れた借入金に係る支払利息）を名古屋市水道事業他利水者に負担させている。水道事業者の負担の方法は、単年度で一括して支払う方法と、一定期間で元利均等償還する方法とがある。以下は名古屋市上下水道局が導水しているダムの建設事業費の償還方法である。

| | 事業費<br>（千円） | 償還方法 | 償還開始 | 償還期限 | 利率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 長良川河口堰 | 8,735,720 | 割賦償還 | 平成 7 年<br>9 月 | 平成 30 年<br>3 月 | 5.33419 |
| 味噌川ダム建設事業第 1 次 | 5,346,260 | 割賦償還 | 平成 8 年<br>9 月 | 平成 31 年<br>3 月 | 5.08275 |
| 味噌川ダム建設事業第 2 次 | 80,364 | 一括支払 | | | |
| 味噌川ダム建設事業第 3 次 | 245,504 | 一括支払 | | | |

（2）結果

上下水道局は、割賦償還金の元利合計額をもって、ダムの使用権の取得価額としている。そのため、ダム使用権の取得価額には、ダム建設のために借り入れた借入金、または水資源開発債券に係る支払利息のうち、完成までの期間に係るものと、ダムの完成後、割賦償還金完済までの期間に係る借入金、または水資源開発債券に係る支払利息の両方が含まれることになる。

以下が、長良川河口堰建設事業及び味噌川ダム建設事業第 1 次における、ダムの使用権の取得価額に算入されている割賦元金及び割賦利子である。

（単位：千円）

| | 割賦元金 | 割賦利子 | 元利合計 |
|---|---|---|---|
| 長良川河口堰建設事業 | 8,735,720 | 6,518,481 | 15,254,202 |
| 味噌川ダム建設事業第 1 次 | 5,346,260 | 3,773,867 | 9,120,128 |
| 合　計 | 14,081,981 | 10,292,349 | 24,374,330 |

しかし、借入金の利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行は、借入金利息のうち固定資産の完成の期間までに係るものであり、完成後の期間に係る借入金利息を固定資産の取得価額に算入する会計慣行はない。割賦償還金に係る利息は、固

定資産の完成後の期間に係る利息であり、本来は各償還期間の営業外費用として処理されるべきものであった。

ダムの完成後、平成 17 年度にまで至る期間のあるべき処理と、実際の処理とを比べると以下のようになる。

（単位；千円）

| | 本来あるべき処理<br>（償還金の各償還期間の営業外費用として処理する方法） | 実際の処理<br>（ダムの使用権の取得価額に含めて減価償却する方法） | 差額 |
|---|---|---|---|
| 平成 7 年度 | 451,214 | — | 451,214 |
| 平成 8 年度 | 452,509<br>263,074<br>715,584 | 325,924 | 389,660 |
| 平成 9 年度 | 441,091<br>263,626<br>704,717 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 190,100 |
| 平成 10 年度 | 429,055<br>256,769<br>685,825 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 171,207 |
| 平成 11 年度 | 416,369<br>249,560<br>665,929 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 151,312 |
| 平成 12 年度 | 402,997<br>241,979<br>644,976 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 130,359 |
| 平成 13 年度 | 388,902<br>234,008<br>622,911 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 108,293 |
| 平成 14 年度 | 374,046<br>225,627<br>599,673 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 85,056 |
| 平成 15 年度 | 358,386<br>216,814<br>575,201 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 60,583 |
| 平成 16 年度 | 341,880<br>207,548<br>549,429 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 34,811 |

| 平成 17 年度 | 324,482<br>197,805<br>522,287 | 325,924<br>188,693<br>514,617 | 7,670 |
|---|---|---|---|
| 合計 | 6,737,751 | 4,957,481 | 1,780,270 |

（上段は長良川河口堰建設事業、中段は味噌川ダム建設事業第 1 次、下段は合計）

あるべき処理と実際の処理とを比べると、平成 17 年度では 7,670 千円の費用の計上不足であり、平成 17 年度末までの累計額では 1,780,270 千円の費用の計上不足である。

**３．減価償却開始時期について**

（1）概要

現在、償却資産の減価償却に関して、減価償却資産を取得し、事業の用に供した月から減価償却を開始するのではなく、取得した年度の翌年度から償却を開始している。

それは、地方公営企業法施行規則第 8 条及び名古屋市上下水道局会計規程第 155 条第 2 項に以下のように規定されていることによる。

地方公営企業法施行規則第 8 条第 1 項

地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の 100 分の 10 に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第 2 号に定める耐用年数に応じ別表 4 号の償却率を乗じて算出した金額とする。（以下省略）

名古屋市上下水道局会計規程第 155 条第 2 項

償却資産の減価償却は、固定資産に編入した年度の翌年度から毎事業年度末において、前項に規定する基準により資産勘定科目ごとに行う。ただし、年度の中途において固定資産に編入した償却資産については、編入の当月又は翌月から月割により減価償却を行うことができる。

しかし、償却資産は取得し事業の用に供した時より減価するものであり、減価償却は償却資産の減価の事実に基づいて当該償却資産の帳簿価額を減額する会計手法である。民間企業の会計慣行としても、期中取得資産の減価償却は取得した月より

償却計算を開始する月割り計上が定着している。地方公営企業においてのみ、年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却を、翌事業年度から開始することについては会計理論上合理性がない。

（2）意見

地方公営企業法施行規則第 8 条第 6 項では「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第 1 項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と規定されている。また、名古屋市上下水道局会計規程第１５５条第２項但し書きでも、「年度の中途において固定資産に編入した償却資産については、編入の当月又は翌月から月割により減価償却を行うことができる。」と規定されており、年度の途中で取得した資産の減価償却を事業の用に供した月より月割により減価償却を行うことは規程上からも可能であるのである。償却資産の減価の事実に基づいて当該償却資産の帳簿価額を減額する会計手法であるという減価償却の本来の目的に立ち、年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却は使用の月から月割により減価償却を行うことを検討されたい。

**４．低利用・未利用の土地について**

（1）概要

上下水道局が発注する水道工事について、従来は水道用材料の調達・管理を上下水道局自らが行い、工事請負業者に支給していた。そのため、調達した材料を貯蔵品として保管する資材置場を名古屋市内各所に確保してきた。

しかし、貯蔵品管理コストを削減するため、平成 16 年 4 月からは請負業者が全ての材料を調達する「請負業者持ち材料制度」に切り替わった。このため、現在、上下水道局の保有する貯蔵品は直営工事用材料のみとなって極めて少なくなった。富川町資材置場以外の資材置場には資材がほとんど置かれていない状態である。

また、資材置場以外にも浄水場拡張用地、配水場建設用地など多くの土地を確保しているが、その後の計画変更等により施設建設時期が未定となっているものもある。

上下水道局では経理部長を委員長とする施設有効利用委員会を設置して遊休施設及び土地の有効利用を検討している。

（2）結果

① 有料駐車場等利用土地

| 資産名及び所在地 | 面積 | 帳簿価額（千円） | 年間収入金額（千円） |
| --- | --- | --- | --- |
| 稲葉地公舎跡地<br>中村区長筬町４丁目３３番 | 328.72 ㎡ | 51 | 750 |
| 資材置場跡地<br>中川区二女子町４丁目５０番 | 518.00 ㎡ | 165 | 1,053 |
| 則武資材置場跡地<br>中村区松原町４丁目１８番１，２ | 852.55 ㎡ | 216,818 | 2,244 |
| 一社南資材置場跡地<br>名東区亀の井三丁目７０番 | 778.22 ㎡ | 210,060 | 2,272 |
| 平針ポンプ所跡地<br>天白区天白町平針字黒石２８４５番２５２ | 852.00 ㎡ | 4,185 | 1,395 |
| 名東営業所残土置場跡地<br>名東区極楽五丁目 117 番 | 756.00 ㎡ | 57,172 | 1,226 |
| 天白営業所残土置場跡地<br>天白区高宮町 1012 番 | 333.00 ㎡ | 1,493 | 599 |
| 昭和残土置場・伊勝公舎跡地<br>昭和区田面町１丁目４６、４７番 | 741.63 ㎡ | 1,797 | 61 |
| 猪高配水場構内<br>名東区猪子石二丁目 | 1,208.20 ㎡ | 6,579 | 2,093<br>コイン洗車場 |
| 合 計 | 6368.32 ㎡ | 498,320 | 11,693 |

②未利用土地

| 資産名・所在地・地積・帳簿価額 | 現状及び将来の利用見込み |
| --- | --- |
| 当知資材置場<br>港区当知一丁目 601－1、607<br>23,120.41 ㎡<br>561,351 千円 | 資材置場としての役割を終えた現在は、直営工事で発生する撤去品の置場として一部を使用している。また、平成 17 年度から当面 5 年間、その一部（北東角部分約 3,000 ㎡）を下水道事業の浸水対策事業関連工事用地として利用している。今後は、下水マンホール蓋等や下水道工事用機材の保管場所としても利用する予定がある。 |

| 神宮寺資材置場<br>港区神宮寺二丁目 701、702、703、704<br>16,272 ㎡<br>101,379 千円 | 現在、一部（4,903 ㎡）を財団法人水道サービスに有償にて使用許可している。また、17 年度上期には、φ600ｍｍ以上の管類を当知資材置場から移管した。今後は、緊急時の資材置場としても利用する予定である。 |
|---|---|
| 富川町資材置場<br>中川区富川町２丁目１－2<br>12,438.14 ㎡<br>71 千円 | 直営工事用材料の置場として利用しているが、空きスペースがある。保管場所を整理すれば、さらにスペースを確保できる。 |
| 大治浄水場拡張用地<br>甚目寺町大字坂牧字向江６、７、８<br>4,223.00 ㎡<br>25,466 千円 | 総務課、水道計画課、浄水課（工業用水道）、大治浄水場より意見聴取をしたが将来の利用見込がない。今後は、一部を愛知県に流域下水道事業用地として売却する予定である。また、一部道路用地として収用されるスペースがある。 |
| 名西配水場予定地<br>中川区水里５丁目<br>18,991.00 ㎡<br>344,036 千円 | 平成元年 18,423 ㎡取得し、平成 12 年 568 ㎡追加取得した。<br>当初は平成 6 年に名西配水場を建設する予定であった。現在、一部（2,952.39 ㎡）を応急給水センターとして利用している。名西配水場は建設前に共同溝の整備が必要であるが、今後 20 年は着手し得ない。市街化調整区域内にあることから、開発行為や建築行為は原則として禁止されている。今後は、災害時の応援部隊用宿営地として、また緊急時の資材置場として利用する予定である。 |

以上の土地が、有料駐車場等に利用されている土地及び未利用土地である。遊休土地を平面の貸し駐車場等として利用することは、上下水道局の水道事業における本来の土地利用ではなく、次の有効利用までの一時的・暫定的な土地利用である。何も将来利用計画がないまま、駐車場等として利用し占有し続けることは、社会的資源である土地の利用方法として好ましいとはいえない。

また、未利用地となっている土地についても同様に、土地の供給は限られているものであり、土地は公共財としての性質を持つ。上下水道局が水道事業として利用しなくなったのであれば、当該土地をもっと有効利用できる者に売却し、社会的資源として活用すべきである。安易に有料駐車場等に利用することによって、土地利用に関する判断を先延ばしにすることも好ましいとはいえない。

地方公営企業は、その所有する土地に固定資産税等が課税されず、土地保有コストがかからないため、その目的とする事業に利用されなくなった土地でも早期に処

分しようとする誘因が民間企業に比べて働きにくい。また、地方公営企業は、その所有する土地を、その目的とする事業以外に利用しようとしても、行政財産としての制約があり、真の有効利用は図りがたい。低利用・未利用の土地については、名古屋市の関係部局に対して問い合わせをし、関係部局でも利用の見込がない土地については、更なる有効活用を図ることを検討し、併せて外部に売却することを検討すべきである。なお、上下水道局や関係部局での将来利用計画の決定や、売却する場合の売却先の選定・交渉には、長期間を要する場合もあるので、そのような場合には将来利用計画の実施や売却までの間、上下水道局の収益の確保に資するため当該土地の有効利用に努めるべきである。

### ５．固定資産の管理について

（1）概要

名古屋市上下水道局会計規程第 130 条第３項には「課及び公所の長は、所管する固定資産の使用状況を適確に把握するとともにその効率的な運用の確保に努めなければならない。」とある。課及び公所の長が、所管する固定資産の使用状況を適確に把握するには、固定資産台帳等の固定資産の管理に関する帳簿を備えるとともに、定期的に固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合する必要がある。ところが、上下水道局では固定資産台帳は備えているが、定期的に固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合していない。固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合していない理由の 1 つは実地照合に関する規程が名古屋市上下水道局会計規程にないことにあると考えられる。他の政令指定都市では以下のように固定資産の実地調査に関する規程を整備している。

| 都市名 | 実地照合の根拠規程及びその概要 |
|---|---|
| 川崎市 | 川崎市水道局財務規程第 164 条<br>少なくとも 3 年に 1 回固定資産につき台帳と固定資産の実態を照合する。 |
| 横浜市 | 横浜市水道局会計規程第 164 条第 2 項<br>毎事業年度少なくとも 1 回固定資産の実地照合を行う。 |
| 神戸市 | 神戸市水道局会計規程第 98 条第 2 項<br>適時に固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合する。 |
| 広島市 | 広島市水道局固定資産規程第 20 条<br>少なくとも 3 年に 1 回は実地照合する。 |

ある課について現物の調査を行ったところ、その課が所管する固定資産の固定資産台帳は備えられていたが実際には利用されずに保管され、過年度に異動があった

ものについても更新されずに綴じられていた。また、固定資産台帳と現物を照合しようとしたところ、固定資産台帳の記載が不十分で現物確認が困難なものもあった。他方、その課では一部の固定資産にシールが貼られていたが、これは過去の担当者が現物確認が容易にできるように任意に貼付したものであり、その後の担当者の異動により特にその事務を引き継ぐこともなく現在に至っていたものであった。

定期的に固定資産台帳と、固定資産の実体を実地に照合する必要がある現物の調査が行われていない現状としては、課及び公所の長が所管する固定資産の使用状況を的確に把握しているとはいい難い。

（2）意見

課及び公所の長が、所管する固定資産の使用状況を的確に把握するには、固定資産台帳を適正に管理するとともに、定期的に現物を実地に調査する必要がある。固定資産の適正な管理の重要性に鑑み、現物の実地調査は規程に基づいて行う必要があるので、上下水道局においても、現物を定期的に実地調査する旨の規程の整備に努められたい。

**６．国有財産の無償譲受に関する財産処理について**

（1）概要

地方公営企業が財産の無償譲渡を受けたときは、その財産について受入のあった日をもって適正な見積価額で資産に計上するとともに、資本剰余金の受贈財産評価額として整理しなければならない。財産の受入のあった日の適正な見積価額については名古屋市上下水道局会計規程第 150 条第 1 項第 4 号では「寄付その他の方法によって取得した固定資産は時価、（略）を考慮した公正な評定価額」とすると規定している。

（2）意見

地方分権推進一括法の施行に伴い、国土交通省所轄法定外公共物（道路・水路）である国有財産（土地／無地番地）が、地方自治体に無償譲与された。「現に道路・水路として機能するもの」とあわせて、浄水場や下水処理場など、名古屋市の公共施設が占有している土地も譲渡を受けた。

以下が平成 16 年度に国との譲与契約が結ばれ、平成 17 年度に名古屋市への所有権移転登記が完了し、名古屋市上下水道局の管理となった資産である。

①　旧陸軍用地（犬山系導水路）

当時市街地であった守山町に立地した旧騎兵師団司令部（現陸上自衛隊第十師団司令部）へ、名古屋市水道を給水するため、旧陸軍が鍋屋上野浄水場から犬山系導水路沿いに給水鉄管埋設用地を取得した。戦後、旧軍財産は大蔵省に移管され、水

道施設も地元の地方公共団体に貸付されることとなり、本件土地も東海財務局との間で国有財産無償貸付契約を締結して、水道施設用地として使用してきた。

守山町の名古屋市編入後、給水区域となった師団司令部に対して別ルートで給水されることとなったため、本件土地は犬山系導水路用地、そして都市公園「すいどうみち緑道」として利用されて、現在に至っている。

（ア）　所在　　千種区鍋屋上野浄水場字江ヶ山から守山区廿軒家まで
（イ）　地積　　合計　3,550.64 ㎡
（ウ）　用途　　水道事業会計　　施設用地／犬山系導水路用地
（エ）　所管　　鍋屋上野浄水場

②旧小幡小訓練場通路（配水管等管理設地）

陸上自衛隊の旧小幡小訓練場内通路であったが、隣接する民地に民間建築物が連たんしてしまい、公共下水道も占有許可を受けて設置していた。旧小幡小訓練場が廃止となって財務省が用地を売却するに当たり、道路形態となっている本件土地のみ分筆され、無償譲渡となった。

（ア）　所在　　守山区緑ヶ丘 853 番 2
（イ）　地積　　466.02 ㎡
（ウ）　用途　　水道事業会計　　施設用地／配水管用地（守山区）
（エ）　所轄　　東配水事務所

上記土地の受入にあたって上下水道局は、緑政土木局の寄付道路の取扱に準じて、その土地の所在に関係なく一律に 5,000 円／㎡×面積で評価した。緑政土木局は、地方分権推進一括法の施行に伴い、膨大な数にのぼる土地が国から地方に無償で移管された。これらの土地は不正形かつ狭小で、一般的には通常の使用可能な土地と比べ半額以下として評価される。このような膨大な数の土地を個々に評価することは不可能であるから、経験則に基づき、一律に 5,000 円／㎡の評価したものである。

このような理由で採用された緑政土木局の評価金額をそのまま、不正形かつ狭小であるものの、限定的な無償譲受用地の土地評価金額とするには、会計規程上問題がある。

今後、無償譲受の土地の評価にあたっては、十分に注意されたい。

## ７．工事負担金の会計処理について

（1）概要

平成 17 年度の名古屋市水道事業貸借対照表の資本の部は以下のとおりである。

（単位：千円）

| 科目 | | | |
|---|---|---|---|
| 資本金 | | | |
| （１）自己資本金 | | 190,478,900 | |
| （２）借入資本金 | | | |
| イ　企業債 | 110,942,212 | | |
| 借入資本金合計 | | 110,942,212 | |
| 資本金合計 | | | 301,421,113 |
| 剰余金 | | | |
| （１）資本剰余金 | | | |
| イ　受贈財産評価額 | 20,083 | | |
| ロ　工事負担金 | 1,252,214 | | |
| ハ　その他資本剰余金 | 971,490 | | |
| 資本剰余金合計 | | 2,243,787 | |
| （２）利益剰余金 | | | |
| イ　減債積立金 | 600,000 | | |
| ロ　未処分利益剰余金 | 5,345,178 | | |
| 利益剰余金合計 | | 5,945,178 | |
| 剰余金合計 | | | 8,188,966 |
| 資本合計 | | | 309,610,079 |

(2) 意見

資本助成を目的とする水道事業の受益者からの工事の負担金は資本剰余金として計上されなければならない。また、新しく水道を引いたり、水道メーターの口径を大きくする場合に、水道施設の整備費の一部を利用者より徴収する基本工事収入も資本剰余金として計上されなければならない。しかし、上下水道局においては開業より平成 16 年度まではこれらの工事負担金及び基本工事収入を自己資本金に算入しており（その累計額は 500 億円程度）、平成 17 年度にはじめて工事負担金として 1,252,214 千円、その他資本剰余金の一部として 953,640 千円を資本剰余金として計上した。資本剰余金は欠損金の補填のために取崩ができるが（地方公営企業法施行令第 24 条の 3 第 2 項）、自己資本金はそれができない。両者の間には取り扱いに差異があり、平成 18 年度以降も明確に区分されなければならない。

## ８．支障移転収入の会計処理について

(1) 概要

支障移転工事は道路工事、地下鉄工事あるいは下水工事等に伴い当該工事の支障となる既設の上下水道局の配水管を移設する工事をいう。工事の施工は上下水道局

が行うが、工事費は原則として工事の原因となった事業者が負担する。上下水道局が支障移転工事により事業者から受け取った収入を支障移転収入という。

上下水道局は、支障移転工事により事業者から受け取った支障移転収入を、口径が 200ｍｍ未満の配水管に係るものは営業収益とし、口径が 200ｍｍ以上の配水管に係るものは資本剰余金の工事負担金と経理処理するとともに、口径が 200ｍｍ未満の配水管の移設工事の工事費は営業費用、口径が 200ｍｍ以上の配水管の移設工事の工事費は固定資産の取得として経理処理している。平成 17 年度、資本剰余金の工事負担金に計上された支障移転収入は 298,161 千円である。そのうち 10,000 千円以上のものは以下のとおりである。

| 支障移転工事内容 | 支障移転収入金額（千円） |
|---|---|
| 西区鳥見町４丁目地内庄内幹線改良工事（その３）<br>名古屋市高速道路公社理事長からの依頼により、高速 6 号清洲線の橋脚工事に支障となり、残置されていた庄内幹線 1,200 粍配水管の撤去を行った工事 | 78,986 |
| 中川区広住町地内他 1 か所御器所幹線改良工事<br>名古屋市上下水道局長（下水道事業）からの依頼により、上下水道局露橋下水処理場の更新工事に支障となった御器所幹線 600 粍を仮設の 400 粍配水管に布設替えした工事 | 62,265 |
| 南区阿原町地内星園橋 200 粍配水管添架工事<br>名古屋市からの依頼により、天白川改修工事に起因して架け替え工事が必要になった旧星園橋に添架されていた 200 粍配水管を、ステンレス鋼管に布設替えし新星園橋に添架した工事 | 34,596 |
| 中区正木一丁目地内他 2 か所御器所幹線改良工事（第 1 次工事）<br>名古屋市高速道路公社理事長からの依頼により、高速 4 号東海線の橋脚工事に支障となる御器所幹線 600 粍に栓取り付け及び仮設の 200 粍配水管に布設替えを行った工事 | 18,239 |
| 瑞穂区八勝通 3 丁目地内 200 粍配水管布設工事（最終工事）<br>名古屋市交通局長からの依頼により、地下鉄名城線瑞穂運動場東駅舎建設工事に支障となった 200 粍配水管を耐震管に布設替えした工事 | 10,570 |
| 中区金山一丁目地内 400 粍配水管布設工事（最終工事）<br>名古屋市交通局長からの依頼により、地下鉄名城線金山駅のエレベータ新設工事に支障となった 400 粍配水管を耐震管に布設替えした工事 | 10,282 |
| その他 10,000 千円未満の工事 26 件 | 83,223 |
| 合計 | 298,161 |

（2）結果

資本剰余金に計上される工事負担金は、受益者から資本助成を目的として拠出されるものである。しかし、支障移転収入は、受益者から資本助成を目的として拠出されるものではない。その理由は以下のとおりである。

① 道路工事、地下鉄工事あるいは下水工事等を行う事業者は、上下水道局の給水を受けることを目的として拠出した訳ではなく、あくまで工事の支障移転費を補償するために拠出しているものであり、そのため事業者は受益者には該当しない。

② 上下水道局が受け取る支障移転収入は、既設の配水管の原状復旧に要する工事代に限られ、給水能力増強に係る工事代を受け取ることはない。

③ 地方公営企業制度研究会が編集し、財団法人地方財務協会が発行している「公営企業の経理の手引」の収益的支出の区分基準(修繕費支弁基準)においても、「口径の如何によらず道路改修等により既設管を単に敷設替した場合」は、修繕費として処理すると例示している。

以上より、支障移転収入は資本助成を目的とするものではなく、工事負担金には該当しない。そのため、資本剰余金とすることは適当ではなく、営業収益あるいは営業外収益として計上すべきである。

支障移転工事は、事業者の負担により上下水道局の配水管を移設するものであり、本来、上下水道局の経営成績に影響を与えるものではない。しかし、これまでの上下水道局の会計処理では、事業者から受け取る支障移転収入は収益には計上せずに資本剰余金に計上し、他方、支障移転工事費は固定資産に計上し、減価償却を実施することにより費用となる。結果として、支障移転工事金額だけ、収益の過少計上、あるいは、費用の過大計上となっている。

## 第６．工事用材料

### １．工事用材料の管理について（南営業所）

（1）概要

各営業所で保管されている工事用材料は、工事事務オンラインシステムで数量管理されている。管財課資材管理係から毎月補充され、使用時には修繕伝票に基づき工事事務オンラインシステムに入力が行われている。また、現物の受払は現場にある管理帳簿で記録されている。担当者の説明によれば、毎月工事用材料が補充される際に、工事用材料の数量をチェックしており、現物の数量は管理帳簿上の数量及び工事事務オンラインシステム上の数量と一致しているとのことであった。

しかし、監査において 5 つの工事用材料を抽出して現物の数量をカウントしたところ、以下のように、実際の数量、管理帳簿の数量及び電算システムの数量に不整合が見られた。

| 材料名 | 実査 | 管理帳簿 | 電算システム（注①） |
|---|---|---|---|
| ビニールレジュサー（25 ㎜×20 ㎜） | 2 個 | 1 個 | 2 個 |
| ビニールチーズ（25 ㎜×20 ㎜） | 9 個 | 4 個 | 4 個 |
| ビニールレジュサー（25 ㎜×13 ㎜） | 2 個 | 3 個 | 3 個 |
| ビニールレジュサー（20 ㎜×13 ㎜） | 8 個 | 5 個 | 4 個 |
| ビニールチーズ（40 ㎜×20 ㎜） | 12 個 | 3 個 | 3 個 |

（注①）営業事務管理システムの「工事用物品残高照会画面」

上述したように、工事用材料の数量は毎月、工事用材料が補充される際にチェックされているはずであるが、上記の監査結果のとおり不整合の割合が高く、工事用材料の数量チェック体制に疑問が残る結果となった。

（2）結果

現状行われている数量のチェックでは、その過程及び結果が文書化して保存されていない。そのため、どのようにチェックが行われ、どのような結果となったのかが分からなくなっている。

たな卸しに関する事務取扱要綱に基づき定められた給水工事材料管理マニュアル

に従い、数量チェックの過程及び結果を文書化し、適切な承認を得るようにすべきである。
　また、現物の数量チェックの際には、工事用材料の保管に関係のない職員が立ち会い、現物の数量チェックの客観性を確保すべきである。

**２．工事用材料の管理について（港営業所）**

（1）概要
　港営業所では、毎日の業務の一環として現物を数えているとのことであったが、その記録は残されていないため、誰がどの工事用材料について現物を数え、その結果がどのようであったか不明である。

（2）結果
　営業所で取扱う工事用材料についても、定期的に現物の数量チェックを行い、その過程及び結果を文書化して保存すべきである。その際には、工事用材料の保管に関係のない職員が立ち会うべきである。

## 第７．企業債

### １．企業債金利負担の削減について

（1）概要

市は資金調達として現在下記の３種類を利用している。

①財政融資資金　　　　　償還期間30年　対象事業が借入日までに完成していること

②公営企業金融公庫資金　　同　28年　事業の進捗状況に応じて借入が可能

③市場公募債　　　　　　同最長10年　名古屋市の策定した市場公募債発行計画にあわせて借入時期を決定

上記のほか、過去に調達した資金の返済のみを行っているものとして、

名古屋市職員共済組合　　　（最終借入実行時期　昭和59年3月）
地方公務員共済組合連合会（　　　　同　　　　平成14年3月）
名古屋市縁故債引受団　　　（　　　　同　　　　平成9年11月）

がある。

上記企業債の各年度末残高の平均利率の推移を検討すると、

（%）

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 財務省、大蔵省 | 5.20 | 4.88 | 4.58 | 4.35 | 4.11 |
| 公営企業金融公庫 | 4.43 | 4.12 | 3.94 | 3.78 | 3.60 |
| 公募 | 2.82 | 2.43 | 2.09 | 1.78 | 1.64 |
| 市職員共済、地方公務員共済 | 4.46 | 4.36 | 4.25 | 4.13 | 4.00 |
| 市縁故債引受団 | 4.42 | 3.98 | 3.96 | 2.00 | 2.00 |
| 計 | 4.02 | 3.66 | 3.38 | 3.11 | 2.90 |

また、上記企業債の各年度末残高の推移をみると、

（百万円）

| | 平成13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 財務省、大蔵省 | 34,796 | 33,817 | 32,994 | 31,521 | 30,099 |
| 公営企業金融公庫 | 21,344 | 22,594 | 22,605 | 22,528 | 22,362 |
| 公募 | 47,030 | 48,540 | 48,200 | 48,100 | 49,120 |
| 市職員共済、地方公務員共済 | 13,105 | 12,192 | 11,242 | 10,256 | 9,270 |
| 市縁故債引受団 | 1,385 | 880 | 490 | 90 | 90 |
| 計 | 117,661 | 118,023 | 115,532 | 112,496 | 110,942 |

平均利率は従前の高利率の調達資金の償還が進んでいるため逓減傾向にある。しかし、調達別にみると現在でもかなり高利率のものがある。

コスト削減の一環として低利率の資金への借換えや繰上償還が可能かどうか各調達資金の約定を検討したところ、繰上償還は可能であることが分かった。

高金利の財務省・大蔵省、金融公庫並びに共済資金のうち、まず政府資金並びに公庫資金については繰上償還時に補償金が必要となる。その金額は多額なものであると言われているため繰上償還は制度として存在するが実務上はその実施は困難な状況である。なお、公庫については一定の要件に該当するものについては高金利対策分として借換が実施されている。しかし、部分的なものにとどまっている。次に名古屋市職員共済組合及び地方公務員共済組合連合会は繰上償還について、補償金の支払については明記されていない。

（2）結果

利息負担の軽減に向けて、名古屋市職員共済組合並びに地方公務員共済連合会の繰上償還を実施するためその方策を検討すべきである。

（3）意見

政府(系)資金については、繰上償還が円滑に実施できるよう政府等に申し入れをすることが望ましい。

ちなみに平成 18 年 7 月に大都市水道事業管理者会議（名古屋市、東京都、大阪市など 15 都市水道事業管理者で構成）が政府に提出した「平成 19 年度国家予算に対する要望書」によれば、(8)公営企業金融公庫の借換制度について、一層の条件緩和を図り、政府資金の借換制度を創設すること　(9)繰上償還時の補償金について、一定の条件を満たす場合には免除すること、を要望している。これらの要望事項が実現できるように今後とも努力することは有用であるが、さらにそのなかの個別事項として政府(系)資金の繰上償還を円滑に達成できるように関連地方公共団体と情報を交換、共有しその達成に向けて努力することが望まれる。

## 第８．一般会計からの繰出金

### １．繰出基準について

（1）概要

「繰出金」とは、各事業の推進を図るため、法令等に基づいて一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に事業費の一部を負担する経費をいう。

次に掲げる経費で政令で定めるものが繰出金の対象となる。

① その性質上等当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

② 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

水道事業において一般会計からの基準内繰出金として消火栓関係経費負担金、児童手当負担金、水源開発に係る出資金があり、繰出基準に基づかない繰出金として水道料金割引額負担金がある。

過去３年間の繰出金の内訳を示すと、（百万円）

| 区　　分 | | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 消火栓関係経費負担金 | | 215 | 207 | 191 |
| 水道料金割引額負担金 | | 403 | 347 | 230 |
| | 福祉対策水道料金割引額負担金 | 85 | 90 | 104 |
| | 民間社会福祉施設水道料金割引額負担金 | 6 | 0 | － |
| | 介護老人保健施設水道料金割引額負担金 | 1 | 0 | － |
| | 生活衛生関係営業等水道料金特例措置負担金 | 290 | 235 | 105 |
| | 電気めっき業水道料金特例措置負担金 | 20 | 19 | 20 |
| 児童手当負担金 | | 7 | 11 | 12 |
| 一般会計出資金 | | 468 | 468 | 414 |
| 繰　入　金　計 | | 1,094 | 1,034 | 849 |

上記のうち、一般会計出資金は水源開発に係るものである。繰出ができるものとする根拠として「平成１７年度の地方公営企業繰出金について（通知）」　四　上水道の水源開発に要する経費(2)繰出しの基準として

国庫補助の対象となった水道水源施設（……）に係る……独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の三分の一とする。

とある。

過去３年間の水資源機構への支払金の推移は、

（百万円）

| 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|
| 2,895 | 2,897 | 2,560 |
| 上記のうち,市外給水区域負担分を除いた名古屋市出資計算対象分は以下のとおり | | |
| 2,778 | 2,777 | 2,454 |

上記通知の繰出しの基準に従うと、繰出金は次のとおりとなる。

（百万円）

| 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|
| 926 | 925 | 818 |

しかし、実際の出資金額は次のとおりである。

（百万円）

| 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|
| 468 | 468 | 414 |

したがって繰出不足額は、15 年度 458 百万円、16 年度 457 百万円、17 年度 404 百万円となる。

この出資金は地方公営企業法第 18 条に基づくものであり同法 17 条の 2 に基づく負担区分としてなされる出資以外の出資であり、その出資はいわば地方公共団体の任意であり、当該出資は独立採算の例外をなすものではなく企業の資本金に整理されて、永久に企業内に維持されるものであり、一般の補助金のように費消されてしまうものではない。

（2）意見

本件の繰出金は水源開発事業を円滑に遂行するために設けられたものであり、そのために上記通知による繰出しの基準が存在している。地方公営企業の実態に即した繰出しを定めた当該基準に基づき、規則的、継続的な繰出を受けるように努めるべきである。

上記繰出不足額(資本的収入の不足)は、通常は企業債の起債等で賄われる。平成 17 年度繰出不足額 404 百万円が発生しなければ年間 8 百万円(＊)の金利負担は発生しないはずであった。そして発生した金利相当額は次回の水道料金の算定の際に総括原価に算入されることとなり水道料金に影響を及ぼすこととなる。

(＊)404 百万円×2. 033%(平成 17 年度財政融資資金 30 年ものの平均貸付金利)

繰出しの基準に満たない金額を任意に決定する現行の処理を継続すると水道事業会計の実態開示が毀損される虞があるため、今後止むを得ず繰出基準額に達しない金額を繰出しを受ける場合には、繰出基準額を明らかにするためその金額または繰

出不足額等を決算書において表示することによって経営の説明責任を果たすように務めることが必要であるものと考える。

## 第９．人件費

### １．出張命令簿について

（1）概要

名古屋市では、主として職員が在勤地内やその隣接都市へ公務のために外出することを「出張」、その他、在勤地内やその隣接都市以外の地へ外出することを「旅行」として区分している。

このうち、出張において、「在勤地内等旅費規則」第５条及び「名古屋市旅費条例施行規則」第１条によると、出張命令手続については以下のように規定されている。

① 出張命令権者は出張命令等を発し、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。
② 出張命令権者は、緊急やむを得ない事由がある場合には、上記①によらず、口頭または文書により出張命令等を発することができる。ただし、この場合には、すみやかに出張命令簿等に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

出張命令簿について、平成18年3月の1課所分（対象者数10人）をサンプル抽出し、出張命令簿の内容や支給金額等を検討したところ、支給金額については規定に基づき適切に支給されていることが確認できた。ただし、出張命令日と実際の出張日との関係をまとめると、以下のような結果となった。

（表１　出張命令日と出張日の関係）

| 区分 | 件数（件） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 命令日と出張日が同日 | 22 | 40.7 |
| 命令日が出張日より前 | 2 | 3.7 |
| 命令日が出張日より後 | 30 | 55.6 |
| 合計 | 54 | 100.0 |

（上下水道局提出資料をもとに作成）

上記の規定からもわかるように、出張は事前に上司から出張命令が出され、当該命令をもとに出張を行うこととなるため、出張命令日は出張日よりも前か同日となるのが原則である。

しかし、上表１に記載したとおり、出張命令簿の命令日が出張日よりも後になっているものが多数散見された。緊急でやむを得ない場合は口頭等により出張命令を発することも可能であるが、その場合には、速やかに出張命令簿に当該事項を記載しなければならないが、サンプルチェックした中では最大で出張日の９日後に出張

命令が出されていた。

（2）結果

現状では、出張命令簿の作成手続きが遅延している事例が多々あり、当該命令簿を作成する本来の趣旨が軽視されていると思われるため、規定を遵守した出張命令手続となるよう注意する必要がある。

そのためには、例えば出張命令簿に同命令簿の作成日・記入日等の欄を追加して、上記②の場合、出張命令日の欄には口頭または文書により出張命令を発した日を記入し、作成日、記入日等の欄には実際に命令簿を作成・記入した日を記載することによって明確な文書化を図る工夫等をすべきである。

**２．外国旅行時の支度料について**

（1）概要

外国旅行時の旅費については、名古屋市や上下水道局独自の規定はなく、「名古屋市旅費条例」第１条により、「国家公務員等の旅費に関する法律」（以下、「旅費法」という。）に定められた外国旅行に関する規定を準用している。旅費法によると、外国旅行時に支払われる旅費は、航空券代等の他に日当・宿泊料・支度料となっており、上下水道局においては当該規定に基づき旅費を支給している。

旅行命令簿についてサンプル抽出し、旅行命令簿の内容や支給金額等を検討したところ、海外旅行として旅費が支給されており、支度料として43,120円が支給されている件名があった。

支度料は、海外旅行が珍しかった時代に、スーツケースや衣類等の購入費用相当額として導入されたものであるが、海外旅行が一般的となった現在では支度料の本来の趣旨は失われていると言える。また、航空券代等の他にも充分な日当や宿泊料が支給されており、また、支度料は領収書も不要で使途が不透明であることからも、全国的にも過剰な手当であるとの批判があり、各自治体等においても見直しが行われている。

（2）意見

海外旅費規程や運用細則など、名古屋市独自の規定を設けること等により、現在の社会情勢に応じた見直しを行う必要がある。

また、支度料を支給する場合には、使途が不透明とならないように領収書の提出を必要とする実費精算方式を採用する必要がある。

## ３．前泊日当の支給について

（1）概要

旅行の際に現地で食事が提供される場合、以下の金額を日当や宿泊料から控除して旅費を支給している。

①昼食が提供される場合・・・日当の2分の1を控除

②夕食が提供される場合・・・宿泊料から食卓料の3分の2を控除

③朝食が提供される場合・・・宿泊料から食卓料の3分の1を控除

控除する根拠については規定化されていないものの、日当については2分の1が昼食代・残り2分の1がその他の経費に相当すると考えられており、また、宿泊料には食事代として食卓料が含まれており、食卓料のうち夕食が3分の2・朝食が3分の1であると考えられていることを根拠としている。しかし、前泊の場合は、日当の一部控除等の措置は行っていない。

（2）結果

上記の考え方を根拠とすると、前泊の場合、昼食代は必要ないため、前泊の場合も日当の2分の1を控除する必要がある。また、これらについては明確な規定がないため通常の旅行と前泊の場合で日当の不公平感を無くすためにも、規定化する必要がある。

## ４．特殊勤務手当の見直しについて

（1）概要

「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」第6条によると、「特殊勤務手当は、特殊な勤務で、業務能率高揚のため給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。」と規定されている。

上下水道局においては、局独自の特殊勤務手当を設けており、平成17年度においては総額で79,552千円を支給している。特殊勤務手当については全国的に過剰かつ不要な手当であるとの批判から、各自治体においても見直しが行われており、名古屋市上下水道局においても平成17年度に見直しが行われ、平成18年度からは一部の過剰な手当を廃止し、月額支給を日額支給へ変更するなど支給方法を改正している。なお、平成18年度に現存している特殊勤務手当は大きく分けて以下の5種類となっている。

（表２　特殊勤務手当の種類）

| 種類 | 支給手当額 |
|---|---|
| 特別作業手当 | 作業内容により日額 90 円～340 円 |
| 現地調査・徴収手当 | 作業内容により日額 90 円～480 円、<br>または領収書１枚あたり 20 円 |
| 現場作業手当 | 作業内容により日額 120 円～210 円 |
| 非常災害等業務手当 | １回 1,500 円（深夜帯）<br>１回 1,200 円（深夜帯以外） |
| 夜間勤務手当 | １回 1,000 円（特殊夜勤）<br>１回 2,400 円（交替制勤務） |

（資料出所：上下水道局）

（2）結果

平成 18 年度から特殊勤務手当が改正されているものの、現在も特別の考慮を必要とするほどに特殊性があるのか疑問に思われる手当が残っている。特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険・不快・不健康または困難な勤務や、その他著しく特殊な勤務に限定する必要がある。特に上表２中の現場作業手当については、いずれも事務所以外の現場で作業を行うことに対する手当であり、職員として通常の業務の範囲内の業務であり、特殊性が認められないものが多く、廃止を検討する必要がある。また、現場作業手当以外の手当についても勤務実態や社会情勢の変化等に応じて、毎年見直しを行い、その支給の必要性と支給水準の妥当性について継続的に検討を重ねる必要がある。

### ５．口座振込の奨励

（1）概要

給料や諸手当については、口座振込ではなく現金で支給を受けることが可能であり、多数の職員が現金による支給を受けている。平成 17 年 12 月支給分における支給方法別の職員数の状況は以下のとおりである。

（表３　支給方法別の職員数の状況）

| 支給方法 | | 人数（人） | 人数比率（%） | 対象金額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 全額口座振込 | | 1,163 | 72.3 | |
| 現金支給 | 全額現金支給 | 53 | 3.3 | 19,528 |
| | 一部現金支給 | 393 | 24.4 | 22,920 |
| 合計 | | 1,609 | 100.0 | |

注：人数は職員・再任用職員・非常勤職員・再雇用嘱託員の合計人数である。

（資料出所：上下水道局）

（2）意見

上表３からもわかるように、現在でも約 27％の職員が現金支給を受けており、その総額は毎月 40,000 千円以上にものぼっている。

現金支給においては様々な事故等の可能性が高まり、支給事務も煩雑となっている。また、銀行の ATM が大量に普及している現在においては、現金支給でなくとも、時間や場所を問わず手軽に現金を引き出すことが可能である。

「労働基準法」第 24 条において、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と規定されているため、現金支給を強制的に廃止することは不可能であるものの、事故発生の抑制や事務処理の効率化のためにも更なる口座振込の奨励が必要と言える。

なお、毎年、上下水道局においては口座振込の奨励に関するお知らせを配布し口座振込の奨励を行っているため、現金支給者の割合は年々減少している。事故の発生の抑制や事務処理の効率化を職員に周知させる更なる努力を期待したい。

## ６．異動に係る退職手当の精算について

（1）概要

名古屋市では人材を有効に活用する観点から、他部局との人事異動を定期的に行っている。このような他部局との人事異動があっても、退職時に所属している部署で当該職員に対する退職手当の全額が支給・計上されることになっている。

よって、極端に言うと、長年の間、名古屋市職員として勤務を行い、定年の直前に他の部局から上下水道局へ異動してきた職員が定年退職となった場合は、退職手当の全額を上下水道局が負担することになり、一方、長年の間、上下水道局職員として勤務を行い、定年の直前に他の部局へと異動した職員が定年退職となった場合は、退職手当の全額を他の部局が負担することになる。

（2）意見

地方公営企業は、公共の福祉を目的として企業の経済性を発揮するために設けられた企業体であるため、当該企業体で発生する損益は市の一般会計または他の特別会計の損益収支と明確に区分する必要がある。よって、退職手当は過去に職員が労働を提供したことに起因して将来支払う費用であるため、地方公営企業と他の部局の間で人事異動があった場合には、一定の計算基準を設けて、職員の在籍期間に応じた退職手当の精算を行うことが望ましい。

通常、人事異動は異動職員と受入職員の役職が同程度であるため、職員の在籍期間に応じて退職手当の精算を行わなくても、上下水道局が負担すべき退職手当は結果として概ね適切となるとも考えられるが、水道料金算定における適正なコスト計算の観点からも厳密な退職手当の精算が必要と思われる。

### ７．派遣職員に係る退職手当の精算について

（1）概要

平成 17 年 4 月 1 日現在、上下水道局から公益法人である財団法人水道サービスへ 20 人（下水道事業 7 人を含む）が派遣されている。財団法人水道サービスと取り交わした「職員の派遣に関する協定書」によると、派遣職員の給料・手当（退職手当を除く）・法定福利費は全額を財団法人水道サービスが負担し、退職手当については全額を上下水道局が負担するよう協定されており、在籍期間に応じた退職手当の精算は行っていない。

（2）意見

地方公営企業で発生する損益は財団法人水道サービスの損益と明確に区分する必要がある。よって、公益法人への派遣であっても、退職手当は、過去に職員が労働を提供したことに起因して将来支払う費用であるため、当該派遣職員の派遣期間に対応する負担相当額（例えば自己都合要支給額の増加分）を計算し、財団法人水道サービスへ請求する必要がある。

なお、派遣職員の派遣期間に対応する退職手当負担相当額を上下水道局がやむを得ず負担する場合は、その負担根拠を明確にしておく必要がある。

### ８．再任用職員及び再雇用嘱託員制度について

（1）概要

現在、上下水道局を退職した職員については、一定の要件を満たすと「再任用職員」や「再雇用嘱託員」として再就職することが可能となっている。

再任用職員は原則として現役職員と同じ職務に引き続き従事するものとされ、「名古屋市職員定数条例」（以下、「定数条例」という。）に定める定数内の職員である。ただし、現在、上下水道局に勤務する再任用職員は全て短時間勤務（週31時間勤務）の再任用職員であり、当該短時間勤務再任用職員については「定数条例」に定める定数外の職員となる。新たに短時間勤務再任用職員を雇用する場合は相当の職員定数が削減されている。

一方、再雇用嘱託職員は、業務の効率化に伴い職員定数が削減されていく中で、比較的定型的な補完的業務に従事するために雇用される職員であり、定数内職員には算入されない。

再任用職員と再雇用嘱託員の勤務形態や給与手当等の概要を示すと以下のとおりである。

（表４　再任用職員と再雇用嘱託員の概要）

| 区分 | 短時間勤務再任用職員 | 再雇用嘱託員 |
|---|---|---|
| 職務内容 | 現役職員と同じ職務に引き続き従事 | 比較的定型的な業務や特に専門的な知識経験が必要ない業務に従事 |
| 対象者 | 定年退職者 | 定年退職者、定年前早期退職者 |
| 勤務時間 | 週31時間<br>（週5日または週4日勤務） | 週30時間<br>（週5日または週4日勤務） |
| 委嘱期間 | 1年更新<br>満額年金の支給開始まで更新可 | 1年更新<br>最高3年間更新可 |
| 給料（賃金） | 月174,800円 | 月224,400円 |
| 賞与 | 年間2.35月分 | なし |
| 退職手当 | なし | なし |
| 諸手当 | 通勤手当、地域手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当等 | 通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当 |
| 休暇 | 年次休暇（年20日）、特別休暇等 | 年次休暇（年20日）、忌引休暇等 |

注１：いずれも平成18年4月1日に採用された職員の場合である。
（資料出所：上下水道局）

また、新規委嘱者と更新者の応募状況と委嘱状況との比較を行うと以下のとおりである。

（表５　新規委嘱者及び更新者の状況）

①  新規委嘱者　（単位：人）

| 区分 | | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 退職者数 | | 107 | 117 | 100 | 98 | 80 | 502 |
| 希望者数 | | 89 | 103 | 87 | 82 | 66 | 427 |
| 再就職者数 | | 71 | 79 | 62 | 64 | 52 | 328 |
| 内訳 | 再任用職員 | 12 | 16 | 17 | 17 | 22 | 84 |
| | 再雇用嘱託 | 54 | 57 | 42 | 42 | 27 | 222 |
| | (財)水道サービス | 5 | 6 | 3 | 5 | 3 | 22 |
| 辞退 | | 16 | 23 | 24 | 16 | 14 | 93 |
| 不採用 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 6 |

② 更新者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

| 区分 | | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象者数 | | － | 66 | 132 | 133 | 118 | 449 |
| 更新希望者数 | | － | 59 | 125 | 124 | 104 | 412 |
| 内訳 | 更新者数 | － | 59 | 125 | 124 | 103 | 411 |
| | 更新不可 | － | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 辞退・途中離職者 | | － | 7 | 7 | 9 | 14 | 37 |
| 雇用期間満了 | | － | － | － | 51 | 65 | 116 |

（資料出所：上下水道局）

「地方公務員法」「職員の再任用に関する条例」「名古屋市上下水道局再雇用嘱託員就業要綱について」等において、新規委嘱者については従前の勤務実績等に基づく選考により採用する旨が、また、更新者については更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に更新できる旨が規定されている。

しかし、退職前の勤務実績や採用面接時の評価等で一定の選考を行って委嘱者を決定しているものの、上表５からもわかるように、新規委嘱については過去5年間の採用者数328人に対して不採用者数6人（採用率98.20%）、更新については過去4年間の更新者数411人に対して更新不可1人（更新率99.76%）となっており、いずれも希望者のほぼ全員が採用または更新されている。極端な勤務成績不良者や健康上の問題点を抱えた者以外は希望どおりに再就職及び更新ができるのが現状となっている。

（2）意見

再任用職員や再雇用嘱託員の採用は、水道事業に長年携わってきた中で培われた知識や技術等を従来よりも低い給料で効率的に使用することが可能となるため、当該制度自体は有用なものと考えられる。しかし、採用に関する一定の選考を行っているものの、希望者のほぼ全員が採用されており、上下水道局の定年後の再就職がほぼ100％可能という現状は、民間の定年後の再就職が厳しい現状を勘案すると、市民等から公務員優遇などと批判される可能性も高い。再任用職員や再雇用嘱託員の新規雇用や雇用の更新にあたっては、採用定員や採用基準・更新基準等をより厳格に設定・運用することで、より有用な人材の確保に努める必要がある。

団塊の世代の大量退職にあたって、職員の大幅な減少が予想されることから、当該制度をうまく活用し、より経済的かつ効果的な人材確保が期待される。

## ９．再任用職員・再雇用嘱託員の通勤手当

（1）概要

現在、職員の通勤手当は、最も経済的かつ合理的な通勤経路に基づき、原則６ヶ

月単位で最も低い金額（通常、6ヶ月定期券相当額）を6月期と12月期に支給している。一方、再任用職員と再雇用嘱託員の通勤手当については、職員の例に準じて支給することとなっており、6月期には6か月単位で最も低い金額（6ヶ月定期券相当額等）を支給しているものの、12月以降については1ヶ月単位で最も低い金額（1ヶ月定期券相当額やカード乗車券を使用したと仮定した場合の金額等）を毎月支給している。

これは、再任用職員と再雇用嘱託員については、任用期間が4月から翌年3月までの1年間であるため、職員と同様に6月と12月に6ヶ月分の通勤手当を支給するとすれば、任用期間と支給期間が異なってしまうためである。また、任用期間に合わせて4月と10月に6ヶ月を支給することは、現在の給与システム（職員情報システム）では対応できない仕組みとなっている。これらの理由から、一部の期間については1ヶ月単位の支給となっている。

（2）意見

通勤手当については1ヶ月単位よりも6ヶ月単位で計算した方が経済的である可能性が高いため、再任用職員や再雇用嘱託員の通勤手当についても6ヶ月単位で支給するよう変更する必要がある。

なお、名古屋市では市営交通機関の利用者には定期券を現物支給していることから、4月と10月に定期券を現物支給するよう変更することに伴う事務手続きの増加やシステム改修コスト等を勘案し、より適切な通勤手当の支給方法を検討する必要がある。

## １０．人件費に関する課題

（1）概要

水道事業を行う政令指定都市における人件費の他都市比較を行うと以下のとおりである。

（表６　人件費等に関する他都市比較）　　　（出典：平成 16 年度地方公営企業年鑑）

| 項目 | 単位 | 札幌市 | 仙台市 | さいたま | 千葉市 | 横浜市 | 川崎市 | 名古屋市 | 京都市 | 大阪市 | 神戸市 | 広島市 | 北九州市 | 福岡市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給水人口　（C） | （人） | 1,855,419 | 1,003,589 | 1,067,212 | 41,209 | 3,585,745 | 1,306,806 | 2,303,608 | 1,427,560 | 2,619,424 | 1,515,453 | 1,171,669 | 988,480 | 1,341,616 |
| 有収水量 | （$m^3$／日） | 499,205 | 317,310 | 316,345 | 11,065 | 1,112,371 | 417,238 | 759,127 | 512,949 | 1,172,611 | 510,118 | 372,959 | 304,289 | 384,741 |
| １人１月当たり職員給与 | （円） | 674,931 | 660,331 | 626,976 | 705,875 | 697,496 | 638,908 | 652,480 | 628,183 | 625,022 | 660,651 | 612,995 | 587,009 | 627,358 |
| 平均年齢 | （歳） | 47 | 44 | 45 | 47 | 46 | 43 | 46 | 45 | 41 | 44 | 43 | 43 | 43 |
| 職員１人当たり給水人口 | （人） | 2,877 | 2,240 | 2,940 | 3,434 | 1,796 | 1,752 | 1,681 | 1,728 | 1,278 | 2,105 | 2,198 | 2,761 | 4,384 |
| 職員１人当たり有収水量 | （$m^3$） | 282,496 | 258,522 | 318,089 | 336,567 | 203,313 | 204,145 | 202,249 | 226,666 | 208,782 | 258,601 | 255,403 | 310,238 | 458,923 |
| 職員１人当たり営業収益 | （千円） | 66,447 | 56,596 | 76,251 | 76,102 | 41,601 | 42,224 | 36,663 | 38,765 | 35,346 | 48,380 | 43,880 | 51,800 | 107,670 |
| 有収水量１m３当たり職員給与費 | （円・銭） | 42.21 | 40.23 | 30.10 | 29.32 | 54.22 | 41.73 | 56.76 | 47.19 | 49.11 | 41.37 | 33.95 | 32.72 | 24.17 |
| 有収水量１m３当たり委託料 | （円・銭） | 24.58 | 12.09 | 9.62 | 36.68 | 6.47 | 10.80 | 8.29 | 5.85 | 11.97 | 15.00 | 10.91 | 10.52 | 33.96 |
| 料金収入に対する職員給与費 | （円・銭） | 19.2 | 19.0 | 13.7 | 14.5 | 30.0 | 26.4 | 33.1 | 29.7 | 29.1 | 23.5 | 21.0 | 21.8 | 10.4 |
| 合計所属職員数 | （人） | 723 | 496 | 426 | 26 | 2,229 | 833 | 1,514 | 931 | 2,186 | 826 | 637 | 412 | 413 |

有収水量1m3当たり職員給与費（円・銭）
有収水量1m3当たり委託料（円・銭）
料金収入に対する職員給与費（円・銭）
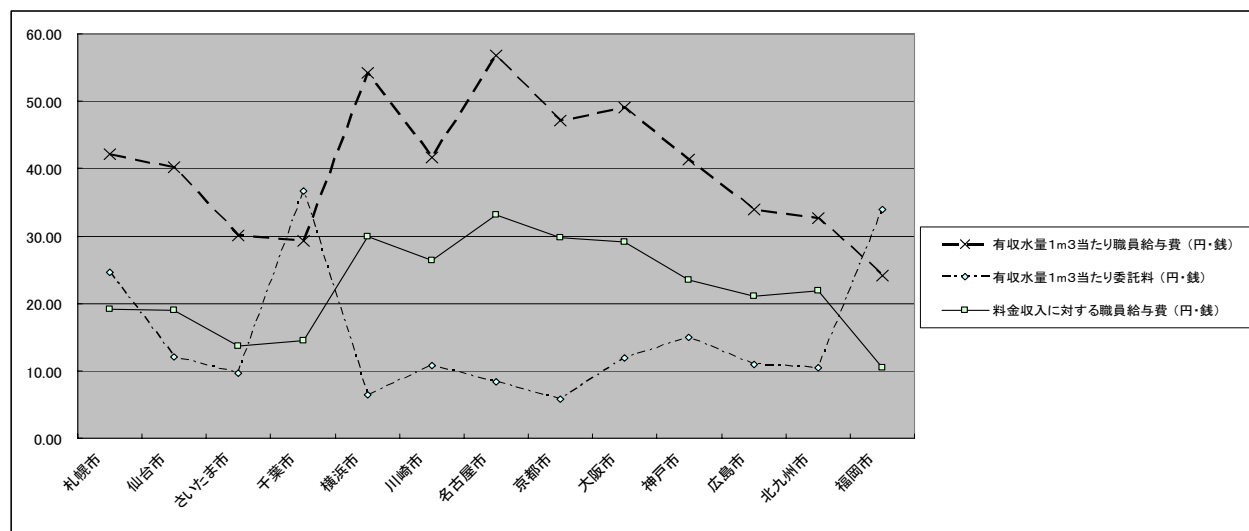
上表６の他都市比較からもわかるように、名古屋市上下水道局は有収水量単位当たり職員給与費や料金収入に対する職員給与費が、政令指定都市中で最も高いことがわかる。これは、上下水道局の職員数の割合が多く、直営業務が多いことが原因となっている。なお、直営業務が多いため、上表６のとおり委託費率は他都市と比較すると低い傾向がある。

しかし、2007年問題と呼ばれる「団塊の世代」の大量退職により、5年後までに約4分の1の職員が退職し、10年後までで考えるとは約2分の1の職員が退職することが予定されている。

上下水道局における平成18年度から平成22年度までの定年退職者数と退職手当の支給見込額は以下のとおりである。

（表７　定年退職者数と退職手当支給見込額）

| 支給年度 | 退職者数（人） | 支給見込額（千円） |
|---|---|---|
| 平成18年度 | 61 | 1,554,233 |
| 平成19年度 | 97 | 2,533,376 |
| 平成20年度 | 91 | 2,410,214 |
| 平成21年度 | 88 | 2,293,213 |
| 平成22年度 | 83 | 2,162,565 |
| 合計 | 420 | 10,953,602 |

（資料出所：上下水道局）

上表７からわかるように、今後5年間でも大量の退職者が予定されており、当該退職に伴い多額の退職手当の支給が必要となることは明らかであり、上下水道局財政の圧迫が予想される。

（2）意見

退職手当の財源確保のためにも、より一層の様々な経費削減努力が必要と言える。なお、団塊の世代の大量退職により、今後は人件費が低下することが予定されるが、単に定年退職による人件費の減少を待つのではなく、全体的な事業の見直しによる不要事業や不要事務所等の廃止、職員定数の削減等、効率的かつ効果的な業務執行施策が必要となる。

また、団塊の世代が蓄積した知識や技術等が継承されず今後の業務に支障が出る懸念があるため、蓄積された知識や技術等の円滑な継承や、業務の外部委託化・指定管理者制度の導入等に向けた新たな体制づくりに関する計画的かつ具体的は業務執行施策も必要となる。

## 第１０．引当金

### Ⅰ．概要

民間企業においては、会計の根本原則である「企業会計原則」の中で、適正な期間損益計算を行うために、一定の要件を満たす場合には引当金を計上することを強制している。企業会計原則注解注 18 によると、「将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載するものとする。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用または損失については、引当金を計上することはできない。」と規定されている。

一方、地方公営企業においては、地方公営企業法自体に引当金に関する記載はないものの、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」（以下、「依命通達」という。）の中で、修繕引当金と退職給与引当金の計上ができる旨が記載されている。

引当金は将来に発生する費用を発生主義（その原因となる取引発生の事実に基づいて費用計上を行う方法）に基づき、適正な期間損益計算を行うことを目的として計上が要求されているものである。「地方公営企業法」第 20 条によると、「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」と規定されており、このことからも地方公営企業においても引当金を適正に計上することが必要と解される。

名古屋市上下水道局においては、修繕引当金と退職給与引当金を計上しており、それぞれ以下の基準により計上している。

A.修繕引当金

各事業年度における修繕費の支出を平準化させるために、あらかじめ修繕引当金を引き当てることで、大規模な修繕費支出のある年度の損益勘定への影響を緩和している。当局では、浄水場等の機械・電気設備などの修繕について、1 件ごとに予算額を算定しており、その予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には、残余の額を修繕引当金に引き当てている。

B.退職給与引当金

退職給与金については、平成 15 年度から平成 23 年度までの収支の平準化を目途に退職給与金の計上人数を策定し、平成 15 年度から平成 17 年度までは毎年 100 名

分を予算計上して実支払い分との差額を引き当てている。なお、平成 18 年度からは発生主義に基づく損益計算の観点から退職給与引当金を計上し、平成 22 年度末退職給与金要支給額から、平成 17 年度末引当済額を控除した額の 15 分の 1 を毎年引き当てることにしている。

## Ⅱ．監査結果

### １．修繕引当金について

（1）概要

名古屋市上下水道局における修繕費予算額・執行額・引当金残高等の５年間の推移を示すと以下のとおりである。

（表８　修繕費予算額・執行額・引当金残高等の 5 年間の推移）

【水道事業会計】（単位：千円）

| 区分 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 修繕費予算額 | 603,896 | 521,929 | 648,859 | 685,139 | 832,478 |
| 修繕費実執行額 | 498,448 | 426,396 | 405,092 | 342,574 | 360,567 |
| 繰入額・取崩額(△) | 105,447 | 95,532 | 243,766 | 342,564 | 471,910 |
| 修繕引当金残高 | 969,348 | 1,064,880 | 1,308,647 | 1,651,211 | 2,123,122 |
| 引当対象資産残高(注 1) | 220,338,550 | 208,845,702 | 216,598,633 | 219,346,640 | 224,012,160 |
| 引当割合(注 2) | 0.44% | 0.51% | 0.60% | 0.75% | 0.95% |

（注）水道事業会計の修繕費は、修繕引当金の対象となる「原水及び浄水費」と「配水費」「業務費」のみの値である。

【工業用水道事業会計】（単位：千円）

| 区分 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 修繕費予算額 | 12,838 | 6,764 | 6,604 | 14,473 | 15,899 |
| 修繕費実執行額 | 12,352 | 8,347 | 5,298 | 10,550 | 22,044 |
| 繰入額・取崩額(△) | 485 | △1,583 | 1,305 | 3,922 | △6,145 |
| 修繕引当金残高 | 53,197 | 51,614 | 52,919 | 56,842 | 50,696 |
| 引当対象資産残高(注 1) | 3,489,154 | 3,527,815 | 3,559,749 | 3,570,745 | 3,592,331 |
| 引当割合(注 2) | 1.52% | 1.46% | 1.49% | 1.59% | 1.41% |

注1：建物＋構築物（配水管を除く）＋機械及び装置

注2：修繕引当金残高÷引当対象資産残高、小数点第３位を四捨五入

（資料出所：上下水道局）

依命通達によると、修繕引当金は数年に1度大規模な修繕を行う資産に対する特別修繕引当金と、毎年経常的な修繕を行う資産に対する修繕引当金の2つについての計上基準を規定しているが、名古屋市上下水道局においては、数年に1度大規模修繕を行う資産はあまり想定されないため、修繕引当金のみを計上している。

当該依命通達では各事業年度の費用計上額の基準として、以下の2基準を挙げている。

① 当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額

② 当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額

現在、名古屋市上下水道局においては上記 2 基準のうちどちらの基準も採用していない。修繕費の予算額を算定し、当該予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には残額を修繕引当金に繰り入れ、当該予算額に対し執行額が予算額を上回った場合には残額を修繕引当金から取り崩し、各事業年度における修繕費の計上額を平準化させる方法を採用している。よって、実際の修繕費支払額がいくらになろうと、決算書上の修繕費計上額は当初の予算額と必ず一致することになる。

依命通達に規定された 2 基準をもとに、平成 17 年度に修繕費として計上すべきであった基準額を試算すると以下のとおりである。

① 当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額をもとに計算する場合

過去 5 年間（平成 12 年から平成 16 年）における修繕費実績額の平均額をもとに試算すると以下のとおりである。なお、「数事業年度」とは一般的に 3～5 年程度と考えられるため、ここでは過去 5 年間の平均を用いて試算している。

（ア）水道事業会計における過去 5 年間の修繕費実績額の平均額

＝（平成 12 年度 535,040 千円＋平成 13 年度 498,448 千円＋平成 14 年度 426,396 千円＋平成 15 年度 405,092 千円＋平成 16 年度 342,574 千円）÷5 年

＝441,510 千円

（イ）工業用水道事業会計における過去 5 年間の修繕費実績額の平均額

＝（平成 12 年度 9,588 千円＋平成 13 年度 12,352 千円＋平成 14 年度 8,347 千円＋平成 15 年度 5,298 千円＋平成 16 年度 10,550 千円）÷5 年

＝9,227 千円

平成17年度費用計上額と上記試算額との差額をまとめると以下のとおりである。

（単位：千円）

| 区分 | 17 年度費用計上額 | 上記試算額 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 水道事業会計 | 832,478 | 441,510 | 390,967 |
| 工業用水道事業会計 | 15,899 | 9,227 | 6,671 |

② 当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額をもとに計算する場合

過去 5 年間（平成 12 年から平成 16 年）における資産の帳簿原価の一定割合の額をもとに試算すると以下のとおりである。なお、ここでは修繕対象資産に対する翌事業年度以降の修繕費割合の過去 5 年の平均を用いて試算している。

（ア）水道事業会計における資産の帳簿原価の一定割合の額

（単位：千円）

| 区分 | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 引当対象資産残高 A | 234,889,166 | 220,338,550 | 208,845,702 | 216,598,633 | 219,346,640 | - |
| 修繕費実執行額 B | - | 498,448 | 426,396 | 405,092 | 342,574 | 360,567 |
| 割合（翌年度 B/A） | 0.21% | 0.19% | 0.19% | 0.16% | 0.16% | - |

過去 5 年間の平均割合

＝（平成 12 年度 0.21%＋平成 13 年度 0.19%＋平成 14 年度 0.19%＋平成 15 年度 0.16%＋平成 16 年度 0.16%）÷5 年

＝0.182%

平成 17 年度における資産計上額の一定割合

＝平成 16 年度引当対象資産残高 219,346,640 千円×平均割合 0.182%

＝399,210 千円

（イ）工業用水道事業会計における資産の帳簿原価の一定割合の額

（単位：千円）

| 区分 | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 引当対象資産残高 A | 3,368,695 | 3,489,154 | 3,527,815 | 3,559,749 | 3,570,745 | - |
| 修繕費実執行額 B | - | 12,352 | 8,347 | 5,298 | 10,550 | 22,044 |
| 割合（翌年度 B/A） | 0.37% | 0.24% | 0.15% | 0.30% | 0.62% | - |

過去5年間の平均割合
＝（平成12年度0.37%＋平成13年度0.24%＋平成14年度0.15%＋平成15年度0.30%
＋平成16年度0.62%）÷5年
＝0.336%
平成17年度における資産計上額の一定割合
＝平成16年度引当対象資産残高3,570,745千円×平均割合0.336%
＝11,997千円

平成17年度費用計上額と上記試算額との差額をまとめると以下のとおりである。
（単位：千円）

| 区分 | 17年度費用計上額 | 上記試算額 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 水道事業会計 | 832,478 | 399,210 | 433,267 |
| 工業用水道事業会計 | 15,899 | 11,997 | 3,901 |

上表からも明らかなように、いずれの計算方法であったとしても、水道事業会計においては約4億円程度、工業用水道事業会計においても数百万円程度費用計上が過大であることがわかる。

（2）結果

修繕が必要となる資産の消耗や減耗は、対象資産の使用や時の経過に応じて発生しており、修繕費はそれらの消耗や減耗を起因として将来支払われる費用であるため、発生主義に基づく適正な期間損益計算や水道料金算定における適正なコスト計算のためにも、支出時に一時の費用とするのではなく、将来の支出に備えて当期負担分を当期の費用に計上する必要がある。そのため、修繕引当金を計上することが適正な期間損益計算に資することとなるが、上下水道局における現在の修繕引当金の計上基準は予算の執行面からなされているものであり、適正な期間損益計算に資するものではない。平成１７年度においては修繕費として本来計上すべき金額よりも約4億円程度過大に修繕費が費用計上されていると試算されており、また、過去の実績を見ても修繕費予算額と執行額の乖離が大きく、結果として修繕引当金は内部留保の一手段となっているのが現状である。

適正な期間損益計算に資するためにも、依命通達に記載された計上基準等を参考にし、客観的な計上基準を設定する必要がある。

## ２．退職給与引当金について

（1）概要

名古屋市上下水道局における退職手当の実支給額と退職給与引当金残高等の 5 年間の推移を示すと以下のとおりである。

（表９　退職手当の実支給額と退職給与引当金残高等の５年間の推移）

【水道用事業会計】　（単位：千円）

| 総係費 | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実支給額 | 1,796,577 | 2,041,996 | 2,376,897 | 2,142,516 | 1,741,794 | 1,581,143 |
| 引当金繰入額 | - | - | - | 629,361 | 998,821 | 1,161,281 |
| 引当金取崩額 | △396,696 | △326,633 | △702,394 | - | - | - |
| 引当金残高 | 3,134,711 | 2,808,078 | 2,105,683 | 2,735,045 | 3,733,866 | 4,895,148 |

【工業用水道事業会計】　（単位：千円）

| 総係費 | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実支給額 | - | 28,497 | - | - | 26,463 | - |
| 引当金繰入額 | 10,000 | - | 10,000 | 10,000 | - | 10,000 |
| 引当金取崩額 | - | △ 18,497 | - | - | △ 16,463 | - |
| 引当金残高 | 22,455 | 3,958 | 13,958 | 23,958 | 7,495 | 17,495 |

（資料出所：上下水道局）

依命通達においては、「各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当である」と規定している。

現在、名古屋市上下水道局においては、依命通達に記載された基準を採用しておらず、退職給与金の予算額を算定し、当該予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には残額を退職給与引当金に繰り入れ、当該予算額に対し執行額が予算額を上回った場合には残額を退職給与引当金から取り崩し、各事業年度における退職給与金の計上額を平準化させる方法を採用している。よって、実際の退職手当支払額がいくらになろうと、決算書上の退職給与金は当初の予算額と必ず一致することになる。

（2）結果

退職手当は職員が過去に提供した労働の対価を起因として将来支払われる費用で

あるため、発生主義に基づく適正な期間損益計算や水道料金算定における適正なコスト計算のためにも、支出時に一時の費用とするのではなく、職員が在職する各期間にわたって費用を認識し、そのうちの当期負担分を当期の費用に計上する必要がある。そのため、退職給与引当金を計上することが適正な期間損益計算に資することとなるが、上下水道局における現在の退職給与引当金の計上基準は予算の執行面からなされているものであり、適正な期間損益計算に資するものではない。

名古屋市では平成17年度末における自己都合退職要支給額の算定は行われていない。そこで、「みずプラン 22」において、平成 17 年度末に在籍する職員が平成 22 年度末に全員退職したと仮定した場合の自己都合退職要支給額と、平成18年度から平成22年度までの定年退職手当支給見込額が見積もられているため、これらの金額を用いて平成17年度末における自己都合退職要支給額の試算を行った。まず、平成 22 年度末に職員が全員退職したと仮定した場合の自己都合退職要支給額は 12,564,042 千円と試算されており、この金額を割引率 0.551%（5年ものの国債の平均利回りの平成 13 年度から平成 17 度までの 5 年間の平均金利）を用いて現在価値を算出すると 12,223,551 千円となる。また、平成18年度から平成22年度までの定年退職者の退職手当見込額 10,953,602 千円を自己都合退職手当に換算すると 9,876,756 千円と試算されており、各年度の退職手当を 1～5 年ものの国債の平均利回り等を用いて現在価値を算出すると 9,759,428 千円となる。両者を合計すると、平成17年度末における自己都合退職要支給額は21,982,920千円と試算される。

よって、同度末における引当金残高4,932,822千円との差額である17,050,098千円程度は積立不足であることが推測できる。これらの積立不足を解消するためにも、早急に追加計上して行くことが必要となる。

(3) 意見

上記結果で述べた積立不足を解消するために、上下水道局では平成18年度以降は、「平成 22 年度末自己都合退職要支給額から平成 17 年度末引当済額を控除した額」を 15 年かけて追加で引当計上していくことを予定している。この方法は平成 17 年度までの方法と比較すると、適切なディスクロージャーや発生主義会計の観点からは望ましい方向へと近づいているといえるが、以下の問題点があげられる。

- 平成22年度末までに定年以外の理由で退職する職員、異動する職員、新規採用職員等に関する情報が反映されない。
- 職員の実際の昇給情報等が反映されない。

よって、過年度の積立不足額（平成17年度末における自己都合退職要支給額と平成17年度末の退職給与引当金残高との差額）を一定の年数で規則的かつ計画的に積み立て、それに加えて、毎年度末、退職給与引当金の期末残高と当該年度末における自己都合退職要支給額との差額を積み立てて行く方法へ変更する事が必要となる。

## 第１１．情報システム

### １．情報システムにおけるパスワードの定期的な変更について

（1）概要

水道事業で使用されている主な情報システムとして、財務会計オンラインシステム、営業事務オンラインシステム、名古屋市水道工事設計積算システム、図面情報管理システムがある。また、主なネットワークとして、上下水道局情報ネットワークなどがある。これらの情報システム及びネットワークについては情報保護の観点から、ユーザ ID とパスワードによる管理がなされている。

上記情報システム及びネットワークにおけるパスワードの有効期限及び機密情報の有無は以下のとおりである。なお、機密情報とは名古屋市情報あんしん条例施行細則第 28 条第 1 項第 1 号に規定される非公開情報である。

| | パスワードの有効期限 | パスワードの更新に関する根拠条文 | 機密情報の有無 |
|---|---|---|---|
| 財務会計オンラインシステム | 最大 3 ヶ月 | 名古屋市上下水道局オンラインシステム運用要綱<br>第1章総則　第3システムの適正な管理　1 アクセス管理（2）イ | 有 |
| 営業事務オンラインシステム | 最大 3 ヶ月 | 同上 | 有 |
| 名古屋市水道工事設計積算システム | 最大 6 ヶ月 | （システムにパスワード変更の機能が組み込まれている） | 有 |
| 図面情報管理システム運用要綱 | 随時更新 | 図面情報管理システム運用要綱<br>第 5 システムの利用 4 | 有 |
| 上下水道局情報ネットワーク等 | 随時更新 | 名古屋市上下水道局情報ネットワーク等運用管理基準<br>第 12 条第 8 項 | 無 |

上記のように、財務会計オンラインシステム及び営業事務オンラインシステムについては、パスワードの有効期限が明確に定められており、3 ヶ月を超えてもパスワードの更新を行っていない職員に対しては、更新を行うよう通知しているとのことであった。また、名古屋市水道工事設計積算システムについては、パスワードの有効期限がシステム上 6 ヶ月に設定されており、これを超える場合にはログイン時にパスワードの強制変更を指示している。

一方、図面情報管理システムについては、利用者に随時変更することを義務付けているものの、パスワードの有効期限が設定されていない。

平成 18 年 3 月に総務省が公表した「地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」は、地方公共団体が情報セキュリティ対策に取り組むことが可能となるよう、地方公共団体の情報セキュリティ対策の評価基準等を検討する目的でまとめられたものであり、「情報セキュリティレベル評価質問票」が参考資料として添付されている。

情報セキュリティレベル評価質問票では、パスワードの定期的な変更について以下のような質問及び回答が設定されている。

| 質問　パスワードは定期的に変更していますか。 | |
|---|---|
| 回答 | |
| ① | パスワードの変更はしていない。 |
| ② | 一部の情報システムについてのみ、パスワードの定期的な変更を実施している。 |
| ③ | 全ての重要な情報システムについて、パスワードを定期的に変更するように指示し、運用している。 |
| ④ | 全ての重要な情報システムについて、パスワードを定期的に強制変更する機能がシステム的に組み込まれている。 |
| ⑤ | 全ての情報システムについて、パスワードを定期的に強制変更する機能がシステム的に組み込まれている。また、期限を過ぎたユーザ ID は、使用停止にしている。 |

図面情報管理システムは機密情報を取り扱うことから、上記質問票における重要な情報システムに該当すると考えられるが、パスワードの定期的な変更が指示・運用されていない。

（2）結果

図面情報管理システムについても、パスワードの有効期限を明確に定め、更新状況を監視すべきである。

また、上下水道局情報ネットワーク等については機密情報を取り扱っていないが、パスワードの定期的な変更について検討すべきである。

なお、名古屋市は平成 18 年度第 1 回情報管理委員会において、情報システム運用管理規準の改定を決定しており、当該管理規準において情報システムのパスワードの有効期限を定めるよう各情報システム管理者に依頼している。当該管理規準では、パスワードの有効期限は、システムを利用・運用する権限については 3 ヶ月、サーバ等及び端末機の操作権限については 1 年とされている。

## 第１２．その他

### １．民間的経営手法の導入について

（1）概要

名古屋市上下水道事業中期経営計画「みずプラン 22」では、水道事業の収支等を次のように想定している。

＜水道事業の収支計画等＞　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）

| | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収益的収入（①） | 54,474 | 54,464 | 54,214 | 54,199 | 54,185 |
| 収益的支出（②） | 53,694 | 54,046 | 53,754 | 53,792 | 53,804 |
| 純利益（①－②） | 780 | 418 | 460 | 407 | 381 |
| 資本的収入 | 8,225 | 8,420 | 7,647 | 7,669 | 7,791 |
| 資本的支出 | 28,561 | 28,293 | 32,498 | 26,780 | 26,050 |
| 利益剰余金 | 5,177 | 3,598 | 2,478 | 1,667 | 788 |
| 職員定数（人） | 1,501 | 1,486 | 1,462 | 1,441 | 1,410 |

名古屋市の人口は将来的には減少する可能性もあり、収益的収入の 9 割以上を占める給水収益は伸び悩むことが予測されている。

また、施設については昭和 30 年代の高度経済成長期に整備した多くの施設が老朽化し、更新時期を迎えている。そのため、更新費用の平準化を図るなど計画的な改築・更新を行うことが課題となっている。

さらに、組織面に着目すれば、2007 年問題といわれる「団塊の世代」の大量退職をにより、5 年後までに約 4 分の 1 に職員が退職し、10 年後までには約 2 分の 1 の職員が退職することが予定されている。

上記のように、水道事業は収支、施設、職員について大きな課題を有しており、今後もより一層の経営効率化が求められている。名古屋市上下水道局においても、上記の課題を認識し、前述の名古屋市上下水道事業中期経営計画「みずプラン 22」を策定して平成 18 年度から平成 22 年度までの経営改善策を講じているが、上記のように純利益や利益剰余金は減少する見通しであるため、更なる経営改善策を検討する必要がある。また、職員定数の削減も予定されていることから、効率的な事業執行体制を構築する必要がある。

（2）意見

上記の課題を克服するため、中期経営計画「みずプラン 22」の諸施策の達成実現にむけて鋭意努力することはもちろんであるが、さらに PFI や指定管理者制度の導入も検討することが望ましい。

一般的に、PFIの導入には以下のようなメリットが考えられる。

・VFM によるコスト削減あるいはサービス水準の向上
・財政支出の平準化
・総合評価方式等の採用による新技術の導入
・技術者の確保
・2007 年問題への対応

PFI の導入によってコストが削減された事例は、以下のとおりである。

＜PFI 導入によるコスト削減効果例＞

| 事業名等 | 縮減額 | 縮減率 |
|---|---|---|
| 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業【埼玉県企業局】 | 約 182 億円 | 42％ |
| 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業【千葉県水道局】 | － | 現在価値化後で約 37％ |
| 金町浄水場常用発電施設【東京都水道局】 | 約 14 億円<br>（20 年間経費） | 約 5％ |
| 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業【東京都水道局】 | 約 68 億円<br>（20 年間経費） | 約 11％ |
| 寒川浄水場排水処理施設【神奈川県企業庁】 | 約 36 億円<br>（20 年間経費） | 約 25％ |
| 知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業【愛知県企業庁】 | 790 百万円<br>（現在価値換算後） | 12.1％ |
| かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業【松山市公営企業局】 | 3,368 百万円<br>（現在価値化後） | 42％ |

（出典：水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書）

また、指定管理者制度を導入するメリットしては、一般的に以下のようなものが考えられる。なお、指定管理者制度は地方自治法上の「公の施設」を対象としているが、水道施設も「公の施設」に該当しており、指定管理者制度の導入が可能である。

・民間的経営ノウハウの導入によるコスト削減
・技術者の確保
・2007 年問題への対応

水道事業に指定管理者制度が導入された事例は、現時点では高山市のみであるが、そのコスト削減効果は以下のとおりである。

＜指定管理者制度導入によるコスト削減効果例＞

| 事業名等 | 縮減額 | 縮減率 |
| --- | --- | --- |
| 高山市水道事業・岩滝簡易水道事業及び高山市簡易水道事業等施設の管理業務委託【高山市水道局】 | 約 40 百万円（年間） | 3.9% |

（出典：水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書）

PFI や指定管理者制度の導入にあたっては、水道水の安全性や非常時の対応などが課題となると想定されるが、先進的な事例を参考にし、より効率的な経営を追求するための選択肢として検討されたい。

# 「保育事業の財務事務の執行について」

## 第１章　外部監査の概要

### 第１．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### 第２．特定の事件（監査のテーマ）

保育事業の財務事務の執行

### 第３．監査対象年度

平成１7 年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

### 第４．監査対象部局

名古屋市子ども青少年局

### 第５．監査の実施期間

平成 18 年 6 月 26 日から平成 19 年 1 月 31 日まで

### 第６．包括外部監査人及び補助者

| 区分 | 氏名 | 資格等 |
|---|---|---|
| 包括外部監査人 | 黒澤歳昭 | 公認会計士 |
| 補助者 | 近藤克麿 | 公認会計士 |
| 補助者 | 轟芳英 | 公認会計士 |
| 補助者 | 近藤繁紀 | 公認会計士 |
| 補助者 | 坂野健 | 公認会計士 |
| 補助者 | 下條俊幸 | 公認会計士 |
| 補助者 | 山本亜紀 | 公認会計士 |
| 補助者 | 高橋英明 | 公認会計士 |
| 補助者 | 鈴木恵 | 会計士補 |
| 補助者 | 杉村和哉 | 会計士補 |

## 第７．特定の事件を選定した理由

国は少子化対策を重点課題とし、平成 16 年 12 月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定し、保育事業についても数値目標を掲げている。

一方、平成 16 年度に公立保育所運営費国庫負担金が一般財源化されるなど、保育関係の補助金は大きく再編された。

このように、保育事業に対する社会的ニーズが拡大・多様化する一方、保育事業のコストを抑えることが今まで以上に求められている。

名古屋市においても少子化が進行しており、市は平成 17 年 3 月に「名古屋市次世代育成行動計画」を策定し、また、平成 18 年度には少子化対策を担う「子ども青少年局」を新設し、保育サービスなどの充実を重点事業として位置づけている。また、財政面においては、保育所運営費は増加傾向にあり、市の財政負担は多額になることが予想される。

このような状況から、保育事業に関する財務事務の執行について、合規性・経済性・効率性の視点から検討する必要性が高いものと判断した。

## 第８．外部監査の方法

（１）監査の要点

① 保育料の徴収は適切に行われているか。
② 保育職員の採用配置及び給料の算定や支給手続きは適正に行われているか。
③ 保育園の運営経費（給食用物資購入経費、需用費、委託料）について支払い事務は適正なものであったか。
④ 特別保育事業等に係る補助金は適正に算定され交付されているか。
⑤ 固定資産の取得、管理、処分は適切に行われているか。
⑥ 契約事務は適切に行われているか。

（２）主な監査手続

① 関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
② 比率分析等の分析的手続
③ 関係法令等への準拠性の検証
④ 内部管理文書等の閲覧
⑤ 証拠書類との突合
⑥ 保育所の視察

## 第９．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第２章　監査対象の事業内容

### 第１.　保育所の状況

ここ 10 年間の名古屋市の保育所数及び入所児童数の推移は以下のとおりである。

保育所数の推移　　　　　　　（各年 4 月 1 日現在）

| 年度 | 公立 | 民間 | 計 |
|---|---|---|---|
| 8 | 125 | 144 | 269 |
| 9 | 125 | 144 | 269 |
| 10 | 125 | 144 | 269 |
| 11 | 125 | 144 | 269 |
| 12 | 125 | 143 | 268 |
| 13 | 124 | 146 | 270 |
| 14 | 124 | 147 | 271 |
| 15 | 124 | 149 | 273 |
| 16 | 124 | 149 | 273 |
| 17 | 124 | 152 | 276 |

入所児童数の推移　　　　　　　　　　　　（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

| 年度 | 公立 | | | 民間 | | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3 歳未満児 | 3 歳以上児 | 計 | 3 歳未満児 | 3 歳以上児 | 計 | 3 歳未満児 | 3 歳以上児 | 計 |
| 8 | 2,641 | 6,841 | 9,482 | 5,117 | 11,582 | 16,699 | 7,758 | 18,423 | 26,181 |
| 9 | 2,777 | 6,902 | 9,679 | 5,178 | 11,658 | 16,836 | 7,955 | 18,560 | 26,515 |
| 10 | 2,816 | 7,279 | 10,095 | 5,305 | 12,043 | 17,348 | 8,121 | 19,322 | 27,443 |
| 11 | 2,827 | 7,444 | 10,271 | 5,501 | 12,093 | 17,594 | 8,328 | 19,537 | 27,865 |
| 12 | 3,173 | 7,567 | 10,740 | 5,802 | 12,618 | 18,420 | 8,975 | 20,185 | 29,160 |
| 13 | 3,230 | 7,507 | 10,737 | 6,071 | 12,789 | 18,860 | 9,301 | 20,296 | 29,597 |
| 14 | 3,323 | 7,608 | 10,931 | 6,167 | 13,367 | 19,534 | 9,490 | 20,975 | 30,465 |
| 15 | 3,379 | 7,751 | 11,130 | 6,371 | 13,497 | 19,868 | 9,750 | 21,248 | 30,998 |
| 16 | 3,312 | 7,794 | 11,106 | 6,450 | 13,650 | 20,100 | 9,762 | 21,444 | 31,206 |
| 17 | 3,341 | 7,790 | 11,131 | 6,645 | 13,641 | 20,286 | 9,986 | 21,431 | 31,417 |

平成 17 年度における保育所 1 か所当たりの入所児童数は、公立保育所で 89.8 人、民間保育所で 133.5 人である。

**第２．保育所の職員**

名古屋市の公立・民間の保育所では、国が定める児童福祉施設最低基準を超えて長時間保育、障害児保育などに対応するため、保育士の職員加配を実施している。

職員の配置基準、正規職員数、嘱託職員の配置基準、嘱託職員の人数は、次のとおりである。

職員の配置基準

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>公立</td><td>民間</td></tr>
<tr><td colspan="2">園長</td><td>1人</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">基準保育士</td><td>定員配置<table><tr><td>年齢区分</td><td>児童:職員数</td></tr><tr><td>0歳</td><td>3：1</td></tr><tr><td>1歳・2歳</td><td>6：1</td></tr><tr><td>3歳</td><td>20：1</td></tr><tr><td>4歳・5歳</td><td>30：1</td></tr></table></td><td>毎月初日現在員で配置<br>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="5">加算保育士</td><td>予備保育士</td><td>1人</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>長時間対応保育士</td><td>・3歳未満児の定員<br>20人（PM4：01現在の児童数が55人以上園＋2か園）<br>→　1人<br>30人　→　1人<br>～40人　→　2人<br>～60人　→　4人<br>～70人　→　5人<br>・幼児併設産休あけ保育実施園　→　1人</td><td>4／1現在<br>3歳未満児30人以上<br>0歳児1人以上<br>→1人<br>4／1現在<br>3歳未満児40人以上<br>0歳児5人以上<br>産休あけ児1人以上<br>→1人</td></tr>
<tr><td>障害児対応保育士</td><td><table><tr><td rowspan="2">中度児</td><td>児童数：職員数</td></tr><tr><td>3：1</td></tr></table></td><td><table><tr><td>軽度児</td><td>5：1</td><td rowspan="2">※障害児保育指定保育所に限る</td></tr><tr><td>中度児</td><td>3：1</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>産休あけ対応保育士</td><td>（長時間対応保育士に含む）</td><td>4／1現在<br>産休あけ児3人以上→1人<br>（年間見直し実施）</td></tr>
<tr><td>養護者対応保育士</td><td>特定疾患療養者<br>→1人</td><td>―</td></tr>
</table>

|  |  |  |  |
|---|---|---|---|
|  | 保健師 | 産休あけ保育実施園<br>→1 人 | 産休あけ・育休あけ入所予約事業実施園<br>保健師又は看護師　→1 人 |
|  | 看護師 | ・3 歳未満児定員 60 人以上<br>→1 人<br>・3 歳未満児定員 40 人で産休あけ保育園実施園<br>→1 人 |  |
|  | 調理員等 | 原則　→2 人<br>（ただし 1 人＋局嘱託員 50 か所）<br>大規模 1 か園のみ 3 人 | （基準）<br>・定員 150 人まで<br>→2 人<br>・定員 151 人以上<br>→2 人＋非常勤 1 人 |

正規職員数　　　　　　　　　　　　　　　　（平成 17 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 園長 | 保育係長 | 主任保育士 | 保育士 | 調理員等 | 保健師 | 看護師 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公立 | 124 | 2 | － | 1,315 | 199 | 16 | 11 | 1,667 |
| 民間 | 151 | － | 151 | 1,995 | 304 | 2 | 49 | 2,652 |

※民間は、運営費給付金制度における補助対象職員（格付職員）数

嘱託職員の配置基準（公立）

| 区分 |  |  | 業務内容 | 配置基準 |
|---|---|---|---|---|
| 一般嘱託 | 基準配置 | 乳児保育補助 | 乳幼児の精神発達の観察及び指導、健康状態の観察等の職務の補助業務 | 乳幼児保育実施園<br>→　4 時間 |
|  |  | 保育補助 | 乳幼児を保育する職務の補助業務<br>早朝　7：30～9：30<br>夕刻　15：30～18：30<br>延長保育対応<br>17：30～19：30 | 乳児保育実施園<br>延長保育実施園 |
|  |  | 調理補助 | 乳幼児の給食を調理する職務の補助業務 | 定員 100 人又は<br>乳児定員 20 人を超える園<br>→　4 時間<br>定員 100（20）人及び 90（20）人で入所児 85 人以上の園<br>→　3 時間<br>局嘱託員を配置している 50 |

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td>か所<br>→ 3時間</td></tr>
<tr><td>比例加配</td><td>保育補助</td><td>乳幼児を保育する職務の補助業務<br>早朝 7：30～ 9：30<br>夕刻 15：30～17：30<br>夕刻 17：30～18：30</td><td>乳幼児保育実施園における長時間保育児童数に応じ加配</td></tr>
<tr><td>予約事業</td><td>保育補助</td><td>乳児を保育する職務の補助業務<br>3時間</td><td>乳児定員 40 人の産休あけ・育休あけ入所予約事業実施園</td></tr>
<tr><td rowspan="6">特別嘱託</td><td rowspan="6">保育体制充実</td><td rowspan="2">保育補助</td><td>土曜保育補助<br>4時間</td><td>出勤可能保育士数が必要保育士数に満たない園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">月・金曜保育・調理補助<br>7.5 時間</td><td rowspan="2">4 週に 2 回以上の月曜について出勤可能保育士数が基準保育士数に満たない園</td></tr>
<tr><td rowspan="4">調理補助</td></tr>
<tr><td>土曜調理補助<br>3時間（8 週に 1 回は 4 時間）</td><td>一般嘱託の調理補助が配置されていない園</td></tr>
<tr><td>土曜調理補助<br>4時間</td><td>局嘱託員を配置している 50 か所</td></tr>
<tr><td>金曜午後調理補助<br>4時間（4 週に 2 回）</td><td>金曜午後の勤務可能保育士数が基準保育士数以下の園</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害児対応嘱託</td><td>保育補助</td><td>障害児を保育する職務の補助業務</td><td>障害児対応保育士が配置されていない障害児入所園</td></tr>
</table>

嘱託職員の人数　　　　（平成 17 年 6 月 1 日現在）

| 一般嘱託職員 | 特別嘱託職員 | 障害児対応嘱託職員 | 計 |
|---|---|---|---|
| 767 人 | 67 人 | 176 人 | 1,010 人 |

## 第３．保育料

### １．保育料の国基準及び保護者負担の推移（予算）

国が定める保育料基準額から、市費をあてて保護者負担の軽減を行っている。

国基準保育料・保護者負担・対国基準割合　　　　　　　　　　　（単位：千円）

| 年度 | 国基準保育料<br>(A) | 左の内訳 | | 保護者負担額の国基準保育料に対する割合(B/A) |
|---|---|---|---|---|
| | | 保護者負担額<br>(B) | 保護者負担<br>軽減額 | |
| 8 | 9,192,540 | 5,463,996 | 3,728,544 | 59.4% |
| 9 | 9,430,960 | 5,309,816 | 4,121,144 | 56.3% |
| 10 | 9,706,299 | 5,569,271 | 4,137,028 | 57.4% |
| 11 | 10,464,840 | 5,845,512 | 4,619,328 | 55.9% |
| 12 | 9,702,672 | 5,424,096 | 4,278,576 | 55.9% |
| 13 | 10,969,380 | 5,744,484 | 5,224,896 | 52.4% |
| 14 | 10,507,536 | 6,020,556 | 4,486,980 | 57.3% |
| 15 | 10,636,308 | 6,060,528 | 4,575,780 | 57.0% |
| 16 | 10,326,660 | 5,829,312 | 4,497,348 | 56.4% |
| 17 | 10,354,836 | 5,871,780 | 4,483,056 | 56.7% |

### ２．平成 17 年度保育料

17年度保育料基準額表

| 階層 | | | | 市の徴収基準額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 3歳未満児 | | 3歳以上児 | |
| | | | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 |
| A階層 | | 生活保護世帯 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B階層 | | 前年分（1月から3月にあっては前々年分）所得税非課税で前年度分の市民税 | 非課税世帯（母子世帯・障害世帯等） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 非課税世帯 | 3,600 | 1,800 | 2,300 | 1,150 |
| C階層 | 1 | | 均等割のみ | 5,300 | 2,650 | 3,500 | 1,750 |
| | 2 | | 所得割5千円未満 | 6,000 | 3,000 | 4,100 | 2,050 |
| | 3 | | 所得割5千円以上 | 7,100 | 3,550 | 5,400 | 2,700 |
| D階層 | 1 | 前年分（1月から3月にあっては前々年分）所得税の額 | 3千円未満 | 10,500 | 5,250 | 8,000 | 4,000 |
| | 2 | | 3千円～1.5万円未満 | 13,000 | 6,500 | 10,200 | 5,100 |
| | 3 | | 1.5万円～3万円未満 | 16,400 | 8,200 | 12,400 | 6,200 |
| | 4 | | 3万円～6万円未満 | 20,700 | 10,350 | 15,100 | 7,550 |
| | 5 | | 6万円～9万円未満 | 24,200 | 12,100 | 17,300 | 8,650 |
| | 6 | | 9万円～12万円未満 | 27,600 | 13,800 | 19,400 | 9,700 |
| | 7 | | 12万円～18万円未満 | 32,800 | 16,400 | 21,400 | 10,700 |
| | 8 | | 18万円～24万円未満 | 40,100 | 20,050 | 24,200 | 12,100 |
| | 9 | | 24万円～30万円未満 | 47,400 | 23,700 | 26,500 | 13,250 |
| | 10 | | 30万円～45万円未満 | 54,800 | 27,400 | 27,400 | 13,700 |
| | 11 | | 45万円～60万円未満 | 59,800 | 29,900 | 27,900 | 13,950 |
| | 12 | | 60万円～90万円未満 | 62,700 | 31,350 | 28,300 | 14,150 |
| | 13 | | 90万円以上 | 64,000 | 32,000 | 28,700 | 14,350 |

・同一世帯から同時に３人以上入所している場合は、３人目以降無料

・世帯第３子以降の３歳未満児は無料

## 第４．保育需要対策

保育需要対策として平成17年度に実施した事業の概要は以下のとおりである。

### １．障害児保育

| 内容 | 心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深める。 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 昭和49年度 |
| 17年度予算 | 予算額　633,776千円<br>（1）公立<br>加配職員　27人　中度児対応（施設運営費に計上）<br>嘱託職員　軽度児対応　105,910千円<br>中度児対応　102,453千円<br>（2）民間　419,321千円<br>ア　指定園　保育士2人加配<br>イ　一般園　障害児保育勧奨金<br>1人受入ごとに月額<br>軽度児　73,300円<br>中度児　122,200円<br>（3）障害児保育指導委員会　5,170千円<br>（4）研修　922千円 |

### ２．産休あけ保育

| 内容 | 働く母親が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施している。 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 昭和52年度 |
| 17年度予算 | 予算額　262,794千円<br>（1）公立（施設運営費に計上）<br>ア　常勤看護師　1人<br>イ　常勤保健師　1人<br>ただし、定員100（30）人園は保健師1人のみ加配<br>（2）民間　262,794千円<br>ア　常勤保育士　1人（4月1日現在産休あけ児3人以上入所園に加配。ただし、年間見直しを実施する）<br>イ　非常勤保育士　受入れ児数に応じて加配 |

| | （3）保育士加配予定園数<br>公立　16か所<br>民間　42か所 |
|---|---|

**３．長時間保育**

| 内容 | 午前7時30分から午後6時30分まで（公立にあっては午前8時から午後6時まで）の間で各保育所の実情に応じて保育を行う。 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 昭和40年度 |
| 17年度予算 | 予算額　　1,532,514千円<br>（1）公立　361,200千円<br>ア　常勤保育士　　3歳未満児の定員に応じて加配<br>（施設運営費に計上）<br>イ　嘱託職員　　　1人<br>（2）民間　1,171,314千円<br>ア　常勤保育士　3歳未満児の児童数に応じて加配<br>716,711千円<br>イ　開所時間充実補助　454,603千円<br>（内訳）児童加算、開所時間加算<br>（3）実施予定園数<br>公立　123か所<br>民間　141か所 |

**４．延長保育**

（昼間保育所）

| 内容 | 保育時間の長時間化の要請に対応するため、通常の開所時間の前又は後で1時間（一部の保育所にあっては2時間、4時間、6時間）の延長保育を実施 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 平成6年度 |
| 17年度予算 | 予算額　　369,855千円<br>（1）公立　113,549千円<br>（1時間延長）<br>ア　臨時保育士　　1人（7.5ｈ／日）<br>イ　嘱託職員　　　1人（2ｈ／日）<br>（2）民間　256,306千円<br>（1時間延長）<br>補助額(年額)　　11年度国補助基準額の1.6倍の額<br>（2時間延長） |

| | |
|---|---|
| | 補助額(年額)　　11年度国補助基準額の1.6倍の額<br>（4時間延長）<br>補助額(年額)　　11年度国補助基準額の1.6倍の額<br>（6時間延長）<br>補助額(年額)　　11年度国補助基準額の1.6倍の額<br>（国基準額補助）　　国基準額までの差額を補助<br>（3）実施園数<br>公立　　1時間延長（午後7時30分まで）　36か所<br>民間　　1時間延長（概ね午後7時まで）　72か所<br>2時間延長（概ね午後8時まで）　5か所<br>4時間延長（概ね午後10時まで）　3か所<br>6時間延長　(概ね午前0時まで)　1か所<br>計　117か所 |

（夜間保育所）

| 内容 | 保育時間の長時間化の要請に対応するため、通常の保育時間（午前11時から午後10時まで）の後で3時間又は前で4時間の延長保育を実施 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 平成6年度 |
| 17年度予算 | 予算額　　44,864千円<br>（1）民間<br>（夜3時間延長）<br>補助額（年額）　・11年度国補助基準額の1.6倍の額<br>・夜間保育推進加算<br>・単費補助加算<br>（昼4時間延長）<br>補助額（年額）　・11年度国補助基準額の1.6倍の額<br>（2）実施か所数<br>民間　夜3時間延長（午前1時まで）　4か所<br>昼4時間延長（午前7時から）　1か所 |

**５．産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業**

| 内容 | 産休あけ・育休あけの職場復帰に際しての新生児の保育所入所を円滑にすすめるため、入所予約を実施するもの。<br>（予約方法）<br>出産予定日の8週間前の日以降に、入所予定日・入所予定保育所を特定して、社会福祉事務所に予約する。 |
|---|---|

| 事業開始年度 | 平成 8 年 7 月（公立は 9 年 4 月） |
|---|---|
| 17 年度予算 | 予算額　45,801 千円<br>（1）公立　5,796 千円<br>　　嘱託職員　　1 人（3ｈ／日）<br>（2）民間　40,005 千円<br>　　常勤看護保健職　1 人<br>（3）実施か所数<br>　　公立　　10 か所<br>　　民間　　53 か所 |

**６．一時保育事業**

| 内容 | 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育(非定型保育)や保護者の傷病等による緊急時の保育（緊急保育）に係る需要に対応するため実施するもの。 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 平成 5 年度 |
| 17 年度予算 | 予算額　60,304 千円<br>（1）補助金　3,769 千円（一か所あたり）<br>　　格付人件費　　4,397 千円<br>　　事業費　　　　　94 千円<br>　　加算　　　　　　646 千円<br>　　利用料相当控除　△1,368 千円<br>（2）利用料（1 日）<br>　　3 歳未満児　1,900 円（A・B 階層は無料）<br>　　3 歳以上児　1,300 円（　〃　　）<br>　　飲食物として別に実費相当額（300 円）を負担<br>（3）実施か所数<br>　　民間　　16 か所 |

**７．待機児童対策**

| 内容 | 1　保育所の新設整備補助（2 か所)、老朽改築整備補助（1 か所）<br>　新設　緑区　　定員 90 人<br>　　　　名東区　定員 120 人<br>　改築　中川区　定員 120 人<br>2　定員超過入所<br>　（1）公立保育所　待機児童の多い地域にある保育所<br>　　　　　　　　　67 か所（2 か所増）※<br>　（2）民間保育所　定員の 25％までの超過入所 |
|---|---|

※ 公立保育所定員超過入所

・ 3歳未満児については、最大6人まで超過入所

・ 年齢別定員設定を超えてクラス別最低基準に至るまでの超過入所は、上記最大6人とは別に実施

**８．家庭保育室**

| 内容 | 一定の基準に適合した人の居宅を家庭保育室として指定し、保護者の委託を受けて家庭において児童を保育し、その児童の福祉を図る。<br><br>（指定保育者の資格）<br>市内に居住し、25歳以上65歳未満の者で次に該当する者<br>（1）保育士又は看護師の資格を有し、乳幼児の養育又は児童福祉施設における乳幼児保育の経験があること。<br>（2）家族とともに健康で児童福祉に理解があり、就学前の児童がいなくて、さらに他に職業を有さず、保育に専念できること。<br><br>（家庭保育室の施設基準）<br>（1）6畳1間以上の保育専用室を有し、採光・換気等に十分な考慮が払われていること。<br>（2）適当な庭を有すること又は付近に公園があること。 |
|---|---|
| 事業開始年度 | 昭和39年度 |
| 17年度予算 | 予算額　25,050千円<br>（1）月額（児童1人あたり）　96,800円<br>受託謝礼　32,800円（名古屋市負担）<br>受託料　64,000円<br>ア　保護者負担軽減　39,800円（名古屋市負担）<br>イ　保護者負担額　24,200円<br>（2）家庭保育室数　9人 |

**９．託児室**

| 内容 | 保育所が整備されるまでの暫定的なものとして、一定の基準に適合した認可外保育所を託児室として指定し、入所児に援助を実施するもの。<br>（託児室の基準）<br>（1）児童の定員が10人以上30人未満であること。<br>（2）保育室の構造、設備及び面積 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| | ・保育室が１階にあり、児童１人当たり、1.65 平方メートル以上あること。<br>・保育室のほか調理室、便所があること。<br>・保育室には採光及び換気が確保されていること。<br>・便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。<br>（3）保育に従事する者の数及び資格<br>・保育者は児童６人に１人以上であること。<br>・保育者の３分の１以上が保育士又は看護師の資格を有する者であること。<br>（4）嘱託医が配置されていること。<br>（5）工場、事務所その他の職場に付置されたものでないこと。 |
| 事業開始年度 | 昭和 44 年度 |
| 17 年度予算 | 予算額　　42,003 千円<br>（1）月額（児童１人あたり）<br>基本委託料　32,400 円（名古屋市負担）<br>０歳児加算　10,000 円（名古屋市負担）<br>特別保健援護費　4,292 円（名古屋市負担）<br>施設管理費　1,292 円（名古屋市負担）<br>（2）託児室数　　6 か所 |

**１０．地域子育て支援センター事業**

| | |
|---|---|
| 内容 | 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うため、保育所等を子育て支援センターと位置づけ、子育てに関する相談などの事業を実施する。<br><br>事業内容<br>①育児不安等子育てに関する相談<br>②地域の保育資源の情報提供<br>③保育所施設の開放及び行事への招待<br>④子育てに関するセミナーや講座等の開催等 |
| 事業開始年度 | 平成１６年７月 |
| 17 年度予算 | 予算額　　44,794 千円<br>（1）公立保育所　19,912 千円<br>嘱託職員報酬・通勤費用　16,872 千円<br>（指定園各１人配置）<br>その他物件費　3,040 千円 |

| | |
|---|---|
| | （2）民間保育所　　20,967 千円<br>（3）名古屋民間保育園連盟　　3,915 千円<br>（4）実施か所数<br>　　公立保育所　　8 か所<br>　　民間保育所　　8 か所<br>　　名古屋民間保育園連盟<br>　　　（※子育てに関する相談と情報提供を実施） |

**１１．保育所地域活動事業**

| | |
|---|---|
| 内容 | 保育所が地域に開かれた社会資源としてその専門的機能を活用し、地域の需要に応じた子育て支援や高齢者と児童の交流等を実施するもの。<br>民間保育所に対しては、世代間交流事業と子育て支援事業をメニュー方式で補助（平成 15 年度より） |
| 17 年度予算 | 予算額　　7,992 千円<br>（1）公立保育所　施設運営費内で対応<br>（2）民間保育所　7,992 千円（1 事業あたり 72,000 円） |

**１２．病後児保育モデル事業**

内容

保育所等に入所中の児童が、病気回復期にあり集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難と認められる場合、当該児童を一時的に預かるもの。

　事業内容

（1）対象児童

　　保育所入所児童（家庭保育室、託児室を含む）

（2）開設時間

　　月曜日～土曜日の 8 時～18 時

（3）利用料

| 区　分 | 利　用　時　間 | | |
|---|---|---|---|
| | ～6 時間 | ～8 時間 | ～10 時間 |
| ・生活保護世帯<br>・市民税非課税世帯 | 0 円 | | |
| ・所得税非課税世帯 | 1,000 円 | 1,500 円 | 2,000 円 |
| ・所得税課税世帯 | 2,000 円 | 3,000 円 | 4,000 円 |

　この他、飲食物費として実費相当額を負担

（4）定員

　　4 人

|  |  |
|---|---|
|  | （5）実施場所<br>名古屋市立城北病院敷地内（管理運営は委託） |
| 事業開始年度 | 平成 17 年 10 月 |
| 17 年度予算 | 予算額　7,167 千円<br>（1）運営委託料　3,632 千円<br>（2）使用料・賃貸料　2,535 千円（土地、プレハブ）<br>（3）備品購入費　1,000 千円（初度備品） |

## １３．外国人児童入所対策

|  |  |
|---|---|
| 内容 | 増加傾向にある外国人児童について言語・宗教・生活様式の違いに起因する保育上の問題点を解消するため、研修の実施及び「会話集」等の活用、通訳ボランティアなどにより円滑で安全な保育を目指す。 |
| 事業開始年度 | 平成 3 年度 |
| 17 年度予算 | 予算額　1,857 千円<br>（1）内訳<br>「外国文化習得研修」の実施<br>通訳ボランティアの派遣<br>通訳嘱託の配置（1 か所）（15 年度より）<br>（2）入所児童国籍別内訳（平成 17 年 4 月 1 日現在）<br>中国　152 人<br>ブラジル　134 人<br>フィリピン　39 人<br>ペルー　27 人<br>韓国　13 人<br>その他（30 か国）　141 人<br>合計（35 か国）　506 人 |

## 第５．保育所施設一覧

平成 17 年 7 月 1 日現在の保育所施設の一覧は以下のとおりである。なお、施策欄における「延長」は「延長保育」を、「一時」は「一時保育」を、「子育」は「地域子育て支援センター事業」を、「予約」は「産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業」を表し、「○」は当該事業を実施していることを示している。

| 区 | 保育所 | 定員 | 設置・経営主体 | 開設時間 | 受入可能年齢 | 施策 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長 | 一時 | 子育 | 予約 |
| 千種区 | 内山保育園 | 156 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 東山保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 汁谷保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 千種台保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 星ヶ丘保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 北千種保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 宮根保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 振甫保育園 | 40 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 産休あけ～2歳 | | | | ○ |
| | 都保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 春里保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 千代田橋保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 春岡保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7:45～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 千草保育園 | 150 | 社会福祉法人 | 7:15～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | どんぐり保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7:15～20:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 新池保育園 | 30 | 社会福祉法人 | 7:15～19:00 | 産休あけ～2歳 | ○ | | | |
| | 春岡夜間保育園 | 30 | 社会福祉法人 | 11:00～1:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 光明幼児園 | 120 | 宗教法人 | 7:15～19:15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 田代保育園 | 23 | 社会福祉法人 | 7:30～21:00 | 産休あけ～2歳 | ○ | | | |
| 東区 | 東保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | ○ | |
| | 矢田保育園 | 70 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 砂田橋保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 清瀧保育園 | 120 | 宗教法人 | 7:15～19:15 | 12月～5歳 | ○ | | | |
| | 大幸保育園 | 150 | 宗教法人 | 7:30～18:30 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 名城幼児園 | 90 | 個人 | 7:30～19:00 | 3ヶ月～5歳 | ○ | ○ | | |
| 北区 | 北保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 味鋺保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 如意保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 名城保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 鳩岡保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 上飯田東保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 東志賀保育園 | 59 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 産休あけ～2歳 | | | | ○ |
| | 尾上保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 上飯田南保育園 | 130 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 西味鋺保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 田幡保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 水草保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 宮前保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 大野保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | めいほく保育園 | 100 | 社会福祉法人 | 7:30～22:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | 川中保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | ○ | | ○ |
| | 第二めいほく保育園 | 30 | 社会福祉法人 | 7:30～19:30 | 産休あけ～2歳 | ○ | | | |
| | 大和保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 大曽根保育所 | 45 | 財団法人 | 7:30～18:30 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 瑠璃光幼児園 | 90 | 宗教法人 | 7:30～18:00 | 2歳～5歳 | | | | |
| | 徳風幼児園 | 90 | 宗教法人 | 7:30～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | ○ |
| | 萩野保育園 | 330 | 宗教法人 | 7:30～18:30 | 6ヶ月～5歳 | | | | ○ |
| | ほほえみ保育園 | 100 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| 西区 | 藤の宮保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 上名古屋保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 山田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 野南保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 比良西保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 平田保育園 | 150 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 名古屋厚生会館第一保育園 | 370 | 社会福祉法人 | 7:30～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 名古屋厚生会館第二保育園 | 270 | 社会福祉法人 | 7:30～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 大の木保育園 | 119 | 社会福祉法人 | 7:15～19:15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 上小田井保育園 | 200 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 新生保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:45～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | あけぼの保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:15～19:15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | あかつき保育園 | 90 | 宗教法人 | 7:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | まこと保育園 | 120 | 個人 | 7:30～18:30 | 6ヶ月～5歳 | | | | |

| 区 | 保育所 | 定員 | 設置・経営主体 | 開設時間 | 受入可能年齢 | 施策 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長 | 一時 | 子育 | 予約 |
| 中村区 | 則武保育園 | 80 | 名古屋市 | 8：30～16：30 | 3歳～5歳 | | | | |
| | 新富町保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 平池保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 二ツ橋保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 御田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 森田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 烏森保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～19：30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 荒輪井保育園 | 120 | 名古屋市 | 8：00～19：30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 稲葉地保育園 | 300 | 社会福祉法人 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 日吉保育園 | 300 | 社会福祉法人 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | ○ | | |
| | 永信保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 千成保育園 | 30 | 社会福祉法人 | 7：30～18：30 | 産休あけ～2歳 | | | | |
| | 中村保育園 | 270 | 社会福祉法人 | 7：15～19：15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | 並木保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 笹島保育所 | 45 | 財団法人 | 7：30～18：30 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 柳保育園 | 240 | 宗教法人 | 7：45～18：00 | 1歳～5歳 | | | | |
| 中区 | 中保育園 | 100 | 名古屋市 | 8：00～19：30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | |
| | 大池保育園 | 100 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 衆善会保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7：00～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | ナザレ保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 8ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 衆善会夜間保育園 | 30 | 社会福祉法人 | 11：00～1：00 | 10ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | かわらまち夜間保育園 | 45 | 社会福祉法人 | 7：00～1：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 栄保育園 | 60 | 財団法人 | 8：00～18：00 | 8ヶ月～5歳 | | | | |
| | 栄夜間保育園 | 30 | 財団法人 | 11：00～1：00 | 8ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 松原幼児園 | 240 | 宗教法人 | 8：00～18：00 | 1歳3ヶ月～5歳 | | | | |
| | 正木幼児園 | 110 | 個人 | 8：00～18：00 | 8ヶ月～5歳 | | ○ | | |
| 昭和区 | 白金保育園 | 120 | 名古屋市 | 8：00～19：30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | 安田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 名広愛児園 | 150 | 社会福祉法人 | 7：30～19：30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 駒方保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | | |
| | 昭和荘保育園 | 150 | 社会福祉法人 | 7：30～18：30 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 南山ルンビニー保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7：30～18：30 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | いりなか保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | ひまわり保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：15～19：15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 池内わらべ保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：15～19：15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | やまさと保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 松栄保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：30～18：30 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | まこと幼児園 | 90 | 宗教法人 | 8：45～18：30 | 2歳～5歳 | | | | |
| | 瑞雲保育園 | 120 | 宗教法人 | 7：30～19：00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 昭和保育園 | 60 | 個人 | 7：30～18：30 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| 瑞穂区 | 直来保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 東栄保育園 | 120 | 名古屋市 | 8：00～19：30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 軍水保育園 | 100 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 新開保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 豊岡保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7：45～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 黎明保育園 | 170 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | たんぽぽ保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：00～24：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | こすもす保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 6：55～20：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 東愛保育園 | 120 | 財団法人 | 7：00～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 若葉保育園 | 150 | 宗教法人 | 7：40～18：00 | 4ヶ月～5歳 | | | | |
| | 中山保育園 | 60 | 宗教法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | | |
| | 大法寺愛児園 | 90 | 宗教法人 | 7：40～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | ちばな保育園 | 90 | 宗教法人 | 7：30～18：30 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | お茶の花幼児園 | 71 | 個人 | 8：00～17：30 | 1歳～5歳 | | | | |
| | すずらん幼児園 | 90 | 個人 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 新瑞幼児園 | 120 | 個人 | 8：00～18：00 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 天使保育園 | 60 | 宗教法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| 熱田区 | 高蔵保育園 | 120 | 名古屋市 | 8：00～19：30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | 宮西保育園 | 90 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 神宮東保育園 | 65 | 名古屋市 | 8：00～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 泉坊保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7：30～18：00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 金山保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7：00～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | のぎく保育園 | 80 | 社会福祉法人 | 7：15～20：15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 明野保育園 | 80 | 社会福祉法人 | 7：30～19：00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 熱田保育所 | 45 | 財団法人 | 7：30～18：30 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 日比野保育園 | 120 | 宗教法人 | 7：15～19：15 | 5ヶ月～5歳 | ○ | ○ | | |
| | 高蔵幼児園 | 200 | 宗教法人 | 7：45～18：00 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 一番町保育園 | 45 | 宗教法人 | 7：30～19：00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 千年保育園 | 170 | 個人 | 7：45～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 熱田保育園 | 90 | 個人 | 8：00～17：30 | 1歳6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 船方保育園 | 140 | 個人 | 7：40～18：00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |

| 区 | 保育所 | 定員 | 設置・経営主体 | 開設時間 | 受入可能年齢 | 施策 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長 | 一時 | 子育 | 予約 |
| 中川区 | 正色第一保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 正色第二保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 富田第一保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 富田第二保育園 | 120 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 十番保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 畑田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 富田第三保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 豊成保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 中島保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | |
| | 中川保育園 | 170 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | みかづき保育園 | 210 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 和光保育園 | 150 | 社会福祉法人 | 7:15～19:15 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 正雲寺保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 白雲幼児園 | 180 | 社会福祉法人 | 7:45～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 打出保育園 | 230 | 社会福祉法人 | 7:45～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 篠原保育園 | 280 | 宗教法人 | 7:30～18:30 | 産休あけ～5歳 | | ○ | | ○ |
| | 清涼保育園 | 45 | 社会福祉法人 | 7:45～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 戸田保育園 | 60 | 宗教法人 | 7:45～18:00 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 称円寺保育園 | 60 | 宗教法人 | 7:50～17:10 | 1歳5ヶ月～5歳 | | | | |
| | ひおき保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | たかばた保育園 | 300 | 宗教法人 | 7:00～19:00 | 8ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 松操保育園 | 210 | 個人 | 7:45～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 東起保育園 | 150 | 個人 | 8:00～17:30 | 10ヶ月～5歳 | | | | |
| | 愛知保育園 | 45 | 個人 | 7:30～18:00 | 12ヶ月～5歳 | | | | |
| | 千音寺保育園 | 160 | 個人 | 7:50～18:00 | 8ヶ月～5歳 | | | | |
| | 中野保育園 | 140 | 個人 | 7:30～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 緑ヶ丘保育園 | 195 | 宗教法人 | 7:45～18:00 | 10ヶ月～5歳 | | | | |
| 港区 | 港保育園 | 110 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | 南陽第一保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 南陽第二保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 南陽第三保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 土古保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 港西保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 九番保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 宝神保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 当知保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 茶屋保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 丸池保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 小鳩幼児園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 惟信保育園 | 150 | 社会福祉法人 | 7:40～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | いずみ保育園 | 180 | 社会福祉法人 | 7:15～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | かもめ保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:15～18:45 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | 親愛保育園 | 240 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 名港保育園 | 90 | 宗教法人 | 7:30～18:30 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 誓成保育園 | 120 | 宗教法人 | 7:15～19:15 | 6ヶ月～5歳 | ○ | ○ | | |
| | 辰巳幼児園 | 120 | 宗教法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 愛名保育園 | 90 | 個人 | 7:20～19:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 白鳩保育園 | 120 | 宗教法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 多加良浦保育園 | 400 | 個人 | 7:30～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | ぜんしん保育園 | 200 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| 南区 | 南保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 神松保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 宝保育園 | 120 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 五条保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 本星崎保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 氷室保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 芝保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 豊田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 宝生保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 道徳保育園 | 330 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 大生幼児園 | 130 | 社会福祉法人 | 7:30～18:30 | 5ヶ月～5歳 | | | | |
| | 白水保育園 | 230 | 社会福祉法人 | 7:30～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 笠寺幼児園 | 300 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | | |
| | 菜の花保育園 | 150 | 社会福祉法人 | 7:00～20:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | みよし保育園 | 45 | 社会福祉法人 | 7:15～21:45 | 産休あけ～2歳 | ○ | | | |
| | 箱舟保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | ほしざき保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:10～21:45 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | よびつぎ保育園 | 370 | 宗教法人 | 7:30～18:30 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 明治保育園 | 90 | 個人 | 7:30～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |

| 区 | 保育所 | 定員 | 設置・経営主体 | 開設時間 | 受入可能年齢 | 施策 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 延長 | 一時 | 子育 | 予約 |
| 守山区 | 守山保育園 | 118 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 瀬古保育園 | 110 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 大森保育園 | 120 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 山下保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 中志段味保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 鳥羽見保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 小幡保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 本地第一保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 本地第二保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 天子田保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 大永寺保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 森孝保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 苗代保育園 | 60 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 産休あけ～3歳 | | | | ○ |
| | 若草保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 和進館保育園 | 230 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 白山保育園 | 180 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | ふたば保育園 | 100 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 守西保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | もみじ保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | スカイ保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| 緑区 | 大高保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 東丘保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 鳴子保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | |
| | 汐見が丘保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 片平保育園 | 110 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | はざま保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 黒石保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 松が根保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 太子保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 森の里保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 旭出保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | のりくら保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | みその園 | 60 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | |
| | 子供の家保育園 | 380 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | きよすみ保育園 | 240 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 1歳～5歳 | | | | |
| | 光が丘保育園 | 143 | 社会福祉法人 | 7:30～18:30 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | めぐみ保育園 | 113 | 社会福祉法人 | 7:45～18:45 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | さくらヶ丘保育園 | 130 | 社会福祉法人 | 7:50～18:00 | 3ヶ月～5歳 | | | | |
| | 滝の水保育園 | 170 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | | ○ |
| | 鳴海保育園 | 200 | 社会福祉法人 | 7:30～18:00 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 水広保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 神の倉清涼保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| | みどり保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | あいかわ保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7:15～22:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |
| 名東区 | 猪高保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 猪子石第一保育園 | 110 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 梅森坂保育園 | 110 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | にじが丘保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 猪子石第二保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 藤が丘保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 亀の井保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | よもぎ保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 牧野池保育園 | 120 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 高針北保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 牧野原保育園 | 90 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 藤里保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 香流保育園 | 410 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 極楽保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 名東保育園 | 120 | 社会福祉法人 | 7:00～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 花園保育園 | 220 | 宗教法人 | 7:00～19:00 | 10ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 優全さくら保育園 | 21 | NPO法人 | 7:30～19:30 | 6ヶ月～2歳 | ○ | | | |
| 天白区 | 島田第一保育園 | 120 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 産休あけ～5歳 | ○ | | ○ | ○ |
| | 上ノ池保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 島田第二保育園 | 120 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 平針原保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～18:00 | 6ヶ月～5歳 | | | | |
| | 一本松保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 山根保育園 | 100 | 名古屋市 | 8:00～19:30 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | |
| | 野並保育園 | 250 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | めばえ保育園 | 123 | 社会福祉法人 | 7:15～19:15 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | ○ |
| | 天白保育園 | 239 | 社会福祉法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | ○ | | |
| | 平針保育園 | 200 | 社会福祉法人 | 7:55～18:00 | 1歳6ヶ月～5歳 | | | | |
| | シャーローム保育園 | 90 | 社会福祉法人 | 7:30～18:30 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 名古屋植田ヶ丘保育園 | 110 | 社会福祉法人 | 7:30～18:30 | 産休あけ～5歳 | | | | ○ |
| | 音聞山保育園 | 300 | 宗教法人 | 7:30～19:00 | 6ヶ月～5歳 | ○ | | | ○ |
| | いぶき保育園 | 60 | 社会福祉法人 | 7:15～19:00 | 産休あけ～5歳 | ○ | | | |

## 第３章　外部監査の結果及び意見

### 第１．人件費

#### １．公立保育所のコスト管理

(1)概要

現在、公立保育所においては、各保育所の管理となる物件費については保育所ごとの発生額が把握できているものの、各保育所の管理とならない物件費や人件費については保育所ごとの負担額が把握できておらず、保育所ごとのコスト計算書等も作成していない。民間保育所においては、収支の把握を行い決算書を作成することでコスト管理を行うのが当然であるが、公立保育所においては保育所単位で収支状況を考える仕組みがないため、保育所ごとのコスト管理が行われていない。

よって、保育所ごとの収支の把握ができていないため、コスト面から見て、現在の保育業務運営が効率的であるのか、非効率であるのか検証することが困難な状況にある。

(2)意見

公立保育所においても、民間保育所と同様に、保育所ごとのコスト計算書等を作成することが望まれる。保育所ごとのコスト計算書等を作成することで、経費の予算比較・前期比較・公立他園や民間他園との比較が可能となり、現在の業務運営の効率性を検証することも可能となり、コスト管理意識や他園との競争意識が芽生え、より効率的な業務運営を期待することができる。また、コスト管理意識の高い保育所を基準として予算策定を行うことで次年度の目標予算を設定し、経済的な運営を促すことや、園児 1 人当たり経費を始めとした様々な分析を行うことで、従来とは異なった側面からコスト管理を行うことも可能となる。

なお、園長をコスト管理責任者と位置づけ、園長自身にコスト管理意識を持たせることで、他の職員にもコスト管理意識を芽生えさせることが可能と考えられる。

#### ２．保育所職員の配置基準

(1)概要

保育所を運営するための職員の人数については、国が「児童福祉法」に基づき「児童福祉施設最低基準」等を策定し、職員数の最低基準を定めている。名古屋市においては、延長保育、障害児保育への対応など保育の充実のために、国が定める基準よりも多くの職員を配置（加配）している。

（表１　保育所職員の配置基準）

| 区分 | | 国 | 名古屋市（公立保育所） |
|---|---|---|---|
| 園長 | | 1 人 | 同左 |
| 基準保育士 | 0 歳児 | 園児 3 人に対して職員 1 人 | 同左 |
| | 1 歳児、2 歳児 | 園児 6 人に対して職員 1 人 | 同左 |
| | 3 歳児 | 園児 20 人に対して職員 1 人 | 同左 |
| | 4 歳児以上 | 園児 30 人に対して職員 1 人 | 同左 |
| 加算保育士 | 予備保育士 | 定員 90 人以下…1 人<br>定員 90 人超…非常勤職員 1 人 | 1 人 |
| | 長時間対応保育士 | 基準なし | 3 歳未満児の定員<br>30 人以下…原則 1 人（注 1）<br>30 人超 40 人以下…2 人<br>40 人超 60 人以下…4 人<br>60 人超 70 人以下…5 人<br>なお、幼児併設産休あけ保育実施園は 1 人加算。 |
| | 障害児対応保育士 | 基準なし | 中度児園児 3 人に対して職員 1 人 |
| | 養護者対応保育士 | 基準なし | 特定疾患療養者…1 人 |
| | 保健師 | 基準なし | 産休あけ保育実施園…1 人 |
| | 看護師 | 基準なし | 3 歳未満児定員 60 人以上…1 人<br>3 歳未満児定員 40 人で産休あけ保育実施園…1 人 |
| | 調理員等 | 定員 45 人以下…1 人<br>定員 46 人以上 150 人以下…2 人<br>定員 151 人以上…3 人（注 3） | 原則…2 人（注 2）<br>大規模 1 か園…3 人 |

（注1）　3 歳未満児の定員が 20 人で、かつ午後 4 時 1 分現在の児童数が 55 人未満の園は除く。

（注2）　職員 1 人と嘱託職員 1 人の 2 人体制の園が 50 園ある。

（注3）　3 人のうち 1 人は非常勤職員である。

国の配置基準を基に計算した職員数と名古屋市の配置基準を基に計算した職員数を比較すると以下のとおりである。

（表２　国と名古屋市の配置基準の比較）

（単位：人）

| 区分 | 国 | 名古屋市 | 差異 |
|---|---|---|---|
| 園長 | 124 | 124 | 0 |
| 保育士 | 1,095 | 1,309 | 214 |
| 看護師、保健師 | - | 27 | 27 |
| 業務士 | 249 | 199 | △50 |
| 計 | 1,468 | 1,659 | 191 |

（注）保育課提出資料をもとに作成している。

上表 2 からもわかるように、国の定める配置基準と比較すると名古屋市では 191 人もの職員を加配している。

(2)結果

職員の人件費は保育所の運営コストの中でも最も多くを占めるため、効率的な運営を行うためには、人件費の削減と効率化が必要不可欠となる。現在は、国が定める職員の配置基準を上回る人員配置を行っている。職員を多数配置することは、保育サービス充実の観点からは望ましいものの、人件費の増大を招いていると言える。職員の配置基準の見直しを行い、市の厳しい財政状態を勘案しつつ、現在の保育サービスの質を維持しながら人件費を削減する必要がある。

なお、国や市の配置基準に定められている職員については、正規の職員でなければならないという決まりはないため、臨時職員や嘱託職員を更に活用することも有用と考えられる。

また、保育サービスの質を維持する上で職員の加配や人件費増加が止むを得ない場合は、受益者負担の観点から、保育料の改定により保育所の利用者へ負担を求めることも検討する必要がある。

### ３．基準保育士の計算

(1)概要

「２．保育所職員の配置基準」で示した職員の配置基準の中の「基準保育士」の計算にあたっては、現在、児童の年齢区分別に計算した結果生じた小数点以下の端数は、児童の年齢区分別に端数を切り上げて職員数を計算している。

国の配置基準には当該端数を児童の年齢区分別に切り上げるのか、全体として切り上げるのかについての明確な規定はない。そこで、名古屋市の公立保育所では年齢区分別のクラス別保育を実施していることを根拠として、児童の年齢区分別に端数を切上計算している。

また、市では公立保育所における職員配置基準だけではなく、民間保育所における職員配置基準も定めており、民間保育所における職員の配置基準によると、年齢区分別の児童数と職員数の割合は公立保育所と同様ではあるが、以下の点で配置基準が異なっている。

- 公立保育所では児童の定員を基準として基準保育士数を計算するが、民間保育所では毎月初日現在の児童数を基準として基準保育士数を計算する。
- 公立保育所では児童の年齢区分別に小数点以下の端数を切上計算して基準保育士数を計算するが、民間保育所では年齢区分別の計算結果の合計数について小数点以下第2位を四捨五入し第1位を四捨五入して計算する。

年度当初に職員定数を定める必要があることから、公立保育所においては毎月の園児の実数に基づき職員を配置することが困難であるため、児童の定員を基準として基準保育士数を算出することは止むを得ないとしても、端数の計算方法を民間保育所における基準保育士の算出方法と同様に計算した場合、平成17年度の基準保育士の必要総数は967人となる。現在の計算方法では基準保育士総数が1,017人と計算されているため、50人が多く配置されている。

(2)結果

公立保育所では年齢区分別に小数点以下の端数を調整計算するのに対して、民間保育所では年齢区分別の計算結果の合計数について小数点以下の端数を調整計算している理由として、公立保育所ではクラス別保育を実施しているが、民間保育所ではクラス別保育の実施を前提とはしていないことを挙げているが、実態としては民間保育所でもクラス別保育を実施している園が多い。

保育の実態はほぼ同様であるにもかかわらず、公立保育所と民間保育所で配置すべき職員数に差が出るのは不合理である。現在の園児と職員のバランスを勘案し、小数点の処理方法を統一する等の措置が必要となる。

また、公立保育所にしても、民間保育所にしても、実態として保育を実施している年齢区分別に小数点以下の端数の切上計算を行うことが、保育実態に適合しており最も望ましいと言える。

## ４．年齢構成

(1)概要

平成17年4月1日現在の公立保育所と民間保育所に在籍する職員の年齢別人員構成を示すと以下のとおりである。

（表 3　年齢別人員構成）

（単位：人）

| 区分 | 公立保育所 | | | | | 民間保育所 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 計 | ～29 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60～ | 計 |
| 園長等 | － | － | 20 | 106 | 126 | 1 | 13 | 28 | 59 | 50 | 151 |
| 保育士 | 258 | 348 | 419 | 290 | 1,315 | 1,206 | 450 | 307 | 143 | 40 | 2,146 |
| 保健師・看護師 | 2 | 10 | 8 | 7 | 27 | － | － | － | － | － | － |
| 業務士 | 12 | 85 | 61 | 41 | 199 | 81 | 49 | 62 | 82 | 30 | 304 |
| 全職種 | 272 | 443 | 508 | 444 | 1,667 | 1,288 | 512 | 397 | 284 | 120 | 2,601 |

（注）臨時職員及び嘱託職員は含んでいない。

これを、割合で示すと以下のとおりである。

| 区分 | 公立保育所 | | | | | 民間保育所 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 計 | ～29 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60～ | 計 |
| 園長等 | 0.0% | 0.0% | 1.2% | 6.4% | 7.6% | 0.0% | 0.5% | 1.1% | 2.3% | 1.9% | 5.8% |
| 保育士 | 15.5% | 20.9% | 25.1% | 17.4% | 78.9% | 46.4% | 17.3% | 11.8% | 5.5% | 1.5% | 82.5% |
| 保健師・看護師 | 0.1% | 0.6% | 0.5% | 0.4% | 1.6% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 業務士 | 0.7% | 5.1% | 3.7% | 2.5% | 11.9% | 3.1% | 1.9% | 2.4% | 3.2% | 1.2% | 11.7% |
| 全職種 | 16.3% | 26.6% | 30.5% | 26.6% | 100.0% | 49.5% | 19.7% | 15.3% | 10.9% | 4.6% | 100.0% |

（資料出所：保育課）

また、平均年齢と平均勤続年数を示すと以下のとおりである。

（表 4　平均年齢と平均勤続年数）

| 区分 | 公立保育所 | | 民間保育所 | |
|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
| 園長等 | 54 歳 3 月 | 32 年 3 月 | 55 歳 11 月 | 24 年 1 月 |
| 保育士 | 40 歳 3 月 | 18 年 3 月 | 32 歳 3 月 | 7 年 11 月 |
| 保健師・看護師 | 41 歳 1 月 | 16 年 2 月 | － | － |
| 業務士 | 41 歳 9 月 | 10 年 8 月 | 42 歳 8 月 | 9 年 3 月 |
| 全職種 | 41 歳 7 月 | 18 年 4 月 | 34 歳 10 月 | 9 年 0 月 |

（資料出所：保育課）

上表 3 からわかるように、全職種に占める各職種の割合については、公立保育所と民間保育所で大差はない。しかし、年齢構成をみると、公立保育所では 20 代・30 代と比べて 40 代・50 代の人数が多い一方、民間保育所では半数近くを 30 歳未満が

占めている。また、上表 4 からわかるように、平均勤続年数については、公立保育所では約 18 年である一方、民間保育所では約 9 年と 2 倍程度も異なっている。

(2)意見

公立保育所では勤続年数の長いベテラン職員が多くなる一方で、勤続年数の増加に伴い、人件費の負担額も多くなっていると考えられる。

また、少子化傾向により要保育児童数の減少が予測されているものの、女性の社会進出等により母親が仕事を持つ機会が増えていることで、保育所ニーズは今後も増加していくものと予想されている。名古屋市においてもここ 10 年程度は保育児童数が年々増加しており、今後もしばらくの間は保育児童数が増加していくものと予測している。それにもかかわらず、公立保育所においては、ベテラン職員と比較して若手の職員が少なくなっている。

今後の保育ニーズをあらかじめ予測し、保育所運営の外部委託化や保育所の民営化等も考慮に入れながら、長期的な視点で年齢構成のバランスが取れた職員構成となるよう採用を行っていく必要がある。また、保育方法等についても、各年代で円滑な引継ぎが行えるよう、職員研修等も充実させて行くことが望まれる。

## ５．入所率の向上

(1)概要

平成 17 年 4 月 1 日現在の、公立保育所及び民間保育所の区ごとの入所率の状況をまとめると以下のとおりである。

（表 5　区別の入所率）

| 区 | 公立保育所 | | | 民間保育所 | | | 公立と民間の入所率差（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定員（人） | 入所者数（人） | 入所率（%） | 定員（人） | 入所者数（人） | 入所率（%） | |
| 千種区 | 1,016 | 931 | 91.6% | 473 | 528 | 111.6% | △20.0% |
| 東区 | 260 | 236 | 90.8% | 360 | 408 | 113.3% | △22.6% |
| 北区 | 1,309 | 1,294 | 98.9% | 1,025 | 905 | 88.3% | 10.6% |
| 西区 | 470 | 439 | 93.4% | 1,499 | 1,350 | 90.1% | 3.3% |
| 中村区 | 740 | 595 | 80.4% | 1,335 | 1,251 | 93.7% | △13.3% |
| 中区 | 200 | 180 | 90.0% | 695 | 679 | 97.7% | △7.7% |
| 昭和区 | 210 | 187 | 89.0% | 1,140 | 1,223 | 107.3% | △18.2% |
| 瑞穂区 | 400 | 319 | 79.8% | 1,291 | 1,214 | 94.0% | △14.3% |
| 熱田区 | 275 | 225 | 81.8% | 1,120 | 1,084 | 96.8% | △15.0% |
| 中川区 | 860 | 850 | 98.8% | 2,795 | 2,892 | 103.5% | △4.6% |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 港区 | 1,020 | 863 | 84.6% | 1,920 | 2,062 | 107.4% | △22.8% |
| 南区 | 840 | 740 | 88.1% | 1,855 | 1,770 | 95.4% | △7.3% |
| 守山区 | 1,228 | 1,256 | 102.3% | 870 | 885 | 101.7% | 0.6% |
| 緑区 | 1,180 | 1,235 | 104.7% | 1,796 | 1,645 | 91.6% | 13.1% |
| 名東区 | 1,160 | 1,155 | 99.6% | 861 | 928 | 107.8% | △8.2% |
| 天白区 | 640 | 626 | 97.8% | 1,372 | 1,462 | 106.6% | △8.7% |
| 計 | 11,808 | 11,131 | 94.3% | 20,407 | 20,286 | 99.4% | △5.1% |

（注 1）「入所率」は「区ごとの入所者総数」÷「区ごとの定員総数」で計算している。
（注 2）保育課提出資料をもとに作成している。

また、上表 5 のうち、公立保育所と民間保育所との入所率を区ごとにグラフ化すると以下のとおりである。
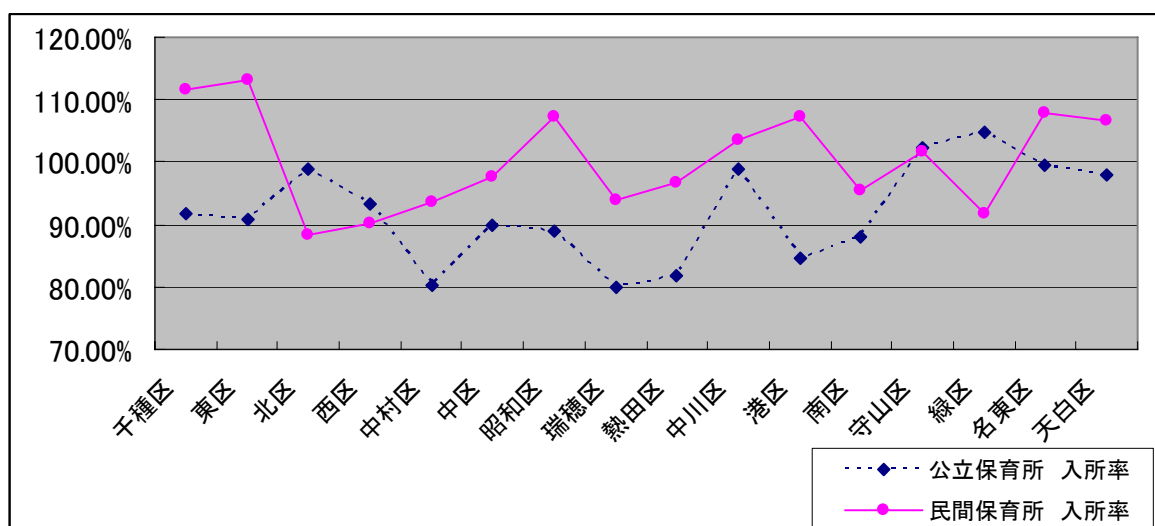
公立保育所と民間保育所の入所率を区ごとに比較すると、区によりばらつきがあるものの全体として民間保育所の方が入所率が高い傾向にある。また、名古屋市全体としても、公立保育所と比較して民間保育所の方が約 5%程度も入所率が高い。これは、公立保育所では待機児童の多い地域の保育所で 3 歳未満児の定員超過入所を実施しているのに対して、民間保育所では定員の 25%まで超過入所することができることや、民間保育所の方が延長保育の実施率が高く様々なサービス内容が充実していることが原因と考えられている。

公立保育所の保育時間は通常午前 8 時から午後 6 時までであるが、一部の園では午後 7 時半までの延長保育を実施している。公立保育所において、延長保育を実施している保育所と実施していない保育所との平均入所率を比較すると、以下の表 6

のようになる。

（表6　延長保育実施園と未実施園の比較）

| 区分 | 園数（園） | 平均入所率（%） |
|---|---|---|
| 延長保育実施園 | 36 | 97.6 |
| 延長保育未実施園 | 88 | 92.6 |
| 計 | 124 | 94.0 |

（注1）平均入所率は単純平均入所率であり、「各園の入所率合計÷園数」で計算している。

（注2）保育課提出資料をもとに作成している。

なお、公立保育所と民間保育所の延長保育実施割合を示すと以下のとおりである。

（表7　延長保育実施割合）

| 区分 | 全園数（園） | 延長保育実施数（園） | 実施割合（%） |
|---|---|---|---|
| 公立保育所 | 124 | 36 | 29.0% |
| 民間保育所 | 152 | 81 | 53.3% |
| 合計 | 276 | 117 | 42.4% |

（注）保育課提出資料をもとに作成している。

(2)意見

上表 6 からもわかるように、延長保育を実施している保育所と実施していない保育所を比較すると、実施している保育所の方が約 5%も入所率が高いという事実がある。これは、延長保育を行う園は比較的入所率が高い保育所が選定されていることや、延長保育を実施している保育所の方がサービス内容が充実しているため、入所希望者が多くなることが影響していると推測される。現に、民間保育所では過半数の保育所で延長保育を実施しており、延長保育を始めとしたサービス内容の充実等により、全体として公立保育所よりも入所率が高い。

延長保育の実施は仕事を持つ親のニーズに応えることとなり、また入所率の上昇にも寄与すると期待されるため、市民ニーズを勘案しながら、延長保育実施園の更なる拡大を検討することが望まれる。また、民間保育所等を参考にし、延長保育以外のサービス内容の拡充による入所率の向上も望まれる。

**６．保育所の統廃合**

(1)概要

公立保育所において、入所率の低い保育所の下位 5 園を示すと以下のとおりである。

（表８　入所率の低い保育所）

| 園名 | 定員（人） | 入所者数（人） | 入所率（％） |
|---|---|---|---|
| 則武保育園 | 80 | 41 | 51.3 |
| 九番保育園 | 90 | 48 | 53.3 |
| 新富町保育園 | 90 | 60 | 66.7 |
| 新開保育園 | 90 | 66 | 73.3 |
| 本星崎保育園 | 90 | 66 | 73.3 |

（資料出所：保育課）

則武保育園は園舎が老朽化しており、また平成18年度末で廃園することが予定されている。その他、九番保育園、新富町保育園、新開保育園、本星崎保育園については、入所率が低い特段の明確な理由がないが、園の立地条件や地域的特性等が影響していると考えられている。

(2)意見

現在の職員配置基準では、実際の園児の入所者数に応じて配置される職員数が決まるのではなく、定員に応じて配置されることとなっているため、入所率が低い場合は人件費負担が多くなり、非効率な運営となってしまう。

定員に対して充分な児童が集まらない保育所については、サービス内容拡充等により更なる入所率改善施策を実施し、それにもかかわらず充分な児童が確保できない場合は、市民ニーズ等を勘案しながら、定員の見直し、保育所の廃止・統合等を検討する必要がある。

## ７．特化保育所の設置目的の見直し

(1)概要

以下の保育所については、受入児童に年齢制限を設けている。

（表９　特化保育所）

| 園名 | 受入対象 | 定員（人） | 入所者数（人） | 入所率（％） | 園児１人あたり人件費（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 則武保育園 | ３歳以上 | 80 | 41 | 51.3 | 1,395 |
| 振甫保育園 | ３歳未満 | 40 | 35 | 87.5 | 4,384 |
| 東志賀保育園 | ３歳未満 | 59 | 47 | 79.7 | 4,065 |
| 苗代保育園 | ４歳未満 | 60 | 52 | 86.7 | 3,102 |

（注１）定員及び入所者数は平成17年４月１日現在である。

（注２）「園児１人あたり人件費」は、「平成17年度職員給与総額」÷「園児数」で

計算している。職員給与総額には臨時職員及び嘱託職員の給与は含まれていない。

（注 3）保育課提出資料をもとに作成している。

則武保育園については、かなり古くに開園した保育所であり、従来は乳児保育のニーズが少なかったことから 3 歳以上児に特化した保育を行っており、現在も従来から引き続いて 3 歳以上児に特化した保育所となっている。なお、当該保育園については「６．保育所の統廃合」にも記載したとおり、平成 18 年度末で廃園することが予定されている。

振甫保育園、東志賀保育園及び苗代保育園については、現在、3 歳未満児の保育ニーズが高まっているため、当該ニーズに対応するために 3 歳未満児（苗代保育園については 4 歳未満児）に特化した保育所となっている。しかし、確かに市全体としても 3 歳未満児の保育ニーズは増加していると言えるものの、これらの保育園の入所率は高くない。これは、3 歳未満児又は 4 歳未満児しか受け入れていないために、それ以上の年齢になると他の保育所へ転園しなければならないことが影響していると考えられている。3 歳以上になっても同じ保育所へ引き続き通わせたいという市民ニーズが多いためと考えられる。

(2)意見

振甫保育園、東志賀保育園及び苗代保育園については、3 歳未満児又は 4 歳未満児の保育へ特化する必要があるのか、再検討する必要がある。また、今後も引き続き保育児童の年齢制限を行う必要があるのであれば、更なる入所率改善施策を実施する必要がある。

## ８．保育所の規模

(1)概要

公立保育所の定員別園数を示すと以下のとおりである。

（表 10　公立保育所の定員別園数）

| 定員区分 | 保育所数（園） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 50 人未満 | 1 | 0.8% |
| 50 人以上 60 人未満 | 1 | 0.8% |
| 60 人以上 70 人未満 | 2 | 1.6% |
| 70 人以上 80 人未満 | 1 | 0.8% |
| 80 人以上 90 人未満 | 1 | 0.8% |
| 90 人以上 100 人未満 | 72 | 58.1% |

| 100 人以上 110 人未満 | 28 | 22.6% |
|---|---|---|
| 110 人以上 120 人未満 | 6 | 4.8% |
| 120 人以上 130 人未満 | 10 | 8.1% |
| 130 人以上 140 人未満 | 1 | 0.8% |
| 140 人以上 | 1 | 0.8% |
| 合計 | 124 | 100% |

（注）保育課提出資料をもとに作成している。

上表 10 によると、定員が 90 人以上 110 人未満の区分に約 80%が集中しており、定員 100 人前後が名古屋市の公立保育所の標準的な規模と考えられる。この状況から、定員 90 人未満を小規模、定員 90 人以上 110 人未満を中規模、定員 110 人以上を大規模と便宜的に区分し、園の規模別に入所率や園児 1 人当たり人件費等を分析したところ、以下のような結果となった。

（表 11　規模別分析）

| 区分 | 園数（園） | 定員（人） | 入所者数（人） | 入所率（%） | 職員人件費総額（円） | 園児 1 人当たり人件費（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 小規模 | 6 | 374 | 284 | 75.9% | 712,254,166 | 2,507,937 |
| 中規模 | 100 | 9,280 | 8,857 | 95.4% | 9,625,777,065 | 1,086,799 |
| 大規模 | 18 | 2,154 | 1,990 | 92.4% | 2,788,546,504 | 1,401,280 |
| 合計 | 124 | 11,808 | 11,131 | 94.3% | 13,126,577,735 | 1,179,281 |

（注1）職員人件費総額には臨時職員、嘱託職員の給与は含んでいない。
（注2）「園児 1 人あたり人件費」は、「職員人件費総額」÷「入所者数」で算出している。
（注 3）保育課提出資料をもとに作成している。

ただし、「７．特化保育所の設置目的の見直し」で示したとおり、小規模保育所の中には受入児童の年齢制限を設けている保育所が 4 か所あるが、これらの保育所については児童の年齢に偏りがあるため、職員の配置数にも偏りが出る。特に、3 歳未満児に特化している振甫保育園と東志賀保育園については、基準保育士の人数が必然的に多くなる。そのため、これらの 4 か所を除いて小規模保育所の平均値を算出すると以下のような結果となる。

（表 12　特化保育所を除く小規模園の分析）

| 区分 | 園数（園） | 定員（人） | 入所者数（人） | 入所率（%） | 職員人件費総額（円） | 園児 1 人当たり人件費（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 小規模 | 2 | 135 | 109 | 80.7% | 149,193,324 | 1,368,746 |

（注）保育課提出資料をもとに作成している。

表 11 と表 12 からわかるように､入所率と園児 1 人当たり職員給与から考えると、いずれも中規模保育所が最も効率的であることがわかる。

職員配置基準によると、各保育所は園児数に関係なく園長及び予備保育士をそれぞれ 1 名配置しなければならず、固定的な人件費が発生するため、一般的には規模のメリットから、保育所の規模が大きくなればなるほど、園児 1 人当たり人件費は小さくなると考えられる。しかし、名古屋市の保育所の場合は、中規模保育所よりも大規模保育所の方が園児 1 人当たり人件費が高くなっている。これは、中規模保育所の方が大規模保育所よりも入所率が高いこと以外に、以下の要因が影響していると考えられている。

・ 大規模保育所では 3 歳未満児の定員が多いため､配置基準に基づき 3 歳未満児対応保育士や長時間対応保育士として配置される保育士数が多くなる。
・ 大規模保育所では 3 歳未満児の定員が多く､また産休あけ保育を実施している園も多いため、配置基準に基づき保健師や看護師が配置されている園が多い。

(2)意見

小規模保育所は中規模保育所と比較すると園児 1 人当たり人件費が高くなり、非効率な運営となっている｡小規模保育所については､市民ニーズ等を勘案しながら､児童定員数の増加、職員数の見直し、入所率の改善施策の実施、保育所の廃止・統合等により効率的な運営方法を検討する必要がある。

なお、同様に、大規模保育所は中規模保育所と比較すると園児 1 人当たり人件費が高くなり、非効率な運営となっているため、児童定員数を削減することも考えられる。しかし、児童定員数を削減した場合、保育所全体の総定員数を維持するためには保育所を増設しなければならず､それは非現実的な施策と考えられる｡よって､そもそも現在の職員の配置基準が適正なものであるか、中規模保育所と比較して手厚い配置基準となっていないか等を検討し、大規模保育所についてもより効率的な運営方法を模索する必要がある。

## ９．特殊勤務手当の見直し

(1)概要

「職員の給与に関する条例」（以下、「給与条例」という。）第12条によると、「職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが不可能であるか、又は困難若しくは不適当な事情があるときは、その特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる。」と規定されている。

保育所に勤務する職員については特殊勤務手当として「福祉業務手当」が支給さ

れており、保育所職員に支給されている手当は以下の2種類である。なお、平成17年度は総額で106,512千円が支給されている。

（表13　特殊勤務手当の種類）

| 給与条例 | 対象者 | 支給手当額 |
| --- | --- | --- |
| 第12条の28第1項第1号ア | 保育士、保育員、看護師、保健師 | 日額310円 |
| 第12条の28第1項第2号 | 業務士 | 日額（465分当たり）430円 |

（資料出所：保育課）

「給与条例」第12条の28第1項第1号アによると「児童福祉施設のうち市長が定める施設における児童の指導又は養護等の業務」に従事した際に福祉業務手当が支給されることとなっている。そのうち、「市長が定める施設における児童の指導又は養護等の業務」とは「特殊勤務手当規則」第24条第1項第4号により、「保育園における障害児保育等を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務」と規定されている。

上記規定からもわかるように、障害児保育等を行う保育士等に特殊勤務手当が支給されるよう規定されているところ、現在、名古屋市の公立保育所に勤務する全ての職員に対して、勤務日数に応じて特殊勤務手当が支給されている。その理由として、名古屋市は次の理由を論拠として挙げている。

- 全124か所の公立保育所において障害児保育を実施している中、122か所の保育所には障害児保育対象児として認定を受けた児童が恒常的に入所している。
- 障害児保育が特殊勤務手当の支給対象業務とされている理由は、予測不可能な行動等による負傷、肢体不自由児等の介助による筋骨格系の疾患等、健康を損なう可能性が高いこと、食事や排泄がうまくできない場合やわざと汚したりする行為の後始末など不快な業務が多く発生することなどが挙げられる。
- 3歳未満児については障害程度の判定が困難であることから障害児保育対象児として認定が受けられない場合が多く、3歳未満児のみが入所し、障害児保育対象児として認定を受けた児童が入所していない2ヵ所の保育所についても、潜在的に障害児保育対象児として認定を受ける可能性のある児童が入所している。また、障害児保育対象児として認定を受けた児童が入所している122か所の保育所においても、潜在的に障害児保育対象児として認定を受ける可能性のある児童が入所している。
- 障害児保育対象児としての認定について保護者の同意にいたらず、実際は障害児保育対象児として認定を受けた児童と同様の保育を行わなければならない園児も多い。
- 障害児保育は名古屋市の保育所の場合、統合保育と同義である。統合保育とは、障害をもつ子どもと障害を持たない子どもたちが一緒に、お互いの個性を認めあ

い尊重しあいながら行う保育であり、これは、個々の障害児にのみ着目するのではなく、児童集団全体を保育の対象として、保護者へのケアも重視しながら保育を実施していくものである。これらの業務には、保育所への受入れ時間帯から夕刻の保護者へ引渡しの時間帯まで保育所の全職員が、共通の認識と連携のもとに従事している。

・ 命の危険に陥りやすく、食事や排泄の介助が必要な乳児の保育、精神的負担が大きな虐待ケースへの対応、感染症発生時の業務等、障害児保育対象児として認定を受けた児童の保育と同程度に困難を伴う業務があり、「障害児保育等」とは障害児保育対象児として認定を受けた児童の保育を始めとする精神的・肉体的負担が大きな業務への従事のことを意味している。

なお、出張や旅行の場合は業務内容によって、支給の有無が決定されることとなっており、事務的な研修等では特殊勤務手当は支給されないが、遠足などの園外保育等で保育業務を行った場合には支給している。

また、「特殊勤務手当規則」第 34 条において、「日額により定められた手当を受けることのできる業務に従事した職員は、その従事した時間が 1 日において 3 時間 50 分未満であるときは、別に定める場合を除き、日額に 2 分の 1 を乗じて得た額を当該業務に対する手当とする。」と規定されている。保育所職員の勤務時間は、原則として、午前勤務の場合 3 時間 50 分、午後勤務の場合 3 時間 55 分であるため、半休を取得した場合であっても、その日の従事時間がいずれも 3 時間 50 分以上であるため、1 日分の手当が支給されることになっている。

(2)結果

① 特殊勤務手当支給の根拠について

「特殊勤務手当規則」によると、「保育園における障害児保育等を行う保育士、保育員、看護師又は准看護師の業務」に対して福祉業務手当が支給されると規定されているが、現在は全職員に対して勤務日数に応じた手当が支給されている。当該手当は、障害児保育等を実施することの特殊性・専門性に対する手当であるため、障害児保育等の業務に従事した場合に支給されるのが当然である。障害児保育の業務については、原則として専属の担当職員が従事するのではなく、当該園児が所属するクラスの担任職員が主に従事するため、園児のクラス担任者など主として障害児保育の業務に従事する職員のみに特殊勤務手当を支給するべきである。

また、潜在的に障害児保育対象児として認定を受ける可能性のある 3 歳未満児の保育など、精神的・肉体的負担の大きな業務への従事を「障害児保育等」の「等」に含めて規定化しているとのことであるが、あまりにも根拠が不明確であると言える。保育業務を行う場合は必ず当該福祉業務手当が支給されることになり、本来の趣旨が統合保育等の観点から個々の障害児の保育以外の業務に対しても手当を支給するという事であれば、当該業務についても別途特殊勤務手当の支給要件として規

定化しておく必要がある。

② 特殊勤務の承認について

遠足などの園外保育等で保育業務を行う場合は特殊勤務手当が支給されるものの、職員研修等で保育業務を行わない場合は特殊勤務手当が支給されない。それにもかかわらず、1日の業務が事務説明会であった際にも特殊勤務手当を支給しているものが見受けられた。各職員への周知徹底と承認体制の更なる強化が必要となる。

③ 半休時の特殊勤務手当について

障害児保育等を実施することの特殊性に対する手当であるため、障害児保育等に従事した実績に応じて支給されるのが当然である。半休を取得した場合であっても、1日分の手当が支給されているが、半休の場合は半日勤務であるため、日額の半分とするのが社会の一般常識と考えられる。

④ 特殊勤務手当の意義の見直しと手当の必要性について

「給与条例」では、特殊勤務手当は「特殊の勤務に従事し、それを給料に組み入れることが不可能であるか、又は困難若しくは不適当な事情があるときに支給することができる」と規定されているが、本来、特殊勤務手当は個々の業務が著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務の場合に、当該業務を遂行する職員の精神的・肉体的な負担等に配慮して設けられるものであるため、そもそもの特殊勤務手当の支給意義を見直す必要がある。

また、保育所に勤務する職員に支給される福祉業務手当は、障害児保育等を実施することの特殊性に対する手当であるが、特殊勤務手当は個々の業務が著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務に対して支給するものであるため、障害児保育等の実施が著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務であるのか検討が必要である。もちろん、障害児保育等の実施は専門的な知識と経験が不可欠であり特殊な業務と考えられるが、保育業務の専門家である保育士等にとっては通常の業務の範囲内ではないかと考えられる。

特殊勤務手当については全国的に過剰かつ不要な手当であるとの批判から、各自治体においても見直しが行われており、名古屋市においても平成17年度及び18年度に特殊勤務手当の見直しが行われているところではあるが、今後も特殊勤務手当のあり方や必要性について継続して検討していく必要がある。

## １０． 振替命令簿

(1)概要

「職員の勤務時間及び休暇に関する条例」第3条第2項によると、週休日（勤務期間を割り振らない日）に勤務する必要がある場合は、一定期間内の他の勤務日を

週休日に変更して勤務することができるとされている。そして、「職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則」第 1 条の 3 によると、週休日の振替や半日勤務時間の割振変更を行うときは、振替命令簿を使用することとされている。

振替命令簿について、平成 17 年 4 月の 2 保育園分（春里保育園・宝神保育園）をサンプル抽出し、振替命令簿の内容や承認状況等を検討した。振替命令日と実際の勤務日との関係をまとめると、以下のような結果となった。

（表14　振替命令日と勤務日の関係）　　　　　　　　　　　　（単位：件）

| 区分 | 春里保育園 | 宝神保育園 |
|---|---|---|
| 振替前又は振替後の勤務日が命令日よりも前 | 0 | 2 |
| 振替前又は振替後の勤務日が命令日と同日 | 0 | 0 |
| 振替前又は振替後の勤務日が命令日よりも後 | 3 | 3 |
| 合計 | 3 | 5 |

（注）保育課提出資料をもとに作成している。

振替命令簿の作成は、振替日時を明確にし、振替に関する承認を受けるために作成されるものである。勤務日の振替を行う際は、事前に園長等から振替命令が出され、当該命令をもとに勤務日の振替を行うこととなるため、振替命令日は振替前勤務日又は振替後勤務日よりも前となるのが原則である。

しかし、上表14に記載したとおり、振替命令簿の命令日が振替前勤務日又は振替後勤務日よりも後になっているものが散見された。何らかの理由で事後承認となってしまう場合もあるかもしれないが、その場合には、速やかに振替命令簿に当該事項を記載し、園長が承認するべきである。しかし、サンプルチェックした中には、以下のように勤務日の半年程度後になって振替命令が出されているものがあった。

（表15　振替命令日と勤務日の関係）

| 保育園名 | 命令日 | 振替前勤務日 | 振替後勤務日 |
|---|---|---|---|
| 春里保育園 | 9 月 8 日 | 4 月 18 日 | 4 月 11 日 |
| 〃 | 9 月 8 日 | 4 月 11 日 | 4 月 18 日 |
| 宝神保育園 | 10 月 29 日 | 4 月 11 日 | 5 月 2 日 |

（注）保育課提出資料をもとに作成している。

(2)結果

サンプルチェックした件数が少ないため、必ずしも明確なことは言えないが、現状では、振替命令簿が形骸化しており、当該命令簿を作成する本来の趣旨が軽視されていると考えられる。適正な振替命令手続となるよう充分注意する必要がある。

## １１． 保育所における勤怠管理資料

(1)概要

公立保育所の中から 2 保育園（春里保育園・港西保育園）をサンプル抽出し、保育所へ往査することで勤怠関係資料の監査を実施した。具体的には、職員の出勤補助簿、臨時職員の出勤簿、嘱託職員の勤務表・年次休暇簿等について、平成 17 年度分の一部を閲覧・照合し、勤怠関係資料の整理状況を検討した。監査の結果、以下の事項が発見されている。

- 嘱託職員勤務表に各職員が勤務時間を記載・押印し、確認者（園長）が確認印を押印することとなっているが、確認者の確認印が押印されていない箇所がある。
- 嘱託職員勤務表に記載された休暇日と年次休暇簿に記載された休暇日とが異なっているものがある。
- 嘱託職員が年次休暇を取得したにもかかわらず、年次休暇簿へ記載されていないものがある。よって、年次休暇使用の事実が記録されていないため、年次休暇の減数も行われていない。
- 嘱託職員勤務表における勤務時間集計が誤っており、給与が過少に支給されている嘱託職員がいる。
- 臨時職員の出勤簿における勤務時間集計が誤っており、給与が過少に支給されている臨時職員がいる。

(2)結果

嘱託職員勤務表は嘱託職員の給与計算の根拠となる資料であり、勤務事実や勤務時間等を証明する重要な資料となるため、勤務事実や勤務時間等を明確にするためにも、日々の確認者の押印を徹底する必要がある。また、勤務表と年次休暇簿との照合や、勤務時間集計の再チェック等を徹底することで、記載漏れや記載誤り等をなくす必要がある。特に、年次休暇簿の記載や勤務時間集計については、記載誤りが給与支給額に直接影響してくるため、充分注意する必要がある。

(3)意見

臨時職員や嘱託職員の勤怠管理にはシステム導入がなされておらず、紙の勤務表や紙の各種記録簿が使用されている。勤務時間も手集計であるため、勤務者及び確認者ともに記載誤り、計算誤り、確認印の押印漏れ等が発生する余地がある。今回往査した保育所は2園であるが、同様の誤りが他園でも発生する可能性が高いため、費用対効果を勘案しながら、システムを活用した出退勤管理や勤務時間管理を行うこと等で、事務の省略化及び記載誤り防止を行うことも検討する必要がある。

## １２．　臨時職員や嘱託職員の処遇

(1)概要

保育所に勤務する職員として、市の正規職員以外に臨時職員と嘱託職員が存在する。臨時職員は正規職員の代替や定員超過入所等の実施のために雇用される一般職の地方公務員であり、支給される給与については以下のとおりである。

（表 16　臨時職員の勤務 1 時間当たりの報酬）

（単位：円／1 時間）

| 区分 | 短期臨職 | 長期臨職 |
| --- | --- | --- |
| 21 歳未満 | 995 | 1,005 |
| 21 歳以上 31 歳未満 | 1,005 | 1,015 |
| 31 歳以上 | 1,015 | 1,025 |
| 実務経験 5 年以上 | 1,130 | |

（注）雇用期間が 2 ヶ月超で、週勤務時間が 29 時間超の者を「長期臨職」、それ以外を「短期臨職」としている。

（資料出所：保育課）

臨時職員については、雇用期間の定めがあるものの、勤務日数や勤務時間は正規職員とほぼ同様となっている。支給される給与については、原則として年齢に応じて勤務 1 時間当たりの報酬（時給）が規定されており、実務経験が 5 年以上ある場合は若干高い給与が支給される。

また、嘱託職員は保育内容の充実のために雇用しており、支給される給与については以下のとおりである。

（表 17　嘱託職員の勤務 1 時間当たりの報酬）

（単位：円／1 時間）

| 継続委嘱年数 | 早朝夕刻保育 | その他の保育補助 |
| --- | --- | --- |
| 1 年未満 | 1,090 | 940 |
| 1 年以上 2 年未満 | 1,180 | 1,030 |
| 2 年以上 5 年未満 | 1,250 | 1,100 |
| 5 年以上 10 年未満 | 1,280 | 1,130 |
| 10 年以上 15 年未満 | 1,310 | 1,160 |
| 15 年以上 | 1,340 | 1,190 |

（資料出所：保育課）

嘱託職員については、正規職員の補助という位置づけであり、勤務日数・勤務時間・業務内容等も正規職員とは異なっており、クラス担任等は持たない。支給され

る給与については、委嘱前の実務経験等は一切考慮されず、継続委嘱年数に応じて決定されている。

(2)意見

平成17年4月1日現在、正規職員が1,667人在籍するのに対して、保育所の臨時職員は218人、嘱託職員は1,002人となっている。40%以上が正規職員以外の職員となっており、臨時職員や嘱託職員は保育所の運営には不可欠な存在であることがわかる。

しかし、現在のところ、臨時職員や嘱託職員の給与については、原則として年齢や委嘱年数に応じて昇給していくのみであり、本人の能力を基準とした給与体系とはなっていない。また、臨時職員については、実務経験年数に基づき時給が決定されているものの、実務経験年数が5年以上であれば皆一律の時給となっており、勤務日数や勤務時間が正規職員とほぼ同様であるにもかかわらず、正規職員との賃金格差がかなり大きいと言える。さらに、嘱託職員については、委嘱前の実務経験は一切給与に反映されていない。

現在の制度では、経験豊富な臨時職員や嘱託職員の離職や就労意欲の低下を生む可能性があるため、適切な制度の確立と給与への反映が望まれる。

### １３． 保育所職員の人件費の試算

(1)概要

年齢及び勤続年数を基にして、保育所職員の人件費を民間企業ベースで試算するために、標準的な保育所をサンプル抽出し、当該保育所に勤務する職員（嘱託職員・臨時職員を除く）の給料及び手当を把握した。なお、保育定員及び職員定員を考慮し、標準的な保育所としてA保育園を抽出している。

（表18 A保育園における給与及び手当）

| 保育所名 | 給与及び手当総額（円） | 対象者数（人） |
|---|---|---|
| A保育園 | 85,292,428 | 11 |

（注）平成17年4月現在のA保育園の在籍者数は15人であるが、休職者及び年度途中の転園者4人は、試算の対象外としている。

（単位：千円）

| 給与 | 手当 | | | | | | | | | 給与手当合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 扶養 | 調整 | 管理職 | 通勤 | 特殊勤務 | 超過勤務 | 住居 | 児童 | 期末勤勉 | |
| 41,823 | － | 4,226 | － | 1,333 | 768 | 1,235 | 810 | － | 35,094 | 85,292 |

（保育課提出資料をもとに試算）

① 試算の前提

2006 年版新賃金傾向値表（厚生労働省統計情報部編）では、厚生労働省による「賃金構造基本統計調査」に基づき、民間企業の賃金の傾向値を算出している。当該資料によれば、民間企業の賃金の傾向値は次のような算式で表すことができる。なお、定数 A～F は産業ごとに異なっている。

$W=AX^2+BY^2+CXY+DX+EY+F$

W：賃金傾向値、X：年齢、Y：勤続年数、A～F：定数

上記算式を用いて、民間企業ベースで人件費を試算する。なお、以下のような前提に基づき試算している。

- 上記のように、計算式の定数 A～F は産業ごとに異なっているが、保育所職員の試算にあたっては、2006 年版新賃金傾向値表の中で保育所職員が含まれる「医療、福祉」のうち「全労働者」のデータを利用している。
- 2006 年版新賃金傾向値表の産業別のデータでは、所定内賃金を対象としている。所定内賃金とは労働協約・就業規則で定められている労働時間の労働に対して支払われるものである。したがって、超過勤務手当などは含まれていない。よって、今回の試算にあたっては超過勤務手当などの所定外賃金を除いている。
- 賞与については、産業別のデータは公表されていないが、全産業を対象とした年間賃金（＝年間の所定内賃金＋賞与）は公表されている。賞与も含めた年間賃金を産業別に算出するため、今回の試算では、全産業を対象とした所定内賃金と年間賃金の比率を利用して、産業別の年間賃金を算出することとする。

② 計算過程

試算の手順は、以下のとおりである。

(a) 全産業を対象とした所定内賃金と年間賃金の比率を算出

(b) 保育所職員の民間ベースでの所定内賃金を算出

(c) (a)で算出した比率を用いて(b)の金額を年間賃金に修正し、実績額と比較

(a)所定内賃金と年間賃金との比率の算出

全産業を対象とした所定内賃金と年間賃金との比率を算出する。なお、従業員数が 1,000 人以上のデータを採用している。前述のように、賃金の傾向値は次のような算式で表される。

$W=AX^2+BY^2+CXY+DX+EY+F$

W：賃金傾向値、X：年齢、Y：勤続年数、A～F：定数

また、「全産業」における各定数は次のとおりである。

| | A | B | C | D | E | F |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 所定内賃金 | -0.2057 | -0.0609 | 0.1499 | 17.792 | 1.307 | -107.38 |
| 年間賃金 | -3.9672 | -1.0033 | 2.7276 | 328.902 | 27.412 | -2622.84 |

民間保育所職員の平成 17 年 4 月 1 日現在の平均年齢は 34 歳 10 ヶ月であり、平均勤続年数は 9 年である。この条件で「全産業」の一般的な所定内賃金と年間賃金を算出し、その比率を求める。

| ① 所定内賃金 | 3,797 千円 |
|---|---|
| ② 年間賃金 | 5,038 千円 |
| 比率（②/①） | 1.33 |

よって、上記条件の下では、一般的には所定内賃金の 1.33 倍が年間賃金となる。

(b)保育所職員の民間ベースでの所定内賃金の算出

「医療、福祉」の「全労働者」における各定数は次のとおりである。

| 産　業 | A | B | C | D | E | F |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 福祉、医療 | -0.2187 | -0.0697 | 0.2639 | 18.259 | -6.556 | -108.47 |

保育所職員の年齢及び勤務年数を基に、「福祉、医療」における所定内給与を求めると以下のようになる。なお、年間給与は所定内給与を 12 倍したものである。

| No. | 年齢（歳） | 勤務年数（年） | 試算（千円） | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 所定内給与 | 年間給与 |
| 1 | 24 | 4 | 202 | 2,421 |
| 2 | 25 | 2 | 211 | 2,533 |
| 3 | 51 | 31 | 401 | 4,811 |
| 4 | 50 | 28 | 389 | 4,668 |
| 5 | 46 | 26 | 367 | 4,401 |
| 6 | 45 | 25 | 360 | 4,317 |
| 7 | 43 | 16 | 331 | 3,973 |
| 8 | 36 | 14 | 293 | 3,516 |
| 9 | 45 | 13 | 328 | 3,932 |
| 10 | 43 | 9 | 310 | 3,717 |
| 11 | 27 | 6 | 226 | 2,712 |
| 合計 | | | 3,417 | 41,002 |

(c)年間賃金の算出及び実績額との比較

(a)で求めた比率（1.33 倍）を用いて、(b)の年間給与額を賞与も含めた年間賃金へ修正する。こうして求めた年間賃金額を保育所職員の年間賃金実績額と比較する。なお、年間賃金実績額からは超過休日等手当（1,235 千円）を除いている。

| 試算（千円） | | 実績（②）（千円） | 差異（②－①）（千円） |
|---|---|---|---|
| 年間給与 | 年間賃金（①） | | |
| 41,002 | 54,532 | 84,056 | 29,524 |

試算された年間賃金と保育所職員の実績額を比較すると、実績額が 29,524 千円多い結果となった。

(2)意見

年齢及び勤務年数に基づく試算結果によれば、一般的な民間企業ベースに比べて賃金が高い結果となった。もちろん試算結果は一定の前提で計算されており、必ずしも試算した金額が民間保育所の正確な実態を反映したものではないが、民間企業ベースに比べて賃金が高い傾向にあると言える。

今後も名古屋市自らが保育所運営を実施するのであれば、給与体系や職員配置基準の見直し、嘱託職員等の更なる活用等で人件費の抑制を行う必要がある。

## 第２．民間社会福祉施設運営費補給金（以下、「運営費補給金」という。）

### １．運営費補給金の算定

（1）概要

名古屋市では、社会福祉施設における公民格差の是正を目的として「運営費補給金」を民間保育所へ支給している。

運営費補給金は、職員の給与格付けと配置基準の改善に要する経費である「人件費改善費」と、施設の維持管理の改善に要する経費である「管理費改善費」から構成されている。「人件費改善費」は「民間社会福祉施設職員給料格付基準」により格付された職員給与をもとに一定の計算を行い「交付単価」を算定し、当該「交付単価」に「月初日の在籍児童数」を乗じて支給額を決定している。年度当初に 4 月 1 日現在の現況で運営費補給金年間総額の概算決定を行い、実際の年間在籍児童数や職員の新規採用・退職等を考慮して、年度末に確定精算を行っている。

格付の対象となっている職員が病休（最長 6 ヶ月間）や産休等により長期休暇を取得した場合、給与を支給するため当該職員は運営費補給金の格付対象として算定され、代替パート職員等を雇用することで追加的に生じる費用については、「産休・病休代替職員雇上補助金」として別途補助金が支給されている。

一方、育児休暇により長期休暇を取得した場合は、職員に対して給与を支給しないものの当該職員は運営費補給金の格付対象となったままとなっている。

（2）意見

人件費改善費の本来の趣旨は職員給与の補填であることから、実際に職員へ支給すべき給与をもとに計算するのが適切である。よって、給与を支給しない育児休暇取得者に対する給与を基準として運営費補給金を算定する方法は適切であるとは言えず、育児休暇取得者の代替としてパート職員等給与の低い職員を採用した場合、本来必要とされる運営費補給金よりも多くの運営費補給金が支払われることとなる。

育児休暇取得者等に関する情報を各公立保育所から入手し、実際に公立保育所の職員へ支給している給与に見合った運営費補給金の交付となるよう、支給方法を見直す必要がある。

### ２．異動報告書の提出

（1）概要

「民間保育所職員配置等に関する取扱要綱」（以下、「取扱要綱」という。）第 5 によると、運営費補給金の交付割合の決定を受けるためには、民間保育所長は以下のように届出を行わなければならないと規定されている。

・ 4 月 1 日における児童数及び配置職員数の状況を、「運営費補給金算出内訳書」（以下、「算出内訳書」と言う。）により一定の期日までに届け出る。

・ 届け出た職員が退職した場合は、退職した日から起算して 2 週間以内に「児童福祉施設従事者異動報告書」（以下、「異動報告書」と言う。）により報告する。ただし、3 月 31 日付で退職する場合は、退職した日の翌年度の「算出内訳書」と合わせて届け出る。
・ 職員を採用した場合は、採用した日から起算して 1 ヶ月以内に「異動報告書」及び「民間保育所職員給料格付調書」（以下、「格付調書」と言う。）により報告する。ただし、4 月 1 日付で採用する場合は、「算出内訳書」と合わせて届け出る。

異動報告書及び格付調書について、平成 17 年分を任意でサンプル抽出し閲覧したところ、算出内訳書とともに提出を必要とする 3 月 31 日退職者や 4 月 1 日採用者の届出については適切に行われていたものの、3 月 31 日退職者や 4 月 1 日採用者以外の期中の退職者・採用者については、取扱要綱に定められた期日が守られていないものが多数見受けられた。また、異動が生じた半年以上後に異動報告書が提出されているものも見受けられた。

（2）結果

異動報告書や格付調書は運営費補給金を算定するに当たっての基礎資料であり、当該書類の提出が遅延すると、運営費補給金の決定額に影響を与えることとなる。また、過大に給付していることが判明した場合は、遡って再計算を行う必要があるなど、事務手続の増大につながることとなる。

異動報告書等の提出期限を各民間保育所へ周知徹底させるとともに、悪質な場合は既に支給した運営費補給金の返還額について、その算定方法を厳しくする等の措置を設けることも必要と考えられる。

## 第３．特別保育事業に対する補助金（障害児保育を除く）

### １．一時保育事業について

（1）概要

一時保育事業は、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や緊急時の保育に対する需要に対応するために、児童福祉法第 35 条第 4 項に基づき市長より認可された民間保育所において実施されるものである。

平成 17 年度における一時保育事業には非定型保育事業と緊急保育事業とがある。非定型保育事業は、名古屋市保育所入所に関する条例（昭和 62 年名古屋市条例第 1 号）第 2 条に定める要件により、原則として平均週 3 日を限度として断続的に家庭保育が困難になる児童に対する保育事業をいう。緊急保育事業は、冠婚葬祭等社会的にやむをえない要件により、緊急・一時的に家庭保育が困難になる児童に対する保育事業をいう。

対象となる児童は以下のいずれにも該当するものとされる。

① 児童福祉法第 24 条の規定により保育所入所の対象とならない就学前の児童であること。
② 非定型保育事業又は緊急保育事業の対象となる児童であること。
③ 児童の保護者が名古屋市内に住所を有すること。
④ 利用児童の福祉上の観点から有益と見込まれること。

一時保育事業を実施しようとする保育所は事業実施の前年度の定められた日までに事業計画書を子ども青少年局に提出する。子ども青少年局長は計画書に基づき保育所の最低基準及び地域需要等を総合的に勘案して、承認の可否を決定する。一時保育事業実施の最低基準は、1 日当たり概ね 6 人の利用児童の受け入れを目途とする。

保育所長は、一時保育に専ら従事する常勤の保育士を 1 名配置する。
事業の実施にあたっては、一時保育利用児童を日常保育する場所が、一時保育事業専用の保育室の場合、又は、一時保育利用児童と通常の保育児童を区別なく混合して保育する場合のいずれであっても差し支えないものとする。

（2）意見

一時保育事業　平成 17 年度利用実績（利用延べ人数）

| 保育所 | 非定型保育（人／年） | 緊急保育（人／年） | 合計（人／年） | 一日当たりの利用人数（人／日） |
|---|---|---|---|---|
| A | 1,284 | 380 | 1,664 | 6.93 |
| B | 1,508 | 131 | 1,639 | 6.82 |
| C | 1,370 | 88 | 1,458 | 6.07 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| D | 1,265 | 42 | 1,307 | 5.44 |
| E | 1,029 | 267 | 1,296 | 5.39 |
| F | 933 | 127 | 1,060 | 4.41 |
| G | 964 | 89 | 1,053 | 4.38 |
| H | 801 | 50 | 851 | 3.54 |
| I | 495 | 87 | 582 | 2.42 |
| J | 474 | 103 | 577 | 2.40 |
| K | 544 | 19 | 563 | 2.34 |
| L | 501 | 50 | 551 | 2.29 |
| M | 484 | 28 | 512 | 2.13 |
| N | 312 | 118 | 430 | 1.79 |
| O | 127 | 78 | 205 | 0.85 |
| P | 127 | 0 | 127 | 0.52 |
| 合　計 | 12,218 | 1,657 | 13,875 | 57.81 |

上記の表は、一時保育事業の平成 17 年度利用実績（利用延べ人数）である。ここにおいて、P の利用実績は 127 人、O の利用実績は 205 人である。平成 17 年度の 1 年間の保育所の開所日数を 240 日とすると、P は 1 日当たりの利用実績は 0.52 人、O の 1 日当たり利用実績は 0.85 人である。

一時保育に専ら従事する常勤の保育士に対しては、名古屋市の「民間社会福祉施設運営費補給金交付要綱」に基づいて担当保育士の人件費相当額が補助される。

しかし、事業の実施にあたっては、一時保育利用児童と通常の保育児童を区別なく混合して保育することもできるのであるから、一時保育児童が 0.52 人あるいは 0.85 人増えても、一時保育に専ら従事する常勤の保育士を一名増員しなければならないのか疑問である。通常の保育を担当している保育士が、通常の保育児童と一緒に保育できるのではないであろうか。あるいは、パート保育士を増員すれば十分に対応できるのではないか。そうであれば、名古屋市の「民間社会福祉施設運営費補給金交付要綱」に基づいた 1 人分の保育士の人件費相当額を補助する必要はないと思われる。「一時保育事業実施要綱」では、一時保育に専ら従事する常勤の保育士を 1 名配置することになっているが、利用児童数が少ない場合は指定保育所を見直すことなどの対応を行うことが望ましい。

## 2．民間保育所延長保育等事業について

（1）概要

民間保育所延長保育等事業は、児童の保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による保育時間の延長に係る保育需要に対応するため、民間保育所の延長保育

等に対して補助を行うものである。
　民間保育所延長保育等事業の内容は以下のようである。
　　①　開所時間充実補助
　　②　延長保育補助
　　③　延長保育充実補助
　開所時間充実補助とは、午前 8 時及び午後 5 時において、6 名以上の児童を保育している民間保育所を対象とする。
　延長保育補助とは、一般保育所（民間保育所のうち夜間保育所以外の保育所）にあっては保育所の長が定める午前8時及び午後5時の時点を含む11時間の開所時間の後において、また、夜間保育所にあっては、午前 11 時から午後 10 時までの 11 時間の開所時間の前後において、1 時間以上の開所時間延長を行い、原則として 6 名以上の児童を保育している保育所を対象とする。
　延長保育充実補助とは、上記の開所時間充実補助と延長保育補助の合計額が延長保育に関する基準額を下回るときは、基準額まで補助するものである。
　延長保育補助額は、延長保育を実施しているか否かを判定する時刻（以下「判定時刻」という。）における延長保育の利用児童数に応じて算定される。判定時刻は以下のとおりである。

<table>
<tr><th>区分</th><th>延長の方法</th><th>延長時間</th><th>判定時刻</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般保育</td><td rowspan="4">通常の開所時間の後に保育時間を延長する場合</td><td>1 時間</td><td>延長時間の開始後 31 分</td></tr>
<tr><td>2 時間</td><td>延長時間の開始後 31 分及び 1 時間 31 分</td></tr>
<tr><td>4 時間</td><td>延長時間の開始後 31 分、1 時間 31 分、2 時間 31 分及び 3 時間 31 分</td></tr>
<tr><td>6 時間</td><td>延長時間の開始後 31 分、1 時間 31 分、2 時間 31 分、3 時間 31 分、4 時間 31 分及び 5 時間 31 分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">夜間保育</td><td>通常の開所時間の後に保育時間を延長する場合</td><td>3 時間</td><td>午後 10 時 31 分、午後 11 時 31 分及び午前 0 時 31 分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通常の開所時間の前に保育時間を延長する場合</td><td>1 時間</td><td>午前 10 時 29 分</td></tr>
<tr><td>2 時間</td><td>午前 9 時 29 分及び午前 10 時 29 分</td></tr>
<tr><td>4 時間</td><td>午前 7 時 29 分、午前 8 時 29 分、午前 9 時 29 分及び午前 10 時 29 分</td></tr>
</table>

（2）結果

延長保育補助を受けようとする民間保育所は、各月の事業の実施状況を、「延長保育月例報告書」に、「判定時刻」における保育児童数を報告しなければならないが、「判定時刻」に誤りがあったもの、あるいは「延長保育月例報告書」に「判定時刻」そのものが記載されていないものがあった。「判定時刻」における保育児童数に基づいて補助金額が算定されるのであるから判定時刻は正確でなければならない。また、「延長保育月例報告書」に、「判定時刻」そのものを記載していないのでは、延長保育の実施状況を把握できない。

| 保育所 | 本来の「判定時刻」 | 誤った「判定時刻」 |
|---|---|---|
| A | 19時16分 | 19時1分 |
| B | 19時1分 | 18時46分 |
| C | 19時1分 | 18時31分 |
| D | 「判定時刻」の記載なし | |
| E | 18時31分 | 18時1分 |
| F | 「判定時刻」の記載なし | |
| G | 18時46分 | 18時31分 |
| H | 18時51分 | 18時31分 |
| I | 「判定時刻」の記載なし | |
| J | 「判定時刻」の記載なし | |
| K | 19時1分 | 18時46分 |
| L | 18時31分 | 18時00分 |
| M | 「判定時刻」の記載なし | |

延長保育事業における、各民間保育所に対して交付する補助金額の決定のためには、各民間保育所からの正確な判定時刻の報告が必要である。上記のようなミスを防ぐには、各民間保育所で「延長保育月例報告書」に「判定時刻」を記載するのではなく、子ども青少年局が予め「延長保育月例報告書」の「判定時刻」欄に判定時刻を記載し、各民間保育所に配布する方法が有効と考える。

## ３．長時間保育

（1）概要

長時間保育とは、午前7時30分から午後6時30分まで（公立にあっては午前8時から午後6時まで）の間で各保育所の実情に応じて保育を行うことをいう。ちなみに、延長保育は、この長時間保育を超えて行う保育である。

長時間保育の推移を見ると、

| 区　　分 | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ヵ所数 | 公立保育所 | 123 | 123 | 123 | 123 | 123 |
| | 民間保育所 | 139 | 137 | 139 | 136 | 142 |
| | 計 | 262 | 260 | 262 | 259 | 265 |

下記のとおり民間保育所延長保育等事業の一環として、開所時間充実補助が定められている。

平成 17 年度の長時間保育・民間分の補助金予算として　ア常勤保育士　3 歳未満児の児童数に応じて加配 716,711 千円　イ開所時間充実補助（内訳　児童加算、開所時間加算）454,603 千円の計 1,171,314 千円である。

民間保育所延長保育等事業補助要綱（以下、要綱という）によると、

開所時間とは、「一般保育所にあっては、保育所の長が定める午前 8 時及び午後 5 時の時点を含む 11 時間を、・・・いう」（(定義）第 2 条（４))

補助の種類として、「開所時間充実補助」（第 3 条（１))

開所時間充実補助は、「前条第 1 号に規定する開所時間充実補助は、午前 8 時及び午後 5 時において、6 名以上の児童を保育している民間保育所を対象とする。開所時間充実補助の額は、別表 1 のとおりとする。」（第 4 条第 1 項、第 2 項）

別表 1　開所時間充実補助　　補助する額は、次のとおりとする。

1．児童数による補助

| 区　　分 | | | 月額 |
|---|---|---|---|
| 午前8時又は午後5時のいずれかの時点において、保育している 3 歳未満の入所が承諾された児童数 | 1 | 6 人以上 12 人未満の場合 | 43,800 円 |
| | 2 | 12 人以上 18 人未満の場合 | 87,600 円 |
| | 3 | 18 人以上 24 人未満の場合 | 131,400 円 |
| | 4 | 24 人以上 30 人未満の場合 | 175,200 円 |
| | 5 | 30 人以上 36 人未満の場合 | 219,000 円 |

|  |  |  |  |
|---|---|---|---|
|  | 6 | 36 人以上の場合 | 262,800 円 |
| 午前8時又は午後5時のいずれかの時点において、保育している 3 歳以上の入所が承諾された児童数 | 7 | 25 人以上 50 人未満の場合 | 21,900 円 |
|  | 8 | 50 人以上の場合 | 43,800 円 |

2．11 時間開所補助

1 日 11 時間以上開所し、市民及び保護者向けにこの旨の広報が行われており、11 時間以上入所が承諾された児童を保育している場合に、月額 86,900 円を補助する。

以上の要綱によれば、午前 8 時と午後 5 時を含む開所時間 11 時間で、かつ午前 8 時及び午後 5 時において、6 名以上の児童を保育している保育所に対して、開所時間充実補助として①児童数による補助ならびに②11 時間開所補助が実施されることになる。

ただし、別表 1 では児童数による補助の区分において、要綱本文上では「午前 8 時及び午後 5 時において、6 名以上の児童を保育」と単に「6 名以上の児童」と規定しているにも拘らず、別表 1 では「3 歳児以上の入所が承諾された児童数」の場合は 25 人以上とされており、24 名以下 6 名以上の場合要綱本文では開所時間充実補助の対象に該当するにも拘らず別表 1 では該当しないこととなる。

そして平成 17 年度の開所時間充実補助金の交付状況を検討したところ、以下の事項が判明した。それは、11 時間開所時間補助金が交付されていないにも拘らず、児童数による補助金が交付されていたことである。

その金額は 17 年度上期補助金申請６１ヵ所中３８ヵ所 36,130 千円、下期同 61 ヵ所中 37 ヵ所 42,179 千円の計 78,130 千円である。

担当部署に確認したところ、開所時間が 11 時間に満たなくても通常時間を超えて開所している保育所には 11 時間開所補助金は交付しないが、8 時又は 5 時に一定数の児童がいる場合、その児童数に応じて補助金を交付するのがこの開所時間充実補助制度の趣旨であるとの説明であった。

しかし、上記の説明はこれまでに述べたように要綱上、相容れないものである。要綱上、開所時間充実補助は開所時間が 11 時間の保育所が対象となるのである。

（2）結果

現状の開所時間充実補助金の交付は、要綱に従ったものではなく、早急に是正すべきものである。この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行されたものであり、要綱の不備であれば速やかに改定すべきである。要綱の本文と別表の整合性も見直す必要

がある。

### ４．名古屋市民間保育所子育て支援センター事業について

（1）概要

名古屋市民間保育所子育て支援センター事業は、子育て支援センター及び小規模型子育て支援センターにおいて、恒常的に実施する育児不安についての相談事業、子育て情報の提供及び子育て家庭の多様なニーズへの積極的な対応などを通して、民間保育所における子育て支援事業を主導することにより、名古屋市全体で子育て支援する基盤の形成を図ることを目的とする。

子育て支援センターの事業においては、民間保育所の中から所定の要件を満たす保育所をセンター保育所として指定し、以下の内容の事業を行う。

①相談事業

相談会、電話及び来所等を通して子育て家庭の子育てに関する不安や疑問等について相談指導を行う事業

②特別保育事業の積極的実施、普及促進

多様な保護者のニーズに対応する特別保育事業を率先して実施し、その事業に関する研究を行うことにより特別保育事業の適正な推進を図る事業

③保育資源の情報提供

保育所では対応が困難な事案について、保育資源の情報を掌握し紹介する事業

④地域活動事業の積極的実施

「名古屋市保育所地域活動事業補助要綱」第4条第1項に定める事業のうち前3号に定める以外の事業を積極的に実施することにより、民間保育所における子育て支援の取組の推進を図る事業

平成17年度のセンター保育所は以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| 千草保育園（千種区下方町） | 天使保育園（瑞穂区苗代町） |
| めいほく保育園（北区上飯田） | 菜の花保育園（南区三吉町） |
| あかつき保育園（西区上名古屋） | 和進館保育園（守山区長栄） |
| 中村保育園（中村区中村町） | 名東保育園（名東区高間町） |

また、小規模型子育て支援センターの事業においては、社団法人名古屋民間保育園連盟事務所を、小規模型子育て支援センターとして指定し、以下の内容の事業を行う。

①相談事業

祝祭日を除き毎週月曜日から金曜日まで、午前9時から午後5時までの間、専

門の相談員により子育てに関する電話相談に応ずる事業

②保育資源の情報提供

名古屋市全体の保育資源、保育状況について情報収集し、インターネットホームページ等を通じて情報を提供する事業

(2)意見

16 年度の相談実績は次のとおりである。

| 区分 | | | センター保育所 | | 名古屋民間保育園連盟 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 電話 | 面談 | 電話 | 面談 |
| 基本的生活習慣 | 睡眠 | | 3 | 14 | 22 | 0 |
| | 食事 | 授乳 | 0 | 6 | 34 | 0 |
| | | 離乳 | 0 | 12 | 16 | 0 |
| | | 食事 | 3 | 41 | 11 | 0 |
| | 排泄 | | 5 | 11 | 24 | 0 |
| | しつけ・教育 | | 2 | 27 | 75 | 0 |
| | その他 | | 1 | 9 | 4 | 0 |
| 発育・発達等保健医療的相談 | ほふく・歩行 | | 0 | 10 | 5 | 0 |
| | 身体・発育 | | 4 | 19 | 9 | 0 |
| | 言葉 | | 3 | 13 | 14 | 0 |
| | 社会性 | | 0 | 12 | 32 | 0 |
| | 性格 | | 0 | 12 | 71 | 0 |
| | くせ | | 0 | 13 | 15 | 0 |
| | 病気・健康 | | 5 | 30 | 57 | 0 |
| | その他 | | 7 | 13 | 1 | 0 |
| 生活環境 | 家庭 | | 20 | 9 | 163 | 0 |
| | 近隣・地域 | | 8 | 20 | 223 | 0 |
| その他 | | | 195 | 188 | 269 | 0 |
| 虐待相談（再掲） | | | 6 | 18 | 7 | 0 |
| 延べ件数 | | | 256 | 459 | 1,045 | 0 |
| 開設日数一日当たりの相談件数 | | | 1.39 | 2.50 | 4.30 | － |
| センター保育所開設日数一日当たりの相談件数 | | | 0.17 | 0.31 | | |

名古屋民間保育園連盟の電話の相談件数は、一年間で 1,045 件あるのに対して、8 園あるセンター保育所全体でも 256 件しかない。名古屋市長は、センター保育所の

指定を行った場合市民に向けて広報することになっているが、センター保育所に対する電話相談の利用件数がもっと増加するよう広報に努めることが望まれる。

### ５．民間社会福祉施設産休・病休代替職員雇上補助金について

（1）概要

産休代替職員雇上補助金は、民間社会福祉施設の代表者が、当該社会福祉施設の就業規則の規定に基づき、産休職員に代わって産休代替職員を雇用し、賃金及び通勤手当を支払った場合において所定の基準の範囲内で、現に雇用した期間、現に支給した賃金及び通勤手当の額を支給するものである。

また、病休代替職員雇上補助金は、施設代表者が、当該社会福祉施設の就業規則の規定に基づき、病休職員に代わって病休代替職員を雇用し、賃金及び通勤手当を支払った場合において所定の基準の範囲内で、現に雇用した期間、現に支給した賃金及び通勤手当の額を支給するものである。

上記の所定の基準は以下のとおりである。

第1表　保育士

| 年　齢 | 有資格者 | 無資格者 |
|---|---|---|
| 21 歳未満 | 995 円 | 965 円 |
| 21 歳以上 31 歳未満 | 1,005 円 | 975 円 |
| 31 歳以上 | 1,015 円 | 985 円 |

第2表　介護員、介護職員、セラピスト及び調理員

| 年　齢 | 賃金 |
|---|---|
| 21 歳未満 | 765 円 |
| 21 歳以上 31 歳未満 | 775 円 |
| 31 歳以上 | 785 円 |

第3表

| 区　分 | 賃金 |
|---|---|
| 栄養士 | 985 円 |
| 理学療法士、作業療法士 | 1,025 円 |
| 保健師 | 1,085 円 |

ただし、継続して雇用される期間が 2 ヶ月を超え、あらかじめ割り振られた 1 週間の勤務時間が 29 時間を超える産休・病休代替職員の賃金単価は、第 1 表及び第 3 表においては 10 円を加算した金額とし、第 2 表においては 5 円を加算した金額とす

る。

（2）意見

民間保育所からの代替職員雇上実績報告書を閲覧すると、「継続して雇用される期間が 2 ヶ月を超え、あらかじめ割り振られた 1 週間の勤務時間が 29 時間を超える産休・病休代替職員の賃金単価」が「第 1 表及び第 3 表においては 10 円を加算した金額とし、第 2 表においては 5 円を加算した金額とする」ことができるにも関わらず、加算前の金額で実績報告をし、加算前の金額で補助を受けている民間保育所が散見される。

継続して雇用される期間が 2 ヶ月を超え、あらかじめ割り振られた 1 週間の勤務時間が 29 時間を超える産休代替職員・病休代替職員に対する賃金の、10 円あるいは 5 円の割り増しの取扱があるのに利用されていない。各民間保育所に割増し賃金の取扱があることを周知徹底することが望ましい。

## 第４．障害児保育

### １．障害児保育における指定保育所

(1)概要

名古屋市の障害児保育は昭和 49 年から実施されている。その前年に民間保育所勤務の 4 名と名古屋市児童福祉センター勤務の計 5 名が「名古屋障害児保育研究会」（以下、名障研という）を発足させ、以後研修会等を重ね障害児保育に注力したなかで、名古屋市内に障害児保育を先駆的に実施する保育所を指定したらどうかが取り上げられた。

一方、名古屋市は昭和 48 年の国の中央児童福祉審議会の中間答申「当面推進すべき児童福祉対策について」を受けて、「障害児保育事業実施要綱」を制定した。ここで初めて障害児保育事業対象施設の基準を示した。この要綱では民間保育所に限って指定された点が他の自治体と違って画期的なものであった。

昭和 49 年度に 2 ヵ所（名障研 2 ヵ所）、50 年度 2 ヵ所（同 1 ヵ所）、51 年度 2 ヵ所（同 1 ヵ所）、52 年度 2 ヵ所と指定され、現在で計 11 ヵ所が指定保育所となっている。

ところで、国の障害児保育事業は、昭和 49 年厚生省通知「障害児保育事業の実施について」では、端的にいえば配置された保育士の人件費の一定割合を補助するというもので、指定保育所方式による事業の実施であった。ところが、同 53 年厚生省通知「保育所における障害児の受け入れについて」は、同 49 年の通知を廃止し、その内容を一変させるものであった。その内容は、対象児童の年齢（4 歳以上）の表現をなくし、定員には触れず、保育士の配置には全く触れられていない等であり、この通知により、それまでの配置する保育士の人件費助成から、障害児保育に対する助成へとその内容が大きく変化した。

これは、従来の指定保育所方式を廃止し、中程度障害児を受け入れている保育所すべてへの助成を目指したものである。

ただし、指定保育所を直ちになくすのではなく、経過措置により、引き続き指定保育所で中程度の障害児が 4 名以上いる保育所には、保育士の配置に要する費用の助成を行うこととされた。

名古屋市においても、国の通知を受けて現在指定保育所に対する保育士配置のための人件費補助と、指定保育所以外の保育所に対する障害児保育のための補助が実施されている。

ここで名古屋市の障害児保育の年度別推移をみると、

(各年度3月1日現在)

<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">公立保育所</td><td>ヵ所数</td><td>120</td><td>122</td><td>121</td><td>121</td><td>122</td></tr>
<tr><td>児童数</td><td>304</td><td>336</td><td>320</td><td>328</td><td>354</td></tr>
<tr><td rowspan="6">民間保育所</td><td rowspan="2">指定保育所<br>(以下,指定園という)</td><td>ヵ所数</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td></tr>
<tr><td>児童数</td><td>48</td><td>59</td><td>52</td><td>46</td><td>51</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定外保育所<br>(以下,一般園という)</td><td>ヵ所数</td><td>82</td><td>87</td><td>90</td><td>96</td><td>96</td></tr>
<tr><td>児童数</td><td>238</td><td>254</td><td>275</td><td>289</td><td>295</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計</td><td>ヵ所数</td><td>93</td><td>98</td><td>101</td><td>107</td><td>107</td></tr>
<tr><td>児童数</td><td>286</td><td>313</td><td>327</td><td>335</td><td>346</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">合　計</td><td>ヵ所数</td><td>213</td><td>220</td><td>222</td><td>228</td><td>229</td></tr>
<tr><td>児童数</td><td>590</td><td>649</td><td>647</td><td>663</td><td>700</td></tr>
</table>

（注）表最上段の13から17の数字は、平成の各年度を示す（以下、同じ)。

平成17年度における児童数と定員を比較すると、

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>定員</td><td>児童数</td><td>比率（%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">公立保育所</td><td>11,808</td><td>354</td><td>3.00</td></tr>
<tr><td rowspan="3">民間保育所</td><td>指定園</td><td>1,280</td><td>51</td><td>3.98</td></tr>
<tr><td>一般園</td><td>19,127</td><td>295</td><td>1.54</td></tr>
<tr><td>計</td><td>20,407</td><td>346</td><td>1.70</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>32,215</td><td>700</td><td>2.17</td></tr>
</table>

表から定員に占める児童の受け入れ率は指定園が一番高いことが分かる。
しかし、指定園11ヵ所および児童5名以上を受け入れている一般園の上位15ヵ所の状況を検討すると、

指定園

| 保育所 | 定員 | 児童数 | 比率（%） |
|---|---|---|---|
| A1 | 90 | 9 | 10.00 |
| B1 | 90 | 7 | 7.78 |
| C1 | 60 | 3 | 5.00 |
| D1 | 150 | 7 | 4.67 |
| E1 | 90 | 4 | 4.44 |

| F1 | 90 | 4 | 4.44 |
|---|---|---|---|
| G1 | 60 | 2 | 3.33 |
| H1 | 90 | 3 | 3.33 |
| I1 | 210 | 6 | 2.86 |
| J1 | 170 | 4 | 2.35 |
| K1 | 180 | 2 | 1.11 |
| 計 | 1,280 | 51 | 3.98 |

一般園

| 保育所 | 定員 | 児童数 | 比率（%） |
|---|---|---|---|
| A２ | 60 | 5 | 8.33 |
| B２ | 120 | 10 | 8.33 |
| C２ | 90 | 7 | 7.78 |
| Ｄ２ | 240 | 17 | 7.08 |
| E2 | 90 | 6 | 6.67 |
| F2 | 90 | 6 | 6.67 |
| G2 | 75 | 5 | 6.67 |
| H2 | 123 | 8 | 6.50 |
| I2 | 120 | 6 | 5.00 |
| J2 | 120 | 5 | 4.17 |
| K2 | 120 | 5 | 4.17 |
| L | 280 | 11 | 3.93 |
| M | 150 | 5 | 3.33 |
| N | 150 | 5 | 3.33 |
| O | 230 | 7 | 3.04 |
| 計 | 2,058 | 108 | 5.25 |

上の指定園と一般園との比較から、指定園では受入率で 10%から 1.11%まで、受入数で９名から２名までとばらつきが大きいことがわかり、一方、一般園上位 15 ヵ所のほとんどでは受入率、受入数とも指定園を上回っていることがわかる。

保育所に対する補助は、指定園の場合は、加算保育士 1 ないし 2 名（軽度児 5 名に対し 1 名、中度児 3 名に対し 1 名）を加配し、一般園の場合は、障害児保育勧奨金として軽度児 1 名に対し月額 73,300 円、中度児同 122,200 円となっている。

17 年度予算額で指定園・障害児保育士加配 83,543 千円、一般園・障害児保育補助金 335,778 千円の計 419,321 千円が補助金額である。

(2)結果

名古屋市において民間保育所主導の下、障害児保育に果たしてきた指定園の役割は多大なものであったことは事実である。当初の数ヵ所が現在では 107 ヵ所の保育所で児童を受入れ、保育の実施に至っている。指定園は現在の礎を築いたものといえる。

しかし、昭和 49 年のスタートから 30 年を超える歳月がたち、また、今日の指定園と一般園の保育状況をみると両者を峻別する明確な相違点は見出せない。

昭和 53 年の経過措置により、指定保育所に対する補助が続いているのであるが、相当程度の期間の経過ならびに指定園と一般園の現況を勘案すると、現在の補助形態を変更することが必要であるものと判断する。

すなわち、指定園と一般園の区別を廃止し、もって保育士の人件費補助から障害児保育に対する助成へ一本化すること等が検討されなければならない。

これは、補助金額の削減を意図するものでは決してなく、補助の方式を変更し実態に沿った補助金の効率的な交付により、今後とも名古屋市の障害児保育の充実を期すために必要なものと判断するものである。

この変更に際し、障害児保育にいち早く理解をもって当たってきた指定園に対する説得と理解を求めることは、言うに及ばないことである。

## ２．障害児保育に係る巡回指導

(1)概要

名古屋市は、所管の保育所に入所している障害児について、当該保育所を巡回し、保育者・保護者への指導を行い、障害児の発達を促し、もって障害児保育の充実を図っている。

巡回指導は、医師、心理判定員・セラピスト、その他市長が適当と認める学識経験者が巡回指導員として、年 2 回実施している。

この巡回指導は、それを希望する保育所の長から、名古屋市へ障害児保育巡回指導希望調書の提出によって実施される。

最近の指導実績を示すと、

| 区　分 | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公立保育所 | ヵ所数 | 88 | 102 | 92 | 92 | 97 |
| | 児童数 | 200 | 213 | 206 | 216 | 250 |
| 民間保育所 | ヵ所数 | 34 | 36 | 38 | 39 | 40 |
| | 児童数 | 60 | 60 | 69 | 67 | 66 |
| 合　計 | ヵ所数 | 122 | 138 | 130 | 131 | 137 |
| | 児童数 | 260 | 273 | 275 | 283 | 316 |

次に上記の指導実績は、全体のヵ所数、児童数と比較してどの程度の指導比率になるかを検討すると、

指導ヵ所の比較

| 区　分 | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公立保育所 | 指導ヵ所数 | 88 | 102 | 92 | 92 | 97 |
| | 全体ヵ所数 | 120 | 122 | 121 | 121 | 122 |
| | 比率(%) | 73.3 | 83.6 | 76.0 | 76.0 | 79.5 |
| 民間保育所 | 指導ヵ所数 | 34 | 36 | 38 | 39 | 40 |
| | 全体ヵ所数 | 93 | 98 | 101 | 107 | 107 |
| | 比率(%) | 36.6 | 36.7 | 37.6 | 36.4 | 37.4 |
| 合　計 | 指導ヵ所数 | 122 | 138 | 130 | 131 | 137 |
| | 全体ヵ所数 | 213 | 220 | 222 | 228 | 229 |
| | 比率(%) | 57.3 | 62.7 | 58.6 | 57.5 | 59.8 |

指導児童数の比較

| 区　分 | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公立保育所 | 指導児童数 | 200 | 213 | 206 | 216 | 250 |
| | 全体児童数 | 304 | 336 | 320 | 328 | 354 |
| | 比率(%) | 65.8 | 63.4 | 64.4 | 65.9 | 70.6 |
| 民間保育所 | 指導児童数 | 60 | 60 | 69 | 67 | 66 |
| | 全体児童数 | 286 | 313 | 327 | 335 | 346 |
| | 比率(%) | 21.0 | 19.2 | 21.1 | 20.2 | 19.1 |
| 合　計 | 指導児童数 | 260 | 273 | 275 | 283 | 316 |
| | 全体児童数 | 590 | 649 | 647 | 663 | 700 |
| | 比率(%) | 44.1 | 42.1 | 42.5 | 42.7 | 45.1 |

上記の比較・検討により、巡回指導は対児童および対保育所ともに圧倒的に公立保育所に偏重し、民間保育所に対しては低率の巡回指導となっていることがわかる。

平成 17 年度の場合、巡回指導は全児童に対し公立保育所 70.6%、民間保育所 19.1%であり、全保育所に対し公立保育所 79.5%、民間保育所 37.4%の実施状況である。

ちなみに、児童数は公立保育所 354 名、民間保育所 346 名であり、また、保育所は公立保育所 122 ヵ所、民間保育所 107 ヵ所であり、公立保育所と民間保育所では受入児童数、保育所数ともに大差のない状況である

このように民間保育所の巡回指導が低調な理由として、巡回指導を希望する保育

所が少ないことや年度途中の障害児認定の場合巡回を希望する時期に申請が間に合わないことなどがその一因として挙げられている。障害児保育巡回指導希望調書の提出がなければ、又は時機を得た申請でなければ巡回指導は実施されないのである。

(2)結果

障害児保育にとって、専門機関・専門家の指導等は欠かすことの出来ないものであり、巡回指導を受けている保育所からは、その相談、助言等は大きな支えとなっているとの評価がある。

障害児保育は一人ひとりの障害の状態に応じて実施されるべきであるが、名古屋市の行っている指導巡回は公立保育所および同児童に対し余りにも偏っているものである。民間保育所に対し巡回指導に対する理解と周知を図り、また、現在利用していない理由を求め、その内容を検討することによってこの制度の利用の向上に努めるべきである。

### ３．障害児受入の保育所の普及

(1)概要

障害児が入園している保育所は、公立保育所 124 ヵ所のうち 122 ヵ所（98.3%）、民間保育所 152 ヵ所のうち 107 ヵ所（70.3%）である。

また、保育所 1 ヵ所当たりの受入数は、民間保育所の場合は 17 名をはじめとして 5 名以上を受け入れている保育所は 23 ヵ所ある。これに比して公立保育所の場合は 5 名受入が 4 ヵ所、 4 名受入が 9 ヵ所あるもののそれ以外はすべて 3 名以内となっている。

以上の状況から次のようなことが明らかとなる。まず、受入保育所に関し、公立保育所はほぼ全ヵ所で児童を受け入れているのに対し、民間保育所の場合は約３割もの保育所が受け入れていないということである。そして、受入児童数に関し、民間保育所の場合は施設、人員等を総合的に勘案し可能な児童数を受け入れているのに対し、公立保育所の場合は概ね３名を限度としていることである。

名古屋市の保育は、障害の有無にかかわらず児童全員を一緒に保育する統合保育である。従って民間保育所の約 3 割もの保育所が障害児保育を行っていない現実は、座視できないものである。障害にはさまざまな態様があり、障害児保育の経験の無い保育所にとって即座に受け入れることは容易でないことは理解できる。しかし、1 名の受入からでもいいから、その受入、保育を始めることによって障害児保育の向上につなげるべきである。

次に、公立保育所では受入児童数を概ね 3 名以内としていることについて、児童が名古屋市全市に不偏的に居住しているならば、3 名の枠であっても各区の公立保

育所にほぼ入園できるのであろうが、実際は人口密集地区、新興住宅地区のばらつき等によって特定の地区の保育所に対する入園希望が片寄ることもある。従って、3名枠の慣行を取りやめて、民間のように入園希望児童や各保育所の状況に応じて児童の受入を弾力的に決めることが必要である。

（2）意見

民間保育所のなかで、児童の受け入れていない保育所に対しては、その受け入れを検討、実施するように説得と指導を重ねるべきである。

また、公立保育所に関し、3名枠の撤廃を図るために弾力的に職員配置を見直すことも必要であるものと考える。

### 4．障害児の認定申請手続

（1）概要

障害には、視覚・聴覚障害、肢体不自由、内部疾患等その障害が身体的部位に認められるもののほか、知的障害、自閉症侯群、その他（注意欠陥多動性障害、痙攣性疾患、情緒障害等）の障害がある。

民間保育所の代表者は、障害児が入所したときは、入所した日の属する月の末日（入所後、障害児と判明したときは、その判明した日の属する月の末日）までに、障害児保育対象児認定申請書（第1号様式）（以下、申請書という）をその民間保育所を所管区域とする社会福祉事務所長を経由して市長に提出する。

上記の申請書の添付書類の一つに心身状況表がある。この書類は療育等専門機関の見解などを保護者が簡潔に記載し、最後に保護者の自署押印をもって完成する。

保護者のなかには、児童が療育を受けているものの、心身状況表に署名することに逡巡する者もいる。特に心的障害を有する児童の保護者の場合である。

この書類に保護者の自署を必須とする理由は格別には見出せないものと考えられる。

ここで、参考として名古屋市の小中学校の場合をみると、障害児童生徒就学指導個人調査表を保護者から療育の状況その他を聞きながら学校側が校長名で作成する。そしてその調査表を就学指導委員会へ提出し、以って障害児教室のクラス分けに資するのであり、最終的に教員配置の用に供するのである。この調査表作成に当たっては口頭で保護者から了承を得て行う。

保育所において、対象児の認定手続きに当たっては、保護者から必ずしも心身状況表の記載を求めなくても、聞き取りによって保育所側で作成できるようにすることも検討すべきである。その際には、その作成につき保護者から合意を得ておく必

要がある。

（2）意見

民間保育所障害児保育事業を円滑に実施するため、障害児保育対象児認定申請書の添付書類の心身状況表は保護者が作成することを原則とするが、保護者の心身状況表の内容の記入を保育所に委託することも可能とすることが望ましい。

## 第５．民間保育所の指導監査

### １．指導監査の実施状況

(1)概要

名古屋市は、民間の保育所に対して関係法令、通知等の遵守性や、設立・設置の目的に沿った適切な運営をおこなっているかを明らかにすることにより、当該施設の適正な運営を確保することを目的として指導監査を行っている（児童福祉法第 46 条参照)。

「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱」(以下、要綱という）によれば、指導監査は一般指導監査と特別指導監査があり、前者は各年度に 1 回実地に行うことを原則とする。そして、監査担当者は、指導監査終了後、法人・施設の代表者等の出席の下、監査結果の講評を行い、改善が必要な事項を口頭で指導する。

そして改善報告を求める事項については代表者に対して文書をもって通知する。その改善報告については、期限を付して改善報告書の提出を求めている。その文書は「監査年月日」､「施設名」､「改善を要する事項（○年○月○日通知)」､「改善内容・改善計画（○年○月○日報告)」､「備考」の各欄からなっている。

平成 17 年度において民間保育所 152 ヵ所のうち、文書をもって通知した保育所は 97 ヵ所であった。監査日は平成 17 年 8 月 22 日から翌年 2 月 25 日までであった。ちなみに平成 18 年 1,2 月の実施件数は 16 ヵ所であった。

上記のうち、通知日が年度内のものは 13 ヵ所にとどまり、残り 84 ヵ所は年度末の 3 月 31 日であった。

また、上記文書を受領した保育所は同文書の「改善内容・計画（○年○月○日報告)」を記載して回答するのであるが、その報告日が市の通知日より前の日付のものが 2 ヵ所、報告日の記載がないものが 33 ヵ所あった。

(2)結果

指導監査終了後、改善報告を求める事項について文書をもって通知する期限を要綱に規定することが必要である。監査終了後タイミングを失せず時宜を得た改善事項の通知が改善内容・計画に結びつくものと判断する。年度末を待たずに適切な時期に通知を実施すべきである。

また、報告日付が不適切なものや空欄のものは、補充を含めて再提出を求めるべきである。

保育所から改善内容・計画を記載して戻ってきた大部分の文書には、収受印が押されていない。文書管理上、押印する必要がある。

## ２．指導監査の指摘事項

(1)概要

平成 17 年度に民間保育所の指導監査を実施した結果として、改善を要する事項とした件数は 183 件であった。その内容として、就業規則の整備、ピアノ、テレビ等の固定による安全面の対策等の指摘が多いなかで、保護者負担金の見直しが 13 件（このうち 12 件は平成 16 年度指摘に引き続き連年指摘）、保育所会計から他の会計への貸付金、繰出しの解消を指摘しているものが 6 件あった。保育所経理区分から保育所以外の経理区分への流用、貸付は年度内であっても認められていない。補助金、補給金がその会計の財源であるため、他の使途への流用を禁じているものである。

要綱では、文書をもって改善指導した事項について、度重なる指導にもかかわらず改善が図られない場合は、個々の状況に応じ、改善命令等所要の措置を講じるものとする、と規定されている。

平成 17 年度に改善命令が発せられた件数は 1 件である。これは、一般指導監査において、施設の運営に不正があったことを疑うに足りる理由が生じたため特別指導監査を実施した結果、改善命令が下されたものである。

(2)結果

保育所会計から他への貸付金等は、その発生がないように厳格に指導監査すべきである。

また、連年指摘事項についても同様に説得、指導の強化が必要である。

そして、指導監査を実効ならしめるため、要綱上、例えば同じ指摘を連続一定回数以上（例、3 年）又は一定期間内に一定回数以上なされた場合（例、5 年間で 3 回）は、改善が図られないものとして所要の措置を講じることとする等、具体的な内容を織り込んだ規程づくりを検討すべきである。

## 第６．収納事務

### Ⅰ．概要

### １．平成 17 年度保育料収納状況

（1）現年度分決算額

平成 17 年度に調定を行った保育料の収納状況は以下のとおりである。

＜現年度分＞（単位：円）

| 区 | 公立 | | | | 民間 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
| 千種 | 203,385,270 | 203,309,770 | 75,500 | 99.96% | 138,533,490 | 138,533,490 | 0 | 100.00% |
| 東 | 52,647,980 | 52,643,380 | 4,600 | 99.99% | 89,248,780 | 89,248,780 | 0 | 100.00% |
| 北 | 233,026,570 | 232,591,770 | 434,800 | 99.81% | 197,670,480 | 197,670,480 | 0 | 100.00% |
| 西 | 83,848,030 | 83,433,435 | 414,595 | 99.51% | 292,418,690 | 292,418,690 | 0 | 100.00% |
| 中村 | 119,477,660 | 119,207,260 | 270,400 | 99.77% | 221,993,600 | 221,993,600 | 0 | 100.00% |
| 中 | 36,145,560 | 35,590,460 | 555,100 | 98.46% | 126,042,520 | 125,262,220 | 780,300 | 99.38% |
| 昭和 | 38,974,420 | 38,858,220 | 116,200 | 99.70% | 319,264,170 | 313,224,220 | 6,039,950 | 98.11% |
| 瑞穂 | 80,721,410 | 80,721,410 | 0 | 100.00% | 281,854,070 | 281,854,070 | 0 | 100.00% |
| 熱田 | 60,987,640 | 60,985,880 | 1,760 | 100.00% | 236,223,660 | 236,223,660 | 0 | 100.00% |
| 中川 | 134,599,610 | 134,433,510 | 166,100 | 99.88% | 510,384,490 | 510,384,490 | 0 | 100.00% |
| 港 | 137,002,950 | 135,862,650 | 1,140,300 | 99.17% | 345,881,180 | 345,881,180 | 0 | 100.00% |
| 南 | 114,294,850 | 113,631,800 | 663,050 | 99.42% | 338,387,020 | 338,090,620 | 296,400 | 99.91% |
| 守山 | 225,938,810 | 223,858,860 | 2,079,950 | 99.08% | 219,169,900 | 219,169,900 | 0 | 100.00% |
| 緑 | 238,005,800 | 237,275,750 | 730,050 | 99.69% | 361,526,960 | 361,526,960 | 0 | 100.00% |
| 名東 | 213,357,130 | 212,920,730 | 436,400 | 99.80% | 194,984,640 | 194,984,640 | 0 | 100.00% |
| 天白 | 121,792,320 | 121,684,320 | 108,000 | 99.91% | 323,803,940 | 323,803,940 | 0 | 100.00% |
| 合計 | 2,094,206,010 | 2,087,009,205 | 7,196,805 | 99.66% | 4,197,387,590 | 4,190,270,940 | 7,116,650 | 99.83% |

（資料出所：保育課）

（2）過年度分決算額

平成 17 年度以前に調定を行った保育料の平成 17 年度における収納状況は以下のとおりである。

＜過年度分＞（単位：円）

| 区 | 公立 | | | | 民間 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
| 千種 | 576,370 | 40,800 | 535,570 | 7.08% | 0 | 0 | 0 | － |
| 東 | 391,700 | 15,100 | 376,600 | 3.85% | 0 | 0 | 0 | － |
| 北 | 2,358,910 | 84,000 | 2,274,910 | 3.56% | 0 | 0 | 0 | － |
| 西 | 1,779,000 | 42,300 | 1,736,700 | 2.38% | 0 | 0 | 0 | － |
| 中村 | 901,480 | 4,600 | 896,880 | 0.51% | 0 | 0 | 0 | － |
| 中 | 1,086,490 | 0 | 1,086,490 | 0.00% | 4,582,915 | 3,844,120 | 738,795 | 83.88% |
| 昭和 | 792,860 | 58,200 | 734,660 | 7.34% | 7,122,500 | 7,122,500 | 0 | 100.00% |
| 瑞穂 | 358,400 | 0 | 358,400 | 0.00% | 81,904 | 81,904 | 0 | 100.00% |
| 熱田 | 0 | 0 | 0 | － | 0 | 0 | 0 | － |
| 中川 | 3,008,995 | 44,160 | 2,964,835 | 1.47% | 0 | 0 | 0 | － |
| 港 | 4,814,870 | 423,400 | 4,391,470 | 8.79% | 0 | 0 | 0 | － |
| 南 | 1,827,720 | 224,500 | 1,603,220 | 12.28% | 10,800 | 0 | 10,800 | 0.00% |
| 守山 | 4,078,431 | 169,700 | 3,908,731 | 4.16% | 0 | 0 | 0 | － |
| 緑 | 1,488,262 | 24,400 | 1,463,862 | 1.64% | 0 | 0 | 0 | － |
| 名東 | 946,720 | 176,800 | 769,920 | 18.68% | 0 | 0 | 0 | － |
| 天白 | 401,800 | 54,000 | 347,800 | 13.44% | 500,500 | 0 | 500,500 | 0.00% |
| 合計 | 24,812,008 | 1,361,960 | 23,450,048 | 5.49% | 12,298,619 | 11,048,524 | 1,250,095 | 89.84% |

（資料出所：保育課）

## ２．保育料の徴収方法

（1）公立保育所における徴収

公立保育所の場合、毎月の保育料の徴収は以下のような手順で行われる。なお、口座振替により保育料の徴収が行われる場合を想定している。

①保育課から各保育園への調定額の通知

保育課において、福祉総合情報システムの調定額の個人別データから各保育園の調定額を把握し、各保育園に調定額を文書で通知する。

②各保育園での調定入力

各保育園では、保育課からの文書に基づき、財務会計システムに調定額の入力を行う。その後、調定登録確認書を財務会計システムから出力し、入力額の確認を行う。

③委託業者による口座振替データの取りまとめ

委託業者は、金融機関から送られてくる口座振替データを取りまとめ、磁気テープに入力して収入役室へ送付する。また、個人別の収納状況を各保育園に伝えるため、領収書管理簿を出力して各保育園に送付する。

④収入役室による口座振替データの入力

収入役室では、委託業者から送られてきた口座振替データに基づき、財務会計システムに入力し、収入未済額の消し込みを行う。

⑤各保育園における債権管理

各保育園では、委託業者から送られてきた領収書管理簿に基づき、債権管理を行う。

公立保育所では、保育園長が調定者となり、徴収事務についても保育園長が行うこととなっている。資金不足により口座振替が行われなかった場合には、委託業者から「領収書・領収書（控）・納付済通知書」が送付され、督促を行う。

なお、年度末に収入未済額がある場合には、各保育園は保育料納入未済者等報告書を作成し、保育課へ送付しているため、保育課は個人別の収入未済額を把握することができる。

（2）民間保育所における徴収

民間保育所では、社会福祉事務所長が調定者となる。区の民生子ども課長が毎月、保育園ごとに保育料の調定を行い、保育所長に対して納付書を発行する。保育所長は徴収事務を行い、区収入役に払込みをする。

なお、保育料は児童福祉法第 56 条第 1 項の規定による公金である。地方自治法第 243 条により私人の公金の取り扱いは制限されているが、民間保育所長は「民間保育所保育料徴収事務協力員設置要綱」により保育料徴収事務協力員に指定されている。よって、保育料徴収事務における民間保育所長の立場は、非常勤特別公務員ということになる。

## Ⅱ．監査結果

### １．財務会計システムと領収書管理簿の不一致について

（1）概要

①小幡保育園について

小幡保育園における平成 17 年度の財務会計システム上の収入未済額は、以下のとおりである。

| 区　分 | 金額（円） |
|---|---|
| 現年度調定分 | 573,600 |
| 過年度調定分 | 1,115,400 |
| 合　計 | 1,689,000 |

一方、保育園で保管されている領収書管理簿から個人別に収入未済額を集計したところ、以下のような結果となった。

（現年度調定分）

| 調定年度 | 金額（円） | 摘　要 |
|---|---|---|
| 17 年度 | 573,600 | 3 名分 |

（過年度調定分）

| 調定年度 | 金額（円） | 摘　要 |
|---|---|---|
| 14 年度 | 17,300 | 1 名分 |
| 15 年度 | 179,550 | 1 名分 |
| 16 年度 | 271,800 | 3 名分 |
| 合　計 | 468,650 | |

上記のとおり、現年度調定分の収入未済額については財務会計システムと領収書管理簿の金額が一致していたが、過年度調定分の収入未済額については不一致であった。

（過年度調定分）

| 区　分 | 金額（円） |
|---|---|
| a 財務会計システム | 1,115,400 |
| b 領収書管理簿 | 468,650 |
| 差異（a－b） | 646,750 |

不一致の理由として、平成 13 年度以前の領収書管理簿の収入未済額が上表の b に集計されていない可能性が考えられる。しかし、領収書管理簿の保存が義務付けられているのは 1 年間のみであるため、過去の領収書管理簿は存在せず、平成 13 年度以前の個人別の収入未済額を調査することはできなかった。よって、財務会計システムに計上されている収入未済額と領収書管理簿に計上されている収入未済額が一致しているか確認することはできず、また個人別の収入未済額を把握することもできなかった。

従来、各保育園から子ども青少年局へ保育料収入未済者等報告書が提出されており、子ども青少年局においても個人別の収入未済額を把握することは可能であったはずであるが、過去の保育料収入未済者等報告書が一部しか保管されていないため、保育料収入未済者等報告書によって財務会計システムに計上されている収入未済額を個人別に把握することはできなかった。

後日、保育課に保管されている調定額繰越書、保育料納入未済者等報告書及び納付済通知書に基づき、収入未済額を精査したところ、財務会計システム上の収入未済額と一致した。よって、財務会計システム上の収納未済額を個人別に把握することは可能であるが、日常的に収納未済額を個人別に把握していない。

なお、地方自治法第 236 条により保育料の収入未済額の消滅時効は 5 年であるため、収入未済額の一部は時効になっている可能性がある。

②港西保育園について

港西保育園においては、現年度調定分の収入未済額については財務会計システムと領収書管理簿の金額が一致していたが、過年度調定分の収入未済額については平成 16 年度以前の領収書管理簿が保存されていないため、財務会計システムの金額と照合することはできなかった。

そこで、保育園に残されていた「納付済通知書」に基づき、過年度調定分の収入未済額を個人別に集計したところ、以下のように財務会計システムと納付済通知書の金額は一致しなかった。

（過年度調定分）

| 区　分 | 金額（円） |
|---|---|
| a 財務会計システム | 945,860 |
| b 納付済通知書 | 824,350 |
| 差異（a－b） | 121,510 |

後日、保育課に保管されている調定額繰越書、保育料納入未済者等報告書及び納付済通知書に基づき、収入未済額を精査したところ、財務会計システム上の収入未済額と一致した。よって、財務会計システム上の収納未済額を個人別に把握することは可能であるが、日常的に収納未済額を個人別に把握していない。

また、納付済通知書の金額を調定年度ごとに区分すると以下の結果となった。

| 調定年度 | 金額（円） |
|---|---|
| 9 年度 | 39,600 |
| 10 年度 | 89,650 |
| 13 年度 | 99,000 |
| 14 年度 | 249,600 |
| 15 年度 | 346,500 |
| 合　計 | 824,350 |

前述のように、収入未済額の消滅時効は 5 年で成立するため（地方自治法第 236 条)、平成 9 年度及び 10 年度の収入未済額については時効が成立している可能性がある。

（2）結果

債権を個人別及び発生時点別に把握することは債権管理の基本である。収入未済額を個人別に把握することができなくては徴収事務を行うことは不可能であり、また、調定年度が不明では不納欠損処理を行うことができない。なお、平成 17 年度に不納欠損処理は行われておらず、過去にも不納欠損処理は行われていないとのことであった。

前述のように、保育課に保管されている調定額繰越書、保育料納入未済者等報告書及び納付済通知書で収入未済額を個人別・調定年度別に把握することは可能ではあるが、日常的に収入未済額を個人別・調定年度別に把握しているわけではない。収入未済額を個人別・調定年度別に把握し、財務会計システムの残高と一致しているか検証する仕組みを構築することが必要である。現状では、領収書管理簿の保存期間は 1 年間とされているが、収入未済額がある場合には、収納が完了するか、あ

るいは時効が成立するまで保管することを検討すべきである。また、子ども青少年局においても、保育料収入未済者等報告書により個人別に収入未済額を把握することが可能であるので、個人別・調定年度別の収入未済額を集計し、財務会計システムと一致しているか検証すべきである。

### ２．保育料の調定入力について

（1）概要

①調定金額の入力誤りについて

本地第一保育園では平成 18 年 3 月分の調定入力した金額に誤りがあった。各保育園では、財務会計システムに調定入力を行った後に、財務会計システムから調定登録確認書を出力し、調定入力した金額に誤りがなかったかを確認することになっている。調定登録確認書を閲覧したところ、誤った金額のまま確認印が押されていた。

なお、当該入力誤りは出納整理期間の平成 18 年 5 月に子ども青少年局によって修正された。

②調定金額の二重入力について

各年度の 3 月 31 日までの調定入力は各保育園が行い、4 月 1 日から 5 月 31 日までの出納整理期間における調定入力は子ども青少年局が行うことになっている。出納整理期間に子ども青少年局が行う調定入力の内容は、各保育園の調定入力の修正である。

天子田保育園では、平成 17 年度の出納整理期間に子ども青少年局が調定入力を行った後、保育園が誤って 1,073,750 円の調定入力を行った。そのため、財務会計システムに収入未済額が同額計上された。なお、当該収入未済額は子ども青少年局によって修正されなかったため、平成 17 年度末に収入未済額として残ることになった。

（2）結果

上記①については、各保育園で行われる調定登録確認書によるチェックを徹底すべきである。

また、調定入力と調定登録確認書によるチェックは同一人物が行うことから、チェック漏れが発生しやすくなる危険性がある。子ども青少年局では、各保育園が行った調定入力を財務会計システムの画面で確認することが可能であるため、調定入力の誤りがないか確認することを検討すべきである。

②については、調定入力のルールを各保育園に周知徹底させることが必要である。また、「１．財務会計システムと領収書管理簿の不一致について」で述べたように、子ども青少年局は、年度末における各保育園の収入未済額を保育料収入未済者等報告書により確認すべきである。

### ３．保育園における財務会計システムのパスワードについて

（1）概要

「Ⅰ．概要　２．保育料の徴収方法」で述べたように、財務会計システムへの調定入力は各保育園で行われる。財務会計システムの調定入力画面にアクセスするためには、財務会計 ID カードを端末に挿入するとともに、保育園別のパスワード、職員番号及び個人別パスワードを入力する必要がある。保育園別のパスワードは定期的に変更が行われるものではない。また、個人別のパスワードについては 1 年ごとに変更する機会が与えられるが、変更が強制されるものではなく、従来のパスワードをそのまま使用することも認められている。

（2）結果

長期間にわたって同一のパスワードを使用し続けることはセキュリティの点で問題がある。個人別のパスワードは定期的に変更するように、各保育園に指導すべきである。

## 第７．契約

### Ⅰ．概要

### １．契約実績

(1)工事

平成 17 年度における工事に係る契約実績は以下のとおりである。

| | 契約金額（千円） | 件数（件） |
|---|---|---|
| 一般競争入札 | － | 0 |
| 指名競争入札 | － | 0 |
| 随意契約 | 63,955 | 617 |
| 合計 | 63,955 | 617 |

１件を除き、全てが少額随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により、金額が少額であるため入札によらないで契約を結ぶことができるもの）である。

(2)委託

平成 17 年度における委託に係る契約実績は以下のとおりである。

| | 契約金額（千円） | 件数（件） |
|---|---|---|
| 一般競争入札 | － | 0 |
| 指名競争入札 | 54,054 | 2 |
| 随意契約 | 32,834 | 68 |
| 合計 | 86,888 | 70 |

随意契約 68 件は、全て少額随意契約である。

(3)物品購入

平成 17 年度における委託に係る契約実績は以下のとおりである。

| | 契約金額（千円） | 件数（件） |
|---|---|---|
| 一般競争入札 | － | 0 |
| 指名競争入札 | 5,148 | 4 |
| 随意契約 | 915,308 | 17,817 |
| 合計 | 920,456 | 17,821 |

物品購入における随意契約件数が著しく多いのは、各園（124 か所）で購入する飲食物費（給食のうち、パン、牛乳、脱脂粉乳以外のもの）が含まれるためである。

## Ⅱ．監査の結果

### １．指名競争入札について

(1)概要

①委託について

指名競争入札については全件（２件）を抽出して検討を行った。

（単位：円）

| No | 件名 | 契約金額 | 契約方法 |
|---|---|---|---|
| A | 公立保育園における清掃業務委託 | 52,500,000 | 地方自治法施行令第167条第1項第1号による指名競争入札 |
| B | 公立保育所におけるグリストラップ清掃委託 | 1,554,000 | 同上 |

②物品購入について

保育課が財政局監理課へ調達依頼をかけた契約について全件（４件）を抽出して検討を行った。

（単位：円）

| No | 件名 | 契約金額 | 契約方法 |
|---|---|---|---|
| C | 公立保育園における入学祝品（鉛筆、色鉛筆） | 2,022,930 | 指名競争入札 |
| D | 保育園嘱託職員用ズボン（冬用） | 1,083,379 | 指名競争入札 |
| E | 保育園嘱託職員用エプロン | 1,030,617 | 指名競争入札 |
| F | 保育園嘱託職員用帽子 | 1,011,811 | 指名競争入札 |

(2)意見

①競争性の確保について

名古屋市契約規則第16条によると、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、５人以上を入札参加者として指名しなければならない旨規定されている。これは入札参加者の数をある程度確保することにより、入札の際に競争性が低下することを防止する趣旨であると考えられる。一方、入札参加者には入札辞退の自由が原則として認められており、これによる不利益な処分も受けることはない（「名古屋市競争入札参加者手引」第10第１項及び第４項）。

このため、規則に従って業者を５人以上指名したとしても、辞退する者が著しく多い場合には競争性は低下することになる。例えば、契約Ａでは指名業者９

者に対して辞退が４者であり、契約Ｃでは指名業者 14 者に対して６者（辞退４者、欠席１者、白紙入札による無効１者）が不参加であった。いずれの場合もあらかじめ指名業者数を多く指名していることから、一定の競争性は確保されているものと認められるが、指名競争入札によって入札参加者を限定している限り、辞退等によって競争性が低下した状態で入札が行われる可能性は常に潜んでいる。

入札における競争性を高めて公費の効率的使用を図る観点からは、入札参加者数をできるだけ増加させるべきであり、そのためには一般競争入札の適用範囲の拡大や、電子入札による件名を増やす等の施策を積極的に行っていく必要がある。

## ２．随意契約について

(1)概要

①工事について

随意契約 617 件のうち少額であることによる随意契約以外の全件（１件）を抽出して調査を行った。

（単位：円）

| No | 件名 | 契約金額 | 契約方法 |
|---|---|---|---|
| G | 如意保育園におけるアスベスト除去工事 | 3,150,000 | 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号による随意契約（緊急を要するために行う随意契約） |

②委託について

随意契約 68 件のうち契約金額の上位５件を抽出して検討を行った。

（単位：円）

| No | 件名 | 契約金額 | 契約方法 |
|---|---|---|---|
| H | 公立保育所におけるぎょう虫卵検査委託（単価契約） | 997,156<br>（11,204 件） | 地方自治法施行令第 167 条の２第１項第１号による随意契約（少額を理由とする随意契約） |
| I | 則武保育園始め 20 か園における換気扇清掃委託 | 925,102 | 同上 |
| J | 中保育園始め 21 か園における園舎清掃委託 | 901,775 | 同上 |
| K | 則武保育園耐震対策調査委託 | 840,000 | 同上 |

| L | 芝保育園始め６か園における樹木剪定委託 | 798,000 | 同上 |
|---|---|---|---|

③物品購入について

保育課が財政局監理課へ調達依頼をかけた契約のうち金額最上位の１件及び保育課が直接契約したもののうち金額最上位の１件を抽出して検討を行った。

（単位：円）

| No | 件名 | 契約金額 | 契約方法／契約部署 |
|---|---|---|---|
| M | 保育用よしず・上敷の購入 | 535,384 | 随意契約（少額）<br>財政局監理課 |
| N | 公立保育園における砂場等の砂の補充 | 824,355 | 随意契約（少額）<br>保育課 |

(2)結果

①請書の徴取について

名古屋市契約規則第 27 条によれば､契約金額が 200 万円を超えない契約をするときは、契約書の作成を省略することができるが、30 万円以上であるときは、契約の相手方から請書を提出させなければならない旨、規定されている。

契約 H は、契約金額が 30 万円以上 200 万円以下であることから、契約書の作成は省略することができるが、業者から請書の提出を受けなければならない。しかし、請書の提出を受けておらず、また契約書も作成されていなかった。

毎年同一の業者に委託している件名であり、手続よりも実務が先行し、請書の請求が失念されたと思われる。しかし請書の徴取は契約の重要な手続であり、また仮に法律上のトラブルに至った場合には契約約款に基づいた解決が困難となりかねない。今後は必ず請書を徴取する必要がある。

②予定価格調書の作成について

契約に際しては、一般競争入札や指名競争入札の場合だけでなく、随意契約の場合であっても必ず予定価格を定める必要がある（名古屋市契約規則第 2 条、同第 18 条及び同第 19 条の 2)。何故なら、事前に適正な上限金額としての予定価格を設定することにより、公費の適切な支出を図る必要があるためである。

しかし、契約 H、I、J、L、及び N については予定価格調書が作成されておらず、他の資料からも予定価格が決定された様子は見られない。このため、事業者から徴取する見積額がそのまま契約金額になってしまっている。実務上は見積金額について目視により金額的妥当性のチェックがなされているものと思われるが、予定価格の設定は制度上必要なことから、予定価格調書として記録を残すべきで

ある。

③一者随意契約について

抽出した随意契約８件の内、４件は契約しようとする相手方のみから見積書を徴取する、いわゆる一者随意契約であった。名古屋市契約規則第 20 条によれば、随意契約による場合は、原則として見積書を２人以上の者から徴取しなければならず、例外的に契約をしようとする者のみの見積書によることができる場合を、下記のケースに限定している。

（一）予定価格が 30 万円以下のものについて契約をするとき。
（二）特に販売価格の定まったものについて契約をするとき。
（三）契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき。
（四）緊急を要するものについて契約をするとき。
（五）前各号に定めるもののほか、市長が２人以上の者から見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

(ⅰ)契約 G について

随意契約の理由が５号（緊急を要する場合）であり、これは上記（四）でそのまま一者随意契約が行える理由にもなっているため、一者随意契約としたことについて監査上の問題はないものと認められる。

(ⅱ)契約 K について

業者選定調書には、随意契約の理由として「本委託は、平成 15 年度に実施した耐震診断結果をもとに、則武保育園について、建物の使用状況や施工状況等を調査し、改修補強案等の作成を行うものである。下記業者は、則武保育園の耐震診断を行っており、この業務委託に精通している唯一の業者であるので、本委託は下記業者と随意契約することが適切であると考える。」と記されている。

この件名について随意契約を交わしたこと自体は、もともと予定価格が少額随意契約の範囲内（100 万円以下）であり、検討するまでもなく妥当である。

しかし、一者随意契約とすることについて、本契約では上記（三）に該当するともとれるが、平成 15 年度に実施した耐震診断結果は名古屋市の所有であり、これを他の耐震対策業者に照会することによって見積書を徴取することはできたはずである。つまり、随意契約によること自体に問題はないが、一者随意契約とする必要はなかったものと考えられる。できるだけ競争性を高め、コスト低減に努めるべきである。

(ⅲ)契約 I について

本契約に係る契約書類には、少額（100 万円以下）を理由とする随意契約による旨が記載されているのみであり、一者随意契約とした理由は記載されてい

ない。また、契約金額は 925 千円と上記（一）にも該当しない。よって、通常の随意契約であり、２者以上の業者から見積書を徴取して競争性を高めるよう努めるべきであったといえる。

(ⅳ)契約Ｈについて

本契約は、少額（100 万円以下）を理由とする随意契約であり、かつ単価契約である。上記（一）によれば、予定価格が 30 万円以下の場合は一者随意契約によることができることから、本契約の予定価格 89 円はこれを満たしており、一者随意契約とされたものと考えられる。

しかし、単価契約による予定価格が 30 万円を超えるケースは考えにくく、これでは支払総額が多額であっても上記（一）を根拠に一者随意契約とすることができるため、競争性を高める上で支障となる可能性がある。

単価契約に係る競争入札では、一般競争入札とするか指名競争入札とするかを区別する際、事前に支払総額を見積もり、その規模に応じて区分する慣行がある。このこととの平衡を考慮すれば、単価契約に係る随意契約においても支払総額を見積り、これが 30 万円を超えると見積もられる場合には通常の随意契約として、２者以上の業者から見積書を徴取するべきである。

## 第８．給食

### Ⅰ．概要

### １．制度

公立保育所の園児の昼食費等を扶助する目的で、食材費相当額を一般会計から支出している。

### ２．支出状況

公立保育所に係る給食費等の推移は次のとおりである。

| | 金額（円） |
|---|---|
| 平成 13 年度 | 669,776,446 |
| 平成 14 年度 | 687,258,704 |
| 平成 15 年度 | 676,081,082 |
| 平成 16 年度 | 679,984,633 |
| 平成 17 年度 | 672,509,773 |

（資料出所：保育課）

(1)一括購入

子ども青少年局が一括購入している食材の購入額の推移は次のとおりである。

① 牛乳

| | 購入単価 | 本数（1000ml） | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| 平成 13 年度 | 215 | 389,959 | 83,841,185 |
| 平成 14 年度 | 215 | 397,758 | 85,517,970 |
| 平成 15 年度 | 215 | 399,653 | 85,925,395 |
| 平成 16 年度 | 215 | 397,782 | 85,523,130 |
| 平成 17 年度 | 215 | 397,232 | 85,404,880 |

②パン

| | 購入単価 | 食数（食） | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| 平成 13 年度 | 37.8 | 281,023 | 10,622,664 |
| 平成 14 年度 | 37.8 | 283,701 | 10,723,893 |
| 平成 15 年度 | 37.8 | 283,113 | 10,701,667 |
| 平成 16 年度 | 37.8 | 269,935 | 10,203,539 |
| 平成 17 年度 | 37.8 | 264,346 | 9,992,274 |

③脱脂粉乳

| | 購入単価 | 箱数（箱） | 金額（円） |
|---|---|---|---|
| 平成 13 年度 | 13,000 | 62 | 806,000 |
| 平成 14 年度 | 13,000 | 45 | 585,000 |
| 平成 15 年度 | 13,000 | 52 | 676,000 |
| 平成 16 年度 | 13,000 | 46 | 598,000 |
| 平成 17 年度 | 12,000 | 41 | 492,000 |

(2)個別購入

各園が子ども青少年局からの予算配分に基づき、個別に購入している飲食物費（おかず類）及び保育諸費（おもちゃ等）の購入額の推移は次のとおりである。

飲食物費（おかず類）

| | 金額（円） |
|---|---|
| 平成 13 年度 | 574,506,597 |
| 平成 14 年度 | 590,431,841 |
| 平成 15 年度 | 578,778,020 |
| 平成 16 年度 | 583,659,964 |
| 平成 17 年度 | 576,620,619 |

## Ⅱ．監査の結果

### １．保育園運営費の予算実績管理について

(1)概要

保育課から割当てられた予算に基づいて、各園が直接購入し、保育課へ支払依頼をかけることができる予算項目として、扶助費における飲食物費と保育諸費がある。保育課は年度当初、一定の基準に基づいて各園に飲食物費と保育諸費を予算配分し、各園はそれぞれの予算の範囲内で飲食物費からは園児の食費（パン・牛乳代を除く）に、保育諸費からはおもちゃ等の支出に充てている。

(2)結果

保育課は扶助費の予算配分については飲食物費と保育諸費に区分し、それぞれについて各園の予算額を決定しているが、執行結果については平成 12 年に財務会計システムが導入されて以来、各園からの結果報告の提出を停止しており、年に一度実施する事務指導時の査閲を除いて、システム上で各園の扶助費を一括してチェックしているのみであり、飲食物費と保育諸費の区分別の執行状況は管理されていない。なお、平成 17 年度の保育諸費は 184,986,636 円である。

飲食物費と保育諸費に区分して予算を設定する以上、実績管理についても区分別に実施すべきである。

**２．牛乳代金請求書の保管について**

(1)概要

子ども青少年局は各園で消費する牛乳を一括購買しているため、その管理資料として、事業者からは月分保育園給食用牛乳代金請求書（個々の納入業者から提出されるもので、納品書に類する書式。支出手続きに使用される請求書は個々の月分保育園給食用牛乳代金請求書を総括したもの。以下「牛乳代金請求書」という。）によって納入数量・金額を把握し、各園からは支払依頼表によって購入数量を確認している。

(2)結果

平成 17 年度の牛乳購買について、牛乳代金請求書と支払依頼表を照合しようとしたところ、牛乳代金請求書については処分済であり、照合確認ができなかった。

牛乳代金請求書の処分理由は枚数が多いため（年間 1,500 枚程度（124 か園×12 か月））とのことであるが、監査の対象になりうる期間の資料は枚数の多少にかかわらず整理・保管する必要がある。

なお、支出手続きに使用される請求書は名古屋市情報あんしん条例施行細則に基づいて 5 年間保管されている。

## 第９．固定資産

### １．公有財産の管理について

(1)概要

子ども青少年局においては公有財産の取得・管理・処分等に関して名古屋市財産条例及び名古屋市公有財産規則に基づいて行っている。公有財産規則においては、公有財産の維持、保存及び使用の状況や公有財産台帳と現況との符合について以下のように規定している。

（平常管理）
第 14 条　局長及び教育長は、常にその所管する公有財産の現況を把握し、特に次の各号に掲げる事項について留意し、状況に応じて必要な措置を講じなければならない。
（１）維持、保存及び使用の状況
（２）土地の境界
（３）電気、ガス、給排水及び防火施設の整備の状況
（４）公有財産台帳と現況との符合
（５）使用の許可をし、又は貸し付けた公有財産の使用料又は貸付料の適否

(2)意見

公有財産は、土地、建物、工作物、物権及び無体財産権等の財産をいい、常に現況の把握を行い管理することが求められる。保育所における公有財産台帳の正確性を確保するためには、こうした平常管理とあわせて増築・改築あるいは改修工事が行われた場合には、公有財産台帳と現況との符合を行うことが望ましい。

### ２．公有財産台帳の記載について

(1)概要

公有財産台帳は、公有財産規則により各局等において調製することが義務付けられている。また、台帳の様式は、公有財産事務取扱いの手引きに規定されている。

（台帳の調製）
第 50 条　局長及び教育長は、その所管する公有財産について、法第 238 条第 1 項各号に掲げる種類（不動産及び不動産の従物にあっては、土地、建物、工作物及び山林を、その種類とする。）及び同条第 3 項に定める分類に従い、公有財産台帳を調製しなければならない。

(2)結果

当該規程に基づき子ども青少年局においても公有財産台帳が作られているが、記載の内容に関して以下のような問題点がある。

① 調製されている建物台帳には通常建物付属設備に該当するものについて電気設備やその他（衛生設備)、ガス設備、冷房設備等の大きな単位で記載されているものがあり、実際に管理可能な単位で記載がなされておらず、設備の内容あるいは実態が判らないものがある。

建物台帳の記載を電気設備やその他（衛生設備）等の全部を一括化した形で記載するのではなく、実際に台帳に基づいて管理することができる単位で記載すべきである。

② 公有財産台帳の棟・名称・付属設備等名欄が空欄になっており、台帳に計上されている資産の内容が判断できないものがある。下記の表は当該設備に関して公有財産台帳上判明している事項である。

（表１）設備内容不明公有財産

| 保育所名 | 棟番号 | 台帳価額（千円） | 建築年月日 |
|---|---|---|---|
| 中保育園 | 001-01-01 | 858 | S.48.3.31 |
| 中保育園 | 001-01-02 | 110 | S.48.3.31 |

公有財産台帳に設備の名称等資産管理の基本となる情報が記載されていなければ、台帳が機能を発揮できなくなるため、記載事項は記載漏れのないようにする必要がある。

③ 建物台帳は公有財産台帳の中でも増築・改修等により公有財産台帳に追加記載が生じる場合の多いものである。以下は上飯田南保育園の平成 12 年度の改築工事に関する工事完了報告書と台帳の対応関係を記載したものである。サンプルとして抽出した当該増築工事 1 件につき、以下のように記載漏れと推測できる事項が発見された。

（表２）平成 12 年度実施上飯田南保育園増築関連工事資料

**公有財産台帳内容**

| 棟番号 | 名称 | 台帳価額（千円） |
| --- | --- | --- |
| 001-02 | 園舎 | 52,093 |
| 001-02－01 | その他（衛生設備） | 17,955 |
| 001-02－02 | ガス設備 | 3,353 |
| 台帳上増築その他電気工事に対応するものは計上されていない | | |

**工事完了報告書内容**

| 工事内容 | 工事請負代金額（千円） | 検査終了日 |
| --- | --- | --- |
| 増築その他工事 | 70,875 | H13.3.19 |
| 増築その他追加工事 | 3,150 | H13.3.19 |
| 増築その他衛生空調工事 | 15,750 | H13.3.19 |
| 増築その他衛生空調追加工事 | 2,205 | H13.3.19 |
| 増築その他ガス工事 | 3,353 | H13.3.19 |
| 増築その他電気工事 | 9,975 | H13.3.15 |
| 増築その他電気追加工事 | 409 | H13.3.15 |

工事が実施された際は全ての関連工事につき台帳記載の必要性のあるものは漏れなく、適切に記載する必要がある。

### ３．火災等損害填補について

(1)概要

名古屋市の損害保険制度には、火災等損害てん補積立基金と社団法人全国市有物件災害共済会（建物総合損害共済及び自動車損害共済）の 2 種類がある。

火災等損害てん補積立基金は、火災・風水害等に備えて、名古屋市の内部におい

て毎年度基金を積み立てるものである。建物総合損害共済とは、地方自治法第 263 条の２により社団法人全国市有物件災害共済会に委託するものである。火災等損害てん補積立基金は、比較的被災リスクの小さいものを対象とし、建物総合損害共済は、比較的被災リスクの大きいものを対象としている。

具体的に、火災等損害てん補積立基金を積み立てるか、あるいは、建物総合損害共済に委託するかは、以下のように取り扱われる。

| 建物の種類 | 加入区分 | 予算の主管 |
|---|---|---|
| ①主たる構造が非木造の建物（⑥⑦以外） | 火災等損害てん補積立基金 | ア　一般会計分　財政局（但し教育委員会所管建物は教育委員会）<br>イ　特別会計分　所管局区室 |
| ②主たる構造が木造の建物 | 建物総合損害共済 | 同上 |
| ③危険度の高い建物 | 同上 | 同上 |
| ④市外に所在する建物 | 同上 | 同上 |
| ⑤借用又は管理委託を受けている建物で加入する必要があるもの | 同上 | 借用又は管理委託を受けている局区室及び教育委員会 |
| ⑥市営住宅の建物 | 同上 | 住宅都市局 |
| ⑦病院事業会計の建物 | 同上 | 健康福祉局 |

注意事項

１　同一敷地内に２棟以上の建物がある場合

（１）主たる建物の構造が木造の場合、その敷地内の全ての建物は木造として取扱う。

（２）主たる建物の構造が非木造の場合、その敷地内の全ての建物は非木造として取扱う。

２　同一建物内で所管局が異なることにより、加入区分が異なる場合

どちらか一方に統一して付保するよう努めるものとする。

３　工作物及び動産の取扱い

（１）加入基準

１件の見積価額１００万円以上又は総額が１０００万円以上となるもので付保することが適当と思われるもの

（２）加入区分

各工作物及び動産が存する建物の加入区分による。

（出典：公有財産事務取扱いの手引き）

(2)意見

公立保育所の中には種々の理由から市営住宅、福祉会館、児童館等と合築されているものがある。下記リストに記載されているものは、市営住宅の 1 階若しくは 1 階及び 2 階に合築されているものである。

これらについても、現在①主たる構造が非木造の建物と判断され、火災等損害てん補積立基金に評価額の 1,000 分の 0.05 を毎年度積み立てている。

しかし、同じ建物に合築されており、同じ被災リスクを有しているのに、保育所に対しては火災等損害てん補積立基金を積み立て、市営住宅に対しては建物総合損害共済に加入するというのは不合理である。市営住宅と合築されている保育所に対しても建物総合損害共済に加入すべきである。

<table>
<tr><th>区</th><th>保育所名</th><th>階層</th><th>区</th><th>保育所名</th><th>階層</th></tr>
<tr><td rowspan="3">千種区</td><td>星ヶ丘保育園</td><td>1</td><td>中川区</td><td>畑田保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>北千種保育園</td><td>2</td><td rowspan="3">港区</td><td>港保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>春里保育園</td><td>1</td><td>茶屋保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>東区</td><td>矢田保育園</td><td>1</td><td>丸池保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="4">北区</td><td>名城保育園</td><td>1</td><td rowspan="3">南区</td><td>宝保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>上飯田東保育園</td><td>1</td><td>氷室保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>東志賀保育園</td><td>1</td><td>宝生保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>上飯田南保育園</td><td>1</td><td rowspan="2">守山区</td><td>本地第一保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>西区</td><td>藤の宮保育園</td><td>1</td><td>本地第二保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>瑞穂区</td><td>新開保育園</td><td>1</td><td rowspan="2">緑区</td><td>はざま保育園</td><td>1</td></tr>
<tr><td>熱田区</td><td>宮西保育園</td><td>1</td><td>森の里保育園</td><td>1</td></tr>
</table>

**４．備品に関する検査について**

(1)概要

子ども青少年局及び各保育所が準拠する必要のある名古屋市会計規則において、物品の検査について以下のように規定されている。

（検査）

146条　物品管理者は、使用中の物品の使用状況について毎年 1 回第 138 条第 1 項各号の帳票と照合のうえ検査しなければならない。

物品会計事務の手引き本文より抽出

> 物品会計機関
>
> ア、通知機関
>
> 通知機関は、市長及びその権限の一部の委任を受けた区長である。実務においては、収入役及び物品出納員に対する受払いの通知を各課公所の長が代決することになっており、会計規則上の物品管理者とは、これらの代決権者を指し、組織上の物品管理責任を有することとなっている。
>
> イ、出納機関
>
> 出納機関は、収入役および物品出納員である。物品出納員は、各課、公所等に置かれ、配置された組織の分掌事務の執行のために必要な物品及び占有動産並びに基金に属する動産（区の物品出納員にあっては、基金に属する動産を除く。）の出納保管について、収入役から委任を受けており（規則第 7 条)、主として、各課公所の庶務または経理の担当係長の職にあるものが充てられている。

上記規定より、各保育所においては代決権者たる園長が物品管理者に該当するため、園長に毎年 1 回の物品検査が義務づけられていることになる。

⑵意見

会計規則第 136 条に基づき備品の受高・払高および現在高を管理するために記帳される備品出納簿の検査欄を閲覧すると、検印のないものが多く発見された（下記表 3 参照)。検査欄に検印がないのは、上記会計規則第 146 条に基づく検査が行われているか否か不明である。検査を行った場合は、物品会計事務の手引きに従って、検印を確実に押印することが望ましい。

（表 3 ）備品出納簿より抽出した未検印項目の一部（上ノ池・上名古屋保育園分のみから抽出している。）

| 保育所名 | 物品 | 取得価額（円） | 台帳記載年月日 |
|---|---|---|---|
| 上ノ池保育園 | 身長計 | 42,000 | H17/3/11 |
| 上ノ池保育園 | コンピュータ | 86,100 | H16/11/19 |
| 上ノ池保育園 | ワイヤレスマイク | 33,800 | H17/10/3 |
| 上ノ池保育園 | ファクシミリ装置 | 36,750 | H11/3/31 |
| 上ノ池保育園 | 電気掃除機 | 26,040 | H16/2/12 |
| 上ノ池保育園 | コンピュータ | 86,100 | H16/11/19 |
| 上ノ池保育園 | テント | 241,500 | H14/8/10 |
| 上名古屋保育園 | 保湿器 | 23,690 | H14/3/31 |
| 上名古屋保育園 | 裁縫ミシン | 39,700 | H14/1/28 |

## ５．備品の有効活用について

(1)概要

備品の有効管理に関しては、庁内において未利用品のリサイクルを行うため、イントラネットの庁内リサイクル情報掲示版上で各課等が譲渡及び譲受希望の情報交換をし、それを適時利用している。また、保育所に関しては、園長間で個々に物品について情報交換を行うケースもあるとのことである。しかし、子ども青少年局が提出したデータ上では、各保育所からの申請は一件も掲示板上表示されていなかった。また、上ノ池及び上名古屋保育園の出納の理由（備品出納帳）を閲覧したところ、購入若しくは廃棄がほとんどであり他園等に保管転換され利用されているケースというのは見受けられなかった。

(2)意見

備品の保有内容及び使用状況について情報を共有化し、未利用の備品については保管転換等の手続をとり有効活用を図るべきであると考える。

## ６．耐震対策状況について

(1)概要

東海地震や昨今の耐震偽装の報道にも起因して住民の施設の耐震能力に関する関心は高い状況にある。このような現状の中で、園児を保育所に委託している保護者も耐震には敏感になっていると考えられる。

全 124 の公立保育所の耐震対策の進行状況は以下のとおりである。

（表４）公立保育所　耐震対策状況　平成１８年４月１日現在

| 対象区分 | 保育所 | 保育所数 |
|---|---|---|
| ①現行耐震基準 | 汁谷、星が丘、千代田橋、北、鳩岡、大野、藤の宮、上名古屋、新富町、平池、白金、高蔵、富田第一、富田第二、港西、神松等 | 28 施設 |
| ②現行耐震基準でない | | 95 施設 |
| （ｉ）耐震診断済 | | 62 施設 |
| a 改修不要 | 春里、東、砂田橋、如意、尾上、上飯田南、水草、宮前、山田、比良西、森田、直来、軍水、新開、宮西、神宮東、十番、富田第三、豊成、南陽第一、土古等 | 35 施設 |
| b 改修済 | 北千種、都、矢田、名城、上飯田東、東志賀、畑田、港、氷室、本地第一、本地第二、はざま、森の里 | 13 施設 |

| c 要改修 | | 14 施設 |
|---|---|---|
| ア改修済 | にじが丘、猪子石第一、猪子石第二 | 3 施設 |
| イ未改修 | 東栄、内山、振甫、二ツ橋、御田、中、正色第一、山下、大永寺、よもぎ、島田第一 | 11 施設 |
| （ⅱ）簡易推計済 | | |
| a 診断不要 | 東山、千種台、宮根、味鋺、西味鋺、田幡、野南、鳥森、荒輪井、大池、安田、正色第二、中島、南陽第二、南陽第三等 | 33 施設 |
| ③廃園予定により不要 | 則武 | 1 施設 |

（ⅰ）上記表 4 のうち「②（ⅰ）c 要改修」及び「③廃園予定により不要」に該当する 15 保育所について耐震改修が必要とされている。しかし、平成 18 年度末で廃園予定である則武保育園を除く 14 保育所のうち、11 保育所の耐震改修が未だ行われていない。耐震改修が行われていない保育所の状況については、以下のリストのとおりである。

（表５）　耐震改修未実施保育所診断結果リスト

| 保育所名 | 診断結果 | 定員数（H17.4.1 現在） | 児童数（H17. 4.1 現在） | 建設年次 |
|---|---|---|---|---|
| 内山保育園 | Ⅱ－1 | 156 | 135 | 昭和 40 年 |
| 二ツ橋保育園 | Ⅱ－1 | 90 | 80 | 昭和 46 年 |
| 御田保育園 | Ⅱ－1 | 90 | 75 | 昭和 46 年 |
| 正色第一保育園 | Ⅱ－1 | 90 | 83 | 昭和 46 年 |
| 中保育園 | Ⅱ－1 | 100 | 88 | 昭和 47 年 |
| 東栄保育園 | Ⅱ－2 | 120 | 95 | 昭和 47 年 |
| 島田第一保育園 | Ⅱ－1 | 120 | 114 | 昭和 49 年 |
| 大永寺保育園 | Ⅱ－1 | 100 | 102 | 昭和 50 年 |
| 振甫保育園 | Ⅱ－1 | 40 | 35 | 昭和 51 年 |
| よもぎ保育園 | Ⅱ－1 | 90 | 100 | 昭和 52 年 |
| 山下保育園 | Ⅱ－1 | 90 | 97 | 昭和 54 年 |
| 合　　計[①] | | 1,086 | 1,004 | |
| 公立保育園合計[②] | | 11,808 | 11,131 | |
| 耐震改修未実施保育所園児割合[①÷②] | | 9.1% | 9.0% | |

(2)意見

上記リストより、平成 17 年 4 月 1 日時点においては 1,000 名を超える保育園児が

耐震改修未了の保育園において、生活をしていたという状況にあったことがわかる。この中でも、特に東栄保育園に関しては診断結果がⅡ－２（建築基準法の現行耐震基準程度の性能を満たさず、優先的に耐震対策の検討が必要な建物）に該当しており、即急に対応していくべきである。児童や職員等の安全を図るため、早急な耐震対策の実施が望まれる

平成 19 年外部監査公表第２号

地方自治法第２５2条の38第６項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成１９年２月８日

名古屋市監査委員　小　島　七　郎
同　田　中　里　佳
同　加　藤　雄　也
同　本　田　俊一郎

## 平成18年外部監査公表第1号関係分（平成18年11月30日現在の措置状況）

環境局

1　北環境事業所における超過勤務実績の不適切な処理について

（指摘事項）

超過勤務実績が実績に裏付けられたものであることを、超過勤務記録簿と警備委託先の民間警備保障会社による状況報告書の照合により検証した。その結果、北環境事業所（4月～7月分について実施）において、就業時前の業務の実施時間を業務終了後の超過勤務として記録していた。これは、実際に業務を行った時間を超過勤務として伺い・命令すべきものであると考えられる。業務開始前に「事務整理作業」等を行った時間相当分を、実際には執務していない時間に付け替えたことは、超過勤務実務について不適切な伺い及び命令が行われていたことを意味するものと判断することができ、早急に改善措置をとられたい。

（措置状況）

平成18年2月に指摘事項に対する徹底を図るため、「超過勤務手当支給事務の適正化について」という通達文を発行し、超過勤務手当支給対象職員に「超過勤務の取扱いに係る確認シート」を配布し結果を報告させた。

また、その後の伺い及び命令の状況を把握するため、3ヶ月に1度公所長より報告をもらっている。

これにより、再度超過勤務の適正管理を公所長に促し、不適切な伺い及び命令がなされないよう徹底を図った。

2　南陽工場における薬品購入の減額契約について

（指摘事項）

ごみ焼却工場では、有害物質を外部に排出しないこと等のために各種薬品を使用している。このような薬品類は財政局への契約依頼により半年単位で契約がなされ、工場稼動に必要な量を発注している。

平成16年度の南陽工場における消石灰、アンモニア水及び特殊反応助剤の購入実績について、当初契約額と購入実績の比較を行うと、当初契約額は約146百万円であったのに対し、購入実績は119百万円であった。このように実績が当初契約額を大幅に下回っており、その差異は27百万円（18.3%）となっている。

この３つの薬品のうち差異が特に大きなものは、特殊反応助剤（12百万円・30.3%）であった。このような大きな差異については、当初、想定しなかった特殊要因があったわけではない。南陽工場に搬入されるごみの組成等の変動によって、薬品の使用量が大きく影響を受けるものともいわれているが、財政局への契約依頼段階での余裕率を事実上、過大に設定し過ぎたためではないかと考えられる。このような過大な余裕率は、予算の最適配分の妨げになるため、より適切な余裕率の設定を行われるよう検討されたい。

（措置状況）

財政局と協議を行い、機動的な供給体制が実施できるよう、必要最小限の範囲における入札にとどめ、その範囲を超過した場合は必要の都度環境局で契約する方式に変更した。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 7日

名古屋市長　　松　　原　　武　　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ミッドランドスクエア

名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号

2　変更した事項

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

| | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 名称 | （仮称）名駅四丁目 7番地区共同ビル | ミッドランドスクエア | 平成17年2月24日 |
| 所在地 | 名古屋市中村区名駅四丁目 701番　外14筆 | 名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号 | 平成18年4月17日 |

(2)　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 設置者 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 東和不動産㈱ | 代表取締役　加藤　武彦 | 代表取締役　神尾　隆 | 平成17年6月23日 |
| ㈱毎日新聞社 | 代表取締役　斎藤　明 | 代表取締役　北村　正任 | 平成18年6月26日 |

(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | 名　　称 | 代表者の氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|---|---|
| 変更前 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 変更後 | ㈱Ａ・Ｃ・Ｔ | 代表取締役舟橋　健介 | 東京都港区六本木六丁目 1番20号 |
| | ㈱Ｔｈｅ　Ｃｒｅａｍ　ｏｆ　ｔｈｅ　Ｃｒｏｐ　ａｎｄ　Ｃｏｍｐａｎｙ | 代表取締役田島　雄志 | 東京都中央区銀座五丁目 5番 8号 |

| | | |
|---|---|---|
| ㈱富澤商店 | 代表取締役<br>富澤　一郎 | 東京都町田市原町田四丁目 4番 6号 |
| ㈱ディーンアンドデルーカジャパン | 代表取締役<br>横川　紀夫 | 東京都渋谷区神宮前一丁目 1番 3号 |
| ㈱ローソン | 代表取締役<br>新浪　剛 | 大阪府吹田市豊津町 9番 1号 |
| ㈱ギャラリー門 | 代表取締役<br>高橋　隆介 | 東京都中央区銀座六丁目 7番 4号 |
| ㈱紫野和久傳 | 代表取締役<br>桑村　綾子 | 京都市中京区六角通東洞院東入滕屋町 186番 |
| ㈱ユーハイム | 代表取締役<br>河本　武 | 神戸市中央区港島中町七丁目 7番 4 |
| ＬＶＪグループ㈱ロエベジャパンカンパニー | 代表取締役<br>藤井　清孝 | 東京都港区南青山一丁目 1番 1号 |
| ＬＶＪグループ㈱ルイ・ヴィトンジャパンカンパニー | 代表取締役<br>藤井　清孝 | 東京都港区南青山一丁目 1番 1号 |
| ＬＶＭＨウォッチ・ジュエリージャパン㈱ショーメディヴィジョン | 取締役<br>髙木　恒雄 | 東京都千代田区隼町 3番16号 |
| ＬＶＪグループ㈱セリーヌジャパンカンパニー | 代表取締役<br>藤井　清孝 | 東京都港区南青山一丁目 1番 1号 |
| クリスチャンディオール㈱ | 代表取締役<br>エリック・バラ | 東京都千代田区隼町 3番16号 |
| リシュモンジャパン㈱カルティエ | 代表取締役<br>西村　豊 | 東京都千代田区麹町 1丁目 4番 |
| ㈱アバハウスインターナショナル | 代表取締役<br>真岸　洋一 | 東京都目黒区青葉台一丁目17番 6号 |
| ㈱フォクシー | 代表取締役<br>前田　進 | 東京都渋谷区神宮前四丁目 2番16号 |
| ㈱藤栄 | 代表取締役<br>伊藤　英資郎 | 名古屋市中区丸の内三丁目 6番14号 |
| ㈱グリーンスタンプ | 代表取締役<br>春日　善和 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号 |
| ㈲ヒエイ | 代表取締役<br>日榮　伸一 | 名古屋市東区白壁二丁目16番38号 |
| ㈱メルローズ | 代表取締役<br>大楠　祐二 | 東京都目黒区青葉台二丁目18番 1号 |

| | ㈱リンク・インターナショナル | 代表取締役<br>畑　誠 | 東京都港区南青山七丁目 3番 6号 |
|---|---|---|---|
| | ㈱ワールド | 代表取締役<br>寺井　秀蔵 | 神戸市中央区港島中町六丁目 8番 1号 |
| | ＢＬＢＧ㈱ | 代表取締役<br>田窪　寿保 | 東京都港区白金台三丁目 3番 2号 |
| | ㈱フィーゴ | 代表取締役<br>千田　望 | 東京都港区南青山六丁目11番 9号 |
| | ㈱リーミルズエージェンシー | 代表取締役<br>菅野　徹二 | 東京都中央区日本橋小舟町 6番 6号 |
| | ㈱モード・エ・ジャコモ | 代表取締役<br>熊本　克明 | 東京都渋谷区神宮前三丁目35番 8号 |
| | ㈱ワイヴァーンテイルショップ | 代表取締役<br>加藤　良平 | 名古屋市東区泉一丁目15番23号 |
| | ㈱サンエーインターナショナル | 代表取締役<br>三宅　正彦 | 東京都渋谷区渋谷一丁目 2番 5号 |
| | ㈱メガネの和光 | 代表取締役<br>清水　恭一 | 名古屋市中区栄三丁目15番 4号 |
| | ㈱イデアインターナショナル | 代表取締役<br>橋本　雅治 | 東京都港区芝五丁目13番18号 |

3　変更の日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地並びに設置者の代表者については、上記2で既述

(2) 小売業者については、平成18年12月 6日

4　変更した理由

(1) 大規模小売店舗の名称については、新店舗の正式名称を決定したため

(2) 大規模小売店舗の所在地については、住居番号を得たため

(3) 設置者については、代表者の変更のため

(4) 小売業者については、入店のため

5　届出の日

平成19年 1月25日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成19年 2月 7日から平成19年 6月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成19年 6月 7日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 7日

名古屋市長　　松　　原　　武　　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ミッドランドスクエア
名古屋市中村区名駅四丁目 7番 1号

2　変更しようとする事項
荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設 | 面積 | |
|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 |
| 建物地下 2階荷さばき施設 | 100平方メートル | 192平方メートル |

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

3　変更の日
平成19年 3月 6日

4　変更しようとする理由
利用者の施設内歩行動線に配慮して、より顧客の利便性を高めるため

5　届出の日
平成19年 1月25日

6　届出書等の縦覧場所
名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
平成19年 2月 7日から平成19年 6月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を

設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先
　平成19年 6月 7日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 7日

名古屋市長　松　原　武　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
名古屋市中区栄三丁目1601番　外24筆

2　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| №. | 変更前 | | | 変更後 | | | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　称 | 代表者の氏名 | 住　所 | 名　称 | 代表者の氏名 | 住　所 | |
| 1 | ㈱コラン・ジャパン | 代表取締役<br>八代　良雄 | 兵庫県芦屋市公光町11番 1号 | — | — | — | 平成17年<br>6月15日 |
| 2 | 東邦瓦斯㈱ | 代表取締役<br>早川　敏生 | 名古屋市熱田区桜田町19番18号 | — | — | — | 平成16年<br>7月31日 |
| 3 | — | — | — | ハーモニー補聴器㈱ | 代表取締役<br>菅谷　保巳 | 東京都墨田区堤通一丁目19番 1号 | 平成16年<br>6月 1日 |

3　変更の日
上記 2で既述

4　変更した理由
（1）№. 1及び№. 2の小売業者については、退店のため
（2）№. 3の小売業者については、入店のため

5　届出の日
　平成18年12月 8日

6　届出書の縦覧場所
　名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
　平成19年 2月 7日から平成19年 6月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
　午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先
　平成19年 6月 7日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 7日

名古屋市長　松　原　武　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
名古屋市中区栄三丁目1601番　外24筆

2　変更しようとする事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場 | 実効収容台数 | | 収容台数 | | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | |
| エンゼルパーク駐車場 | 841台 | 828台 | 6,215台 | 851台 | — |
| 矢場公園駐車場 | | | | 141台 | — |
| パークプレイス駐車場 | | | | 148台 | — |
| 市営久屋駐車場 | | | | 510台 | — |
| ヤマサンパーキング | | | | 370台 | — |
| ハセガワパーキング | | | | 62台 | — |
| 栄Mパーキング | | | | 188台 | — |
| エムテックみずかめパーキング | | | | 72台 | — |
| 昭栄パーク | | | | 64台 | — |
| 栄メンバーズオフィスビル駐車場 | | | | 32台 | — |
| シャトル 136 パーキング | | | | 136台 | — |
| エムテック伊勢町パークビル | | | | 108台 | — |
| 共栄パーキング | | | | 27台 | — |
| タワーパーク錦 | | | | 91台 | — |
| プラザーパーキング栄 | | | | 24台 | — |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 栄 3パーク | | | | 30台 | — |
| 栄01パーキング No. 1 | | | | 30台 | — |
| 東栄パーキング | | | | 50台 | — |
| 田島パーキングビル | | | | 600台 | — |
| アートパーク東海 | | | | 560台 | — |
| 若宮パーク | | | | 505台 | — |
| ナディアパーク地下駐車場 | | | | 440台 | — |
| イトマス駐車場 | | | | 450台 | — |
| 大一栄パーキング | | | | 450台 | — |
| 白川栄パーキング | | — | | — | 平成14年 6月30日 |
| ピュア$O_2$駐車場 | | — | | — | 平成14年 6月27日 |
| 藤和花菱駐車場 | | — | | — | 平成18年 5月16日 |
| サカエブラビーパーキング | — | 1台 | — | 232台 | 平成13年10月31日 |
| 名鉄協商パーキングすいほう園 | — | 10台 | — | 125台 | 平成14年 4月21日 |
| 栄スカイパーキング駐車場第 1駐車場 | — | 1台 | — | 30台 | 平成15年 9月18日 |
| 栄スカイパーキング駐車場第 2駐車場 | — | 1台 | — | 30台 | 平成15年 9月18日 |
| その他 | 298台 | 変更なし | 298台 | 変更なし | — |
| 計 | 1,139台 | 1,139台 | 6,513台 | 6,654台 | |

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

| 小売業者 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| ㈱松坂屋 | 午前10時00分 | 午前10時00分（年間 2日は午前 9時30分） | 平成19年 1月 2日 |

| 田崎真珠㈱ | | 変更なし | ― |
|---|---|---|---|
| ㈱ティポア | | | |
| ハーモニー補聴器㈱ | | 午前 9時00分 | 平成19年 1月 2日 |

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| №. | 駐車場 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 松坂屋南館駐車場 | 午前 9時30分から午後10時30分まで | 午前 9時30分から午後10時30分まで（年間 2日は午前 9時00分から午後10時30分まで） | 平成19年 1月 2日 |
| 2 | エムテックみずかめパーキング | 午前 7時30分から午後11時30分まで | 午前 7時30分から午前 3時00分まで（年間70日は午前 7時30分から午後12時00分まで） | 平成17年 2月 1日 |
| 3 | 昭栄パーク | 午前 8時00分から午前 1時00分まで | 午前 8時00分から午前 1時00分まで（年間70日は午前 8時00分から午後12時00分まで） | 平成17年 7月31日 |
| 4 | 栄メンバーズオフィスビル駐車場 | 午前 8時30分から午前 2時00分まで | 午前 8時30分から午前 2時00分まで（年間70日は午前 9時30分から午後 8時00分まで） | 平成15年10月 6日 |
| 5 | シャトル 136パーキング | 午前 8時00分から午前 2時00分まで | 午前 7時00分から午前 2時00分まで（年間70日は午前 8時00分から午後10時00分まで） | 平成16年 7月 1日 |
| 6 | タワーパーク錦 | 午前 8時00分から午後12時00分まで | 午前 0時00分から午後12時00分まで | 平成16年11月11日 |
| 7 | ブラザーパーキング栄 | 午前 8時30分から午後 9時30分まで | 午前 7時00分から午後12時00分まで | 平成17年 8月 1日 |
| 8 | 栄 3パーク | 午前 8時00分から午後10時00分まで | 午前 9時00分から午後10時00分まで | 平成15年12月22日 |
| 9 | 栄01パーキングNo. 1 | 午前 7時30分から午後11時00分まで | 午前 8時00分から午後10時30分まで（年間70日は午前 9時00分から午後10時00分まで） | 平成15年 4月 1日 |

| 10 | イトマス駐車場 | 午前 8時00分から午後12時00分まで | 午前 0時00分から午後12時00分まで | 平成17年 6月 1日 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 大一栄パーキング | 午前 7時00分から午前 2時00分まで | 午前 0時00分から午後12時00分まで | 平成14年 4月 1日 |
| 12 | 白川栄パーキング | 午前 0時00分から午後12時00分まで | — | 平成14年 6月30日 |
| 13 | ピュアＯ$_2$駐車場 | 午前 0時00分から午後12時00分まで | — | 平成14年 6月27日 |
| 14 | 藤和花菱駐車場 | 午前 8時00分から午後 9時30分まで | — | 平成18年 5月16日 |
| 15 | サカエブラビーパーキング | — | 午前 0時00分から午後12時00分まで | 平成13年10月31日 |
| 16 | 名鉄協商パーキングすいほう園 | — | 午前 0時00分から午後12時00分まで | 平成14年 4月21日 |
| 17 | 栄スカイパーキング駐車場第 1駐車場 | — | 午前 8時00分から午後11時00分まで | 平成15年 9月18日 |
| 18 | 栄スカイパーキング駐車場第 2駐車場 | — | 午前 8時00分から午後10時00分まで | 平成15年 9月18日 |

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 白川栄パーキング | 1箇所 | — | 平成14年 6月30日 |
| ピュアO$_2$駐車場 | 1箇所 | — | 平成14年 6月27日 |
| 藤和花菱駐車場 | 1箇所 | — | 平成18年 5月16日 |
| サカエブラビーパーキング | — | 1箇所 | 平成13年10月31日 |
| 名鉄協商パーキングすいほう園 | — | 2箇所 | 平成14年 4月21日 |
| 栄スカイパーキング駐車場第 1駐車場 | — | 1箇所 | 平成15年 9月18日 |
| 栄スカイパーキング駐車場第 2駐車場 | — | 1箇所 | 平成15年 9月18日 |
| その他 | 52 箇所 | 変更なし | — |
| 計 | 55箇所 | 57箇所 | |

出入口の位置については、縦覧によります。

3　変更の日
　上記 2で既述

4　変更しようとする理由
(1) 駐車場の位置及び収容台数並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置については、契約駐車場の閉鎖及び新たな契約駐車場の追加のため
(2) 小売業者の開店時刻については、顧客の利便性を図るため
(3) №.１の駐車場の利用時間帯については、営業時間の変更のため
(4) №.2から№11までの駐車場の利用時間帯については、契約駐車場の利用時間帯の変更のため
(5) №12から№14までの駐車場の利用時間帯については、契約駐車場の閉鎖のため
(6) №15から№18までの駐車場の利用時間帯については、新たな契約駐車場の追加のため

5　届出の日
　平成18年12月 8日

6　届出書等の縦覧場所
　名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
　中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
　平成19年 2月 7日から平成19年 6月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
　午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先
　平成19年 6月 7日　　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 9日

名古屋市長　松　原　武　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨシヅヤ名西店
名古屋市西区名西二丁目3301番 3

2　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | 名　称 | 代表者の氏　名 | 住　所 |
|---|---|---|---|
| 変更前 | ㈱義津屋 | 代表取締役 伊藤　彰浩 | 愛知県津島市新開町一丁目 6番地 |
| 変更後 | ㈱義津屋 | 代表取締役 伊藤　彰浩 | 愛知県津島市新開町一丁目 6番地 |
| | ㈱四五コーポレーション | 代表取締役 中野　信幸 | 東京都豊島区東池袋三丁目 1番 1号 |
| | 山崎製パン㈱ | 代表取締役 飯島　延浩 | 東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号 |
| | 愛眼㈱ | 代表取締役 佐々　栄治 | 大阪市天王寺区大道四丁目 9番12号 |
| | ㈱あーる工房 | 代表取締役 鬼頭　明彦 | 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内十一丁目94 |
| | ㈱オールプランツ | 代表取締役 北　哲男 | 名古屋市千種区法王町 2丁目 5番 |
| | 磯田園製茶㈱ | 代表取締役 磯田　義人 | 愛知県田原市田原町柳町28番地の 1 |
| | ㈱マツモトキヨシ | 代表取締役 松本　南海雄 | 千葉県松戸市新松戸東 9番地 1 |

| | | |
|---|---|---|
| ジュピターコーヒー㈱ | 代表取締役<br>内林　久雄 | 東京都文京区本駒込四丁目41番 4号 |
| ㈱システム14 | 代表取締役<br>石田　勝彦 | 大阪市北区天神橋三丁目 7番 9号 |
| フジパンストアー㈱ | 代表取締役<br>國廣　哲彦 | 名古屋市瑞穂区松園町 1丁目50番地 |
| 日本ＭＥＦ㈱ | 代表取締役<br>岡田　実 | 東京都台東区上野六丁目16番16号 |
| ㈱寿屋 | 代表取締役<br>川合　弘治 | 名古屋市西区城西二丁目19番 8号 |
| ㈱デリカスイト | 代表取締役<br>堀　冨士夫 | 岐阜県大垣市築[illegible]町 5丁目77番地 |
| ダイリキ㈱ | 取締役<br>高橋　健次 | 大阪市西区新町一丁目27番 9号 |
| ㈱ニューウオジョウ | 代表取締役<br>伊藤　文夫 | 愛知県犬山市大字五郎丸字隅田20番地 3 |
| ㈱ライトオン | 代表取締役<br>藤原　政博 | 茨城県つくば市吾妻一丁目11番 1号 |
| ㈱ハニーズ | 代表取締役<br>江尻　義久 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番の 1 |
| ㈱エービーシー・マート | 代表取締役<br>金城　正宏 | 東京都渋谷区神南一丁目11番 5号 |
| ㈱パレモ | 代表取締役<br>中本　敏幸 | 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 |
| ㈱マルビシ洋装店 | 代表取締役<br>高木　茂希 | 愛知県津島市天王通り六丁目 3 |
| あずみ㈱ | 代表取締役<br>原岡　稔 | 名古屋市中区錦三丁目20番27号 |
| ㈱川スミ | 代表取締役<br>川澄　一夫 | 三重県桑名市大字大仲新田字新井水下67番地 3 |
| ㈱東京デリカ | 代表取締役<br>木山　茂年 | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番地 1号 |
| ㈱ワールド | 代表取締役<br>寺井　秀藏 | 神戸市中央区港島中町六丁目 8番 1号 |
| 日本トイザらス㈱ | 代表取締役<br>小野　圭 | 川崎市幸区大宮町1310番地 |

| | ㈱アルペン | 代表取締役<br>水野　泰三 | 名古屋市西区児玉三丁目35番18号 |
|---|---|---|---|
| | 東京ブックセンター開発㈱ | 代表取締役<br>熊沢　健 | 東京都八王子市八日町一丁目11番 |

3　変更の日
　平成18年11月 7日

4　変更した理由
　入店のため

5　届出の日
　平成18年12月25日

6　届出書の縦覧場所
　名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
　平成19年 2月 9日から平成19年 6月11日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
　午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先
　平成19年 6月11日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 9日

名古屋市長　　松　　原　　武　　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・コンランショップ名古屋店
名古屋市中区栄五丁目 215番地　外 7筆

2　変更した事項
大規模小売店舗の名称

| 変更前 | 変更後 |
| --- | --- |
| 林物産栄五丁目店舗 | ザ・コンランショップ名古屋店 |

3　変更の日
平成17年12月10日

4　変更した理由
店舗名が変更となったため

5　届出の日
平成18年12月21日

6　届出書の縦覧場所
名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
平成19年 2月 9日から平成19年 6月11日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の

提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成19年 6月11日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 2月 9日

名古屋市長　　松　　原　　武　　久

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・コンランショップ名古屋店
名古屋市中区栄五丁目 215番地　外 7筆

2　変更しようとする事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場 | 実効収容台数 | | 収容台数 | | 変　更<br>年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | |
| 富士美駐車場 | 5台 | — | 5台 | — | 平成18年12月30日 |
| 大一栄パーキング | 5台 | 3台 | 440台 | 450台 | 平成18年12月30日 |
| パークプレイス駐車場 | — | 3台 | — | 148台 | 平成18年 1月11日 |
| エンゼルパーク駐車場 | — | 4台 | — | 851台 | 平成18年 1月11日 |
| その他 | 3台 | 変更なし | 3台 | 変更なし | — |
| 計 | 13台 | 13台 | 448台 | 1,452台 | |

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 | 変更前 | 変更後 | 変　更<br>年月日 |
|---|---|---|---|
| 富士美駐車場 | 午前 8時00分から午後11時00分まで（日曜日及び祝日は午前 8時00分から午後 6時00分まで) | — | 平成18年12月30日 |

| パークプレイス駐車場 | — | 午前 7時30分から午後11時00分まで | 平成18年 1月11日 |
|---|---|---|---|
| エンゼルパーク駐車場 | — | 午前 7時00分から午後11時00分まで | 平成18年 1月11日 |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場 | 出入口の数 | | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 | |
| 富士美駐車場 | 1箇所 | — | 平成18年12月30日 |
| パークプレイス駐車場 | — | 2箇所 | 平成18年 1月11日 |
| エンゼルパーク駐車場 | — | 6箇所 | 平成18年 1月11日 |
| その他 | 3箇所 | 変更なし | — |
| 計 | 4箇所 | 11箇所 | |

出入口の位置については、縦覧によります。

3　変更の日
上記 2で既述

4　変更しようとする理由
お客様の利便性を高めるため

5　届出の日
平成18年12月21日

6　届出書等の縦覧場所
名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
平成19年 2月 9日から平成19年 6月11日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先
平成19年 6月11日　　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を平成19年2月7日懲戒処分に付した。

平成19年2月7日

名古屋市長　松　原　武　久

| 所属及び補職名 | 処 分 の 内 容 | 処　分　理　由 |
| --- | --- | --- |
| 南区主事 | 免職 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| 中区主事 | 免職 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| 西区主事 | 免職 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| 守山区主事 | 停職6月 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |